

2017年度
東洋大学審査学位論文

罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方

—地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査と
デンマークの現地調査から—

福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻博士後期課程

4710100006 岡部 眞貴子

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 序 章 | 7 |
| 第一節 はじめに | 7 |
| 1. 問題意識 | 7 |
| 2. 研究の背景 | 8 |
| 3. 研究の目的 | 11 |
| 4. 研究の方法 | 12 |
| 第二節 論文の構成 | 13 |
| 1. 論文の章立て | 13 |
| 2. 論文章立て図 | 16 |
| 第一章 罪を犯した高齢者の実情 | 17 |
| 第一節 罪を犯した高齢者の現状 | 17 |
| 1. 罪を繰り返す高齢者の増加 | 17 |
| 2. 傷害・暴行を行う高齢者の増加 | 21 |
| 3. 増加する認知症高齢者の犯罪 | 22 |
| 4. 社会の歪を体現する罪を犯した女性高齢者 | 24 |
| 第二節 罪を犯すことと社会との関係 | 25 |
| 1. 犯罪の背景と社会的要因 | 25 |
| 2. 社会的要因としての刑事政策 | 26 |
| 第三節 罪を犯した高齢者の社会復帰の困難性 | 27 |
| 1. 社会からの偏見・差別による居場所のなさ | 27 |
| 2. 求められる罪を犯した高齢者像の変化と福祉的支援 | 28 |
| 第四節 小 括 | 28 |
| 第二章 罪を犯した人の社会復帰に関連する制度・施策 | 30 |
| 第一節 再犯防止推進法の動向 | 30 |
| 1. 再犯防止推進法における社会復帰支援の位置づけ | 30 |
| 2. 再犯防止推進法成立までの経緯 | 31 |
| (1) 再犯の増加と社会の安全の強化 | 31 |
| (2) 再犯防止推進法と目標としてのオリンピック成功 | 33 |
| 3. 再犯防止推進法成立につながった「再犯防止に向けた総合対策」の評価 | 33 |
| 4. 再犯防止推進計画について | 35 |
| 第二節 罪を犯した人の社会復帰支援における福祉制度 | 36 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 生活困窮者自立支援法における罪を犯した高齢者の社会復帰支援 | 36 |
| 2. 地域包括ケアと罪を犯した高齢者の社会復帰 | 37 |
| 3. 罪を犯した人の社会復帰における地方自治体の役割 | 39 |
| 第三節 刑事司法と社会福祉の協働施策 | 41 |
| 1. 出口支援の施策　－地域生活定着促進事業－ | 41 |
| 2. 入口支援の施策化　－試行事業－ | 41 |
| 第四節 一般施策の社会復帰支援への関わり | 44 |
| 第五節 小 括 | 47 |
| 第三章 罪を犯した人の社会復帰支援の司法と福祉の関わり | 48 |
| 第一節 更生保護について | 48 |
| 1. 更生保護に求められる個人と社会の保護の両立 | 48 |
| 2. 個人の保護と社会の保護の議論　－犯罪への責任性について－ | 49 |
| 3. 国連による更生保護の理念　－東京ルールズによる社会内処遇－ | 50 |
| 4. 罪を犯した高齢者と更生保護 | 51 |
| 第二節 司法福祉について | 52 |
| 1. 司法福祉の概念 | 52 |
| 2. 司法福祉の基本的な考え方としての規範的解決と実体的解決について | 54 |
| 3. 司法福祉の対象領域の拡大 | 54 |
| 4. 法的思考と臨床的思考の違い | 55 |
| 5. 罪を犯した高齢者支援と司法と福祉の協働 | 56 |
| 第三節 これまでの刑事司法と社会福祉の関わりの変化 | 58 |
| 1. 社会的バルネラブルな罪を犯した人の支援の源流としての救貧政策 | 58 |
| 2. 非行少年の増加と司法福祉 | 59 |
| 3. 少年事件と保護観察官の福祉的役割 | 61 |
| 4. 司法制度改革と司法福祉 | 61 |
| 5. 罪を犯した高齢者と司法福祉 | 62 |
| 第四節 小 括 | 63 |
| 第四章 罪を犯した高齢者の社会復帰支援の課題 | 67 |
| 第一節 罪を犯した高齢者の援助の類型化 | 67 |
| 第二節 課題検討の枠組みとしての法とソーシャルワーク | 69 |
| 1. 法とソーシャルワークの考え方 | 69 |
| 2. 援助の接点としての規範的解決と実体的解決 | 70 |
| 3. 社会福祉と法の理論 | 70 |
| 第三節 具体的検討への視点 | 71 |

| | |
|---|----|
| 1. 基本的諸要素 | 71 |
| 2. ソーシャルワークの法理論と罪を犯した高齢者支援との関係..... | 71 |
| 3. 対象となる問題は何か..... | 71 |
| 4. 目的は何か：どういう目的のために法を適用しようとしているのか..... | 72 |
| 5. どんなニーズ・権利・危険が存在しているか..... | 73 |
| 6. 法的な文脈の状況はどうか：対象としている問題が法とどのような関係にあるのか..... | 73 |
| 7. 組織との関係の状況はどうか..... | 74 |
| 8. 資源の状況はどうか：利用可能な資源の状況..... | 74 |
| 9. いつ、ソーシャルワーカーは介入すべきなのか..... | 74 |
| 10. その決定はいつ再審査されるのか..... | 74 |
| 11. 誰が決定を行うのか..... | 75 |
| 12. 誰が何をするのか..... | 75 |
| 13. 目標をどのように達成していくのか..... | 75 |
| 14. 法はどのように具体化されるのか..... | 75 |
| 15. 目標に到達していることをどのように認知するか..... | 75 |
| 第三節 四類型の特性と支援のあり方の検討 | 76 |
| 1. 軽微な罪を繰り返す高齢者の課題 —福祉的支援を中心に— | 76 |
| (1) 事例と特徴 | 76 |
| (2) 出所後の経済的支援についての課題..... | 77 |
| (3) 社会復帰における住居の課題 —安住の場所のない高齢者—..... | 80 |
| (4) 専門職の関わり必要性..... | 84 |
| 2. 介護殺人等の罪を犯した満期出所高齢者の支援課題 —福祉的支援を中心に— | 85 |
| (1) 介護殺人等の罪を犯した高齢者の事例と特徴..... | 85 |
| (2) 殺人等の重大な罪を犯した高齢者支援の視点..... | 86 |
| (3) 社会的に孤立した高齢者支援の課題..... | 88 |
| (4) 地域の見守り体制..... | 89 |
| 3. 初犯で罪を犯した高齢者の支援課題 —刑事司法と福祉の協働支援— | 90 |
| (1) 急にキレル高齢者の特徴と事例..... | 90 |
| (2) 支援課題検討のための視点..... | 90 |
| (3) 刑務所に入らないための支援..... | 91 |
| (4) 「再犯防止推進法」への入口支援の位置づけ..... | 92 |
| (5) 施策化の必要性..... | 93 |
| 4. 刑事司法の関わりが優先される罪を犯した高齢者の支援課題..... | 93 |
| (1) 事例と特徴 | 94 |
| (2) 社会の人びとの認識..... | 94 |
| (3) 福祉的援助の限界..... | 95 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 小 括 | 95 |
| 第五章 地域生活定着支援センターからの実態調査..... | 98 |
| 第一節 調査対象者の所属機関の概要..... | 98 |
| 1. 地域生活定着支援センター | 98 |
| 2. 事業内容..... | 100 |
| (1) 実績状況..... | 100 |
| (2) 施策の課題 | 102 |
| (3) 支援後の再犯..... | 103 |
| (4) 事業の評価 | 104 |
| 第二節 調査内容 | 105 |
| 第三節 調査の方法と結果..... | 106 |
| 1. 倫理的配慮 | 106 |
| 2. 調査対象者 | 106 |
| 4. 調査の方法 | 107 |
| 5. 語りからのコード・マトリックス..... | 107 |
| 6. 6つの概念カテゴリー | 109 |
| 第四節 支援者の【対象者理解】の変化..... | 110 |
| 1. 罪を犯した高齢者について、「矯正施設での理解」 | 111 |
| 2. 「罪を犯した高齢者理解の変化」 | 112 |
| 3. 「犯罪の背景をみることの大切さ」 | 113 |
| 第五節 【支援のスタンス】の確立 | 114 |
| 1. 「支援者と高齢者の関係の変化」 | 115 |
| 2. 「犯罪者からひとりの高齢者支援」へ..... | 116 |
| 3. 「柔軟なスタンスと待つ支援」 | 116 |
| 第六節 【援助の目標】について | 117 |
| 1. 「ニーズを重視した個別支援」 | 118 |
| 2. 支援の目標としての「つなげる支援」 | 119 |
| 3. 「社会に認められる支援」と支援者のジレンマ..... | 120 |
| 第七節 【関係機関の連携と課題】 | 121 |
| 1. 「協働体制の未整備」 | 122 |
| (1) 行政の無理解..... | 122 |
| (2) 社会福祉や医療との連携不足..... | 123 |
| (3) 地域との関係と排除..... | 123 |
| 2. 「関係機関との連携促進」 | 124 |
| 第八節 社会復帰支援課題として【制度の不備】と【資源の不足】 | 125 |

| | |
|--|-----|
| 1. 制度の不備 | 125 |
| 2. 資源の不足 | 125 |
| 第九節 小 括 | 127 |
| 1. 支援者による罪を犯した高齢者支援スタンスの生成プロセス | 128 |
| 2. 支援の協働体制の未整備と関係づくりの動き | 129 |
| 3. 支援の課題と解決に向けての支援者活動 | 130 |
| 4. よりよい支援に向けての視点 | 130 |
| 第六章 海外の実地調査と文献調査からみた支援のあり方 | 133 |
| 第一節 デンマーク刑事司法の背景 | 134 |
| 1. デンマークの基本情報と司法制度の概要 | 134 |
| 2. デンマークの刑事司法 | 135 |
| 3. デンマークの矯正保護サービス (Prison and Probation Service) | 136 |
| 第二節 開放刑務所の実態調査 | 137 |
| 1. 調査の概要 | 138 |
| 2. 刑務所概要 | 138 |
| 3. 処遇についてのヒアリング | 139 |
| (1) ノーマライゼーション理念の実践 | 139 |
| (2) 自立生活に向けての処遇 | 140 |
| (3) 重点を置いている教育プログラムと職業訓練 | 141 |
| (4) 早期釈放支援 | 142 |
| 4. 課 題 | 143 |
| 第三節 デンマークの社会奉仕命令(コミュニティ・サービス・オーダー) | 145 |
| 1. コミュニティ・サービス・オーダーの取組み | 145 |
| 2. コミュニティ・サービス・オーダーを支える社会保障 | 146 |
| 3. コミュニティ・サービス・オーダーの評価 | 146 |
| 第四節 罪を犯した人との共存についての議論 | 147 |
| 第五節 司法と福祉の一貫した支援 | 148 |
| 第六節 その他の海外の取組み状況について – ドイツ・イタリア・韓国の文献調査から – | 149 |
| 1. ドイツの犯罪者処遇 | 149 |
| 2. ドイツの高齢犯罪者の特性 | 150 |
| 3. イタリアの罪を犯した高齢者への社会内処遇 | 152 |
| 4. 我国と類似する韓国の罪を犯した高齢者支援の動向 | 153 |
| 第七節 考 察 | 154 |
| 1. 社会復帰政策における連携 | 154 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 2. 社会復帰と社会保障..... | 156 |
| 3. 地域での社会復帰支援..... | 157 |
| 4. 個人の保護と社会の保護への示唆..... | 158 |
| (1) デンマークの実践..... | 158 |
| (2) ドイツの実践..... | 159 |
| (3) イタリアの実践..... | 159 |
| (4) 韓国の実践..... | 160 |
| 終章 罪を犯した高齢者の社会復帰のあり方の考察..... | 161 |
| 第一節 ソーシャルワークを基盤とした支援の必要性..... | 161 |
| 1. 援助の共通価値としての「ひとりの高齢者としての支援」..... | 161 |
| 2. 地域生活に向けての生活リハビリテーションの必要性..... | 162 |
| 第二節 支援の協働体制としての包括的援助の必要性..... | 163 |
| 1. 連携体制の未整備..... | 163 |
| 2. 連携不足による影響..... | 164 |
| 3. 支援機関の一元化の必要性..... | 165 |
| 4. 地域でのケアシステムの必要性..... | 166 |
| 第三節 社会的合意に向けての議論の必要性..... | 167 |
| 1. 日本の現状..... | 167 |
| 2. 地域との共存の実験..... | 167 |
| 3. 社会内処遇の動向..... | 168 |
| 4. 社会との合意に向けての実践..... | 169 |
| 第四節 今後の展望と残された課題 – 具体的支援に向けて –..... | 169 |
| おわりに 謝辞..... | 172 |
| 参考・引用文献..... | 173 |

序 章

第一節 はじめに

1. 問題意識

近年、高齢者や障害者という本来、社会福祉の対象者である人の再犯罪が増加している。特に高齢者は増加率が高い。受刑によるデメリットは、それまでの社会関係の断絶や社会権の剥奪、そして、高齢による心身の衰えに伴う受刑生活の厳しさや病気による受刑中の死亡も考えられる。なぜ、高齢者は、人生の最終段階にきて心身のリスクがありながら犯罪という反社会的な行動をとるのであるだろうか。犯罪を繰り返すことによって軽微な罪であろうが、受刑がまぬがれない¹。一般的な高齢者がすごす穏やかな生活とはかけ離れた生活になる。

それに対して、援助体制はどのようになっているのだろうか。責任主体はどこであるだろうか、犯罪に関わったということからは、刑事司法であろうか、あるいは、社会生活に重点をおくならば社会福祉であろうか。

さらに、社会はこの状況をどのように捉えるべきか、戦前戦後にかけて、現在の日本の礎ともいえるべき高度経済成長社会を支え、社会の一戦で働いてきた高齢者を犯罪者として刑務所に入れて、日々の安全な生活をおくるだけで良いのだろうか。

筆者は、介護保険制度が出来てから高齢者福祉に関わってきた。そこでは、介護保険制度という枠内ではあるが、高齢期の生活は国民の権利として保障され、支援体制や責任主体も完全ではないが、明確である。だが、同じ高齢者でも罪を犯した高齢者は、介護保険の理念である「地域で、その人々が有する能力に応じ、尊厳を保持したその人らしい自立した日常生活を営むことができることを目指す」とは、かけ離れた生活をおくることになる。受刑により社会的権利は剥奪され、集団生活が要求される。筆者はこのギャップに問題意識をもち、罪を犯した高齢者の社会復帰に福祉的立場から支援する業務に携わりながら、同時に、罪を犯した高齢者がどのようにしたら地域で穏やかに暮らせるのか、ソーシャルワーカーとして何ができるのか、ということの研究を積み重ねてきた。

現在の罪を犯した高齢者への社会復帰支援事業は、2009年より開始された「地域生

¹ 累犯加重として、累犯者は懲役刑の刑期が加重される。例えば、第1の犯罪について懲役刑の執行を終わり若しくはその執行の免除を得た後、5年以内に更に第2の罪を犯し、有期懲役になった場合、または、そのような犯罪が3回以上続く場合である。（刑法56条、59条）。

活定着支援センター」が中心となって行っている。しかし、この事業は、急増する高齢者・障害者等への緊急的な対策であり、見切り発車的に開始したため試行錯誤の運営であり、援助のあり方については、議論が重ねられている状況である。その支援には経済的・社会的・身体的・心理的と多義に渡り、これまでの刑事司法の枠組みだけでの対応では限界があると考えられる。また、導入ありきで始まった司法と福祉の協働事業であるため、それまで、触法者に関わった経験の少なかった福祉支援者に戸惑いをもたらし、支援の共通価値や認識が確立していないと言われている。また、その施策や実践の評価、具体的な支援のあり方等も今後の課題となっている。

現在、これらの課題を整理して、今後の有効な支援方を提示することが求められている。例えば、福祉的観点からの支援といっても、その福祉的観点とはどのようなものか、司法と福祉の連携といっても其々の原理や実践の違いや共通性は何か、事業における他領域との連携の接点はどこか、福祉的支援の有効性はどこか、地域との関係性や共通認識の必要性等、整理されていない課題は少なくない。

これらの課題を整理することは、犯罪に環境要因が影響することの多い社会的弱者である罪を犯した高齢者の社会権の復活や福祉的生活のための権利擁護をいう面がある。同時に社会の安心・安全な生活にも寄与すると考えられる。

このような問題意識のもと、本論文では、罪を犯した高齢者の社会復帰に有効な支援方法とはいったいどのようなものかを明らかにする。

2. 研究の背景

罪を犯した高齢者や障害者が社会的問題とされたのは、2008年、元国会議員であった山本譲司氏自身の受刑体験²による「刑務所内には、再犯罪を繰り返す福祉的ニーズを持つ受刑者が多数おり、刑務所が福祉施設の代替え施設になっている」（山本 2008：230-265）との報告がされたことによる。これにより、それまで不可視化されていた社会的弱者としての犯罪者の実態が社会に明らかにされた。

その後、問題を重視した厚生労働省と法務省は省庁の壁を越え、実態調査を始め、事実が少しずつ社会に発信され始めた。その実態は、生活困窮によって、おにぎり一つ盗んで刑務所へ出入りを繰り返す高齢者や障害者の増加、福祉的支援を受けられずに短期間に再犯を重ねているというものであった。これらの人びとは、重複した生活困難を抱え、「社会的バルネラビリティ」として社会福祉が積極的に関わる必要性のある人びと

² ジャーナリスト、元衆議院議員。2004年8月『獄窓記』が新潮ドキュメント賞受賞。2006年、「累犯障害者」出版。

である。「現代において人間存在としての個人や家族のウェルビーイングが脅かされている、あるいはそのおそれがある状態」「現代社会がもたざるをえない一般性や普遍性という特質に適合できない人」である。(古川 2009 : 61)。

犯罪動機としては、「生活困窮」型、「社会的孤立」型の犯罪の増加があると言われ、福祉的対応の必要性が認識された(平成 26 年度版犯罪白書)。

これは、司法と福祉の狭間の問題として対応がせまられることになった。特に、高齢者については、その増加率は、高齢者人口の増加をはるかに上回り、さらに認知症高齢者や女性高齢者の増加も指摘されている。一般に高齢者になると、穏やかになり社会的な問題を起こすことも少なくなると考えられていることから、単に高齢者人口の増加では説明がつかない社会事象であるとして社会的関心が高まっている。また、社会的危機として取りあげなければならない問題であるとの認識も広まっている。

この問題の対応として、厚生労働省と法務省は協働して高齢者や障害者を中心とした社会的バルネラブルな人に対する社会復帰支援を始めた。刑務所に社会福祉士を配置し、受刑者が出所後、社会生活へすみやかに移行できるように社会との連携体制を組んだ。同時に、受け皿としての社会の方でも、福祉的支援のニーズのある受刑者に、出所後直ちに、福祉サービスや福祉施設等につなげ、地域での継続的生活が可能になるように、各都道府県に 1 カ所ずつ「地域生活定着支援センター」(以下、支援センターという)を設置し、罪を犯した人の社会復帰支援を開始した。その目的には次のように司法と福祉の連携・協働がいちづけられた。「高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す)退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする」(「地域生活定着支援事業」)。

これらの福祉的支援の施策化を後押ししたもののひとつとして、2000 年前から取り組みが始まった司法制度改革³がある。我が国の司法制度は、1999 年に社会構造の変化に対応するため「司法制度改革審議会」を内閣に設置し、司法制度全般の改革が始まった。社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築していくことをめざし、2001 年に 2 年間の審議の結果として、司法制度改革審議会意見書を取りまとめ報

³ 我国において、1999 年(平成 11 年)以来行われている司法制度全般に関する改革である(1999 年 7 月 27 日第一回司法制度改革審議会開催)。司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築していくことを目指している。

告された。この意見書には、司法制度の機能を充実強化、自由かつ公正な社会の形成に資するため、(1)国民の期待にこたえる司法制度の構築、(2)司法制度を支える法曹の在り方、(3)国民的基盤の確立を3つの柱として掲げた上で、司法制度の改革と基盤の整備に向けた改革が行われた。

刑事司法の分野でも「国民に開かれた司法」をめざし、矯正保護、更生保護改革がおこなわれた。刑務所内の処遇や社会内の保護観察の在り方、犯罪者の社会復帰支援の不足等が指摘され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」や「更生保護法」⁴が新しく制定された。例えば、2006年には、100年続いた「監獄法」⁵が改正され、翌年、2008年には60年振りに犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法とを整理統合した「更生保護法」が制定された。この過程を「更生保護のあり方を考える有識者会議」⁶では、更生保護制度の過去・現在を検証し、今後の在り方や方向性を検討するものとして次のように説明した。「現状の社会復帰の課題として、矯正施設から社会復帰に至るまでの一貫性のある計画的な処遇がないこと」(最終報告書)。矯正保護での議論では、社会復帰に重点をおいた矯正処遇の重要性と出所後の支援の必要性が言及され、2006年9月には、法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会」⁷において「施設内処遇と社会内処遇を適切に連携させて、再犯防止・社会復帰を一層促進させる」と施設の開放化の方向性を示した。その際、指摘されたのが、出所後の社会福祉の役割の重要性であった。これに呼応するように、社会福祉では、その養成課程に「更生保護」(2007年)が導入され、福祉と司法の連携による罪を犯した人への社会復帰の制度化が進められた。

また、その間、罪を犯した人の社会復帰の問題は、国の問題として「犯罪対策閣僚会議」で「再犯防止に向けた総合対策」として議論された。その背景には、再犯率が2004年から毎年上昇しており、2011年には57.4%になっていたことがある。加えて、凶悪事件の発生も連続し、社会の不安感が増大していることがあった。政府は、それらを緊急

⁴ 2008年6月に「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が整理統合され、「更生保護法」が制定された。再犯防止のための規範性や生活環境調整・就労支援等が強化された。

⁵ 日本のかつての法律である(明治41年3月28日法律第28号)。刑事施設における被収容者の処遇について定めていた。自由刑の執行および行刑処遇に関連する事項を規定していた。立法当時の行刑思想を反映し、国と受刑者の特別権力関係を基礎として立法されたため、受刑者の地位と権利保護の点で不十分であるなどと指摘されていた。2006年、5月24日「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正された。

⁶ 法務省は2005年7月、保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として、「国民の期待に応える更生保護を実現するために」と、「更生保護のあり方を考える有識者会議」を立ち上げた。審議会は、合計17回の会議を開催した後、2006年6月に最終報告書を提出した。

⁷ 法務省法制審議会において、2006年から2009年まで26回審議し、「被収容者人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止・社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇の在り方等について」議論した。

的課題と捉え、「再犯防止のための取り組みと、効果的かつ具体的な施策を講ずる」とし、2012年7月、犯罪対策閣僚会議において「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を、今後10年間で20%以上削減する」という数値目標を発表した。その後、2016年12月には「再犯防止推進法」⁸として国と地方公共団体の責務を明らかにした法律が制定された。

現在、再犯防止推進法の制定にみられるように罪を犯した人への社会復帰には、援助が必要であるという認識が定着してきている。特に、司法と福祉の協働を基に個別性に着目した生活支援という福祉的支援が重要と考えられるようになってきている。

その支援には、刑事司法と社会福祉が中心となり多様な機関や人の関わりが求められている。核となる刑事司法と社会福祉の関わりは、戦後、関係が薄くなった時期があった。その関係に変化が起こったのは20世紀末からである。オウム真理教の無差別殺人事件や池田小学校乱入殺傷事件により厳罰化が始まり、矯正施設収容率が100%を越え、その中に社会的バルネラブルな人の占める割合の増大が明らかになった。それは社会問題となり、責任機関である法務省と厚生労働省は対応を迫られ、連携事業として「地域生活定着促進事業」を導入したという経緯がある。だが、前述したように、これは、施策的連携であり実態がともなったものではなかった。

加えて、同時期に、司法制度改革の一環として、刑務所処遇法と更生保護法に社会復帰が位置づけられた。また、2014年には、「再犯防止推進法」が成立し、高齢者、障害者等へ「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」（第十七条）が位置づけられた。

3. 研究の目的

本研究では上記のような問題関心と研究の背景から社会的バルネラブルな状態にいる罪を犯した高齢者の社会復帰を問題として取り上げ、その有効な支援のあり方を明らかにすることを目的とする。罪を犯した高齢者を福祉的支援の必要な人ととらえ、その援助は社会福祉の役割だとの立場から生活のwell beingの確保を目指す。

具体的には、①これまでの罪を犯した高齢者像を問い直し、その実情を明らかにすること、②支援の前提となっている司法と福祉の連携の形を検討し、実際の支援にはどのような協働が有効かということを確認し、③地域との共存にむけて何が必要かと

⁸ 平成28年12月14日に「再犯等の推進に関する法律」が施行された。目的は「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることから、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」

明らかにする。

支援のあり方を考察するためには、罪を犯した高齢者の実態を把握する必要がある。一般に、高齢者は年を取れば穏やかになり、人生の先輩として豊富な人生経験から、社会的規範を若者に伝えていき、社会との共存のあり方を教える人と考えられている。また、その生活面では、それまでの経済的蓄積をもとに過不足ない生活がおくれると考えられている。このような一般的に考えられている高齢者像と罪を犯した高齢者の実態にはどのようなギャップがあり、どのように埋めたらよいのかということ明らかにする必要がある。

加えて、支援という面からは、罪を犯した高齢者が刑事司法に関わった経験があるという特徴から司法と福祉の協働の形や、それを核とした他の支援に関わる機関との連携のあり方を明らかにすることが必要になる。その連携には、制度のようなフォーマルな関わりやインフォーマルな関わりもあることが考えられる。

また、社会復帰の生活の場である地域との関係は、罪を犯した高齢者と住民の立場から支援のあり方を検討する必要がある。双方の保護や利益の両立を明らかにすることが求められている。地域との関係を明らかにすることは、社会復帰における地域資源にもかかわる問題であるので、検討することが必要であると考ええる。

だが、本研究の目的を達成するための課題としては、罪を犯した高齢者の社会復帰の問題が近年社会に可視化されてきたということから、これまでの支援の実践事例が少ないということである。したがって、高齢で罪を犯した高齢者以外の取組みも含めて、先駆的に取組んでいる事業等を国内外から参考にする必要があると考える。

4. 研究の方法

研究方法としては、本論文の目的が「より良い社会復帰支援のあり方」ということで社会復帰の問題を大きく捉えているため、幅広く資料等を用いる。先行研究、刑事司法と社会福祉からの公的データや事例、法制度からは罪を犯した高齢者の実情とそれに対する社会復帰支援の制度や施策、社会資源の状況が明らかになる。

支援のあり方を検討するポイントとして、現在の社会復帰支援の状況から課題を抽出する。多面的に課題を捉えるために二方面から行う。一方で、当為的に罪を犯した高齢者への援助を検討し、課題を明らかにする。その際の理論的枠組みとしては、援助の対象者が社会的バルネラブルな高齢者ということから法や制度の運用をソーシャルワークの視点から分析する方法を用いる。他方で、罪を犯した高齢者へ実際に支援を行っている援助者からのヒアリングにより集めた逐語を分析し、支援において何が不足し、ど

こをどのように変化させる必要があるのかということをも具体的に明らかにする。二方面から明らかになった課題をすり合わせて、現在、我国で必要な社会復帰支援のポイントを示す。

課題を基に罪を犯した高齢者へのよりよい支援を考察する際には、これまでの成功事例や先駆的モデルを参考にする。参照する取組み事例としては、海外の実地調査や文献調査によって収集したものを使用する。海外の罪を犯した人への支援と日本の罪を犯した人への支援状況を比較、分析することにより、大局的な見地からより良い援助について考察できる。その結果から、日本において取組める可能性があり、実現可能性の高いアプローチのポイントを示唆する。

第二節 論文の構成

1. 論文の章立て

本論文は7章立てである。次に、各章の内容を示す。はじめに、問題意識として、なぜ、現在、罪を犯した高齢者が社会的問題と考えられるようになり、福祉的観点からは何が求められているのか、ということの説明をする。その上で、研究の背景として、福祉的支援に必要な罪を犯した人の問題が明らかにされてきた経緯を報告書や制度に沿って説明する。現状の高齢者の社会復帰の問題は司法と福祉の領域にまたがり、その社会復帰支援についてはまだ体制が整っておらず、今後の研究、実践が待たれていることを説明する。

第1章では、先行研究を基に罪した高齢者の実態を明らかにする。罪を犯した高齢者の多くは一般に考えられているような攻撃性はなく、社会的弱者としての生活経験を過ごしてきた人であり、犯罪の要因は、個人的要因というより、社会的な要因の影響が大きいということが示された。さらに、社会復帰支援については、社会からの排除や高齢者の特性に合った制度や社会資源が少なく、社会復帰が困難な状況であることが示された。また、社会の中では居場所がなく孤立している状況がある。

第2章では、罪を犯した高齢者の社会復帰支援の現状を制度と社会資源から明らかにした。罪を犯した高齢者は、実際にその社会復帰で何を必要とするのか、現在どのような支援が行われているのかということを整理した。

支援制度については、2016年に制定された「再犯防止推進法」が、国と地方自治体に社会復帰支援の責務を位置づけた法律として総合的支援制度になっている。だが、法律の目的は国の安全を重視した傾向があり、高齢者の生活背景への考慮や個別的配慮は

不足である状況が示された。社会復帰支援としての福祉施策は社会保障が重要な部分となっているが、実質的に運用してくという観点からは福祉的実践の重要性が確認された。現在の社会的バルネラブルな人への実質的な支援施策は、厚生労働省と法務省連携事業である「地域生活定着促進事業」が主に担っている状況が示された。

第3章では、先行研究から明らかになった課題としての「司法と福祉の連携」について整理するために、双方の関係について理論的、歴史的に検討した。その結果、明らかになったことは司法と福祉の制度や運用の視点の違いであった。したがって、罪を犯した高齢者の支援を実際に行うためには、司法と福祉の原理や原則、価値観の分析が必要だということが示された。また、考え方としては、法の規範的解決と福祉実践である実体的解決が調和される必要があることが明らかになった。

第4章では、第一章から第三章までで明らかになった知見をもとに、社会復帰支援の課題と考えられることを整理した。方法としては、視点としての法(制度)とソーシャルワーク(実践)の枠組みを用い、罪を犯した高齢者の特徴に合わせた分類によって、社会復帰支援の課題や問題点を明らかにした。ここで明らかになった課題は、当然行われるべき支援と考えられる規範的なものである。

援助の視点として、罪を犯した高齢者の社会復帰支援では、3種類の観点からの援助が必要であるということであった。例えば、性犯罪者や薬物使用者のように依存症や病気を原因とする犯罪であり、福祉的支援の前に医療や刑事司法による支援が必要な人たちがいるということである。他方、生活困窮や社会的孤立を原因とする高齢者であり、福祉的支援や環境調整によって社会復帰が可能となると考えられるタイプであった。さらに、司法と福祉が協働して支援にあたるのが有効と考えられる援助である。さらに、幅広く、課題や問題性を把握するために、実際の現場の支援を通して、何が罪を犯した高齢者に必要であり、支援実態はどうなっているのかを確認した。

第5章では、社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者に特化して福祉的支援を行っている地域生活定着支援センターの支援員から援助についての実際をヒアリングした。

調査内容は、司法と福祉にまたがる領域で実践する支援者は、罪を犯した高齢者をどのように理解し、どのような支援スタンスで社会復帰の目標を実現するのか、その際、困難と感じていることは何かを半構造化面接により、聞き取りをした。

明らかになったことは、①支援者の福祉的援助のスタンス、②関係機関の連携の未整備とそれによる支援の困難性、③地域との関係づくりの難しさであった。援助のス

タンスについては、罪を犯した高齢者への直接面接や資料により生み出された「ひとり的高齢者としての支援」という価値観である。関係機関の連携の未整備という部分では、支援に関わる刑事司法、社会福祉、関係機関との連携体制が体系だっておらず、個別ケースごとに支援者が連携を模索していることである。その結果は、社会資源の活用に問題を生じさせ、援助が滞ったり、罪を犯した高齢者の再犯罪につながるという結果につながっていた。この結果からは、第四章で明らかにされた罪を犯した高齢者の類型事例からの支援課題と重なる部分があるものの、支援に向けての社会的共通認識の不足や連携についての未整理という部分で、どこが具体的課題であり、どのような改善ポイントがあるのかということが明らかになった。第四章、第五章から明らかになった課題解決と、よりよい支援方法の創設のために海外の先駆的な実践事例を参考として考察した。

第6章の海外の先駆的実践の参考対象国は、刑事司法の社会復帰支援先進国といわれる北欧のデンマーク、高齢者の特性に合わせた処遇をしているドイツ、地域での罪を犯した人の生活に独自な取り組みをしているイタリア、そして、文化的な背景が類似している東アジア圏の韓国の4国である。

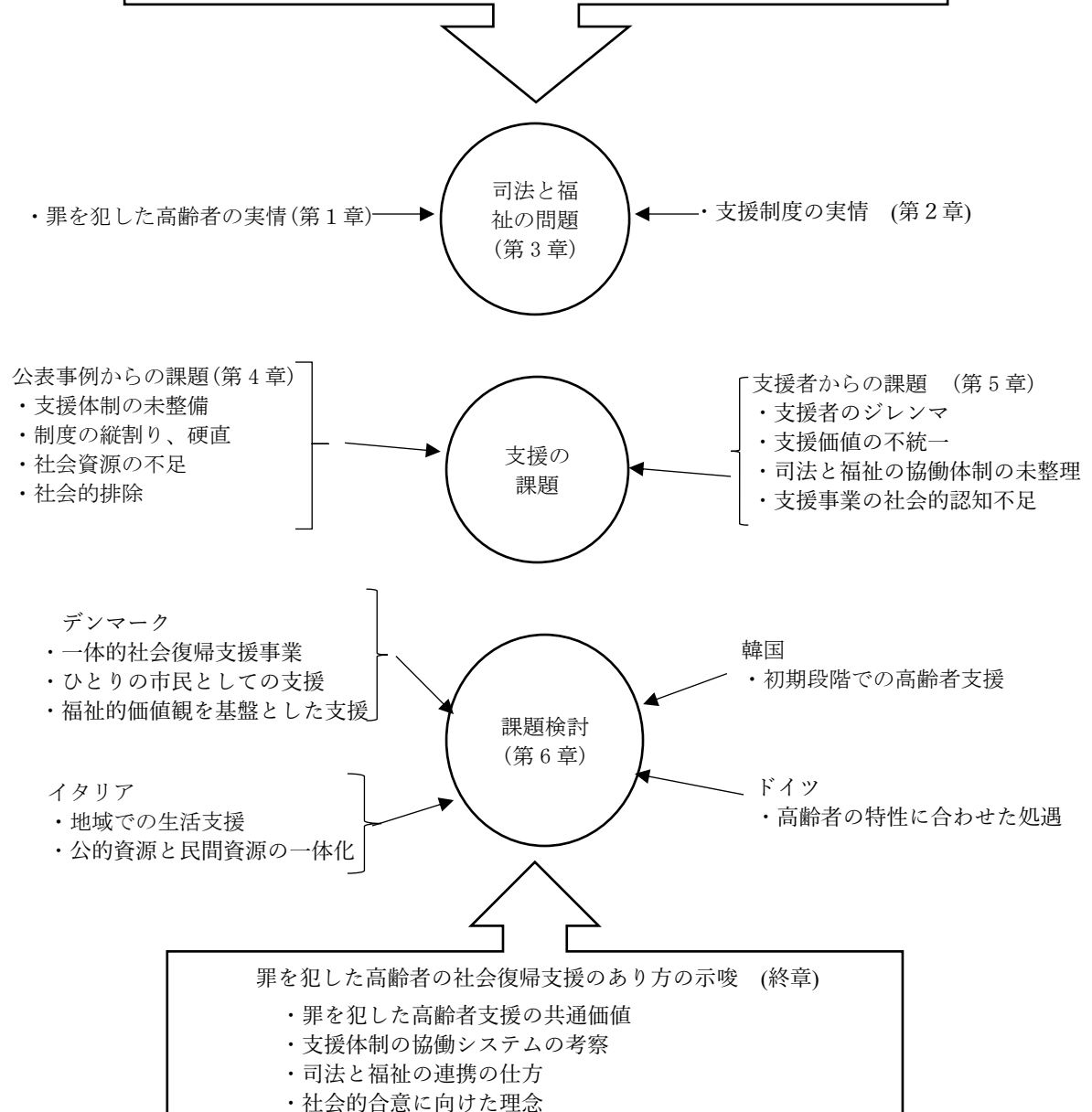
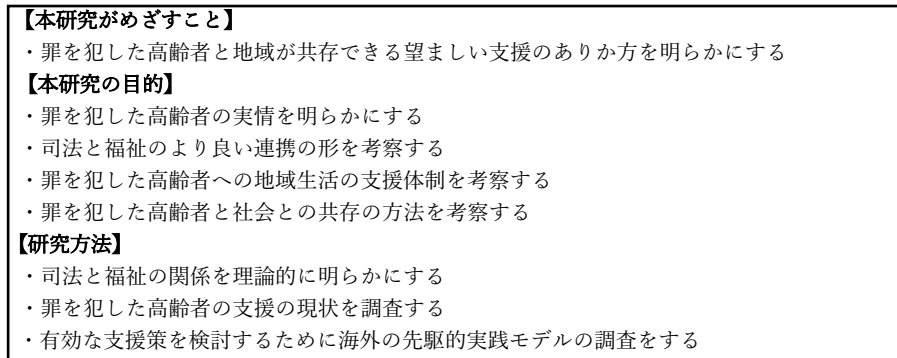
デンマークでは、実際に現地調査を行い、刑事司法と社会福祉の一元的支援の実態を確認した。そこでは、刑務所から地域生活までの一貫した支援体制が罪を犯した人の社会復帰に有効に機能していることが示された。また、何のための罪を犯した人の社会復帰支援なのかという目的についての国民的合意の背景を観察した。この点については、我国では、制度や機関が一元化されておらず、また、社会全体の合意の議論も進められておらず、今後の日本の社会復帰支援方法の参考となった。また、ドイツ、イタリア、韓国からの先駆的実践文献からは、高齢者の特性に合わせた援助や地域での共生の取り組み等が今後の日本の罪を犯した高齢者への支援体制の考察に有用な資料となった。

最後に、「より良い支援のあり方の考察」として、第4章、第5章からの社会復帰支援の課題と第6章の海外実践を参考として今後の日本の支援のあり方を検討、考察し、まとめた。ポイントとしては、①福祉的価値観をもとにした援助のスタンス、②援助機関の刑事司法と社会福祉の一元化、③罪を犯した人と社会の共生を目指し社会的合意の必要性である。残された課題としては、罪を犯した高齢者が地域で実際に生活していくための具体的な援助方法である。今後、本論文で考察した総合的な支援のポイントをふまえ、具体的実践につなげる研究を進める。

2. 論文章立て図

研究背景と問題意識 (序章)

研究の目的



第一章 罪を犯した高齢者の実情

ここでは、本研究の対象者である罪を犯した人高齢者の実態について、犯罪白書や先行研究から概観する。

第一節 罪を犯した高齢者の現状

1. 罪を繰り返す高齢者の増加

高齢犯罪者が増加しているとの指摘が 1990 年頃よりされ、その後、高齢者人口の増加を上回る勢いで増えている。これらの状況に対して、法務省法務総合研究所では、犯罪白書において 増加する高齢犯罪者について 2006 年（平成 18 年度）以降、現在まで毎年のように実態報告をしている。2008 年（平成 20 年度版犯罪白書）では、特集として「高齢犯罪者の実態と処遇」をテーマとしてその実態を分析している。増加数を見ると、一般刑法犯検挙人員における高齢者比は 1998 年には 2.5%であったものが 10 年後の 2008 年では 13.3%となっている。

直近のデータである「平成 29 年度版犯罪白書」では、高齢者関係の数を次のように報告している。入所高齢受刑者は 2,498 人である（平成 9 年の約 4.2 倍、女性では約 9.1 倍）。受刑者に対する高齢者率は、12.2%（前年比 1.5pt 上昇）であり、再入者の割合は、70.2%（全年齢層では 59.5%）であり、10 人に 7 人は、再入所者である。

罪種については、窃盗 33,979 人（高齢者刑法犯検挙人員の約 7 割）である。女性高齢者では窃盗が約 9 割、万引きが約 8 割である。次に、傷害・暴行が 5,823 人であり、前年比は 5.4%増（平成 9 年の約 17.4 倍）になっている。

次の図表は、平成元年から平成 27 年までの受刑者数を一覧したものである。総数として受刑者は減ってきている。特に、20 歳代は約 3 分の 1 になっている。だが、60 歳以上は増加しており、70 歳以上になると、この 27 年間に 10 倍増加している。

女性高齢者も同様に 20 歳代の女性が横ばいなのに対して 60 歳以上の女性は年々増加している。70 歳以上については、平成元年には 0 人だったものが、平成 27 年には 181 人になっている。総数においての男性受刑者との違いでは、男性が平成 19 年から年々減少しているのに対して、女性は、大きく減少せず、高止まりを示している。この結果から言えることは、全体に犯罪は減少しているが、高齢犯罪者だけが増加しているということであろう。

図表 1 - 1 入所受刑者の年齢層別構成比

男性

(平成元年～平成 27 年度)

| 年次 | 総数 | 20歳未満 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | |
|----|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 65～69歳 | 70歳以上 |
| 元 | 23,566 | 51 | 6,096 | 6,530 | 6,921 | 3,181 | 697 | 205 | 90 |
| 2 | 21,746 | 56 | 5,839 | 5,526 | 6,420 | 3,061 | 758 | 226 | 86 |
| 3 | 20,169 | 42 | 5,444 | 5,127 | 6,014 | 2,789 | 673 | 178 | 80 |
| 4 | 19,950 | 43 | 5,231 | 4,837 | 5,963 | 2,992 | 776 | 221 | 108 |
| 5 | 20,323 | 36 | 5,284 | 4,939 | 5,905 | 3,100 | 944 | 253 | 115 |
| 6 | 20,311 | 44 | 5,186 | 4,943 | 5,624 | 3,401 | 982 | 287 | 131 |
| 7 | 20,834 | 42 | 5,298 | 5,183 | 5,601 | 3,487 | 1,083 | 329 | 140 |
| 8 | 21,362 | 34 | 5,500 | 5,556 | 5,583 | 3,374 | 1,165 | 333 | 150 |
| 9 | 21,517 | 31 | 5,520 | 5,645 | 5,222 | 3,603 | 1,336 | 396 | 160 |
| 10 | 21,902 | 37 | 5,442 | 5,770 | 5,137 | 3,932 | 1,402 | 466 | 182 |
| 11 | 23,289 | 36 | 5,593 | 6,270 | 5,208 | 4,443 | 1,500 | 479 | 239 |
| 12 | 26,030 | 39 | 6,240 | 7,306 | 5,471 | 4,965 | 1,756 | 592 | 253 |
| 13 | 26,907 | 45 | 6,424 | 7,555 | 5,304 | 5,347 | 1,905 | 640 | 327 |
| 14 | 28,572 | 76 | 6,374 | 8,195 | 5,779 | 5,711 | 2,091 | 677 | 346 |
| 15 | 29,488 | 68 | 6,605 | 8,716 | 5,824 | 5,528 | 2,307 | 809 | 440 |
| 16 | 30,089 | 82 | 6,432 | 8,950 | 6,093 | 5,612 | 2,456 | 784 | 464 |
| 17 | 30,607 | 76 | 6,393 | 8,844 | 6,516 | 5,549 | 2,687 | 918 | 542 |
| 18 | 30,699 | 51 | 6,250 | 8,926 | 6,434 | 5,621 | 2,710 | 998 | 707 |
| 19 | 28,272 | 41 | 5,407 | 8,196 | 6,106 | 5,085 | 2,723 | 998 | 714 |
| 20 | 26,768 | 61 | 4,831 | 7,356 | 6,076 | 4,774 | 2,899 | 1,116 | 771 |
| 21 | 26,123 | 54 | 4,692 | 7,086 | 6,203 | 4,415 | 2,905 | 1,116 | 768 |
| 22 | 24,873 | 28 | 4,317 | 6,665 | 6,104 | 4,060 | 2,936 | 1,095 | 763 |
| 23 | 23,273 | 48 | 3,658 | 6,189 | 5,937 | 3,802 | 2,828 | 953 | 811 |
| 24 | 22,555 | 37 | 3,434 | 5,694 | 5,867 | 3,842 | 2,778 | 1,004 | 903 |
| 25 | 20,643 | 27 | 3,138 | 5,129 | 5,446 | 3,396 | 2,624 | 1,039 | 883 |
| 26 | 19,744 | 39 | 2,858 | 4,735 | 5,365 | 3,433 | 2,411 | 1,033 | 903 |
| 27 | 19,415 | 33 | 2,901 | 4,551 | 5,249 | 3,431 | 2,356 | 1,100 | 894 |

女性

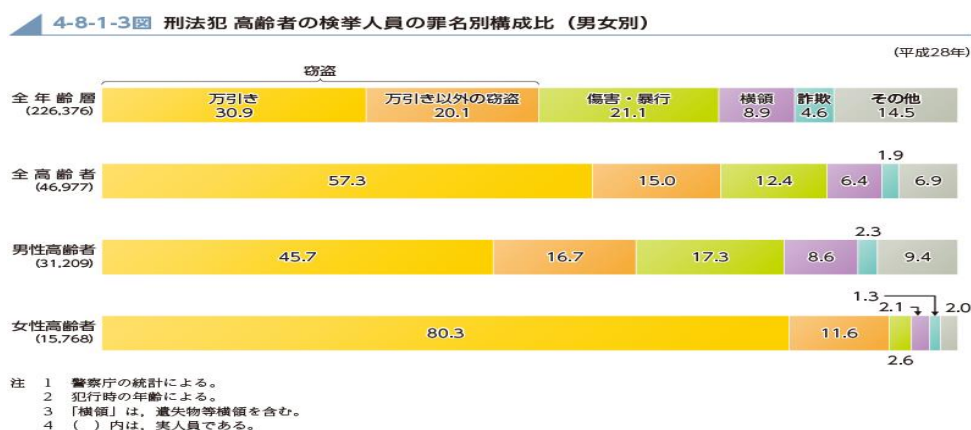
| | | | | | | | | | |
|----|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 元 | 1,039 | 2 | 246 | 244 | 312 | 173 | 62 | 20 | - |
| 2 | 999 | - | 252 | 232 | 287 | 177 | 46 | 12 | 5 |
| 3 | 914 | 1 | 251 | 193 | 258 | 169 | 40 | 14 | 2 |
| 4 | 914 | 3 | 252 | 204 | 261 | 136 | 50 | 18 | 8 |
| 5 | 919 | - | 273 | 210 | 244 | 137 | 49 | 20 | 6 |
| 6 | 955 | 1 | 273 | 219 | 230 | 164 | 52 | 16 | 16 |
| 7 | 1,004 | 2 | 285 | 254 | 228 | 171 | 54 | 12 | 10 |
| 8 | 1,071 | 1 | 338 | 269 | 220 | 169 | 62 | 22 | 12 |
| 9 | 1,150 | 1 | 330 | 304 | 250 | 170 | 80 | 25 | 15 |
| 10 | 1,199 | - | 377 | 306 | 208 | 215 | 74 | 25 | 19 |
| 11 | 1,207 | - | 381 | 323 | 219 | 173 | 94 | 40 | 17 |
| 12 | 1,468 | 2 | 403 | 439 | 252 | 251 | 104 | 45 | 17 |
| 13 | 1,562 | 2 | 465 | 484 | 262 | 244 | 87 | 41 | 18 |
| 14 | 1,705 | 1 | 425 | 522 | 318 | 272 | 133 | 40 | 34 |
| 15 | 1,867 | - | 424 | 630 | 336 | 295 | 135 | 55 | 47 |
| 16 | 2,001 | 2 | 436 | 672 | 368 | 314 | 166 | 66 | 43 |
| 17 | 2,182 | 5 | 430 | 729 | 426 | 361 | 176 | 82 | 55 |
| 18 | 2,333 | 1 | 434 | 726 | 488 | 384 | 211 | 88 | 89 |
| 19 | 2,178 | 1 | 379 | 682 | 487 | 339 | 211 | 93 | 79 |
| 20 | 2,195 | 2 | 346 | 697 | 474 | 329 | 248 | 106 | 99 |
| 21 | 2,170 | - | 317 | 696 | 474 | 300 | 279 | 112 | 104 |
| 22 | 2,206 | 1 | 327 | 650 | 526 | 308 | 268 | 120 | 126 |
| 23 | 2,226 | 1 | 283 | 643 | 566 | 303 | 276 | 110 | 154 |
| 24 | 2,225 | 2 | 287 | 593 | 600 | 297 | 267 | 106 | 179 |
| 25 | 2,112 | 4 | 247 | 543 | 561 | 302 | 263 | 114 | 192 |
| 26 | 2,122 | - | 233 | 509 | 603 | 320 | 233 | 123 | 224 |
| 27 | 2,124 | 3 | 221 | 472 | 645 | 344 | 258 | 138 | 181 |

注 1 矯正統計年報による。

2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であつても、判決時に19歳であつた者を、20歳未満に計上している。

罪を犯した高齢者の罪名については、窃盗の割合が高い。特に女性は約9割が窃盗であり、万引きが約8割である。次の図表は、平成28年における高齢者の罪名を全年齢層、全高齢者、男性、女性高齢者の構成比確認である。

図表1-2 刑法犯高齢者の検挙人員の罪名別構成比(男女別)



平成29年度版 犯罪白書 第4編 第8章 第1節 犯罪の動向

高齢犯罪者の増加と同時に高齢者は入所受刑者全体と比べて、再入者の割合(再入者率)が高く(28年の再入者率は70.2%)、受刑への回避や早期釈放の動きが検察庁や更生保護である保護観察でも取り組まれている。次の図表は、平成28年の検察庁の起訴猶予率を罪名別にみたものである。これによると、他の年齢層に比べて近年高齢者の起訴猶予率が高くなっているのがわかる。

図表1-3 刑法犯 起訴猶予率(罪名別、年齢層別) (平成28年)

| 区分 | 刑法犯 | 傷害 | 暴行 | 窃盗 |
|--------|------|------|------|------|
| 総数 | 52.0 | 57.4 | 67.9 | 52.5 |
| 20～29歳 | 48.8 | 55.3 | 68.3 | 50.3 |
| 30～39歳 | 48.9 | 58.1 | 69.0 | 47.9 |
| 40～49歳 | 50.5 | 57.2 | 68.6 | 47.5 |
| 50～64歳 | 52.6 | 58.8 | 66.1 | 51.2 |
| 65歳以上 | 62.0 | 59.8 | 66.9 | 63.1 |

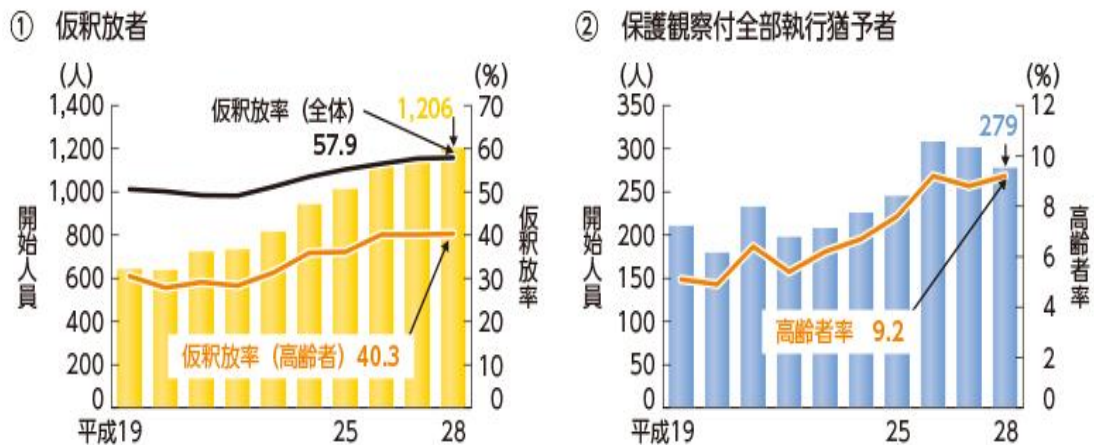
平成29年度 犯罪白書 第4編 第8章 第2節 1 処遇

更生保護では、これまで、高齢者の仮釈放者は少なかった。その理由は、高齢者は、引受人がないなど、釈放後の帰住先が確保できない者が多いことなどによると考えられる。だが、近年、仮釈放者全体に占める割合は低いものの増加傾向にある。刑期の全部を執行猶予にする全部執行猶予者⁹に高齢者が増加している。平成 28 年は、9.2%であって、19 年に比べると、約 1.8 倍である。

図表 1 - 4 増加傾向にある高齢者の保護観察付全部執行猶予者、仮釈放率

4-8-2-4 図 高齢者の保護観察開始人員・仮釈放率等の推移

(平成19年~28年)



- 注 1 矯正統計年報、保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。ただし、仮釈放率の算出においては、出所時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察付全部執行猶予者総数に占める高齢者の比率をいう。

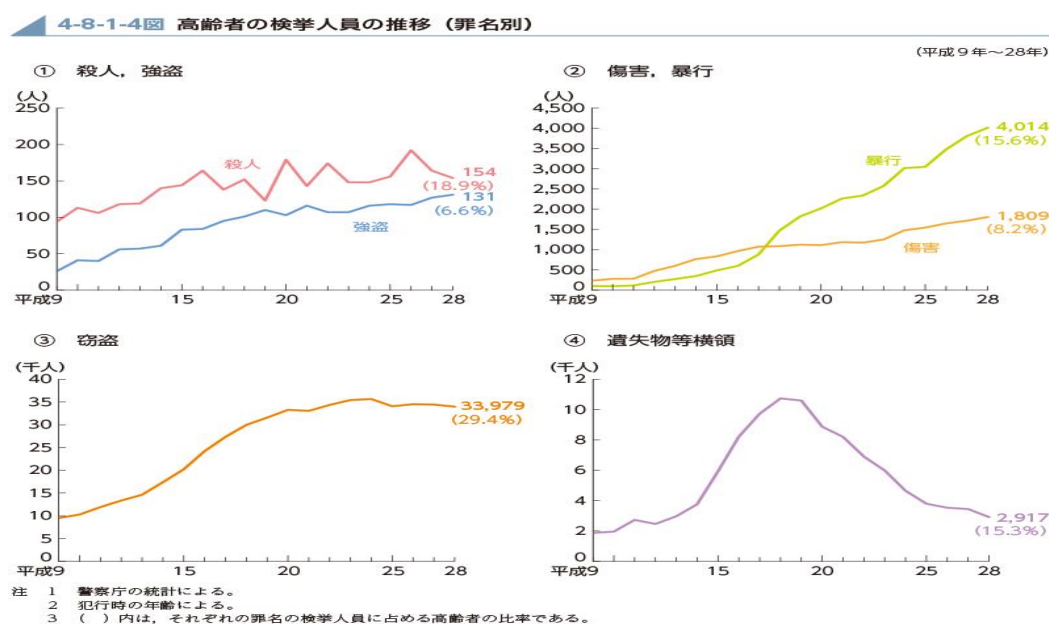
⁹ これまで、刑事裁判の被告人に対する判決において、全部実刑(刑務所入所)か全部執行猶予(判決と同時に身体的自由になる)の判決を受けていた。だが、2013 年(平成 25) 6 月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 49 号)による改正刑法および「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成 25 年法律第 50 号)に刑の一部執行猶予が定められ、(2016 年 6 月施行)、現在、判決時に全部実刑と全部執行猶予の中間的猶予として、一部受刑して、一部社会生活をおくる方法が導入されている。

2. 傷害・暴行を行う高齢者の増加

平成 29 年度版犯罪白書では、近年 20 年間の(平成 9 年から平成 28 年)「高齢者の検挙人員の推移」から、高齢者の罪種を報告している。特徴的なのが、傷害・暴行罪の増加である。平成 9 年に比べると、17.4 倍である。

法務総合研究所研究官である大橋充直は、この状況を次のように分析している。屋外における犯行、面識者に対する犯行が増加し、衝動的・短絡的な犯行が増加している。犯罪者の主体面では、初犯者というこれまで犯罪経験のない一般市民にまで犯罪を起こす者が拡散しつつある。地域性という面からは、犯罪における地域性が希薄になりつつあり、粗暴犯の中核をなす傷害が全国的規模で急増していることなどを指摘している。その背景要因として、地域社会や家庭・学校の教育機能といった伝統的な犯罪抑止要因の機能が低下しているのではないかと考えられる。こうした犯罪情勢に対しては、公的機関の対応のみでは限界があり、官民の協力体制の構築が重要である。また、社会情勢の変動、国際化、少子高齢化の進展、科学技術の加速度的な発展などにより、従来の価値観や枠組みでは想像できない犯罪の出現なども視野に入れる必要がある。近未来の犯罪情勢をも想定し、地域社会、刑事司法機関、犯罪防止に関わる民間組織などが、その連携と相互理解を深めながら、安定した社会を築くための努力が求められている。(罪と罰第 40 巻 1 号)

図表 1 - 5 高齢者の罪名別変化



3. 増加する認知症高齢者の犯罪

罪を犯した高齢者の中には、認知症を発症している人が少なくないといわれている。だが、犯罪と認知症の因果関係は現在のところ明らかにされておらず、一般の犯罪者と同様に起訴され、裁判によって受刑し、出所する。近年、累犯高齢犯罪者の認知症による犯罪についても社会問題として問われ始めている。

法務総合研究¹⁰の調査では、認知症傾向のある高齢受刑者の推定数を下記のように報告している（法務省矯正局 平成 28 年 1 月認知症傾向のある受刑者の概数報告）。

調査によると、平成 27 年 6 月 1 日時点における、60 歳以上の在所受刑者 9,710 人（矯正局調べ）のうち、認知症傾向のある受刑者は、およそ 1,300 人いると推計された。また、65 歳以上の在所受刑 6,280 人（矯正局調べ）のうち、認知症傾向のある受刑者は、およそ 1,100 人いると推計されている。これは、認知症診断スケールである改訂長谷川式簡易知能評価スケール¹¹を実施し、20 点以下に該当した人の数である。調査対象者 451 人（うち、女子は 43 人）のうち、（HDS-R を実施できた者は 429 人）であり、認知症傾向のある者は 59 人（13.8%）、およそ 14%であった。65 歳以上になると、調査対象者 320 人（うち、女子は 38 人）のうち、HDS-R を実施できた者は 305 人であり、そのうち、認知症傾向のある受刑者は 51 人（16.7%）、およそ 17.7%であった。（65 歳以上の高齢者における認知症の全国有病率推定値は 15%）。

詳細は下図表に示したが、加齢に従い、認知症傾向のある受刑者の割合が増えているのがわかる。

図表 1-6 年齢階級別の認知症傾向のある受刑者の比率及び推定人数

| 年 齢 | 年齢階級 | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 60-64 | 65-69 | 70-74 | 75-79 | 80- |
| 調査対象者のうち HDS-R を実施できた者の人数(429 人) | 124 | 157 | 88 | 39 | 21 |
| 認知症傾向のある受刑者数(59 人) (本調査結果) | 8 | 16 | 19 | 10 | 218 |
| 認知症傾向のある受刑者の比率 (本調査結果) | 6.5% | 10.2% | 21.6% | 25.6% | 28.6% |
| 60 歳以上の受刑者数(9,710 人) (平成 27 年 6 月 1 日現在 矯正局調べ) | 3,430 | 3,219 | 1,776 | 887 | 398 |
| 認知症傾向のある受刑者の推定人数 | 221 | 328 | 383 | 227 | 114 |

※HDS-R=改訂長谷川式簡易知能評価スケール

¹⁰ 平成 25 年度法務総合研究所研究部報告 52 「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」

¹¹ 改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)とは我が国で多用されている代表的な認知症スクリーニング・ツールである。対象者の生年月日があらかじめ分かっている場合は施行可能であり、施行時間は約 5 分。30 点満点で、20 点以下で認知症が疑われる。1) 年齢, 2) 時間の見当識, 3) 場所の見当識, 4) 単語の記名, 5) 計算, 6) 数字の逆唱, 7) 単語の遅延再生, 8) 物品の記名, 9) 言語の流暢性(野菜の名 前の産出)の 9 項目から構成されている。

近年は、裁判所も高齢者の犯罪と認知症の関係を考慮する例も出てきている。高齢化を背景に認知症患者が増える中で毎日新聞では、主要な判決を網羅した判例データベースや弁護士、検察への取材などに基づき、全国の刑事裁判で、被告が事件当時に認知症だったことを理由に無罪や刑を軽くした判決（2008～17年）の判決を分析した。その数は、過去10年間で少なくとも29件だと発表した。29件の事件当時の平均年齢は70歳。主な罪名別では窃盗（15件）、殺人・殺人未遂（8件）、放火（3件）、傷害・傷害致死（2件）、強制わいせつ致傷（1件）である。年度別では、08～12年は計3件にとどまるが、15年7件、16年7件、17年6件と、年々増加している。執行猶予や罰金にするなど刑を軽くしたのは26件。このうち、行動を制御する能力などが著しく減退した「心神耗弱」で責任能力は限定的としたのは14件。他の12件は、責任能力はあるとしたものの「衝動を抑えられない」などと認知症の影響を認めた。無罪は3件で、いずれも万引きであった。このうち、善悪の判断や行動を制御する能力を欠く「心神喪失」だったとして責任能力を否定したのは2件。他の1件は故意がなかったと判断した。

図表1－7 認知症を理由に無罪や刑を軽くした判決例

| 認知症を理由に無罪や刑を軽くした判決例 ※年齢は事件当時 | | 判決と責任能力の判断 |
|------------------------------|--|-----------------------|
| | 検察側の求刑 | |
| 2017年3月 大阪地裁 | 認知症の男性(70)が店で漬物を盗んだとして窃盗罪で懲役10月求刑 | 無罪 (心神喪失) |
| 2016年3月 名古屋地裁 | 認知症の男性(25)が路上で女性を転倒させ、わいせつ行為をしたとして強制わいせつ致傷罪などで懲役4年求刑 | 懲役3年、執行猶予5年 (心神耗弱) |
| 2013年3月 金沢地裁 | 認知症の女性(90)が近所の民家に放火したとして現住建造物等放火罪で懲役5年求刑 | 懲役3年、執行猶予4年 (心神耗弱) |
| 2011年3月 東京地裁 | 認知症の男性(71)が妻を絞殺したとして殺人罪で懲役5年求刑 | 懲役3年、執行猶予5年 (心神耗弱) |
| 2008年5月 熊本簡裁 | 認知症の60代女性が店で弁当などを盗んだとして窃盗罪で懲役1年求刑 | 無罪 (心神喪失) |

毎日新聞 2018年1月3日

だが、まだ、認知症による高齢者の犯罪は病気が原因の犯罪だということは認識されるようになってきていない。認知症の高齢者に懲役刑を与えても理解は難しい。かえって、環境の変化によって認知症の進行が早まる。また、社会生活が断絶されることによって、社会復帰が困難になることが予想される。今後進行する高齢者の増加

により、認知症高齢者の犯罪は増加することと思われる。高齢者の権利擁護という観点や矯正から治療へという考え方の変更等、今後、その支援のあり方が問われている。

現状の罪を犯した人の社会復帰支援システムは高齢者や障害者、女性という社会的バリエーションな人の状況や特性に配慮したものとは言えない。

4. 社会の歪を体現する罪を犯した女性高齢者

高齢者の犯罪の大幅な増加は、男女ともに見られる傾向である。女子高齢者の一般刑法犯検挙人員は、平成10年から平成19年の約20年の間に4.8倍に増加している（平成25年版犯罪白書）。その後も増加倍率は変わらず平成24年は平成5年の約5倍（20年間で5倍）になっている。

罪種別にみると、窃盗のほか、覚せい剤、殺人や放火で女性比が多く、高齢者による殺人と放火の5人に1人が女性である。高齢女性の刑法犯の約9割は窃盗である。その内容は生活が極めて困窮しているだけではなく、手持ちの生活費が減ることの不安や衝動を抑えられなく繰り返しの万引きや男性関係に絡む覚せい剤違反など根深いものである（平成20年度版・平25年度版犯罪白書）。

刑務所への再入所については、窃盗では男女共高く、出所後5年以内の再入所率は女子で45.1%、男子で50.7%である（平成25年度版犯罪白書）。

受刑中の課題としては、①女子受刑者の高齢化、多様化など質の変化、②女子受刑者の生涯にわたる健康問題がある。障害や病気については、認知症、身体障害、精神障害、摂食障害や性同一性障害等をかかえている。女性高齢者では、精神面からの分析が必要とされる。また、女性特有の子育て、妊娠、出生、更年期障害等を抱えているということが明らかになっている。高齢になるにしたがい身元引受人がいなく仮出所ができず、満期まで刑務所にいるようになっているのは男子高齢者と同様である。現在、女子刑務所では100%を超える収容率になっている。

平成24年、元千葉県知事堂本らは「女子刑務所のあり方研究委員会を発足させ調査研究を行い、結果を次のように報告している。「刑務所収容率が120%になっている所がある。高齢女性受刑者の場合は、万引きが非常に多く、常習犯として刑務所の門をくぐる。さらに精神的障害を抱えた人や認知症の受刑者など、特別な配慮を必要とする女性受刑者が増えている」。

女性の犯罪者の増加は、国際的な問題にもなっている。国連では2010年にバンコックで開催された国連アジア極東犯罪防止研修所で、国際的に増加する女性犯罪者テー

マに「女性犯罪者の処遇」が検討された。その結果、国連は「バンコック・ルールズ」¹²を採択した。その中では、多くの女性犯罪者は社会的に大きな危害を及ぼさない。施設拘禁はかれらの社会内再統合をより困難にすると、矯正施設への入所の問題性が指摘された。

ハワイ州女性刑務所のパターソン所長は、その実態と支援について「女子受刑者の特徴は貧困や教育程度が低いことや躁鬱などの精神障害をかかえている。罪名は薬物乱用、窃盗等が主である。その社会復帰支援は過去のトラウマからの開放や親子・家族関係の再構築に重点をおいている」と報告している。

このように、女子高齢犯罪者の社会復帰支援については、複雑な要因を加味して行なわれなければならない。例えば、支援に関わる制度や機関は司法、福祉、心理、医療との協働が求められる。家族や子どもとの調整も必要である。また、女性犯罪者は、その被害者性への視点も求められ、権利擁護が重要になる。

だが、現状は男性高齢犯罪者ほどその支援は進んでいない。「一般に、女性の犯罪は、男性の犯罪と異なる特色を有すると言われているが、その件数が少ないこともあって、各種の犯罪情勢等に関する調査・分析においては男性の犯罪の陰に隠れて光が当てられることが少なかった」（法務総合研究所研究部報告 48 女性と犯罪）。彼女らは男性高齢者以上に社会復帰にはハンディを持ち、社会の歪みを体現している。その支援には、万引きの物を持ち去る行為を行動障害と捉えて、ケアという視点からの対応で穏やかに老後を過ごせる環境づくり等が求められる。今後の支援体制の構築が課題となっている。

第二節 罪を犯すことと社会との関係

1. 犯罪の背景と社会的要因

高齢犯罪者の累犯は、近年の高齢者の生活困窮者の広い意味での貧困問題とも重なっている。生活保護費の受給水準以下で暮らす高齢者が最近 5 年間で約 160 万人増えた（2016 年東京新聞）。犯罪白書では、窃盗等を繰り返す累犯高齢者の問題と同時に、それまで、普通に働き、家庭を持っていた一般の高齢者が、高齢になってから初めて罪を犯す人の増加という現象を下記のように示している。高齢で罪を犯す人の背景には、単

¹² 「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）。内容は、女性が法的に平等な保護と公平な権利を得られるようにすること、女性（特に拘禁下の女性、妊娠中の女性受刑者、拘禁下で出産した女性）特有のニーズに配慮することなどを各国政府に促したものである。

に経済的な貧困問題だけでなく、戦後の「急速な工業化や都市化、核家族化など、わが国に経済社会の変化の中で、伝統的な家族や地域社会による相互扶助の機能が低下した」（社会保障構造の在り方について考える有識者会議）を原因とする社会的孤立や貧困、障害、病気等という生活困難を抱えてきたという共通項がある。

バブルが崩壊時には、厳しい経済、雇用状況により多くの高齢者が解雇された。それまで主に公共工事等の建設業を主に働いてきた高齢犯罪者は、他の職業経験も少なく、一番に被害を被った。例えば、公共工事について政府の経済活動の内容を示す予算の内訳も減少している¹³。

罪を犯した高齢者の増加と経済要因との関係を研究した細井は「高齢犯罪者の概要と課題」として、犯罪白書や厚生労働白書を資料として用い、分析した。生活保護率・GDP・持ち家率・失業率・ソーシャルキャピタルの指標等と犯罪の関係を検討し、消費支出と犯罪の正の相関、貧困と粗暴犯や窃盗犯との強い相関関係、一人暮らしと凶悪犯の相関関係等を示した。これは、これまでの犯罪学・刑事学では説明できないものとして、罪を犯した高齢者が社会構造（社会における制度や組織等）の変化によって犯罪が生み出さる可能性を示唆している。

また、一度、刑務所に入るとその前科により社会からは排除されるという悪循環のサイクルにいるのが高齢犯罪者である。貧困状態と犯罪の因果関係は証明出来ているものではないが犯行時に貧困であり、矯正施設出所時にも貧困であるという事実は重要である。本稿の研究対象者である社会的バルネラブルな高齢犯罪者は、社会福祉の支援の対象者という面と犯罪者という面との双方からみる必要があると考えられる。

2. 社会的要因としての刑事政策

高齢犯罪者の増加について、本人の責任以外の要因を指摘するのは、犯罪学者である浜井浩一である。我国の刑法から軽罪であっても罪を繰り返す高齢者が何度も受刑する理由を次のように説明する。

過去10年間に窃盗罪で6カ月以上の懲役を3回以上受けると、常習累犯窃盗となり、通常の窃盗罪よりも重い刑罰を科せられる（昭和5年法律第9号『窃盗等ノ防止及処分ニ関する法律』）。刑法では、犯罪は、合理的な人間が故意に犯した行為であるという観点から、常習累犯者は、故意に同じ犯罪を繰り返す確信犯であり、悪質性が高く、ま

¹³ 公共事業関係費が中央政府の一般会計歳出予算に占める割合は1965年度は20%、2015年は6%と減少している。

た、規範意識にも乏しいと考えられている。そのため、通常よりも重い刑罰を科す必要があり、またそれによって一般・特別予防効果(刑罰による威嚇効果)を期待しているのである (2009 : 133)。

つまり、現在の高齢者の刑務所へ何回も入りし、社会との接点が切れ、社会復帰を困難にしていることの原因のひとつとしてこのような刑法の考え方がある。ここでは、人間をあくまで合理的に行動するという前提に立っているが、果たして厳冬に住まい、食べ物がなくなるという極限状況に陥った時、人はどこまで合理的な行動がとれるのであろうか。

第三節 罪を犯した高齢者の社会復帰の困難性

1. 社会からの偏見・差別による居場所のなさ

太田達也¹⁴と警察政策研究センターは共同研究にて「高齢者犯罪の要因—全国実態調査」¹⁵を行い結果を次のように報告している。「高齢化の著しい諸外国における高齢者犯罪の状況と比較しても、日本ほど増加は見られず、日本における高齢者犯罪の増加は特異な状況であると言える。高齢犯罪者の特性として ①高齢窃盗犯の8割以上は万引であり、高齢者の詐欺では半数強が無銭飲食である、②窃盗では、子がない者か子との接触が殆どない者で経済的困窮を動機とする者の割合が高い、高齢前歴者の初犯検挙から最終検挙までの平均検挙回数は5.2回である、④窃盗や詐欺では、他の罪種と比べ、無職の者が経済的困窮から犯行に至る場合が相対的に多い」。さらに、太田はその累犯性に着目して、社会復帰の困難性を「高齢犯罪者は、加齢による能力の減退から処遇や教育に馴染み難いうえ、就労が困難である場合が少なくなく、処分終了後の引受家族や福祉施設が見付かり難いことから、社会復帰には相当の困難が予想され、再犯と検挙の悪循環に陥りやすい」と述べる。

これを裏付けるものとして、罪を犯した高齢者の再犯罪と単身者との関係である。受刑を重ねるほど単身者が増え、我国の65歳以上の一人暮らしの高齢者と比べると高くなる(平成26年度版犯罪白書、高齢犯罪者の同居状況 特別調査の結果)。このことが

¹⁴ 慶應義塾大学法学部法律学科教授。刑事司法、被害者学、アジア法を研究領域としている。

¹⁵ 平成17年から19年にかけて、警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授が共同研究として高齢者犯罪に係る実態調査を行った。高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査であり、2013年12月に発表された。

意味するものは、罪を犯した高齢者が地域生活をおくる上で、経済的にも社会的関係的にも満たされていない状況があり、その結果として、社会復帰が困難になるということではないだろうか。

2. 求められる罪を犯した高齢者像の変化と福祉的支援

上記の先行研究からは、社会からはじきだされ、生活が立ちいかなくなった「社会的弱者、罪をおかさなければ生きてこれなかった、生き延びるための罪」を犯した社会的に不利・不公平な立場におかれた罪を犯した高齢者の姿が明らかになっている。本論文で問題とする対象者は、これらの生活・経済・健康・環境・尊厳等が脅かされた複雑に生活課題がからみあい、重複した生活課題を抱える罪を犯した高齢者である。

だが、累犯化により前科が多くついた高齢犯罪者は凶悪犯と捉えられがちであり、支援の対象とはなりにくい面もある。龍谷大学の浜井(浜井:2013)が刑務所での実務経験から述べているように、受刑している高齢者や障害者は福祉的支援の必要な人であり、その支援のためには、犯罪者としてのこれまでの一面的な「犯罪者=悪い人、恐い人」というような受け止め方の捉え直しが求められている。その支援においては、犯罪者への支援というより、高齢者の支援として考えるべきであろう。

第四節 小 括

本章では、罪を犯す高齢者の実態を先行研究により明らかにした。高齢犯罪者の増加は①再犯を繰り返す高齢者、②暴力・暴行をする高齢者、③認知症高齢者、③女性高齢犯罪者に見られた。

犯罪の動機や背景には、若い罪を犯した人とは違う要因があり、社会的要因の影響があると考えられた。例えば、生活困窮や孤立、精神や認知症等の病気などがある。共通しているのは社会的に不利な立場におかれた罪を犯した高齢者の姿であった。本論文で問題とする対象者は、これらの生活・経済・健康・環境・尊厳等が脅かされ、複雑に生活課題がからみあい、重複した生活問題を抱える罪を犯した高齢者である。これらのことから罪を犯した高齢者の社会復帰支援には、高齢者特有の事情に配慮する必要があることが必要だと考えられる。

したがって、その支援には、これまでの刑事司法の改善更生を目的とした欠点・悪習

などを正常な状態に直すという個人の責任を問うというものから、生活支援としての福祉的支援の必要性へと認識が変化してきている。これまでの犯罪者に対する加害的側面が強調された一面的な捉え方から年齢や生活環境にハンディを持つ社会的弱者という面から捉える必要性がある。実際の支援は司法と福祉の現場にまたがり、その連携が重要な意味をもっている。

本章から明らかになったことは、刑事司法に関わった罪を犯した高齢者への社会復帰支援には福祉的観点からの支援が必要ではないか、ということである。そこで、次に、罪を犯した人の社会復帰支援制度は、現在どのようになっているのか、ということを確認する。社会政策の動向は、罪を犯した人の現状を映すものであり、具体化したものである。支援の位置づけを確認するために刑事司法と社会福祉、双方から確認する。

第二章 罪を犯した人の社会復帰に関連する制度・施策

第一章では、罪を犯した高齢者の実態を明らかにした。そこからは、罪を犯す背景要因には社会的要因が大きく影響しており、これまでの犯罪者としてステレオタイプにみることへの問い直しがあった。また、その社会復帰支援では、これまでの刑事司法だけの関わりに加えて福祉的支援が求められており、司法と福祉の関わり方が重要な要素であることが示唆された。

そこで、本章では、支援の検討の一段階として現状の支援政策を確認する。その過程では、政策がとらえている罪を犯した人のニーズが明らかになる。罪を犯した人への支援政策全体を確認するために、刑事司法、社会福祉、刑事司法と社会福祉の協働施策の三方面から確認する。刑事司法からは「再犯防止推進法」、福祉政策からは「社会保障法」、司法と福祉の中間の政策からは更生保護法に位置付けられている「地域生活定着促進事業」、そして、検察、保護観察所、裁判所、社会福祉が関わる「入口支援」の実態を取り上げる。

第一節 再犯防止推進法の動向

1. 再犯防止推進法における社会復帰支援の位置づけ

社会復帰が困難な刑務所出所者の支援として、2016年12月7日に「再犯防止推進法」（再犯の防止等の推進に関する法律 平成28年法律第104号）が成立し、12月14日に公布、施行された。法の「目的」として「国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援する（修正前：円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪をしたもの等の円滑な社会復帰を推進するとともに（追加）国民が犯罪による被害をうけることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。」とある。

再犯防止が国や地方自治体の責務と明記され、これまで社会復帰施策が刑事政策や社会政策によってバラバラに対応してきたことから考えるとその意義は大きい。法律のかたちをとったということで犯罪者の社会復帰には援助が必要だということを国が認めたということになり法的救済の裏づけになった。今後、地方自治体は推進法に基づ

き「地方再犯防止推進計画」をたてなければならなくなった。これにより、国の施策と地域での実際的な援助がつながり、社会復帰支援が具体化される可能性ができた。

2. 再犯防止推進法成立までの経緯

(1) 再犯の増加と社会の安全の強化

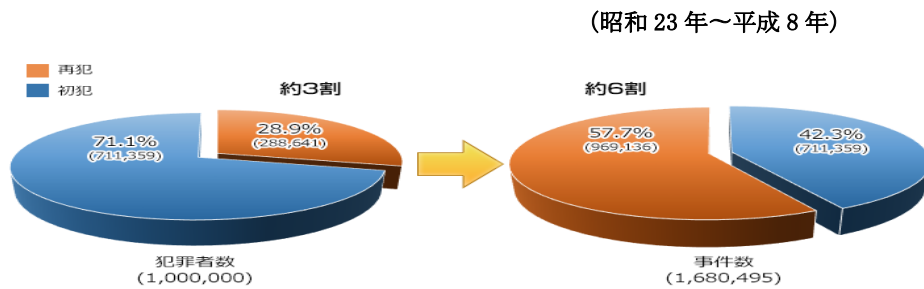
ここでは、再犯防止法がどのように成立したのか、政府の審議会の動向と関わらせて概観してみる。それによって、罪を犯した人の社会復帰支援が国としてどのようにとらえられたかを明らかにできる。

再犯防止法成立の根拠となっているのが「再犯防止に向けた総合対策」である。これは、犯罪対策閣僚会議の中で2002年から議論がすすめられてきたものである。2003年9月、政府は、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、全閣僚を構成員として内閣総理大臣が主宰する会議「犯罪対策閣僚会議」（以下「会議」という）を随時開催することを決定した。

これは、我国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となったことによる。

次の図表は、再犯罪者と事件数の関係を示したものである。法務省が昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し、それらの対象者の傾向等について調査分析を行ったものである。犯罪者別で見ると、昭和23年では、初犯者が71.1%であるのに対して、再犯者は28.9%となっている。これを、それぞれが起こした事件数で見ると、初犯者による事件は42.3%であるのに対して、再犯者による事件は57.7%となっている。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が行われていることになる。

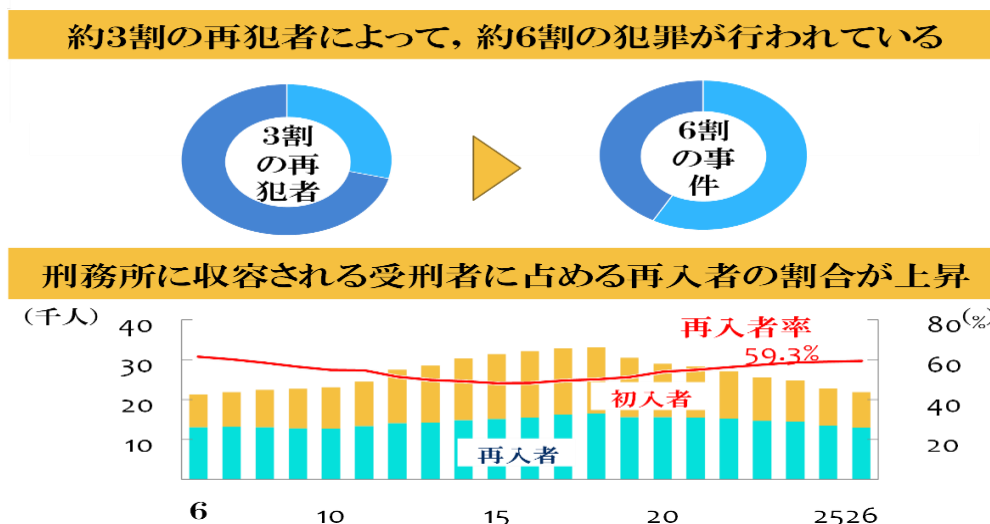
図表 2-1 日本における犯罪者の実態



法務書大臣官房秘書課広報室 : <http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no44/2.html>

下の図表は平成 6 年から 26 年までの、刑事施設への再入者の動向を示したものである。再入者数自体は、18 年をピークに、その後減少しているが、入所者全体に占める再入者の割合は、16 年から毎年上昇し続けており、平成 26 年には 59.3% と約 6 割に至っている。

図表 2-2 入所受刑者人員・再入者率の推移



「あかし更生保護フェア」¹⁶法務省矯正局総務課更生支援室長補佐 小島まな美報告資料 p 2

¹⁶ 平成 28 年 9 月 24 日、明石市において「罪を犯した障害者・認知症高齢者に対する支援のいま」というテーマで社会的に脆弱な高齢者や障害者の支援について「あかし更生保護フェア」が開催された。法務省矯正局より、小島まな美総務課更生支援室長補佐が「法務省矯正局における取組み」をテーマに報告を行った。

(2) 再犯防止推進法と目標としてのオリンピック成功

問題は、再犯罪は増加していないが、同じ人が犯罪を繰り返すということである。このことは、一部の人が社会復帰できにくいということであり、国全体で犯罪が増えていくわけではない。社会復帰支援では、この3割の人の特性を分析し、それらの人に対応した支援をすればよいことであろう。今回の「再犯防止法」は政府の意向が色濃く反映されていたと考えられる。だが、社会の安全を強化するあまり、監視や規制の強化にならないようにしなければならない。前回の東京オリンピック開催時(1964年)に多くの精神障害者や浮浪者が安全な社会の実現のもとに施設に追い込まれ、見えなくされた歴史がある。

3. 再犯防止推進法成立につながった「再犯防止に向けた総合対策」の評価

総務省は前述「犯罪対策閣僚会議」の「再犯防止に向けた総合対策」についての取り組み評価を公表した。これは、上記「犯罪対策閣僚会議」が2012年に出した「再犯防止に向けた総合対策」について、2013年度一年間かけて調査、検証したものである。対象となった機関は法務省、厚生労働省、農林水産省等である。それは、「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」(以後、評価とする)として、実施された。その目的は「刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策を推進し、もって再犯防止を図る観点から、関係機関における刑務所出所者等に対する就労支援、住居確保及び福祉的な支援並びに満期釈放者等に対する指導・支援の取組の実施状況等を調査し、「世界一安全な日本創造戦略」に示された方針にそった社会復帰支援対策に係る関係行政の改善に資するため、というものである。

2012年3月の結果報告では、「再犯防止対策について不十分である」ことを公表し、今後の改善を勧告した。改善の指摘としての一点目として「刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施」として、主に帰住先があり、就労の可能性のある人への就労支援についてであった。2点目としては「刑務所出所者等の住居の等の確保」についてであり、対象者は、福祉的支援の実施機関である地域生活定着支援センターの「特別調整」該当者、帰住先のない満期釈放者である。

就労支援については、「刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職、無職者であり、再犯率が、有職者の再犯者と比べて約5倍」という現状から重要な施策である。調査結果では「連携強化」と「職業訓練科目の見直し」が勧告された。具体的には、まず、「連携強化」について、①「刑務所等や保護観察所と公共安定所の連携不足」を指摘し、刑

務所内で行われているハローワークからの職業相談等が受刑者の約1割にしか実施されていない。②保護観察所においては保護観察対象者に対するハローワーク相談指導が有効に機能しておらず、本人がハローワークへ訪れていないという連絡が双方の機関で把握していない。また、③刑務所内の職業訓練科目が形式的で具体的な社会で通用する職業訓練科目がない等、就労現場のニーズが把握されていないなど、指摘された。「職業訓練科目の見直し」では、職業訓練科目の定員充足率が低調で科目について指摘があり、科目や定員の見直しが勧告された。その結果、刑務所は社会における求人状況や協力雇用主、刑務作業への協力企業からの意見等を把握し、適切な措置をとることになった。

一方、「住居の確保」の勧告については、頼るべき親族や知人がいないなど適当な帰住先が見つからない人への住居や生活環境支援が不十分だとの指摘である。これは、2004年から2009年までの5年間で、前回出所時に適当な帰住先がなかった再入所者の約6割が出所後1年未満で再犯に至っているという現状を問題にしたものである。この要因として、帰住先がない人への受け入れ施設である民間の更生保護施設（年間収容率8割）と国立の自立更生促進センター（年間収容率3割）への受け入れが不十分であることが調査の結果、明らかになったものである。

高齢・障害者等については、勧告において、特別調整候補者の選定期間の早期化が指摘された。これは、高齢者や障害者への「特別調整対象者」に選ばれるまでの手続き上の期間を問題にしたものである。対象者に決定するまでには、矯正施設・保護観察所、それぞれの内部承認等が何段階も必要である。その結果、地域生活定着支援センターに実際に依頼になる時期が出所間際になることを課題としたものである。これは、福祉制度利用の場合の時間を踏まえての勧告であり、関係機関の連携がスムーズに動いていない欠陥を指摘したものである。調整期間を確保することによる実効的方策を講ずる必要性を指摘したものである。

再犯防止法を罪を犯した高齢者の社会復帰支援という観点からまとめてみると、法が就労可能性のある者の支援に重点をおいており、高齢者の特性で確認したような多様で複合的な生活問題を抱え再犯を繰り返す高齢者の個別性の配慮が少ないように考えられる。つまり、今後の再犯防止推進計画にどの程度まで高齢者の社会復帰のニーズが実現されるようになるか注視する必要がある。次に、再犯防止推進計画についての現状を確認する。

4. 再犯防止推進計画について

はじめに、再犯防止推進法が理念法であり、具体的な政策遂行については努力義務であるということがある。国の策定する「再犯防止推進計画」（第7条）、地方公共団体が策定する「地方再犯防止推進計画」（第8条第1項）はそれぞれに位置づけられ、相互に連携がはかられる必要があること（第5条）は明記されているが、その実効性は保障されるものではないということがいえる。特に、罪を犯した人が実際の生活再建に必要な社会復帰施策は都道府県や市町村で実施されるため「地方再犯防止推進計画」の役割は重要と考えられる。

次にいえることとして、再犯防止法が前提としている支援方法が働くことであり、就労によって（上記の『目的』下線部）社会の構成員の一員になることを目指している。つまり、就労可能性の低い高齢者等には支援が手薄になるということが考えられる。

最後に、再犯防止推進法が罪を犯した人の社会復帰支援というより、国の安全に軸足を置いていることがある。再犯防止推進法の成立過程には、下記で説明するように、国の「再犯防止に向けた総合対策」の議論が影響している。その中で政府は「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月7日、第21回犯罪対策閣僚会議で決定）として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間の視野にいて国の安全を確保することを決めた。具体的取り組み8項目のひとつとして「犯罪の繰り返しをくい止める再犯防止対策の推進」を示した。再犯防止法には「犯罪をしたもの等の円滑な社会復帰を推進するとともに」の文言が後から追加された（上記目的の下線部）。

社会の安全を重視するために再犯防止推進法の拡大解釈の適用を抑えるための事項として附帯決議がされた。1項目として「犯罪をした者等」の認定についての罪を犯した人の限定を示し、不当に拡大した適用をすることがないように、というものである。2項目として支援への強制への注意であり「本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意志に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援をうけるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること」とある。この経緯から考えると再犯防止推進法は一概に罪を犯した人の救済というよりも社会の安全を重視したものになっていると思われる。法や社会政策のあり方によっては、監視にもなるし、援助の手段にもなる。

第二節 罪を犯した人の社会復帰支援における福祉制度

ここでは、社会復帰に向けての福祉施策を確認する。再犯防止推進法には、社会的バ
ルネラブルな人への保健医療サービス及び福祉サービスの提供が国の責務として位置
づけられている¹⁷。そこで、現在の罪を犯した人への社会福祉からの支援制度を確認す
る。

1. 生活困窮者自立支援法における罪を犯した高齢者の社会復帰支援

「生活困窮者自立支援法」は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制
度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者や生活困窮者にたいする支援を強化するも
の」（平成26年6月厚生労働省社会・援護局）であり、平成27年4月より施行された。
「生活困窮者自立支援法」の対象者は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持す
ることができなくなる恐れのある者」（法第2条第1項）であり、具体的には次のよう
に規定されている。「法の対象となる生活困窮者としては、失業者、多重債務者、ホー
ムレス、引きこもり、高校中退者、障がいが疑われる者、矯正施設退所」と罪を犯した
人も含まれている。

基本的に「生活困窮者自立支援法」は、就労が目的の制度であり、「中間的就労」と
いう職業経験の少ない人への社会での居場所としての段階的就労である。この形は障害
者等の福祉的就労に近似している。就労にむすびつくまで生活支援から始め、個別に伴
走的支援をするような就労への考え方である。制度の基本的な視点は①自立と尊厳、②
つながりの再構築、③信頼による支え合いである。さらにその支援においては①包括的
・個別的、②早期的・継続的、③分権的・創造的な支援が目指されている。これら生活困
窮者自立支援法の視点や支援方法は、人間関係を築くのが不得意であり、社会からの偏
見等を受けることの多く、経済基盤を作りあげるのが困難な罪を犯した高齢者の社会復
帰支援には有効に働くと考えられる。

だが、生活困窮者自立支援法は生活保護受給の人は対象外とする地方自治体もあり、
今後、どのように罪を犯した高齢者の社会復帰支援に関係していくのかは流動的であ
る。また、再犯防止法との関係も未知の部分である。

¹⁷ 第十七条：国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等にたいする依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずる。

2. 地域包括ケアと罪を犯した高齢者の社会復帰

高齢者への地域生活を支援する代表的な制度は介護保険であろう。さらに介護保険と組み合わせて高齢者の地域での生活を支援する「地域包括ケアシステム」¹⁸がある。厚生労働省は、高齢者の地域での生活のあり方として、地域包括ケアシステムを「自助・互助・共助・公助」として示した（平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書）。①自助とは、自らの生活を支え、健康を自ら維持するというセルフケア、②互助は、ボランティア活動や当事者団体による相互の支え合い、③共助は、介護保険に代表される 社会保険制度及びサービス、④公助は、国による生活保護や福祉事業である。報告書では、前記の定義をふまえたうえで、これら四要素は総合的ケア機能を有したものであるとし、すべての住民の関わりにより実現されるものである、と説明した。（「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書」2013年）。つまり、地域での罪を犯した高齢者の社会復帰支援を支える資源として利用できるということである。

また、地域包括ケアシステムに基づいて開催される地域ケア会議では、専門職間の情報連携や関わる関係機関が組織化され、地域性、個別性に重点をおき総合的な支援のあり方が検討される。例えば、住民の徒歩圏内にある地域包括支援センターなどから定期的な見守りが可能であり、近隣とのトラブルや生活問題に早期に対応できる。また、高齢者の行動変化を犯罪面からだけでなく、認知症や心身機能の低下という医療的側面からも判断でき、心理や医療へもつなげる機能もある。インフォーマルな見守りとしては、民生委員や町内会をはじめ、商店、コンビニ、郵便局、銀行等が想定される。

次の図表は、平成25年3月の 地域包括ケア研究会の報告書である。

¹⁸ 団塊の世代が75歳以上になる2015年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現していこうというもの。

図表 2-3 地域包括ケアシステムの5つの構成要素と自助・互助・共助・公助



地域包括ケア平成 25 年研究会報告書

罪を犯した高齢者にとって、これらの関係機関が関わることで、地域に顔見知りの関係ができ、孤立が回避できる。家庭や地域に居場所がなく、穏やかな老後が過ごせず、犯罪という反社会的行動をとった高齢者にとって犯罪予防になる施策である。その中での援助は一般の高齢者としての支援が受けられ、生活再建のきっかけになる。

事例：70代の男性被疑者の窃盗事案である。被疑者は、複数前科を有し、犯行の約1か月前の同種前歴も有していたが、無職で、監督すべき親族がない上、認知症が疑われた。被疑者の居住地域の自治体は、「高齢者見守りネットワーク事業」を進めており、介護保険法に基づき、地域包括支援センターを設置し、同センターに配置した保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等をして、登録申請を受けた高齢者の見守りをさせていた。検察官は、同センター長、同センターの社会福祉士、担当警察官との打合せを行い、同センターに対して被疑者を見守り対象とすることを依頼するなどしたところ、被疑者の見守り体制が構築された。被疑者は同センター職員との面会時に、同センターの利用について承諾したので、釈放されて不起訴（起訴猶予）となり、見守りの対象となっていたが、その約1年後、同種再犯を敢行して逮捕された。

「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」法務総合研究所研究部報告 56 p 107)

3. 罪を犯した人の社会復帰における地方自治体の役割

地方自治体は、罪を犯した人の社会復帰についての中心的な機関であり、その機能・役割は重要である。具体的・直接的な社会復帰ニーズへの対応として、援護の提供や決定の責任がある。更生保護との関わりでは、地方自治体は更生保護法において次のように規定されている。「地方自治体は、更生保護に対して必要な協力をすることができる」（更生保護法第2条第2項）。しかし、現状は、罪を犯した人の社会復帰において、地方自治体の機能や役割が十分果たせているとは言いがたい。

この理由としては、近年の社会保障給付費の抑制による措置控えや社会福祉サービスの契約化による手続きや効率性重視のサービスの提供があると考えられる。高齢犯罪者では出所直後の住まいとして、介護保険を利用する前に、一時的な福祉措置施設（更生施設、救護施設、養護老人ホーム等）の利用がニーズとしてあるが、市町村の協力は得られにくいのが現状である。例えば、身寄りがなく、窃盗等で逮捕され、そのまま拘留、受刑になる累犯高齢者は何年受刑しても、出所時は身の回りの必需品（剃刀、下着等紙袋1つ）で出所する。何も無いところから生活を再建しなければならない罪を犯した高齢者にとって衣食住の現物給付が得られる福祉措置施設は貴重な社会資源である。しかし、全額地方自治体が費用負担をするため、そこに住む根拠としての住所が必要である。例え、住民票がなくても昔住んでいたという証明が必要である。2005年の財源移譲に伴って全額措置費として一人約20万ほどの負担を回避したいという思惑から更生施設や救護施設に入居できる可能性は低い。また、施設の方でも行政との関係を悪くしたくないため、部屋は空いているが、行政が了承すれば、ということで、直接、入所の相談は受け付けない。実際は、定員割れしている施設もある¹⁹。

小林良二は社会福祉の仕組みが措置から契約に移行したとはいえ、これまでの福祉サービスのすべてが利用（契約）に移行するわけではない、とした上で「複雑なニーズを持ち、介護サービス以外の医療、保健、住宅、リハビリテーション、所得、あるいは、保険にふくまれない福祉サービスや、場合によっては、警察や学校などとの連携など、総合的な生活支援を必要とする人々の場合、どうしても行政を中心とする支援体制が必要となる」と地方自治体の役割の重要性を指摘する。

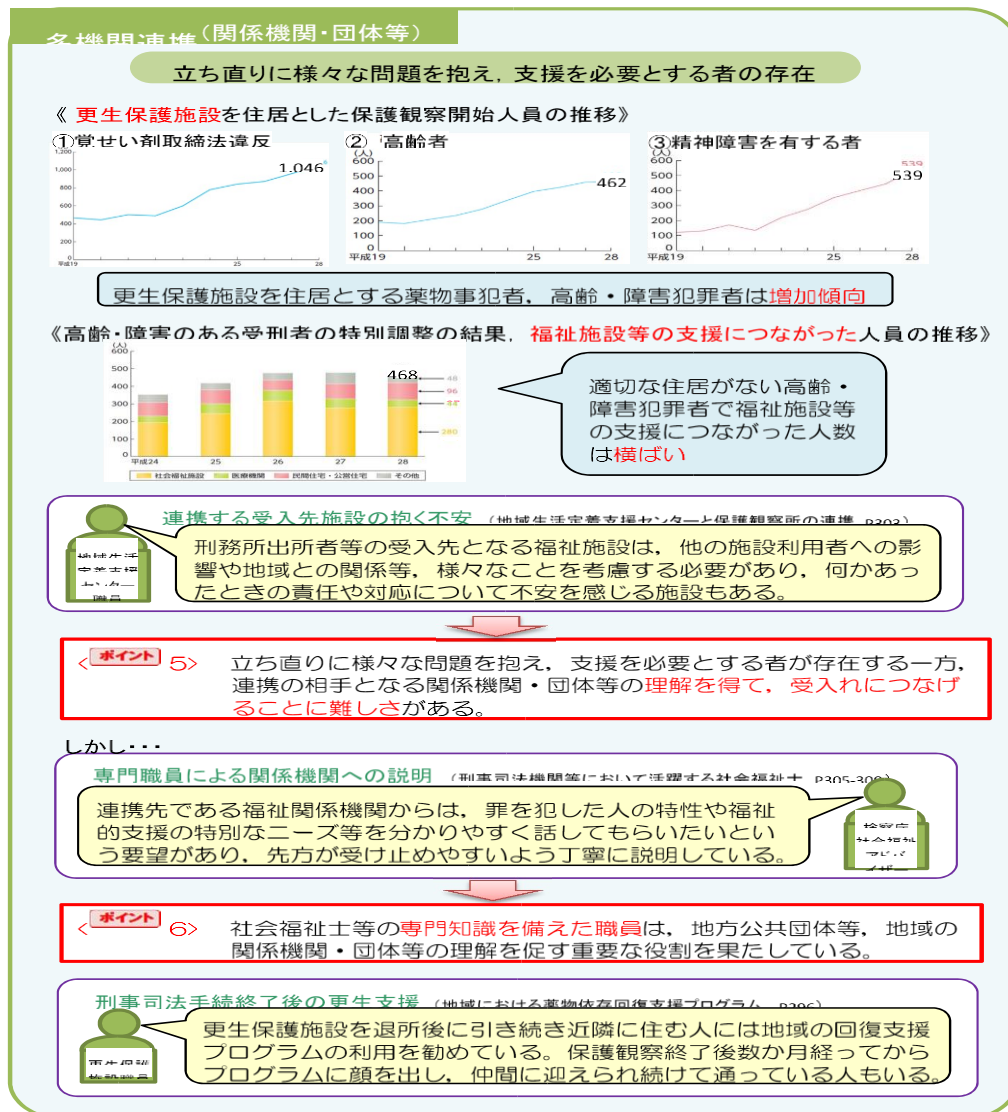
また、地方自治体の協力が得られにくい理由として、地域の安全という理由がある。地方自治法の総則では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として..」（第一条の二）とあり、各自治体は、地域住民が安心して生活できる環境を整

¹⁹ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの現状について。平成25年度老人保険健康増進等事業第1回検討委員会資料

える役割がある。従って、罪を犯した人が当該地方自治体に住むことを拒否するという現象が現れている。

次の図表は、罪を犯した人に対する地方自治体の役割である。援助を必要とする人は増加しているが、実際に、行政を通じて住居確保や社会復帰資源につながった人は増加していないことが課題として示されている。

図表 2-4 地方自治体と罪を犯した人の社会復帰の関係



第三節 刑事司法と社会福祉の協働施策

1. 出口支援の施策 —地域生活定着促進事業—

2009年、国は刑務所から出所する社会的に脆弱な高齢者や障害者に特化した社会復帰支援事業の施策に取り組み始めた。身寄りのなく、帰住先のない矯正施設から出所する人への事業であり、「地域生活定着促進事業」として、更生保護法のもとで福祉的支援を行うというものである。具体的事業は「地域生活支援センター」（以後、支援センターという）として、各県に設置が始まり2012年には全国47都道府県に一箇所ずつ開設された。

その目的は「高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する『地域生活定着支援センター』が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資すること」というものである。

支援対象者は「障害や高齢により社会復帰が困る福祉的支援の必要な人」と限定され、年間約1,000人を見込んでいる。事業実績は年々上がっており、増加する高齢者犯罪者では、他の年齢層に比べて2年以内の刑務所再入所者が大きく減少している。

業務及び運営に関する基本的事項は「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（厚生労働省・援護局総務課長通知）に定められている。そこに示されている業務内容は①コーディネート業務：矯正施設退所予定者の帰住地調整支援、②フォローアップ業務：矯正施設退所者の施設等への定着支援、③相談援助業務：矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援、④地域支援業務：地域のネットワークの構築と連携促進、である。

課題として、矯正施設や保護観察所と社会福祉との連携があげられ、現在、事例を通して、双方が自己変革をしながら新しい合意点を検討している段階にある。

2. 入口支援の施策化 —試行事業—

地域生活定着促進事業は、矯正施設からの出所者を対象とした施策だが、近年、刑務所に入らないための支援の必要性が問われている。罪を犯した人の社会復帰を福祉的観点からいっかんして支援しようという動きである。初犯や軽犯罪を犯した高齢者、障害者、社会的に脆弱な人へ警察段階、検察段階、裁判段階から関わり、刑務所へ行かないように援助するという取り組みである。このような実践が2012年から行われ、現在、施策化に向かっている。

福祉的ニーズをもとに「医療面」「収入面」「居所・生活面」「就労（日中活動）」を中心に地域での生活を可能にする「更生支援計画」をたて、裁判時に証拠書類として提出するというものである。その取組みは拡大しているが、現在のところ各地で多様な形で展開され、統一された支援の形にはなっていない。検察と連携した社会復帰支援室、弁護士会と連携した裁判段階での証拠資料提出、NPO 法人による更生支援計画提出による減刑や受け入れ施設の調整等である。

先駆的に実践しているのが東京都である。刑務所へ入る前（被疑者・被告人段階）から福祉が関わる取組みを 2013 年から始めた。東京地方検察庁で社会福祉アドバイザーとして勤務している松友(2014 当時)はその取組みを次のようにまとめる。「起訴猶予や執行猶予付きの判決の後、障害や高齢等の社会的援護の必要な状態にある人を、再犯防止のために社会的支援へ繋ぐ」という役割がある。

京都では、京都地方検察庁と京都社会福祉士会との連携により、高齢者や障害者で犯罪が軽微で前科がなく、被害弁償されている人を対象に、起訴猶予処分相当であるがそのまま釈放すれば再犯になる可能性の高い人を社会福祉士につなぎ、社会生活を継続させている。入口支援が取り組まれている背景に検挙人員の約 9 割が微罪処分、不起訴、執行猶予等になるという状況がある。

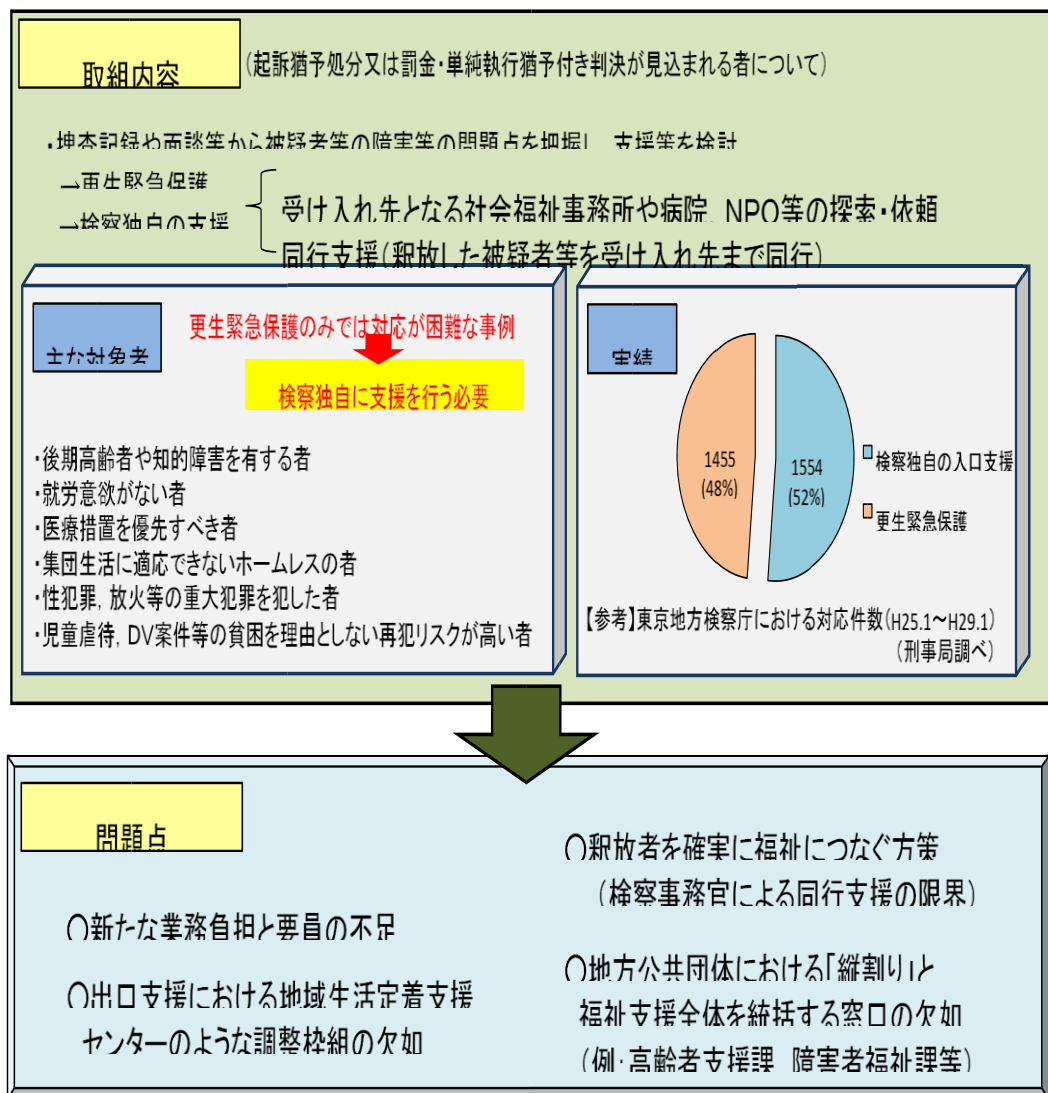
このような早期解放の制度はダイバージョンという刑事システムの取組みである。警察、検察、裁判、矯正、保護という一連の流れの途中から外に出すという支援である。例えば、警察段階における微罪処分、検察段階における起訴猶予、裁判段階の執行猶予、矯正段階での仮釈放、刑事施設等への収容の制限などである。伊藤はダイバージョンの目的を刑事司法システムの負担軽減と同時に社会復帰の促進効果をあげる。「ダイバージョンの目的は、（犯罪者）ラベリングの回避による社会復帰の促進（刑事司法システムの流れの先に進めば進むほど、犯罪者としてのラベル貼りは強くなり、社会復帰も難しくなる。流れの先に進めることが不要な者については、なるべく早期に解放して社会への復帰を容易にする」（伊藤：2015；103）。

厚生労働省は平成 28 年 4 月に入口支援の整理をした。①「犯歴の有無を問わず、支援にニーズがあつて、真に支援を求める人がいれば、その人の真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる必要あり」、②「本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人へ特に優先して活用し、広域調整によって、必要な支援を地域で受けられるようにするもの」、③「本事業の対象外となった、犯罪をした障害者・高齢者も、支援ニーズがあり真に支援を求めるなら、既存の各種福

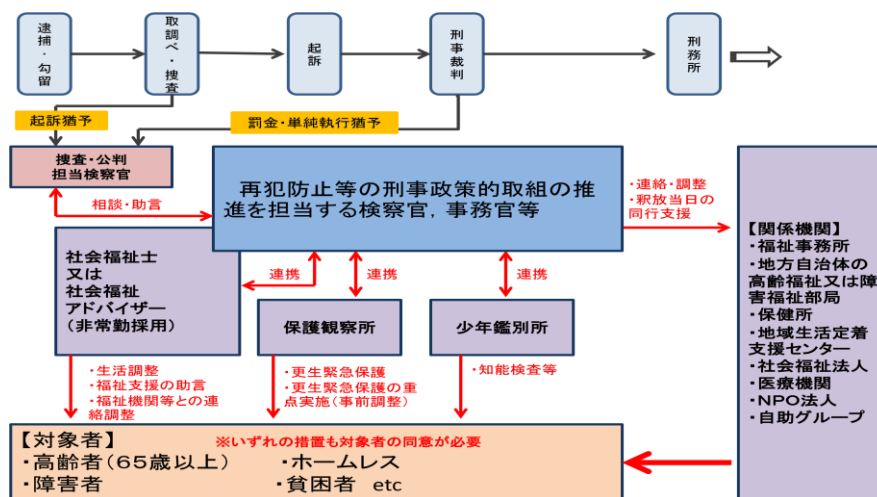
祉的支援の対象」。ただし、支援同意の必要性を「支援同意のない事案は、そもそも全ての福祉的支援の対象外」強調している。

今後の課題として、実態としての犯罪者の社会復帰支援を政策がどう受け止めていくかが重要になっている。社会的バルネラブルな罪を犯した人が増加する現在、今後の動向が重要である。

図表 2-5 検察庁による入口支援の取組



図表 2-6 入口支援の流れ



法務省 <http://www.moj.go.jp/content/001237210>.

しかし、制度化されていない、入口支援は課題が多い。入口支援に取り組んだ検察庁からは次のような課題が報告されている。①出口支援における地域生活定着支援センターのような調整の仕組みがない。② 福祉サービス等につながった後のフォローアップが不十分。③ 更生緊急保護対象者の個々の特性に応じた受け皿や就労先の不足。④ 業務負担の増加と要員の不足。

第四節 一般施策の社会復帰支援への関わり

これまで、罪を犯した高齢者への社会復帰支援に資すると考えられる制度や施策を整理してきた。ここでは、罪を犯した高齢者の社会復帰に対する一般政策を含めた対応を確認する。

実態として、罪を犯した高齢者への社会復帰制度・施策は、刑事政策が中心であるが、有効に利用出来ているわけではない。加えて、国民の政策サービスや福利厚生の上昇・増進、その他の社会問題の解決を一般的に図る政策として公共サービスも必要であろう。

社会的にバルネラブルな高齢者の複合的、重層的な社会復帰ニーズに対して、環境を含めた総合的・包括的な一体的なサービス提供システムが必要であることを論じているのは古川孝順である。古川は、人々の生活を統合性をもつものとして捉え、社会福祉の概念を総合的、包括的に次のように規定した。「社会福祉は、市民生活において社会

的にバルネラブルな状態にある人びとに提供される社会サービスの一つであり、多様な社会サービスと連携しつつ人びとの自立生活を支援し、自己実現と社会参加を促進するとともに、社会の包摂力を高め、その維持発展に資することを目的に展開されている社会的組織的な施策の体系である。その内容をなすものは、個別的、対面的応答という視点と枠組みから、ひとびとの生活上の定の困難や障害、すなわち福祉ニーズを充足する、あるいは軽減緩和し、自立生活の維持、自立生活力の育成、さらには自立生活の援護を図り、またそのために必要とされる社会資源を確保し、開発することを課題として、自治体・国ならびに民間の組織・団体等によって設計運営されている各種の制度(サービスプログラム)ならびにその実現形態としての援助の総体である」(古川 2009 : 12)。

次に、罪を犯した高齢者の社会復帰に関する一般施策とそれに対する対応、関係する機関をまとめた。地域社会での継続した生活を目指した援助の方向性としては、市町村を始め、関係する人、機関がそれぞれに関わり、今までの司法的観点からの援助と同時に、福祉的生活を基本とした一般社会での生活の継続を目的とする。例えば、関わる関係機関は、都道府縣市町村はもちろん、保護観察所、刑務所、病院、地方公共団体や公共の衛生福祉に関する機関、社会福祉協議会、精神保健福祉センター、ハローワーク、更生保護施設、さらに地域の民生委員、住民等である。保護司は地域の事情に精通し、家族関係を考慮しながらの社会復帰援助者であり、保護観察中は定期的な面接により、出所後の環境の変化にアドバイスができる。又、当事者グループは仲間として支え合える。関係者の役割としては、対象者の生活全体を視野に入れた 経済保障、医療、福祉サービス等の充足である。例えば、更生保護施設では福祉への移行準備をしながら関係機関との調整も行う。法テラスは、対象者の被害者部分である違法な養子縁組による被害の処理、携帯電話料の未払い、借金等についての相談機関となる。これらの機関がそれぞれに協働して、対象者の健全なアイデンティティに基づいた社会復帰に向けて、社会の一員として生活出来るように援助する。その際、地域の特性に配慮した援助方法の共通化をはかり、住民を巻き込んだネットワークの強化も必要とされる。

一般政策を通じて、隣接領域から得られた知識や技術をお互いに、どのように組み合わせ、支援活動に組み込めるかというシステムの制度的な制度の運用が必要である。

図表 2-7 罪を犯した高齢者の社会復帰に対する一般施策と対応のまとめ

| 項目 | 制度の運用実態 | 対 応 | 関係する機関 |
|--|--|--|--|
| 所 得 保 障 | 生活保護の援護の実施機関のたらい回し | 現在地保護の徹底。通知や質疑応答集の実効性を高める | 福祉事務所・市町村生活保護課 |
| | 年金受給の手続きや書類作成が煩雑・受給手続き相談員がいない | 個別相談員の配置 | 年金機構・市町村年金課・社会保険労務士・社会福祉士 |
| | 年金申請に必要な医者の意見書や診断書を刑務所の医師が書けない | 刑務所医師が意見書を書けるように各刑務所の裁量権の拡大や制度改正 | 法務省矯正局 各刑務所 |
| | 生活福祉資金の借り入れが、連帯保証人がいないことや借金があるため困難 | 小口貸付や緊急貸し付け等、制度の柔軟な運用をする | 社会福祉協議会 都道府県 |
| 住 宅 保 障 | 保証人がいないためアパートが借りられない | 県営・市営等公的住宅の利用枠拡大、支援付き住宅の拡大 保証人システムの創設 | 都道府県や市町村住宅部・NPO 団体・民間身元保証人機関・不動産協会 |
| | 生活保護でアパート転居のための一時金が出にくい | 生活保護のアパート転居制度の実効性を高める | 市町村生活保護課・福祉事務所 |
| | 障害や高齢のため更生保護施設の受け入れが困難 | 更生保護施設の柔軟な受け入れと指定更生保護施設の受け入れの実効性を確保民間施設に委託 | 保護観察所・社会福祉施設・民間住宅機関・NPO 法人・自立準備ホーム・民間シェルター等 |
| | 措置施設の入所が困難 | 救護施設・更生施設・宿泊所入所・ホームレス自立支援施設・婦人保護施設等措置施設への入所実効性を確保 | 国・都道府県・市町村・各措置施設・社会福祉法人・シェルター |
| 就 労 と 教 育 の 機 会 | 前科、障害、高齢により働く場や 就労教育参加の場が少ない | 福祉的就労・一般就労・社会貢献活動等社会参加の場の確保 | ハローワーク・障害者就労支援センター・シルバー人材センター・社会福祉協議会・一般企業・協力雇用主・NPO 法人・商工会等経済団体・ボランティア団体・農業団体矯正施設・保護観察所・民間自助グループ・更生保護施設・研究機関 |
| | 満期のため保護観察所からの更生支援や再犯防止プログラムが利用できない | 生活再建プログラム・再犯防止プログラム等への参加の機会の保障 | |
| | 矯正施設内で行われている教育プログラムが社会で継続されていない | 矯正施設と保護観察所の連携による社会復帰支援プログラム創設 | |
| 福 祉 サ ー ビ ス 利 用 と 社 会 参 加 の 機 会 | 元気な高齢者や境界層の障害者は制度の枠に入らないため、福祉サービスや社会資源を利用できない | 制度外の福祉サービス利用援助や日常生活の困りごとの相談機関が必要 | 市町村・福祉保健センター・当事者グループ・障害者相談所・地域包括支援センター |
| | 社会経験不足や家族、キーパーソンがいないため福祉サービスについての苦情申し立てができない | オンブズパーソンをつける 権利擁護事業の対象者にする | 社協・弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士・権利擁護を目的とした NPO 法人・市町村 |
| | 費用面、家族、キーパーソンがいないため障害者や高齢者に成年後見制度が利用できない 触合法者という偏見、差別により、地域住民から排除 | 申立て支援や利用支援事業に包摂する地域の支援事業所が関わる 民生委員・保護司・親族、知人の協力により、地域住民に理解を得る | 市町村・家庭裁判所・地域包括支援センター・社協・障害者相談所・社協・弁護士・法テラス・司法書士・市町村・警察・保護観察所・町内会・社会福祉協議会・自治会・福祉委員・保護司・民生委員・地域包括支援センター・障害者相談センター・ボランティア団体・親族・地域の商店街 |
| 福祉サービス機関や地域の社会資源から排除 | 公的相談所等から社会資源につないでもらう | | |

先行研究を基に筆者作成

第五節 小 括

本章では罪を犯し人の社会復帰に関係する制度の実情を確認してきた。そこから明らかになったことは、社会復帰制度は整いつつあるが高齢者という特性に配慮した制度は少なく、その具体的運用については何かしらの援助がなければ実効性のあるものにはならないということである。

ここでは、罪を犯した人への支援施策全体を確認するために、刑事司法、社会福祉、刑事司法と社会福祉の協働施策をそれぞれ取り上げ、最後に高齢者の社会復帰の課題としてまとめた。

刑事司法からは、昨年制定された「再犯防止推進法」を取り上げその内容確認と運用の可能性について検討した。「再犯防止推進法」は罪を犯した人への総合的社会復帰の法律であり、今後、この法律を中心として罪を犯した人の社会復帰施策を進められるのだが、個別的な配慮がなく、社会的バルネラブルな人の社会復帰支援には地方自治体の「再犯防止推進計画」に委ねられている状況がある。再犯防止推進計画がどのように動くかは未知数であるが、法律の理念と現実の社会資源の調整がとられることになる。そこで重要になるのは制度や運用をどうするかである。

実際的な制度の運用となると、現在の地域のケアシステムが再犯防止推進計画とどう関わり合うかが重要な点となる。これまでの、罪を犯した高齢者の社会復帰支援では、生活保護等の社会保障を直接支援者が援助するという形で、利用するには課題が多いことが言われていた。今後、実際の地域生活定着の援助には、地域ケアシステムの機能が重要になる。

刑事司法と社会福祉の協働施策からは、更生保護法に位置付けられている「地域生活定着促進事業」、そして、検察、保護観察所、裁判所、社会福祉が関わる「入口支援」の取り組みを確認した。刑事司法と社会福祉の連携の模索過程が明らかになった。目的とする社会的バルネラブルな人の特性に配慮した支援のあり方の双方からの検討が求められている状況がある。

最後に、実態として罪を犯した高齢者が現在ある社会復帰支援制度が利用しにくいという観点から一般政策、サービスを紹介した。国は、公共サービスとしても罪を犯した人への政策を策定する役割があると考えられる。

第三章 罪を犯した人の社会復帰支援の司法と福祉の関わり

本章では罪を犯した人への司法と福祉の関わりを確認する。「罪を犯した高齢者支援の現状」や第一章「罪を犯した高齢者の実態」からは、罪を犯した高齢者は刑事司法に身をおき、その社会復帰には福祉が重要な役割を果たすことが明らかになっている。そこで、これまで、罪を犯した人の社会復帰時に司法と福祉はどのように関わってきたのか、そして、今後どのように関わるべきかを整理する。具体的には、司法と福祉の双方の視点から罪を犯した人を援助している「更生保護」と「司法福祉」をとりあげ、理論的に検討する。詳細については以下で検討するが、基本的な違いとしては、制度と実践の関係で重点の置くところが違う。「更生保護」は制度を重視して支援が行われるが、「司法福祉」では、司法を基本としながらも問題とすることは福祉の実践である。「規範的解決」と「実体的解決」という概念を用いて、いかに、司法の中に福祉の実践を位置付けられるかということの問題としている。

第一節 更生保護について

1. 更生保護に求められる個人と社会の保護の両立

我が国において、罪を犯した人の出所後の社会復帰を援助する制度として位置づけられているのが更生保護制度である。2008年6月1日に、戦後制定された「犯罪者予防更生法」(1949年制定)と「執行猶予者保護観察法」(1954年制定)が整理・統合され、「更生保護法」として施行された。これは、刑事司法改革の一環であり、再犯防止に重点がおかれている。先にも述べたように更生保護法は、罪を犯した人の更生及び保護観察制度の運用など再犯予防手続きや、これらに関する行政機関についての規定が中心になっている。したがって、具体的援助について規定したものではなく、罪を犯した人の社会復帰と再犯防止を促進するための公共的な活動一般を指す。

役割としては、指導・監督としての保護観察制度により、罪を犯した人の行動を刑事司法の監視下におく一方、補導・援護として身元引受人のいない高齢者や障害者のような満期出所者へ社会復帰支援制度を規定している。このように一つの制度の中に二つの役割がある。更生保護法第一条の目的には次のように罪を犯した人個々の保護と社会の保護の双方が示されている。「この法律は犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行

をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、及び公共の福祉を増進することを目的とする」。

更生保護の指導・監督は、罪を犯した人が再び犯罪に陥ることなく、改善更生をするために必要な事項として定めた遵守事項によって行動規制を行うもので、保護観察の監督的な面が強調されている。近年は、受刑のデメリットを回避するために、保護観察の様々な施策が導入され保護観察の刑罰化との批判もある。例えば、精神障害者医療観察法や社会奉仕命令等は福祉的な要素の中に権力的な視点を含めたもので、社会の保護と個人の保護の視座が混在したものになっている。

2. 個人の保護と社会の保護の議論 —犯罪への責任性について—

司法と福祉の視座を社会の保護、個人の保護に着目して確認してきたが、双方はよって立つ原理や原則が違う。その上で、今求められているのは、罪を犯した人の社会復帰においてその協働的な支援である。その結果が社会の安全を確保し、保護されるということになる。そこで問われるもののひとつとして犯罪への責任性がある。

小長井賀興は、犯罪を「社会の一番弱い部分に社会のひずみが凝縮して表れ、暴力や不正でしか自分を表現出来ない人たちが生まれる」（小長井 2013：1）と捉える。だが、罪を犯した人は、そのような状況の中で「自由な意思に基づいて、犯罪を行った者であり、そこに刑事責任が生ずる。」「犯罪者は法令を遵守せず、他者の権利を侵害したから犯罪者とされた者であり、これは、市民としての義務を履行しているとはいえない。犯罪者にとって、市民としての義務を担えるようになることが更生の過程における重要な課題である」（小長井 2013：27）と指摘している。

しかし、社会的バルネラブルな罪を犯した人は、自己責任だけでは説明しきれない構造的な問題を体現している。湯浅誠は「『どんな理由であろうと、罪を犯してはいけない』というのは正論である。金を盗んだ以上、『自己責任において』罰せられても仕方がないのかもしれない。しかし、社会の目的は、刑務所に送ることではなく、犯罪を減らすことだろう」（湯浅 2008：41）と社会の目的と罪を犯した人の責任の関係を説明する。

刑事司法の視点からは、国家責任として社会の保護、つまり国民を犯罪から守るということであり、具体的には被害者を出さないということであろう。水藤は、再犯防止への福祉的支援を「福祉が果たすべき役割は、個人の生活上の困難をできるかぎり解消するための支援であり、本人の生活が立て直された反射的效果として犯罪行為から離脱

する」と説明する(水藤 2016 : 12)。つまり、社会の保護の目的は、福祉的な側面から見るならば、矯正施設への隔離ではなく、罪を犯した人が社会の中で立ち直ることであり、その結果として社会の安全が確保され、社会にとっても罪を犯した人が受け入れられるということになる。

もともと罪を犯した人の社会復帰支援と社会の関係は歴史的に社会福祉の援助の中にあつたものである。岩田正美はその経過を次のように説明する。「社会福祉の歴史の発端に犯罪や感染症等の社会の脅威の対処として、個人の救済、教育、矯正が求められ、それは、社会の利益として正当化されていた」(岩田 2013 : 45)。罪を犯した高齢者が地域で安定的な生活を継続するためには、犯した罪に向き合うという援助も必要であろう。

3. 国連による更生保護の理念 —東京ルールズ²⁰による社会内処遇—

社会内で罪を犯した人が改善・更生を目指すための国際的な社会内処遇の基本原則となっている考え方が国連で制定されている「国連被拘禁者処遇最低基準規則」(以後、最低基準規則という)である。1990年には「非拘禁措置に関する国連最低基準規則」(東京ルールズ)を採択し、各国に拘禁刑の適用を減少させ、社会内で実施可能な措置を拡大・充実させることを通して犯罪行為者の社会復帰を促進することを要請している。現在、社会内処遇は世界的な潮流になっており、拘禁から地域での生活をいかに実現するかに焦点があつたっている。実施にあたっては、社会の安全を確保しながら、罪を犯した人の援助として社会復帰時に直面する困難の支援を行い、罪を犯した人を社会へ再統合することを目指すことである。

しかし、社会内処遇においては、議論がある。土井は近年の社会内処遇としての社会奉仕命令や刑の一部執行猶予等の刑罰化への進行と、高齢者や障害者への福祉的支援の非拘禁的措置化への進行を「監視と援助」という分析視角で研究をしているが、近年の更生保護法の再犯防止目的による保護観察による監視機能の強化に対して、それは「対象者の自立更生につながらないばかりか、社会からの排除を促し、また、対象者の社会への反発、再犯の促進となる可能性が強い。それゆえ、社会内処遇においては、社会内刑罰化を追求するのではなく、対象者の基本的人権に配慮し、その主体性を尊重し、対象者のニーズに基づく社会的援助を提供することによって社会復帰を促すことが必

²⁰ 1990年8月、ハバナで開催された第8回「犯罪防止・犯罪者処遇国連会議」において「被拘禁措置に関する国連最適基準規則(東京ルールズ)が採択された。その後、世界各国で重要な施策であるとの認識により、社会内処遇や非施設処遇の分野における国際的垣外ラインになっている。

要であろう」と述べる(土井：2012；011～012)。

例えば、近年導入が検討されている社会奉仕命令から確認すると、我国では、法務省法制審議会の「被収容者人員適正化方策に関する部会」で、社会貢献活動を遵守事項の一手段として、更生保護法(第51条2号)に導入することが提案された。しかし、社会奉仕命令の導入には、賛否両論があり慎重論も多い。

社会奉仕命令の賛成論としては、(a)職場や家族、友人という社会関係を継続しながら犯した罪を償える。(b)無償の社会奉仕により社会に役立つという有用感が得られる。(c)地域住民から感謝され、更生意欲が高まる。(d)犯罪者に対する地域住民の理解が深まる。(e)定期的な労働により、社会的ルールが身につく等、があげられる。

一方で、問題と考えられる点としては、一般社会で行われるため、(a)社会へのみせしめにならないか。(b)地域住民の理解が得られ、受入れ先が確保できるか。(c)今迄の社会奉仕(ボランティア)の意味付けが変わるのではないか。(d)社会貢献活動への心理的圧力が、人権侵害にならないか。(e)保護観察を通じた監視の強化になるのではないか等、である。その実施に際しては、今後、様々な角度から議論があることが予想される。諸外国で先行的に実践されている取り組みの検証・分析等により、我が国の社会に合った運用が求められる。

4. 罪を犯した高齢者と更生保護

これまで満期出所をする罪を犯した高齢者への更生保護の関わりは少なく、出所後の一時的な支援にとどまっていた²¹。だが、近年、社会的バルネラブルな罪を犯した人へ対して、更生保護と地方検察庁との連携した社会復帰支援が試行されている。これは、第二章で説明した受刑前の支援である。一部の地方検察庁が起訴猶予の見込めるバルネラブルな軽犯罪者に対して、更生保護法の更生緊急保護更(更生保護法85条²²)のサービスが可能と判断されると、微罪処分として身柄が開放されるというものである。

²¹ 例えば、更生緊急保護のような住居や食事等の提供は出所直後の罪を犯した高齢者の社会復帰にとって重要な支援であるが、更生保護の観点からは、緊急一時的なものであり補足的な位置づけである。他の福祉制度や社会サービスが優先されたあとの支援であるとのいちづけである。高齢者は制度の狭間で社会復帰資源が利用できにくい現状がある。

²² 「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

現在、試行中であり、評価は今後の課題となるが、事例としては、認知症の高齢者への更生保護施設や自立準備ホームへの委託、そして、その後の高齢者施設の入所支援、地域での見守り体制への中への組み込み等、地方検察庁、保護観察所、福祉機関の連携が進められている。事例の中には、地域の中で、介護保険法と地域包括支援センターを利用し、地方自治体の「高齢者見守りネットワーク事業」に位置付けられた高齢者もいるとの報告もある²³。

一般に、高齢者は収入や住居がなく釈放後の生活が不安定である。また、心身の疾患の治療が必要である場合も多く、釈放後短期間で再犯に陥る可能性が高い。釈放後安定した社会生活に必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために福祉機関等との調整を図るといふ取り組みは今後期待される高齢者用の支援である。2015年からは、全国の地方検察庁及び保護観察所で「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等」の試行として拡大されている。

第二節 司法福祉について

次に「司法福祉」から司法と福祉の関わりを確認する。司法福祉は、「司法の関与を必要とする社会問題」の解決・緩和を目指して、法と臨床とが相互理解・相互尊重の原則に立って協働して問題に取り組む「広義の司法」のあり方を問うものであり、現代社会でますますその必要性が広がってきている。(山口 2005 : i)。司法の中に福祉的実践を位置付けられるかということの問題としている。ここでは、はじめにその概念を紹介し、その上で、罪を犯した高齢者と司法福祉の関わりを検討する。

1. 司法福祉の概念

歴史的には、司法福祉という実践は、戦後、家庭裁判所調査官が中心になり、司法の中に福祉の考え方を入れて発展してきたものと言われている。

1960年代に山口幸男は「司法福祉」の概念化を試みた。司法福祉を福祉の一分野としながらも「裁つ司法」と「包む福祉」は国家の論理と個人の論理で相容れないことを前提に、法的実行力による規範的解決と社会的事実としての問題の実体的な解決が表裏一体であり、この実体的解決の実現を目指すものが司法福祉であると説明する。

²³法務省 法務総合研究所研究部(2017)「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」法務総合研究所研究部報告 56

制度的には、「対象者の生活問題を解決するための課題を制度へ反映し、実践と制度・理念を統合することを目的とする」、そして、業務の解決は「最終的に責任を負う立場にある裁判所を核として、法の精神に添った問題解決に向けて統一された分業・協働として展開される」（山口 2005：17）とする。

加藤幸雄は、近年の虐待事例や成年後見、消費者保護のための権利擁護等、日常生活における法的な決着と併せて福祉的対応が求められる事案が増えている現状から、司法福祉の修正をした。司法福祉の修正定義として「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する」とした。さらに、司法福祉の内包と外延の拡充を整理し、三つのタイプに分類した。

図表 3-1 司法福祉の三つのタイプと領域・分野

| | | |
|----|-------------------------------------|---|
| 第一 | 法的決着により問題解決を行うものの、実体的問題解決を必要とする領域 | 少年司法・矯正・刑の執行猶予・刑事少年司法における犯罪心理・社会鑑定 |
| 第二 | 法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉処遇が行われている領域 | 更生保護・矯正・刑の執行猶予・仮釈放、補導委託、刑務所内外福祉事業（地域生活定着支援センター） |
| 第三 | 実体的問題解決を行う際に、法的決着が課題となってきた領域 | 児童、高齢者／障害者虐待・DV・地域福祉権利擁護（福祉サービス利用援助）・成年後見・被害者援護・修復的司法 |

加藤幸雄 「司法福祉」 p14

罪を犯した高齢者は第二分類「法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉処遇が行われている領域」に属する。社会復帰に向けた更生保護、刑務所内プログラム事業であろう。例えば、第二章の地域生活定着促進事業で示したように、刑事司法の制度である更生保護法の枠組みの中で福祉的实践が福祉的知見や価値によって生活支援を中心に司法と福祉が議論しながら行われている。

司法福祉の概念化は、このように司法システム全体を視野に入れ、社会福祉関係者と法律関係者が共に論じられる基盤を作った（藤原：2006）。

2. 司法福祉の基本的な考え方としての規範的解決と実体的解決について

司法福祉概念の核となるのが、法的実行力による規範的解決と社会的事実としての実体的解決である。加藤は規範的解決と実体的解決を次のように説明する。「司法とは、法律によって黑白の決着を明確にすること（規範的解決）を主な役割とし、福祉は、個別化された社会問題の解決・緩和をめざし、実情に即した調整機能を果たすこと（実体的解決）である」（加藤幸雄 2012：9）。そこでの司法と福祉の関係性については、お互いの役割や優先順位を見つけ出すにとどまらず、双方の基盤や価値の違いを前提として、個別の人への支援の枠組みを作り出すことであろう。その実践を加藤は「司法ソーシャルワーク」と名付けた。

罪を犯した高齢者の社会復帰を司法福祉の考え方で説明すると、「法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉処遇が行われている領域」での規範的解決として、裁判によって受刑や保護観察という法的決着がついている。それに対して、実体的解決としては、教育や福祉的視点からの人の可変性への信頼や更生意欲の後押しとしての環境調整に価値をおき、個別の人としての特性に配慮し、生存や幸福追求への権利擁護が司法福祉の実体的解決となろう。

教育との関わりでは、社会福祉士、精神保健福祉士の指定科目として、「更生保護制度」が新設科目として設置されている。

3. 司法福祉の対象領域の拡大

日常生活において、法的な決着と併せて福祉的対応が求められる事案が増えて来ている。その対象領域は、家庭裁判所の少年分野から、法律扶助、被害者援護、更生保護、矯正、教護、少年刑事事件、家事審判・調停事件へと拡大してきている。近年の社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者の司法と福祉の連携による社会復帰支援もそのひとつであろう。

だが、罪を犯した社会的バルネラブルな人への福祉的支援は近年始まったものではない。「福祉事業や政策の対象は、一貫して貧困にあえぐ人びとでであった。そのような人びとは、貧困と不衛生に加えて無知と孤立と過酷な生育環境とが複合して、犯罪へ追い込まれがちであった。つまり、“福祉”の対象の核心には刑事施設を出入所する人の存在があった」（加藤博史・水藤昌彦 2013：1）。

制度の社会福祉と更生保護の関わりとしては、社会福祉に関するあらゆる事項の共

通基礎概念を定めた「社会福祉法」²⁴に更生保護の関わりが、社会福祉協議会を構成するメンバーとして更生保護事業を経営する者が位置付けられている。(109条 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)。

同様に、教育面でも、2009年より、社会福祉士受験科目に更生保護が導入され、現在、司法分野である保護観察官や「医療観察制度」²⁵での社会復帰調整官、指定更生保護施設への配置など、司法と福祉の関わりが拡大している。

4. 法的思考と臨床的思考の違い

法的思考と臨床的思考の違いを説明しているのは廣井亮一である。規範的解決と実体的解決の間の二重規範をとりあげ、臨床の重視性を指摘し「司法臨床」を概念化した。廣井は、「法的思考と臨床的思考は基本的に相対したり、矛盾したりをする関係に位置づけられる」と指摘する。司法と臨床との差異を対比しながら、法的思考と臨床的思考を整理し、具体的検討の枠組みとして下記のように示した。

図表3-2 法的思考と臨床的思考

| | 準拠の基準 | 事実の捉え方 | 時間軸 | 境界の設定 | 思考のプロセス | 認識の方法 |
|------------|---|--|--|--|--|--|
| 法的思考 | 法的基準： 実定法的基準に準拠。法的な根拠に基づき、合理的な推論を重視する。 | 法的構成： 事実関係の法的分析・構成によって、法的観点からの抽象化と単純化が行われる。 | 過去志向性： 過去の具体的事実拘束される。議論は過去の法的正当性に関する紛争に限定される。 | 二分法： 法的権利義務関係や有罪・無罪の規範的確定について all-or nothing という二分法的思考。 | 論理的整合性： 原理性、整合性、累計性、一般性などに関する論理的要件を満たすことが求められる。 | 直線的な因果論： 還元された個を起点として全体捉える。 |
| 臨床的(実体的)思考 | 個別的基準： 課題を抱えた人及び人との関係自体が準拠する基準。 | 多面的把握： 事実を全体的なコンテキストにおき、部分と全体の有機的な理解が必要。 | 未来志向性： 基本的視点は現在から未来。円環的な認識論に基づく。 | 非分割的： 司法と福祉の間の境界領域である分割できない部分に着目する。 | 螺旋的思考： 積み重ねられた固定化に向かう動きと同時に、それを突き崩そうとする双方の動きによる螺旋的思考過程。 | システムの認識論： 相互作用し合う個の集合という全体性を出発点として個の多様性を把握する。 |

廣井亮一（2008：25）を参考に筆者作成

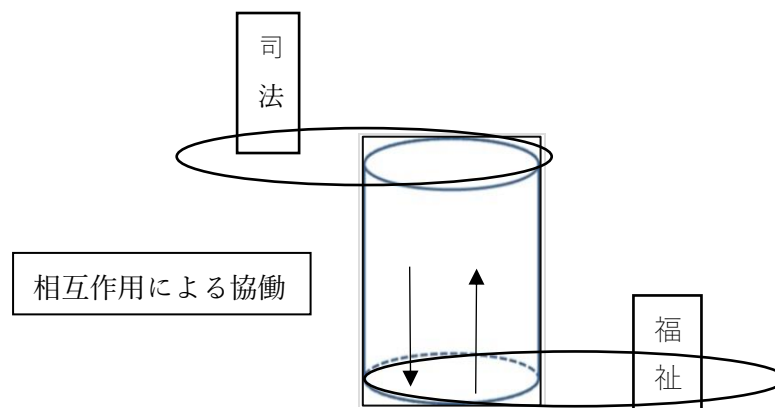
²⁴ 目的：この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

²⁵ 心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状）、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度である。

廣井は、法的思考を対比させながら臨床的思考法の基本的な枠組みを議論しようとした。司法と福祉の関係を従来の連携や協力を越える協働であるとし、その本質はコラボレーション「重ね合わせる」と説明する。「それぞれの専門職や機関が基盤とする価値、方法を前提として、ことなる枠組みによるダイナミックな相互作用によって、事象や問題にあらたな意味を付与するリフレイミングのプロセスである」と、司法と福祉の自己変革を基にした相互作用による新たな支援の形を生み出す重要性を論じている。(2006 : 61)

ここで述べている司法と福祉の相互作用部分での協働関係による具体的問題解決とは、司法福祉で言われている「規範的解決と実体的解決」の協働と重なるものがあるだろう。

図表 3-3 コラボレーションのイメージ図



広井亮一「司法臨床の枠組み」p61より

5. 罪を犯した高齢者支援と司法と福祉の協働

ここでは、司法福祉における罪を犯した高齢者の位置づけを確認する。罪を犯した高齢者の社会復帰において、司法と福祉の関係のあり方を検討する時、その協働の形が求められている。家族や親族等のインフォーマルな社会復帰資源が期待できない高齢者は、国や地方自治体などの行政を責任主体とした公的な施策を利用することが多くなる。その際の法的思考と実体的思考の間には齟齬が発生することが多い。例えば、多くの罪を犯した高齢者が最初に生活基盤をつくるために利用するのが、生活保護である。だが、生活保護制度の原理・原則としての無差別平等の原理(生活保護法 2

条)、「必要即応の原則」(生活保護法9条)、申請保護の原則(生活保護法7条)の間で基準の厳格な適用を求める法の論理と要保護者の特別な事情も柔軟に対応するという福祉の論理の間で緊張関係が発生している現状がある。無差別平等の原理により、個人の事情により、特別な配慮は受けられない。申請保護の原則では、本人が受刑中のため、支援者が代行するが、支援者は扶養義務者や親族でないため、あくまで相談レベルで本人が出所した日から受付が始まる。土日、祝日に出所した場合は、申請受付が遅れる。また、必要即応の原則では、形通りの親族扶養の確認をとってからの決定となるため、出所のその日から衣食住に事欠く高齢者には実体的解決とはならない。

そこで求められるのは、高齢者の個別の生活実体に着目した一人の人間への具体的支援である。

矯正施設にいるときは刑事施設のシステム内で出所後の地域生活定着という協働の目標を持ち、お互いの人的、物的資源を活用して司法、福祉双方がこれまでの価値や原則を変えるというプロセスも必要になろう。出所後の司法と福祉からの支援は、更生保護の価値や方法論を尊重しながら福祉的支援をするという新たな支援の形を生み出す協働となる。

司法と福祉の協働の形を具体的に示すためには、これまで確認してきたような司法と福祉の考え方の違いを取り扱える枠組みが必要である。参考になる考え方として「法とソーシャルワークの理論」がある。これは、司法福祉の考え方と同様に「法と福祉の関わりを、一種の連続体として考える。秋元は、司法と福祉の考え方の違いを次のように説明する。「連続体の一方の極には、法律家の言葉や手法や価値が支配的な領域があり、他方の極には、ソーシャルワーカーの言葉や手法や価値が支配的な領域がある」。そのような認識の上で、個人への具体的支援方法を次のように示している。例えば、問題を「何について」、「いつ」、「誰が」、「どのようにして」を軸にして、細かく分節し、さらにそれをクロスさせる等の方法によって問題を限定し、整理する。法適用のためのフレームワークを実際に使うためには、種々の源泉(分節化された項目)から得られた知見を総合的に用いることによってはじめて、個々の問題について意味のある状況把握や判断が可能になる、というものである。(秋元 2003 : 177-201)

このように問題を分節化して、個別事例に合わせて検討できる枠組みは、多様で複合した問題を抱える罪を犯した高齢者への社会復帰支援で、さまざまな関係機関と協働しなければならない場合の参考となる考え方である。

第三節 これまでの刑事司法と社会福祉の関わりの変化

現在、社会的バルネラブルな罪を犯した人への援助が社会福祉に求められている。では、罪を犯した人への刑事司法と福祉の関わりは近年始まったことだろうか。社会福祉の中では、社会的にバルネラブルな人への援助は社会事業として行われて来たという経過がある。どこで、社会事業が更生保護として、刑事司法に位置付けられ、社会福祉が関わらないことになったのだろうか。そして、近年、上記の司法福祉でみてきたような司法と福祉の連携が必要になったのであろうか、その過程で、高齢者で罪を犯した人はどのようにとらえられていたのだろうか。これらの問題意識を背景に、本節では、我国の罪を犯した人への社会復帰ということを中心にこれまでの刑事司法と社会福祉の関わりの歴史の変化を確認する。

1. 社会的バルネラブルな罪を犯した人の支援の源流としての救貧政策

明治の初めは、家族、隣人等による私的救済が中心であったが、1874年に社会福祉の萌芽といわれる恤救規則が制定され、「無告の救民」「ほかによる辺のない者」が公の救済を受けるようになった。罪を犯した高齢者の福祉的援助としては、明治時代に貧民救済としてとして「恤救規則」では、生業不能の70歳以上の病人および障害者として恩恵的に保護されたものがある。その後の社会保障としての公的扶助としての「救護法」でも貧困で扶養者のいない65歳以上の老衰者として救済対象となった。だが、そこでは、欠格条項として「素行不良者を除外する」とされ、罪を犯した高齢者は社会保障から排除された。そこには、たとえ生活が困窮していようが罪を犯せば国の保護の対象にならないという当時の福祉の考え方があった。

1880年には刑法（旧刑法）が制定され、翌年1881年には監獄則により、監獄の一種類である懲治場が設置され、罪を犯した人は懲役刑としての就労が義務づけられ「懲治場での強制労働が実施された。この懲治場の特色としては、有用労働、つまり生産として役立つような労働に従事したことと、改善・更生させて社会復帰させるという教育刑論的な特別予防思想を内容としており、仮釈放後の監視や保護制度も含まれていた。

監獄での労働が受刑者の社会復帰に向けての教育・訓練手段とされた。監獄則には、刑満了後の家庭環境の整わない人の収容場として「懲治監」が設置された。それは、刑事責任の及ばない幼者または瘖啞者（いんあしや）を懲治するために留置した事実上の監獄であった。その処遇の実際は一般犯罪者の刑罰と大同少異であった。

福祉的考え方で発祥した民間事業は、その後、次第に刑事政策に組込まれるようにな

り 1900 年には、国の中央監督機関として監督事務が内務省から司法省に変更になった。ここで、罪を犯した人への対応は司法の管轄になった。1913 年、民間主導で、司法保護委員がおかた。これは、その後の保護司制度、司法保護委員制度の原型となり、出所後の地域生活を支える要となった。その実施は民間の宗教家や慈善家等が中心になって行った。

1922 年には社会内処遇としての在宅保護（保護観察）が旧少年法に導入された。少年保護委員が、国の機関により保護観察を実施することにつながり少年審判所が置かれた。我が国最初の保護観察制度の導入であったが、最初の保護観察（社会内処遇）は少年からであった。これは 1939 年の司法保護事業においても一部取り入れられ（思想犯保護観察法）戦後の「犯罪者予防更生法」に引き継がれた。1924 年には、仮釈放者保護、執行猶予者保護、少年保護が一緒になり、更生保護の事業名の変更があった。免囚事業から「司法保護」へ変わった。

司法保護事業では、保護司の前身である司法保護委員が制度化され、14,000 人が司法保護の対象者の保護を実施し始めた。また、罪を犯した人の社会生活の保護を行う事業ならびにその指導・助成をする事業として司法保護団体が法制化された。これは、国の制度として明確に位置付けられた。同法は、司法保護のうち収容保護と一時保護を分け、団体の指導・助成を目的にして中央保護会を設立した。これによって、長い間、民間保護事業化の善意にゆだねられていた司法保護事業が初めて、国の監督によって運営されることになった。だが、これは国の責任によって実施するというものではなかった。

司法と福祉の関係を、森山武市郎は『司法保護事業概説』（1941）で「司法保護がまだ出獄人保護事業や免囚保護事業という名で民間によって担われていた時、社会事業の一種として考えられており、その後、司法保護事業法の制定に至ったことで司法保護は社会事業に対して完全に独立した」と、制度上の分離がここであったことを指摘している。

2. 非行少年の増加²⁶と司法福祉

戦前は、司法と福祉は分離していたことを確認した。福祉は、刑事司法領域にいる社会的バルネラブルな状態にいる人への生活援助を実体的解決に向けて独自に援助してきた。それに対して刑事司法は、規範的解決を中心に司法的判断で対応していた。

²⁶ 平成 15 年版犯罪白書：少年刑法犯検挙人員は、昭和 26 年の 16 万 6,433 人をピークとする第一の波、39 年の 23 万 8,830 人をピークとする第二の波、58 年の 31 万 7,438 人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。

戦後、この状態は制度的に固定化されることになったが、増加する司法に関わる非行少年に対して、司法だけで対応するには問題があるとした家庭裁判所の現場調査官からの問題意識から司法福祉の動きが出てきた。司法福祉は青少年の保護、矯正、教育、福祉の専門家を束ねる理論と実践の構築を目指した。

罪を犯した人への社会復帰援助については、司法と福祉で大きな議論となった。連軍の司法改革では、罪を犯した人の社会復帰支援について、連合軍総司令部（GHQ プリズン・ブランチのバーデッド・G・ルイス（Burdett・G・Lewis））を中心とする更生保護改革では、社会福祉への位置づけが主張された。また、戦前の民間委託を反対し、司法保護委員制度を廃止するように主張した。GHQ は社会福祉制度による「国家責任・公私分離・無差別平等・必要十分」（1946年：社会救済に関する覚書）による民主化を進めたかった。

これらの、GHQ の意向に対して、社会福祉の立場は、戦争によるインフラの破壊や衣食住の不足、孤児や傷痍軍人、失業者の増加等に対応するために社会福祉施策の充実を優先に着手する意向を示した。厚生省のGHQ への回答では、厚生省に移管するメリットとして、満期釈放者に対し再犯防止の観点から重視される居住や就労の支援は一般の更生事業でも行いけると報告した。この回答の意図としては予算が追いつかないというものであった。

その結果、抜本的な犯罪対策改革案は通らず、戦後の更生保護制度改革はGHQ と司法省で進められた。予算がないため、民間人である保護司や更生保護会が実際の援助をするようになり、保護司と保護観察官の官民協働が続いた。更生保護制度は、それ迄の民間主導で進められた社会内処遇が保護観察所主導になり、実践現場は委託により民間になり、それを指導、監督するのが保護観察所という縦の構造が出来上がった。GHQ による戦後改革の中で、社会福祉と更生保護の両方で「国家責任」「公私分離」が目指されたが、実現しなく現在まで続いている。近年制定された「再犯防止法」は、罪を犯した人の社会復帰援助の国家責任を認めたものではない。

1949年にそれまでの司法保護事業に代わって「犯罪者予防更生法」が施行された。これは、犯罪者の更生や保護観察制度の運用などを定めたものである。この法律によって、更生保護の機関が保中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所等が規定された。更生の措置としては、仮釈放、保護観察、更生緊急保護である。法律の目的においては、①「犯罪をした者の改善及び更生を助け、もって、社会保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」、②「すべて国民は、前項の目的を達成するために、

その地位と能力に応じ、それぞれ応分の寄与をするように努めなければならない」と国民の更生保護に対する寄与義務が規定され、民間協力者の確保と組織の再構築が目指された。結果として、立法当時にあった「社会事業」という言葉がなくなった。萩原は「このことは、我が国における更生保護と社会事業の乖離を表すものかもしれない」と分析する。

3. 少年事件と保護観察官の福祉的役割

司法福祉が司法に関わる社会的バルネラブルな人への関心を持ち始めたのは非行少年の問題であった。1949年に少年法が全面改正され、新少年法施行されたが、非行少年の背景に社会問題があることが指摘された。少年法は、当時、第二次大戦後の混乱期であり、食料が不足する中、孤児などが生きていくために窃盗や強盗などをする少年が激増し、また成人の犯罪に巻き込まれることが多く、これらの非行少年を保護し、再教育するために制定されたものであった。

当時、司法の実体的な援助手法については、福祉的手法をベースにしたケースワークが中心であった（土井 2007 : 3）。これは、アメリカでは保護観察官がソーシャルワーカーであったためであろうと考えられるが、有給の公務員である保護観察官はケースワークの専門家であることが求められ、専門家になるためにソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の理論や技法が研修で行われた。

4. 司法制度改革と司法福祉

1990年代になると司法に変化が起き、国民への司法サービスという視点が言われるようになった。これは、その後、刑事司法制度改革として、身柄拘束の是正として監獄法改正につながり犯罪者の社会復帰として更生保護法制定につながった。国民や社会の法的ニーズに応え、罪を犯した人の福利に役立つための実体的解決をめざしたものである。

一方、福祉の方も社会福祉の拡大に関する論議として、木田徹郎の「社会福祉の対象者は貧困に限らず急激な社会変動を背景として各種の社会問題、例えば、自殺、疎外、アパシィ、麻薬あるいはアルコール依存症、非行などの社会的病理を含め、これに対応する社会福祉の在り方を問い直す議論も出てきた。

また、1990年代から始まる我が国の社会経済構造の変化は、社会福祉の対象領域を拡大させ、同時にその中に司法領域における福祉的解決が求められるような問題が増

加するようになった。例えば、児童虐待、介護殺人、家族内暴力、精神障害者の触法行為、社会福祉サービス利用者の権利擁護 などである。

司法福祉として、少年に関する更生保護と福祉の接近で、1998年、児童自立支援施設が児童福祉法（第44条）、社会福祉法に位置づけられた。児童自立支援施設は「犯罪などの不良行為をしたりするおそれがある児童や家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する」施設である。かつて感化法の下においては「感化院、少年教護法の下で「少年教護院」、現行の児童福祉法の下で「教護院」という名称であったが、教護院が児童自立支援施設に変わったものである。早期の社会復帰を目的に児童の社会的自立を支援するという目的である。

ここから言えることは、これまでの家庭裁判所を中心とした少年司法の福祉的な支援以外に求められるものが大きくなったということであろう。国民の期待に添い「福祉や医療、教育と司法との共同体制」という広義の司法福祉が社会からの要請として出てきたということであろう。

これらの状況を受け、2013年度「司法福祉学会」では、司法と福祉の関係について、問題提起が行われ、まとめとして、「司法福祉」を社会的弱者に提供される「福祉」のひとつとしてとらえるべきではないかと概念の拡大の主張が行われた。

川村は司法福祉の概念をさらに拡大し、その目的を次のように規定した。「司法福祉は、すべての人々における人間の福祉に関わる課題を解決することに意義がある。そのため、裁判所などの司法はもとより、補完的な立法及び行政による制度・施策、さらには民間によるイフォーマルな事業・活動により法規を適用し、適正な判断、または調整、もしくは支援を通じ、人権の保障や更生保護に努めること」とし、行政的な執行過程も司法福祉に含めた。

5. 罪を犯した高齢者と司法福祉

これまで、司法福祉について理論的、歴史的に検討してきた。最後に罪を犯した高齢者支援と司法福祉の関係を考察する。罪を犯した高齢者の社会復帰に対する司法と福祉の関わりの目的は次のようなものが考えられる。①罪を犯したことの背景に孤立や貧困という社会的問題が存在するという前提での司法・福祉サービス利用保障、②司法アクセス保障のための権利擁護、③地域生活における市民としての人権保障などである。

1点目の「罪を犯したことの背景に社会問題の存在の理解」の上での司法福祉の関わり方としては、社会的バルネラブル性を基とした実体的解決が優先されるということであろう。例えば、高齢者特有の心身状況へのバルネラブルティへの配慮である。生活上の選択肢の保障の必要性が大きく、当然、その手法も拡大され、高齢者福祉の分野など援助を要する人々の生活に対する法をめぐる手続きにも応用されていく。

2点目の司法アクセス保障については司法福祉を持ち込むことによって高齢犯罪者の援助に法の視点が持ち込めるということである。つまり、何らかの法的保障が得られるということである。例えば、矯正施設の社会復帰プログラムの参加の保障や処遇の配慮である。出所後については認知症の高齢者には後見人の支援が考えられる。

3点目の地域における市民としての人権保障では、多くの高齢者が満期で出所する。つまり、一歩扉の外に出れば一般市民であり、人権問題としても司法がかかわるべきではない。したがって、満期出所後は福祉の関わりが優先されるべきである。しかし、法的には、満期として自由の身でありながら事実上生活の自由が限定されているという実体がある。その解決には、司法によって排除された個別のニーズの実体的解決を目的とした権利擁護であろう。権利擁護としての市民としての地位の保障である。

第四節 小 括

本章では、現在求められている司法と福祉の連携や関連性を更生保護と司法福祉という視点から検討した。内容を振り返り、次章との関わりを確認しておく。

第1節の更生保護でのポイントは、更生保護には、社会の安全・秩序を保持するという社会の保護と、罪を犯した人を健全な社会人として更生させるという個人の保護の二つ役割を持っていることであった。保護的側面である援助については更生保護法という制度を基本としており、実際の運用面での柔軟性は少ないことが明らかになった。他方、更生保護の指導・監督という観点からは、刑事司法としての規制や行動制限を表している。指導・監督の遵守事項では、再犯罪をすることなく、改善更生をするために必要な事項として定めたものであり、日常生活が規制されるという保護観察の監督的な面が強調されている。近年は、受刑のデメリットを回避するために、保護観察の様々な施策が導入され保護観察の刑罰化との批判もある。しかし、世界的動向としては、刑事司法における支援は、刑務所での拘禁から社会内で更生をめざす方向に向かっているということ。「国連被拘禁者処遇最低基準規則」から説明した。現在、更生保護では、社会内でいかに罪を犯した人が改善更生するのを支援したらよいのかという議論が深められて

いる。

第2節の司法福祉では、山口の定義より「規範的解決と実体的解決」という観点から現在の状況や変化の経過を確認した。実体的解決において福祉に重点が置かれ、規範的解決では司法に重点がおかれるが、そのバランスについては議論があることを示した。それは、司法（規範的解決）と福祉（実体的解決）は、それぞれに違うベクトルを持ち、司法機能のひとつとして権力性があり、福祉的機能には権利擁護があるということがあ。従って、社会的バルネラブルな罪を犯した人への支援では、個別の事例によって司法の領域で解決するものと、福祉の領域で解決するものと、それぞれ役割分担がある。その上で、司法と福祉が重なる中間領域として司法福祉があることが示されていた。

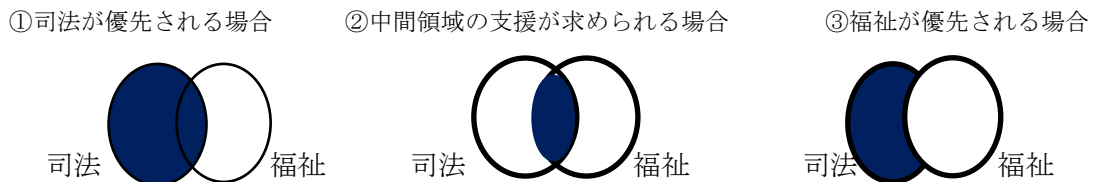
中間的領域の説明としては、規範的思考と実体的（臨床的）思考の違いを廣井の整理を基にし、社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者について検討した。福祉的観点からの学際的コラボレーションの事例からは中間領域への関わり方として、優先順位が示される方法を説明した。これらの司法福祉の領域の具体的考察は、次章(第四章)で、事例による支援の検討によって取り上げる。その際に、司法福祉と類似した考え方である「法とソーシャルワークの理論」が個別事例を具体的に検討するのに有用であることはすでに説明した。

第3節では、これまでの司法と福祉の関係性の変化から現在の司法福祉まで、近年の司法福祉の対象の拡大を取り上げ、背景を明らかにするために司法と福祉の関係の変化を確認した。司法と福祉の連携の必要性は今始まったものではなく、戦前から言われていたことであることを制度の変化と関連づけ説明した。

司法と福祉の乖離は、戦後に始まり、近年の司法制度改革まで司法と福祉は連携がとれていなかったことを戦後の刑事司法と社会福祉制度との関係から説明した。つまり、近年まで罪を犯した人の福祉的観点からの社会復帰支援は更生保護が担っていたことになる。その過程で、司法福祉は社会的弱者である少年の立ち直り支援を中心に支援者の実践から必要とされてきた経緯が明らかになった。近年の司法福祉の動向は司法の実体的解決を重視していると考えられる。つまり、規範的解決と実体的解決の関係を二項対立的なものととらえる二元論的な考え方ではなく、社会的弱者に提供される「福祉」のひとつとして「司法福祉」をとらえるべきであろう。

学際性に関しては専門知識を足し算するのではなく、罪を犯した人の全人的復権とエンパワメントのために、そしてすべての人が活かされるインクルーシブな社会をつくるために、現場と諸科学のフィードバック・サイクルを活性化させ、統合化を目指すもの

であろう（加藤 2013：ii）。つまり、個人の保護と社会の保護の調和がとれる合意点を刑事司法と社会福祉が相互にフィードバックしながら、協働で支援することであろう。イメージとして、罪を犯した高齢者への司法と福祉の関わりは下図のように示せる。



①、③のように司法と福祉はそれぞれに独自の原理、原則を持ち、罪を犯した高齢者を支援する場合、個別の事例によって、それぞれそれぞれの優先順位や役割分担によって支援する。したがって、社会復帰のあり方を検討する場合、個別の罪をおかした背景や人の特徴に合わせて、①・②・③の観点から制度と実践の調和がとれる援助が必要ではないかと考えられる。①では司法が優先的に支援する役割をもち、③では福祉がイニシアティブをとる。②の中間領域では更生保護や司法福祉が規範的解決と実体的解決を調整しながら援助をすることになる。

だが、これは、罪を犯した人の司法と福祉に関わりによる一般的な支援の枠組みである。罪を犯した高齢者への支援を個別具体的に考えるためには、類似の考え方をする枠組みが必要である。本章の「司法と福祉の協働」で取り上げた「法とソーシャルワーク」の理論枠組みによって社会復帰の問題が司法と福祉の双方から分析できると考えられる。

詳しくは次章で検討するが、例えば、上記①「司法が優先される場合」では、社会的の安全に大きな影響を与えると予想される性犯罪や反社会的集団に所属している高齢者への対応である。法の厳格な適用によって、社会防衛を重視するようになる。②「中間領域の支援が求められる場合」の高齢者支援では、初犯で軽微な罪を犯した人などは、検察庁や保護観察所、社会福祉が協働して受刑回避の支援が可能であろう。だが、この場合、福祉の論理と法の論理との緊張関係を乗り越えなければならない。さらに、③「福祉が優先される場合」では、生活困窮や孤立を原因とする軽微な罪を犯した高齢者などの支援が該当するだろう。福祉的アプローチとして、個別ニーズを中心に習慣的になった軽犯罪に対して柔軟に対応し、高齢者特有の心身機能の衰えや判断力、理解力の低下へのケアに重点

をおくことになる。しかし、実際の支援では、このようにはっきりと分けられるものではない。そこでの判断基準となる枠組みとしてのソーシャルワーク理論を踏まえた法の適用の考え方が必要となる。

本章では、罪を犯した人の社会復帰をより一般的な司法と福祉の関わりから検討してきた。次に、これらの一般的な枠組みが高齢者の社会復帰支援の具体的な場面では、どのように表れてくるのかということを考えていく。

第四章 罪を犯した高齢者の社会復帰支援の課題

本章では、これまで確認してきたように罪を犯した高齢者を取り巻く社会復帰支援の状況をふまえて、必要とされる援助の中では何が起こっているのかを分析し、課題を明らかにする。ここで示された課題は、次章以下で、罪を犯した高齢者への有効な支援のあり方についての論点とする。

ここで、もう一度、前章までの内容を確認しておく。第一章の罪を犯した高齢者の実態からは、犯罪の背景には、福祉的課題が多く、これまでの刑事司法の枠組みだけでは対応が困難であることを確認した。そこで、第二章で、支援状況を政策から検討した。その結果は、罪を犯した人への社会復帰支援政策は、「再犯防止推進法」で見られたように国、地方自治体との関わりも始まり、前進していることが確認できた。

だが、そこには、高齢者の特質に合わせた援助は少なく、実態として高齢者は刑事司法、社会福祉政策の狭間に落ちていることが明らかになった。刑事司法と社会福祉の狭間の支援としては、更生保護や司法福祉が考えられる。そこで、第三章で、更生保護と司法福祉の機能や役割、これまでの罪を犯した高齢者との関わりを含めて支援の可能性について検討した。結果として、司法福祉の領域からは、司法に関わる福祉的ニーズのある人への援助として、司法をソーシャルワークの観点からどのように運用するかということの方が重要なポイントとして示された。

構成としては、初めに、罪を犯した高齢者を犯罪種と刑事司法や社会福祉との関係から四タイプに分類する。これは、罪を犯した高齢者の支援には、個別対応が重要だと考えられることから個別に議論するために用いた。例えば、高齢者の中には、福祉的制度や支援だけで社会復帰が可能な人もいれば、刑事司法と社会福祉が協働した方が有効な支援ができると考えられる人もいる。具体的には、四タイプに沿って、公に発表されている事例を参考に社会復帰課題を検討する。加えて、課題検討の枠組みとして、上記で説明したソーシャルワークと法に関する理論に依拠する。これにより、課題と考えられることがより詳細に分節できる。

第一節 罪を犯した高齢者の援助の類型化

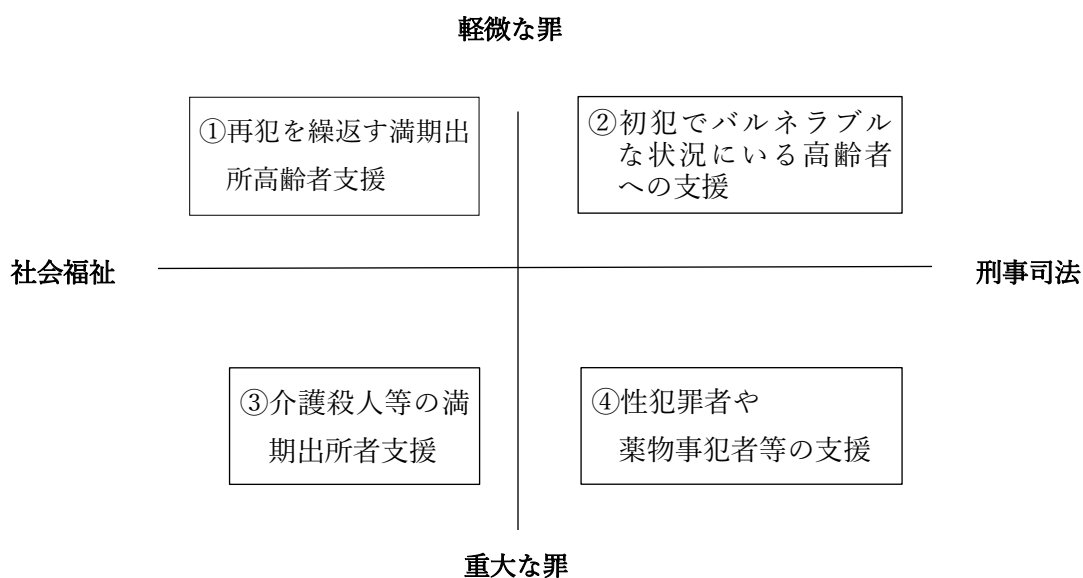
罪を犯した高齢者のような重複した生活困難を抱えている人の援助には個別具体的な支援が求められる。だが、これまで刑事司法の社会復帰支援では、犯罪者として一

括りにされ、過去に行った犯罪に着目した更生保護制度枠内の支援であった。そこでは、個人の特性に配慮した、人としての脆弱性へのケアの視点は少ない。

本節では、できるだけ高齢者の特性に配慮した支援のあり方を検討するために、下記のように四分類した。縦軸に犯した罪の種類によって軽微な罪と重大な罪に分け、横軸に刑事司法と社会福祉の関わるべきと考えられる程度を示した。例えば、①窃盗や無銭飲食等の罪を繰り返す、出所時に身元引受人がいなく、福祉的支援をうける高齢者、②万引き等の軽微な罪を初めて犯し、検察や裁判所が関わったが、受刑はしなかった高齢者の支援、③介護殺人等、一過性の重大な罪を犯し受刑をした高齢者で、出所後に帰る家はあるものの身近な支援者はおらず、福祉的支援が必要な高齢者、④性犯罪者や薬物事犯者で、出所後、刑事司法の保護観察等がつく高齢者、などである。

ここで注意すべきは、刑事司法と社会福祉の関わりは固定的なものではなく、変化があるということである。支援の経過によって変化し、流動的なものである。例えば、薬物事犯者の場合、出所直後に刑事司法からの保護観察がつき、同時に治療のために自助グループ入所により福祉的支援を受ける。また、軽微な初犯で執行猶予の判決を受け、即日から福祉の支援を受けた人が、再度の窃盗等で刑事司法に関わるなどである。

図表4-1 罪を犯した高齢者の支援分類



第二節 課題検討の枠組みとしての法とソーシャルワーク

社会復帰支援の課題を検討する場合、支援方法であるソーシャルワークと制度・施策との関係が重要になる。本節では、課題検討の考え方として、法とソーシャルワークにはそれぞれどのような価値や原則があるのかを整理する。

1. 法とソーシャルワークの考え方

はじめに、司法と福祉の連携が強調される中で、それぞれの視点の相違を確認しておく。ソーシャルワーカーが援助を行う際の基盤としては、「専門職の価値と倫理」という指針がある。その内容は「人間は生まれながらに平等であること、またかけがえのない存在であること、一人ひとり違った素晴らしさと可能性を秘めている」、「偏見や差別をなくし、常に社会や組織、人々が公正であるよう働きかけるべきである」というものである。つまり、どのような心身能力、状態であろうとも、前提として対象者を意思や欲求をもつ存在として認め、その尊厳を重視するということである。尊厳を確保するために、不平等な壁を排除し、公正な社会をめざすために社会に働きかけるということがソーシャルワーカーの役割となる。

罪を犯した高齢者の社会復帰支援という観点からソーシャルワークの価値を考えると、社会復帰過程で直面する偏見、差別、排除という障壁を取り除き、社会的バルネラブルな立場にいる対象者の権利擁護と自律生活の援助である。犯罪者というステレオタイプな見方から一人の高齢者としての尊厳を重視した支援を実現することがソーシャルワークの支援の視点である。

一方、法は(憲法、法律、条令、命令、規則等)、一般的には「社会秩序を維持するために、その社会の構成員の行為の基準として存立している規範の体系」(ブリタニカ国際大百科事典)といわれている。つまり、法の基本的な特質は、人びとが憲法をはじめとして法律や判例などに準拠しながら、行動を自主的に規律する、というものである。

渡辺洋三は、法の価値、精神を正義であるとする。「正義は、個人的なものであると同時に、その社会において普遍的なものである。いいかえれば、それは私的なものであると同時に公的なものである」と説明する。さらに、正義の背後には「人間の尊厳」という根本価値がある、と述べる(渡辺：17)。個人の尊厳とは、すべての個人がお互いに人間として尊重する法原理であり、我国の法では最高の価値基準である。

ここで言えることは、法とソーシャルワークの共通する目的には、「人間の尊厳」があるということである。それをどのように探究するかという方法が違うということになる。我国の法が準拠とする憲法には、個人の尊厳を基礎にする 25 条(生存権)や第 13 条(幸福追求権)

があり、その実現は、社会福祉のめざすところである。

2. 援助の接点としての規範的解決と実体的解決

罪を犯した高齢者の社会復帰のあり方に取り組む場合の司法と福祉の関わりとして、規範的な法的解決と同時に生活内部の問題を実体的に解決することが求められる。規範的解決と実体的解決の統合を目指して福祉的問題を抱える人を支援するという考え方は、第三章で理論的に検討した「司法福祉」に重なるものである。日本司法福祉学会では目的(第3条)で、規範的解決と実体的解決の関係を「司法における規範的並びに実体的問題解決の福祉的側面に着目し、問題の適正で妥当な解決を実現すること」と説明している。「生きた社会的事実としての問題を、実質的に解決する司法的問題解決システム」とするものである。

罪を犯した高齢者の社会復帰支援には、このような法の運用を目的としたソーシャルワークの枠組みが必要であるということは間違いない。だが、法的実行力によって実体を動かすだけでは、解決しないのが罪を犯した高齢者の問題である。ここでは、実際の生活ニーズにそった福祉的实践が重要な役割を果たす。法と福祉の考え方や実践の違いをふまえた上で、どのように協働したら罪を犯した高齢者の社会復帰支援に資するのかという視点である。

参考となる先行研究として、現実の福祉場面で発生している問題を法とソーシャルワークの関係として論じている研究があるので確認しておく。

3. 社会福祉と法の理論

法(制度・施策)とソーシャルワークの関係を研究対象としている秋元は、その関係性を次のように説明する。「法と福祉の関わりは、一種の連続体として考えられる。連続体の一方の極には、法の言葉や手法や価値が支配的な領域があり、他方の極には、ソーシャルワーカーの言葉や手法や価値が支配的な領域がある。そしてそれら二つの間に、法の視点と福祉の視点とが、各々それなりの存在感をもって有機的に関わり合うことが求められるような領域がある」(秋元 2003 : 179)。さらに、それぞれの視点を『ニーズ、ケア、共感、支持、個別性、柔軟性』を特徴とするソーシャルワークと『権利、平等、資格、正義、公正、厳格性』を特徴とする法には、それぞれに思考方法の違いがあり、双方の関係は予定調和を想定できるほど単純な関係ではない」(秋元 2003 : 177)。そのうえで、「法とソーシャルワークの連携や適切なバランスの取り方とはどのようなものを個々の状況に応じて説明する『ソーシャルワークの法理論』」を紹介している。

第三節 具体的検討への視点

1. 基本的諸要素

秋元は、ソーシャルワーク理論を踏まえた法の適用を行うために考慮すべきこととして、基本的な諸要素をおさえることが可能となるフレームワークの必要性を指摘する。そのフレームワークのひとつとして、プレストン・ヒュートら (PrestonShoot,

Roberts, and Vernon [1998]) の法とソーシャルワークの理論を紹介する。具体的には、基本的な諸要素として、問題を「何について (WHAT)」「いつ (WHEN)」、「誰が (WHO)」、「どのようにした (HOW)」に分節化し、実際に検討する際には、このフレームワークの内容的をうめていくための知見と、そうした知見がどのような価値基準のもとで用いられたか、を論じることが必要になる、というものである。

個別的対応が必要な罪を犯した高齢者の社会復帰支援の課題と検討するにあたり、このような具体的項目とその問題を評価し、判断を加えて分析するのに有用な視点であると考えられる。下記にソーシャルワークの法理論の分析視点と、それに対応する現在の罪を犯した高齢者の支援の状況を示した。この枠組みによって、罪を犯した高齢者支援の課題を分析、検討する。

2. ソーシャルワークの法理論と罪を犯した高齢者支援との関係

罪を犯した高齢者の社会復帰時に明らかになる課題検討の枠組みのポイントを次に示す。これは、「法とソーシャルワーク」理論の分節化を基に、現状の罪を犯した高齢者支援のポイントを包括的にアプローチするものである。罪を犯した高齢者支援の課題を検討する場合の視点である。ここでのソーシャルワーカーは、社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者支援を担当するソーシャルワーカーであり、法と組織は、罪を犯した高齢者支援に関係する法と機関である。(秋元：「社会福祉と法の理論」p 186～p 191を参考にした)。分節化の説明の後ろに「→」によって、高齢者支援の場合をつける。

3. 対象となる問題は何か

①ソーシャルワーカーや他者(社会の人)の心配や懸念は何であるのか？

→ソーシャルワーカーは、罪を犯した高齢者支援において社会復帰の困難性を心配するが、社会の懸念は社会に戻って来ることによって社会の安全が脅かされるのではないかと懸念する。このように、問題を見る違いがソーシャルワーカーと他

者とでは違う。ここでのポイントはひとりの観点からだけでなく、さまざまな観点から問題をみるのが重要となる。

②その問題について、どんな証拠があるか？

→ソーシャルワーカーがとらえる問題としての社会復帰の困難性の証拠としては、再犯罪者数の増加である。再犯罪を繰り返す背景に社会復帰を阻害する困難が法(制度)にはあると考えている。一方、他者の問題とする社会への脅威についての証拠は、TV や新聞等のマスコミによる情報が大きい。検討のポイントは、事実と意見について識別することである。

③人々は問題にどのような解釈をしているか？

→(社会)の人びとは、罪を犯した高齢者が社会に復帰することが、自分の生活に直結する害であると解釈している。社会の人びとが問題をどのように感じ、受け止めているかを理解することで、問題を明確に位置付けていくことができる、

④どんなことが起きると考えられるか？

→社会の人びとの問題に対する捉え方やそれを根拠となっている証拠、解釈を理解することによって、支援の方向性が決められる。その際、経時的な情報や歴史的な観点を利用することも重要な課題検討のポイントになる。

⑤問題を明確にするために、さらにどんな情報が必要か？

→罪を犯した高齢者の社会復帰の困難性と社会の人びとの懸念という問題を明確にするために、高齢者の生活歴や心身状況、医療情報、人間関係の対処法等の情報がさらに必要とされる。それにより、社会の他の人びとへ事実としての高齢者の実態を伝えられる。

4. 目的は何か：どういう目的のために法を適用しようとしているのか

①ソーシャルワーカーは何を達成することを望んでいるのか？

→ソーシャルワーカーは、罪を犯した人が社会で地域の人びとと共存できることを望んでいる。そのためには、高齢者の対処能力の向上支援、社会復帰資源の提供、対人関係の変化であり、社会の人びとには、罪を犯した高齢者への認識につながる社会的な変化の支援である。

②大きな目標・ミニマムな目標は何か？

→短期的な目標：罪を犯した高齢者の出所直後の生活支援をするための制度の利用の可能性の保障。

→長期的な目標：地域の人びとと信頼関係や交流が持てる生活を目標として、受刑

中から出所後までの先の見通せる一貫した人、組織の関わりがポイントとなる。

③ソーシャルワーカーは何が出来ると考えているか？

→ソーシャルワーカーは、制度・施策を用いて罪を犯した高齢者の生活保障に寄与することができる。課題検討のポイントは、具体的制度、施策を同定する

5. どんなニーズ・権利・危険が存在しているか

①各人(罪を犯した高齢者と社会の人びと)はどんなニーズを有しているか？

→罪を犯した人は一般市民として地域で穏やかに安定的に暮らすというニーズを持っており、地域の人びとは安全・安心な暮らしのニーズを持っている。

②各人(罪を犯した高齢者と社会の人びと)はどんな権利を有しているか？

→罪を犯した高齢者、地域の人びと共に、一般市民として地域で安全で安心して生活を送る権利を持っている。双方の権利が衝突する課題については、どちらのニーズ、権利が優先されるべきかがポイントとなる。

③各人(罪を犯した高齢者と社会の人びと)はどんな危険を冒そうとしているのか？

→現在は、社会の人びとが罪を犯した高齢者を排除している現状がある。この問題に対してのポイントは、その状況によって引き起こされている現実のジレンマを検討すること、そして、それが、どこから生じているのかを検討することである。

6. 法的な文脈の状況はどうか：対象としている問題が法とどのような関係にあるのか

①どんな権能が存在しているか？

→ソーシャルワーカーの法律を利用していける範囲として、本人の福祉制度の利用援助が中心になる。措置権限はない。刑事司法における権限はない。

②どんな義務が存在しているか？

→ソーシャルワーカーが法的にみて、なしうるべきこととして、罪を犯した高齢者の社会復帰後の安定的な生活再建、継続である。それに付随する本人の受け入れ施設に対しての後方支援、再度の相談受付である。

③介入の根拠は何か？

→ソーシャルワーカーは、介入の根拠法として、刑事司法の法律による再犯防止推進法、更生保護法、矯正施設処遇法、社会福祉法が根拠としてある。

7. 組織との関係の状況はどうか

①所属組織の要請は何か。業務で認められていることは何か？

→罪を犯した高齢者の社会での生活の安定がソーシャルワーカーに求められている。実務上のガイドラインの影響は、アドバイザー的なものである。例えば、「予算・指針の範囲内で、所属地域の住民の福祉が向上すること、業務が滞りなく進捗するために司法との連携を進めること」等である。

→ソーシャルワーカーには、指針から逸脱しない範囲内で、目的を達成するための個人裁量がある。

8. 資源の状況はどうか：利用可能な資源の状況

①ソーシャルワーカーは目的達成のためにそんな手段を有しているか？

→社会資源として国、司法、福祉、医療、その他からの社会施策を利用できる。地域の資源としては、地方行政機関や地域ボランティア等の資源を有している。だが、利用者は自分の力ではそれらの社会資源にたどりつけない人びとである。

②どんな解決策がすでにとられているか？

→これまで、指導監督を中心とした更生保護から社会復帰支援の援助は受けられていた。だが、それは成功していなかった。その理由は、高齢者に対応する支援制度でなかったためである。社会福祉から、再犯防止の目的で、衣食住の支援が行われはじめているが、目的や手法についての社会からの合意は得られていない。

9. いつ、ソーシャルワーカーは介入すべきなのか

①問題の状況はどのようで、介入の根拠をどの程度満たしているか、今、現在が緊急事態なのか？

→ソーシャルワーカーの介入時期は、今、現在求められている。その根拠は、再犯罪をする高齢者が減らないことである。

10. その決定はいつ再審査されるのか

①法的な要請はあるのか。

→罪を犯した高齢者が福祉的支援を受ける決定が法的におりた後は、再審査はないが、再度、犯罪を繰り返した時に、再審査の要請がある。その際は、再度、刑事司法の審査になる。ソーシャルワーカーは、継続的に支援が続くことが、高齢

者の福祉的生活に必要なことだと考えている。

11. 誰が決定を行うのか

①利用者との話し合いのプロセスはとられているか？

→話し合いの場を設けることによって、利用者の意見を決定に反映させることが出来る。利用者とのパートナーシップは、実際に機能するものになっているということがポイントとなる。さらにケースカンファレンスの決定が身近な援助機関である地方自治体を拘束しているのか、という点も重要である。

12. 誰が何をするのか

①関わるものがすべて関わっているか？役割が明確か？

→現在の罪を犯した高齢者の社会復帰支援においては、当事者や地域の関係者は関わっておらず、関わっている者の役割分担も明確ではない。

13. 目標をどのように達成していくのか

①法的、非法的な関わりはどうか？

→法的な義務は「再犯防止推進法」により、国と地方自治体に支援施策策定の努力義務がある。非法的な介入は、ボランティア団体や本人に関わりのある人が個別の意思によって関わり、社会復帰という目標を達成しようとしている。

14. 法はどのように具体化されるのか

①援助が依拠する法はどれか？

→一般的な触法者へは「再犯防止推進法」によって具体化され、社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者へ支援は「地域生活定着促進事業」として具体化される。任務を実施するための職務能力としては、司法と福祉の双方にまたがる明確な支援能力は確立されていない。

15. 目標に到達していることをどのように認知するか

①目標に到達確認への証拠、決定者はだれか？

→罪を犯した高齢者への社会復帰支援での目標到達確認は、地域での生活の継続である。目標に達成していることを決定するのは法ではなく、高齢者自身と支援者である。決定権者は再犯罪によって逮捕されないことの証拠が求められる。

第三節 四類型の特性と支援のあり方の検討

ここで検討するのは「罪を犯した高齢者の支援分類」①の軽微な窃盗や無銭飲食等の罪を繰り返し、受刑した高齢者で、身元引受人がいなく、満期出所になり、福祉的支援が必要になる高齢者である。基本的にこの類型に入る高齢者は刑事司法では犯罪性が進行していると捉えられているが、満期出所なので、出所後は刑事司法の関わりはなくなり、一般市民としての援助を受ける人である。

1. 軽微な罪を繰り返す高齢者の課題 ー福祉的支援を中心にー

(1) 事例と特徴

事例：「67歳男子。若いころから、窃盗（空き巣）を繰り返し、刑務所を出たり入ったりの人生を送ってきた。刑務所を出所しても身寄りもなく孤独で職もない。刑務所を満期出所後、簡易宿泊所に泊まっていたが、所持金が尽きて野宿をし、再度罪を犯した」（平成20年版犯罪白書2008：283）。

このタイプの高齢者の特徴として、若年のころから犯罪を繰り返して高齢になった人で、受刑を重ね改善更生が困難になっているということがある。その進行した犯罪性が原因となっていることによる問題が大きい。例えば、高齢窃盗事犯者で若年・壮年期から累犯傾向の問題が解消できないまま高齢になり、社会との接点が次第に薄れ、これまでは、出所後は、ホームレスや簡易宿泊所、無料低額宿泊所で生活し、少額の食料品等の万引きや酒代やギャンブル代欲しさに窃盗を繰り返すなどした人が少なくない。累犯が進むほど、概して経済的困窮をはじめ生活上の問題の比重が大きくなることが分かっている。つまり、罪を犯すことが生活習慣になっており、犯罪への垣根が低く、社会復帰は不安定で自立生活には揺らぎがあるという特性がある。

上記のような特徴から、社会復帰の課題として、社会生活力の低下がある。それは、受刑による度々の社会生活からの分断に起因するものであろう。例えば、経済力、生活技術、心身機能、個人的社会資源などの低下、不足が考えられる。加えて、数年間の常時の監視、命令により、自己判断力、自己評価の低下もあることが考えられる。このように基本的生活財が失われている高齢者の援助では、何を優先させ、支援として、どのような基本的態度が求められるのであろうか。法は何を保障しているのだろうか。

「ソーシャルワークの法理論」の視点から、問題を分析してみると、まず、法が定めている支援目標は「再犯をしないで、地域生活が継続できること」であろう。その

目標に向けてソーシャルワーカーは具体的にどのような目標をたてるのであろうか。長期の目標については、法と矛盾するものではないであろう。だが、受刑中からの支援という特殊環境の中で、ソーシャルワーカーは、具体的に出所後の安定的な社会生活の再建を目標として何ができると考えているのだろうか。それは、刑事司法制度内で可能であろうか。双方の役割分担はどのようなものであろうか。ソーシャルワーカーは短期目標として、現状の法制度でできることとして各種の社会保障制度を利用する支援を行うこととなる。例えば、経済力の低下からの回復支援では生活保護制度の利用であろう。刑事司法はその際、どのような関わりを持つのであろうか。しかし、これまで、受刑中からの生活保護申請は例がない。そこにある課題は何であろうか。次で確認する。

(2) 出所後の経済的支援についての課題

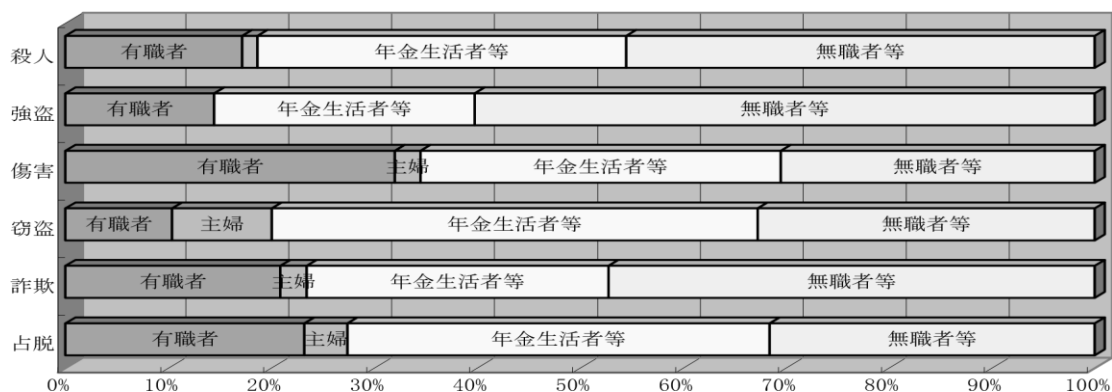
出所後の経済的安定に向けての福祉的支援には、いくつかの課題がある。社会復帰への生活ニーズとして最も基本的なものとして経済的保障があげられるだろう。それは、罪を犯した高齢者の罪名に窃盗が最も多いことから明らかである。

警視庁²⁷では、経済的問題と犯罪の関係を調べた。高齢で罪を犯した人の収入状況を職業の有無と年金とに別け、どのような犯罪とつながっているかということ进行调查したものである。(図表 4-2)

高齢の有職率では強盗と窃盗で低い。強盗では、被雇用者や自営業者などを含めた有職者は 14.5%に過ぎず、仕事も年金等もない失業者・無職者の割合は 60.2%に及んでいる。殺人と詐欺については、無職者の割合がやや高くなっている。窃盗は有職者が少なく、年金生活者等が多い。窃盗で年金生活者が多いということは、年金だけでは、生活が苦しいということであろうか。

²⁷ 「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」2013年12月 警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究。超高齢社会を迎え、今後、高齢者犯罪に対する有効な対策を構築するためにも高齢者犯罪と高齢犯罪者の実態を明らかにすることを目的として、平成17年から19年にかけて、警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授が、共同研究として高齢者犯罪に係る実態調査を行ったものである。

図表 4-2 「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」



警察庁・警察政策研究センター及び 慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究 P117

だが、窃盗等の罪を繰り返す高齢者は、年金を受給していない人が多い。したがって、経済保障としては、生活保護の受給が第一の援助になるだろう。受刑中の生活保護申請にはいくつかの課題がある。1番目として、司法と福祉の情報内容の違いにより、生活保護申請が困難になる。2番目として生活保護の実施機関である地方自治体の非協力、3番目として生活保護以外の経済保障としての年金制度や福祉的経済支援施策が利用しにくいという問題がある。

現在、この類型①の軽微な罪を繰り返す高齢者は、希望すれば「地域生活定着支援センター」で、福祉的支援が受けられる施策がある。地域生活定着支援センターについては、次章で詳しく説明するが、法的位置づけは更生保護法(第三十条)²⁸であり、保護観察所からの(協力等の求め)による「特別調整協力等依頼書」によって支援が開始される。したがって、介入の根拠法として、更生保護法、刑事施設処遇法を基に社会福祉法と運用するということになる。ソーシャルワーカーは、所属福祉支援組織としての「地域生活定着促進事業」の指針から逸脱しない範囲で、目的を達成することが要請される。地域生活へ定着するという大きな目標に対して、面接現場でのソーシャルワーカーの判断、決断が求められ、何を、いつまでに、どのように支援するのかという支援計画を受刑中の少ない情報から作りあげなければならない。この時、重要になるのが、アセスメントである。

このような状況の中で基本的経済保障としての生活保護を申請するための個人情報

²⁸ 更生保護法 第四節 保護観察所 (協力等の求め) 第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を崇高するため、官公庁、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力をもとめることができる。

については、矯正施設の提供する情報と生活保護に必要な情報が重なるかという課題がある。犯罪歴の多い刑事施設からの情報は、家族や過去・現在の住所歴等が必要とされる生活保護受給援助に求められる情報とはズレが生じる。特に、住所がない、本人がいないということで、対象者は、社会復帰に必要な生活保護から実質的に排除されるケースは、少なくない。これについては、2011年に生活保護の実施要領の改正が行われた。現在地保護が刑務所出所者の社会復帰に徹底されることになった。「刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放されたものについて、帰住地がある場合であって帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと」である（生活保護法第3章12の(3)）。つまり、職権消除等で住所がない多くの出所者は、本人が希望して帰る先を帰住地として、その市町村が援護の実施期間になるというものである。

だが、現状は、保護受付の自治体からは「縁もゆかりもない出所者になんでうちが援護の実施機関にならなければいけないか」との疑問がでる。特に大都市では、目立たないように生活するために多くの、帰住希望者が集まり簡易宿泊所や無料低額宿泊所に帰住する。ホームレスの他にさらに多くの元受刑者が集まることに、大都市の自治体は拒否反応を示し、生活保護の押し付け合い、たらい回しがおき、刑務所出所者の実質的な排除という状況が発生している。通知や質疑応答集は出ているが、窓口の職員が知らないことにより、受け付けないということもあり、自治体間に格差が発生している。

さらに、生活保護受給においては、当面の生活費がある人を想定している。実際に生活保護から現金が出るまでは、約半月位の期間が必要である。前貸しをする、しないの判断も各自治体の裁量である。多くの対象者は所持金がほとんどない状態で出所してくるため、今日の寝る場所、食べるものさえ欠く状態である。同様な人にホームレスがいるが、彼らには、生活上の支援に関し、国等の果たすべき責務が明らかにされ、その人権にも配慮された施策が実施され、当面の衣食住は確保される。このように刑務所出所者へは制度の未整備が課題としてある。

他の福祉制度による、経済的不足の制度が、生活困窮者の小口の生活資金の貸付制度が社会福祉協議会にある。だが、借金があると借りられず、保証人も必要である。出所後1,2ヶ月の経済的に大変な時期に小口現金を貸すなどの柔軟なニーズへの対応があれば、社会復帰の足がかりになる。

老齢年金受給については、多くの対象者が職場や住所を転々としているため、年金歴を確認したり、手続きの代行をしなければ受給にはつながらない。年金機構等で個別に支援してくる人が必要である。

これらの形どおりの制度の運用は、社会のルールに入らなかった人への厳しい経済制裁とも考えられる。憲法で保障されている「健康で文化的な生活の保障」と、人権保障という面からも、出所後の生活再建における基盤である経済的保障を確かなものにする必要がある。具体的には、各自治体の生活保護実施における現在地保護の徹底や衣食住のない最低限の生活状態にいる人への柔軟な裁量的保護や半公共的事業を実施している社会福祉協議会の積極的関わりが重要である。

社会保障受給の手続きは、一般的に住所地での申請を基本としているため、住所地がないことによって経済保障、医療保障等が受けられないことがある。

まとめとして、受刑中からの経済保障の支援については、制度としての生活保護を利用するためには、いくつかの法定文脈の違いをまたがなければならないことが示された。例えば、矯正施設での法的文脈については、刑事司法で出される情報と生活保護に必要な情報の違いがある。また、市町村での法的文脈では、本人がいないこと、住所がないことなどで、生活保護制度が対応できない。また、年金では、何回かの入所により、受給の具体的なプロセスにソーシャルワークとしての関わりが必要とされ、年金受給の再審査や決定には時間を必要とする。そのため、出所直後の緊急時への対応には間に合わないという課題がある。そこに、共通するのは、それぞれの制度固有の原則という壁がある。そのような状況で、実際にソーシャルワーカーはどのように制度を運用しているのだろうか。

(3) 社会復帰における住居の課題 —安住の場所のない高齢者—

社会復帰の課題として住居の問題がある。特に再犯罪の多い満期高齢者にとって重要なのが住居の支援である。近年制定された「再犯防止推進法」の基本的施策にも住居の確保支援(第15条)が位置付けられた。同様に、国際連合では、住まいの確保は人間にとって普遍的なニーズであり、権利でもある、と居住の権利を基本的人権として認めている²⁹。

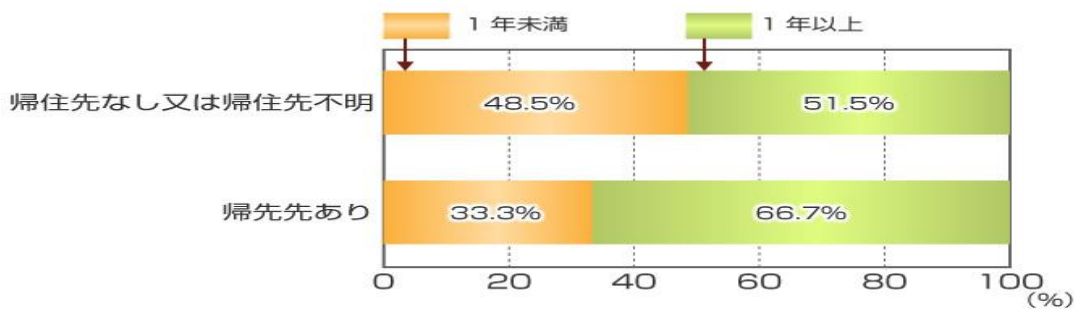
現状を確認するために、罪を犯した高齢者の社会復帰における住まいの問題を、ソーシャルワークと法の枠組みから検討すると、資源の状況とどんな解決策がすでにとられ

²⁹ 1976年に第1回人間居住会議(ハビタットI)が開かれ、「人間居住に関するバンクーバー宣言」が採択された。そこでは、適切な住居は基本的人権であり、それを実現することは政府の義務である、と述べている

ているか、それは、有効な支援策となっているのか、実態としての住まいはどのようなものか、がポイントとなる。

下図は適切な住まいがないことによる社会復帰ができなかったことに関するデータである。出所時の適切な帰住先の有無と再犯期間は関連しており、出所時の住居確保が課題であると言える。平成 24 年に刑事施設に再入所した受刑者のうち、前刑出所時に適切な帰住先がなかった人の 52.5% は 1 年未満で再犯に及んでいる。

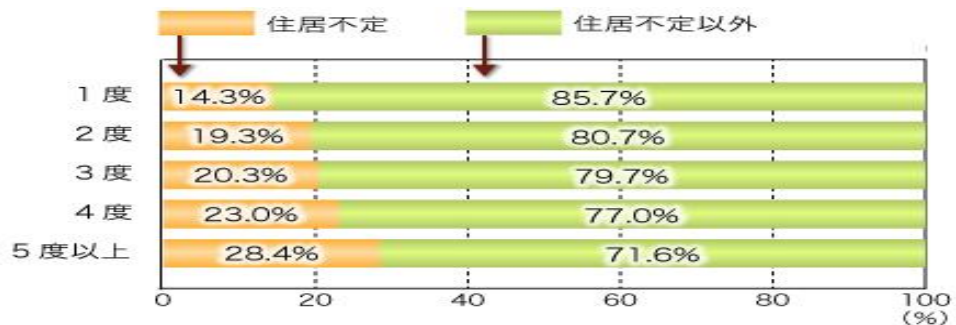
図表 4-3 適切な帰住先と再犯に至るまでの期間



政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201406/1.html>

矯正施設入所回数が増加するごとに住まいがなくなることが下のグラフでわかる(平成 26 年における入所受刑者調べ)。1 回目入所者(14.3%)と 5 回目入所者(28.4%)を比べてみると約 2 倍の開きがある。

図表 4-4 入所受刑者の居住状況別の割合



平成 27 年版犯罪白書 p 154

次に、資源の状況を確認する。福祉的観点からの高齢者への住まいの支援で想定されているのが、高齢者施設である。だが、これは介護保険の認定が必要である。皮肉なことに何度も受刑を繰り返している高齢者は刑務所でのカロリー制限のある食事、禁酒、禁煙、懲役による労働等により、肥満による生活習慣病者はほとんどいない。また、住所不定により、介護保険者が受刑中は決まらず、出所直後の介護保険施設へ入所は困難な実態がある。

次に、どんな解決策がすでにとられているのかという点であるが、矯正施設出所者で帰住先がない人は基本的に更生保護施設に保護観察所が調整する。だが、高齢者の場合、利用しにくい実態がある。例えば、現在、更生保護制度内にある「更生緊急保護」³⁰では、目的が就労して自立することであるため、引き受けないことが多い。また、引き受け不可の理由として、職員不足、支援のノウハウの不足が言われている。例えば、入所者は目的は就労しており、職員数は少ない。だが、高齢者は日中は施設におり、その間、通院介助や階段の上り下り、入浴等に配慮が必要になる。また、これまで、就労可能な年齢の人の支援であったため、高齢者への支援方法がわからないという実態がある。

だが、2009年より、全国に101ある更生保護施設のうち57施設に社会福祉士を配置し、各施設が高齢者や障害者を4人ずつ、3カ月程度受け入れるという目標で、社会福祉士を配置するようになった。社会福祉士の役割は、引受先となる福祉施設との調整を進める一方で、出所者が社会生活になじめるよう訓練を施す業務が要請されている。

ここでは、更生保護法に位置付けられた福祉的支援ということで、ソーシャルワーカーが法をどのように具体化するのかが問われている。高齢者施設、更生保護施設ともに社会資源として有効に機能していないことが示された。では、実態としての住まいはどのようなものか。

出所直後に高齢犯罪者のための住まいとして想定されている高齢者用福祉施設や更生保護施設に直接入所できる人は少ないという現状から、実態として、罪を犯した高齢者はどこに住まいを構えるのであろうか。

窃盗をした高齢者の場合、約半数がホームレスと住居不定者であり、約8割が単身者である。さらに、犯罪性が進むにつれ、住居不安定な人（簡易宿泊所、ホームレス、住居不定）が増加する。（平成20年版 犯罪白書）つまり、その現状は、貧困者用の住まいに一時的に住まわなければならない実態がある。例えば、住宅保障ミニマムが保

³⁰ 更生保護法、85条1項に位置付けられており、刑務所から釈放された人や保護観察無しの執行猶予付き判決を受けた人等に対し、緊急に、帰住のあつせん、金品の供与・貸与、医療や就職の援助、社会生活の訓練等を行う。更生緊急保護の対象となるのは、①刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた人、②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人、③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人である。保護の期間は原則6か月以内である。

障されているとはいえない更生保護施設、自立準備ホーム、生活自立支援施設、無料低額宿泊所、簡易宿泊所、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）等である。そこでの住環境は高齢者の生活には馴染まず、階段があったり、段ベットだったりする。

また、高齢犯罪者の多くは集団生活に苦手意識を持ち、個室を希望する。だが、上記のような施設の多くは、現物給付であり、共同居室の集団生活である。プライベートな空間は少なく、飲酒は禁止である。このような住環境に不満・不安・孤独感を感じる人は少なくなく、ストレスから失踪したり、再度、罪を犯す人もいる。

岩田(2016 : 411)は、住問題について、セーフティネットとしてのミニマムの必要性を「ヒトとハコの限界によって、ミニマムは柔軟に運用されていく可能性が高い。」「とどめのない規制緩和で、どのようなハコ、ヒトでも可とするような選択が迫られてしまう可能性が高い。いわゆる『ブラック』な宿泊所や施設が隙間産業として入り込んでくる」と警告を示す。このブラックビジネスといわれる無料低額宿泊所の中には、「健康で文化的な生活」とはほど遠い住まいがある。例えば、元社員寮等を借り上げ、個室をさらに板塀で区切り、一人2畳くらいのスペースに居住者を住ませる。食事代、光熱費代として、生活保護の最低生活費上限一杯までの費用を徴収する。入浴は週二回ほどに制限され、トイレも共同である。タバコ代も残らない状況である。罪を犯した人の中にはここに居住する人は少なくない。理由は、誰でもいつでも入れるからである。一般に必要とされている入居時の煩雑な手続きはならず、年齢、職業、過去、家族、保証人、手付金等が一切不要である。生活困窮を抱えている高齢者犯罪者への生活保護費目当てのこのような搾取は、高齢犯罪者の被害を生み出している。このような環境では、長期間の生活は困難であり、すぐに飛び出し、金に困り、再犯をする。これは、社会復帰支援の目的である「再犯防止」とも矛盾する。住宅問題を解決しなくて、再犯防止は成り立たない。政策のなんらかの規制が必要である。

生活困窮者への国の住まいの政策としては、2006年施行された「住生活基本法」がある。国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図ることが目的に明記され、その第6条には「居住の安定の確保」として「住生活の安定の確保及び向上促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として行わなければならない」と規定してある。ここには、高齢者は明記されているが、罪を犯した人は明記されていない。同様に、国土交通省の「住生活基本計画の見直し」においては、「住宅セーフティネ

ットに関する現状と論点」が示されており、その対象者として「住宅に困窮する低所得者」が含まれている。具体的には、低額所得者・ハンセン病療養所入所者・ホームレス・犯罪被害者等 19 種の対象者が具体的に列記されている。だが、刑務所出所者は書かれていない。

再犯罪につながりやすい出所直後の緊急的な対応として、基本的認識において「国と地方公共団体の役割分担」がある。そこでは、「低額所得者等住宅に困窮する者への最低限の生活水準の確保等については国が責任をもって行うべきである」としている。また、福祉との連携として「生活の質の確保・向上を図るには、地域における福祉との連携が不可欠」との認識を示し、新たな住宅困窮者に対する公営住宅の活用として、自立までの緊急的なステップとして弾力的な入居を検討している、とある。上記に述べたように出所後の「緊急的なステップ」は最も必要とされている部分である。

結論として、罪を犯した高齢者への住居の社会資源については課題が多く、再犯罪との関わりが大きいことが示された。社会関係や家族関係が受刑中に断たれ、身寄りがなくなった高齢者は、住居がなければホームレスや再犯者になってしまう。

現在とられている支援策は公的資源が少なく民間頼りになっている状況がある。特に、ブラックビジネスとも言われている無料低額宿泊所が大都市では、社会資源として利用されている状況からは、今後、何らかの適切な支援策が求められている。その際、問題となるのが、必要悪という考え方である。無料低額宿泊所は、本人の保護と社会の保護の両立に寄与しているという実情をどうとらえるのかということである。それは、法的不整備を埋めるためにどのようなソーシャルワークがとられるべきか、ということが問われている。

(4) 専門職の関わりの必要性

本人は長い受刑生活により、身体的な衰えや精神的な疾患の治療が行われていないこと、経済的な問題も解決されないでいる。経済的問題や精神的な病気治療の援助等、専門職を中心としたソーシャルワーカーの介入は多方面にわたる。

例えば、ソーシャルワーカーは本人との話し合いのための場を設けることによってその意向や意見を把握できる。疾病や心理面の変化の把握は介護保険サービスの訪問看護師が早期緊急性を確認でき、支援チーム内のカンファレンスで検討できる。そこでは、介入時期や役割分担が明確になる。

それを支える市町村行政は、経済面の安定のための生活保護への対応や福祉行政サービス受付窓口としてその機能が発揮できる。

2. 介護殺人等の罪を犯した満期出所高齢者の支援課題 —福祉的支援を中心に—

(1) 介護殺人等の罪を犯した高齢者の事例と特徴

この分類の高齢者は「罪を犯した高齢者の支援分類」③の介護殺人等の罪を犯した高齢者である。妻や夫への介護殺人で服役後、満期で出所する高齢者である。出所時に帰る家はあるものの身近な支援者はおらず、福祉的支援を受ける必要のある人である。

高齢になって初めて受刑する人の罪名には殺人が上位に入っている。高齢殺人事犯者では、親族殺人と親族以外殺人に別けられるが、親族以外の殺人の高齢者は、前科や前歴がある。ここでは、初めて重大な罪をおかした人の社会復帰を検討するため親族殺人高齢者の事例と特徴を確認する。

事例①：「69歳女子。前科、前歴なし。70歳代の認知症の夫の介護に疲れ、事件直前に退職。減収による経済不安もあり、ゴムひもとふろしきを用いて夫殺害を企てたが、途中で断念した」（平20年版犯罪白書2008：299）。

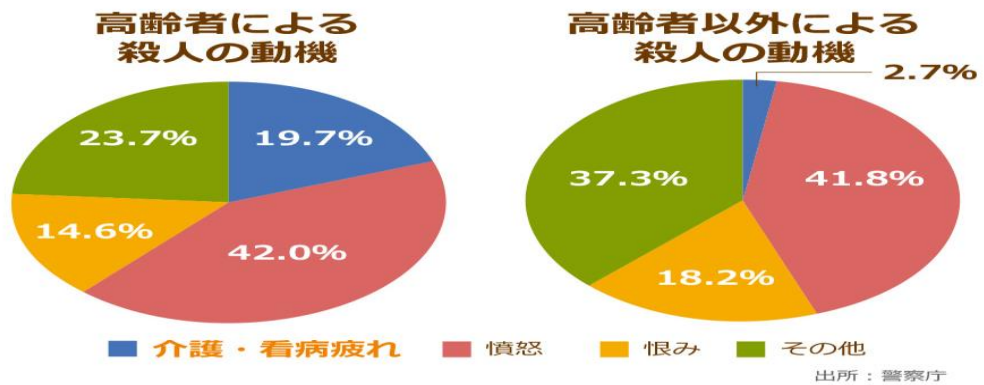
事例②：「82歳男性。前科、前歴なし。79歳の認知症の妻の排泄介助、食事介助等の介護を2年間行っていた。介護は専ら夫が一人で行っていた。夫は捜査関係者に対して『精も根も尽きた』と話している。」（産経新聞 2016年10月5日）

被害者は過半数（56%）が親族であり、前科・前歴のない人が「介護疲れ」から、あるいは「将来を悲観」して、配偶者などを思い悩んだ末に殺害するという犯罪である。約5割の人に疾患や障害があり、性別では女子の方が圧倒的に多い。犯行の背景として経済的不安・健康不安・問題の抱え込みがあり、困難なことや不安があっても、人に相談できずに一人で思い悩んだ様子がある。これらの事情から裁判では執行猶予付きの判決が多い。中でも高齢女子の親族殺人では半数近くが執行猶予がついている（平20年版犯罪白書2008：299～311ページ）。数的データとしては、警察庁の犯罪統計³¹が報告している。2007年から2014年までの8年間の「介護・看病疲れ」を動機として検挙された殺人は356件、自殺関与は15件、傷害致死は21件であった。

次の図表は、高齢者の殺人の動機を高齢者以外の人々の殺人の動機と比較したものである。高齢者以外では、介護疲れが2.7%であるのに対して、高齢者では19.7%である。

³¹ 警視庁「警視庁の統計 発生状況・統計」

図表 4-5 介護疲れからの殺人



2013年警視庁統計

一方、介護や看病疲れからの親族殺人の高齢者の特徴として自殺がある。内閣府の自殺統計によれば、2007年から2015年の9年間に介護や看病疲れを動機とした自殺者数は2,515人、そのうち年齢が60歳以上の者は1,506人で全体の6割を占めている。

(2) 殺人等の重大な罪を犯した高齢者支援の視点

上記1の事例と特徴からすると、このタイプの高齢者の支援の課題は「孤立しないための地域の関わり」と「医療、心理の関わり」であろう。現在、社会復帰支援としてこの二点がどのようになっており、それは充分なのか、問題となる点はどのようなことかを検討する。

「孤立しないための地域の関わり」では、目的を地域への包摂とし、どのように地域が関わればよいかということが重要になる。地域とのつながりがあればこのような事件は起きなかったということから、出所後の生活のリスク把握と対象者との関係づくりがポイントとなる。その際の公的・私的支援としては現在の社会資源から考えると「地域包括ケア」となろう。地域の関わりでは、地域の人びとは問題をどのように解釈し、受け止めているのか、地域として援助する場合、だれがイニシアティブをとるのか、役割分担はどのようにするかなどの整理が必要であろう。

次の図表は更生保護に対する地域住民の意識である。

図表4-6 更生支援に対する国民の意識

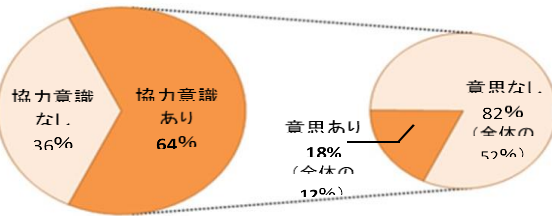
特集・更生を支援する地域のネットワーク

国民の理解

《更生支援に対する 国民の意識》

犯罪や非行をした者の立ち直りへの協力意識

直接会って継続的に助言や援助をする



- ◎ 立ち直りに協力したい。⇒国民の約6割
- ◎ 直接的な支援をしたい。⇒そのうちわずか2割(全体の12%)

◎協力意思ありの国民の一定数は、協力内容について「わからない」「特になし」と回答

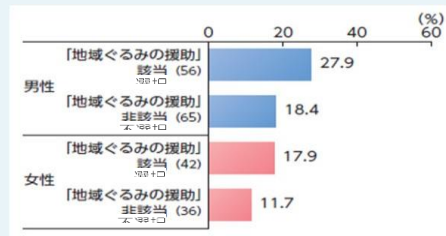
※「更生防止対策」に関する統計調査結果（平成29年9月）資料：「更生防止対策」

「直接会って継続的に助言や援助をする」と回答した者を更に分析すると・・・

(男女別・身近にいると思うかどうかの意識別)



(男女別・必要な再犯防止策の内容別)



- ◎ 犯罪や非行をした者が身近にいると思う人や再犯防止施策として「地域ぐるみの援助が必要」と思う人の方が、そうでない人より直接的な支援を行いたいという積極的な回答

＜ポイント1＞ 過半数の国民には、犯罪や非行をした者の更生支援への協力意識があるものの、直接関わることにに対しては不安や抵抗感がある。犯罪や非行をした者への意識の変化が国民の協力を得る鍵となる。

法務省は平成29年版犯罪白書で、特集「更生を支援する地域のネットワーク」で、罪や非行をした者の更生に関する国民の意識や、国民間協力者、地方公共団体など更生

支援に携わる機関や個人との連携の現状を分析した。(図表 4-6)

更生支援に対して「協力意識あり」の人が 64%で「協力意識なし」36%をはるかに超えている。だが、具体的な「協力意思」になると、協力意思がある人は 18%になってしまう。過半数を超える国民が協力意識がありながら、協力を結びつかない原因の分析として白書では、「身近に罪を犯した人がいると思う」や「地域ぐるみの援助が必要」という認識を持っているか、いないかで協力の度合いが変わってくる、と説明している。つまり、犯罪や非行をした人を身近に意識し、地域の問題と考えている人は、具体的な協力の行動を起こしやすいということである。この意識の変化が国民の協力を得る鍵となることであろう。

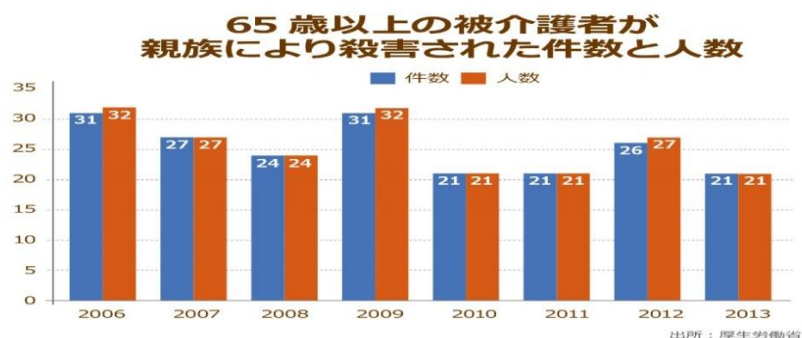
つぎに、「医療と心理の関わり」については、本人が長い受刑生活を経てきているという事実から、支援の目的として、心身のケアからもう一度社会で生きていくための対処能力の向上が重要になるだろう。その際、関わるのは専門的職務能力を持った人びとが目標の共有化をし、システムとして関わる必要があると考えられる。このような援助の視点のもとに現状を確認し、支援の課題を検討する。

(3) 社会的に孤立した高齢者支援の課題

現状の支援として、このタイプの罪を犯した高齢者への支援は対応されておらず、家族や親族によるケアにまかされている状況である。だが、今後、高齢化が進み同様な事例は増加することが考えられ、支援策が求められている。

下のグラフは、厚生労働省が 2006 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき報告したものである。加害者は男性が多く、それまで、仕事以外で社会とのつながりが希薄であり、誰にも相談できずに孤独感を持っている傾向がある。

図表 4-7 介護殺人の統計



厚生労働省

事件を起こした高齢者は、再度、同じ住居や生活環境に戻り³²、そこで孤立した状態での生活が始まることになる。前述したようにこのような犯罪が発生した背景に社会からの孤立がある。

援助の必要性で優先されなければならないのが、自傷という問題である。高齢殺人者は半数近くに自殺企図があるということから生命の安全を確保するために見守り体制を作らなければならない。地域へ戻る高齢者は事件の経緯から相談できる人がいなく孤立した状態であると考えられ、自殺という再度の事件も考えられる。抱えていた生活問題がこれまで潜在化されていたという経緯から、支援が無ければ、自殺等の可能性もある。人命の尊重は、事態の緊急性の把握にとって必要であり、その際の決定権者は生活圏の市町村がなるべきであろう。地域の住民や社会資源³³、多くの見守りがそのまわりには必要である。だが、気をつけなければならないことは、過度の介入である。誰が何をするのか、という役割分担を明確にし、必要以上の介入は保護の名もとの監視になってしまう。依拠する法の利用としては、介護保険をベースにした地域包括ケアのフォーマルやインフォーマルのサービス利用である。地域生活での支援体制の確立であり、支援の中心となるのは、復帰先である地方自治体の関わりであろう。介護保険をもとにした地域包括ケアシステムの中での制度をいかに本人につなげるかということがソーシャルワークの仕事になるだろう。

つまり、支援の問題点として、これまでのように家族や親族に任せるのではなく、地域として対応することが重要になる。このような援助はこれまで行われてこなかったが、「再犯防止推進法」による国と地方自治体の責務として、罪を犯した高齢者の地域への包摂、共生が今後の課題である。

(4) 地域の見守り体制

このように親族殺人の高齢者には、少数の特定の支援者が関わるのではなく、地域を巻き込んだ見守り体制を作り上げ、そこでの法を利用したソーシャルワークが有効であると考えられる。「地域包括ケア」を軸に、関わる人や機関を多様・柔軟に調整した緩やかな関わりを構築することが重要であると考えられる。

しかし、我国では、一度罪をおかすと社会の見る目は犯罪者として固定してしまう傾向がある。ソーシャルワーカーの役割として、個人の権利擁護と社会の理解を得るためのソーシャルアクションが必要であろう。

³² 高齢殺人事犯者のうち親族殺の者は全員自宅に居住している。(平成20年版犯罪白書：302)

³³ 国立長寿医療研究センター荒井由美子研究部長は「在宅介護を家族だけに担わせない、介護する人を孤立させずに、社会でどう支えていくか」と述べ、個人的問題というより、社会の問題と捉えるという意見もある。

3. 初犯で罪を犯した高齢者の支援課題 一刑事司法と福祉の協働支援一

この類型に入る高齢者は「罪を犯した高齢者の支援分類」で②に該当し、高齢になって初めて罪を犯した高齢者である。近年、この層の高齢者が増加している。罪種としては軽微な暴行や傷害である。飲酒の上、公共的な場で、突発的に面識のない相手に対し暴行を加えるような犯罪が少なくない。

(1) 急にキレル高齢者の特徴と事例

事例①：「81歳男子。婚姻歴はなく、定年退職後、年金で単身生活。犯罪歴なし。野良猫に餌を与えている近所の顔見知りの女性を注意したところ、女性が言い返してきたので、かっとして持っていた傘を振り下ろして殴り、打撲傷を負わせた」。「65歳男子。

事例②：ホームレス。古本を拾い集めて小遣を得ていた。これまで、飲酒下での対人トラブルが多く、前科はないが、暴行の前歴がある。本件では、公園で遊んでいる少年（9歳）たちがうるさいと感じて、少年のバットを取り上げ、それで殴り、打撲傷を負わせた。」（平成20年版犯罪白書2008：292）。

事例③：「65歳男子。本件まで前科・前歴なく、高校卒業後就職した会社に約40年間勤務し、定年退職後、再就職した。自宅を所有し、経済的に問題はない。子供は既に独立し、妻と二人暮らしで、家族間に特段の問題はなし。本件では、仕事からの帰宅途中、地下鉄の電車内で女性の下半身等を触った。」（平成20年版犯罪白書2008）。

事例④：「67歳女子。64歳になるまで、サラリーマンの夫と子供と平穏に生活していた。子供が独立し、夫と二人暮らしをするようになってから、近隣のスーパーで財布を紛失し、なくした分を取り戻そうとして日用品等を万引きしたのがきっかけで、以後、万引きを繰り返し、2回起訴猶予になった。本件では、再度、食料品等を万引きした。」

ここに共通してみられるのは、社会の中にその存在感が認められていない怒りや孤独感が背景にあると考えられる。「昔に比べ、家族や親族との関係も浅くなりました。高齢になれば社会での活動範囲は狭まり、誰かと関わりたくとも関われない。鬱屈してしまうのでしょう。」（安藤2016：12月5日朝日新聞）（日本アンガーマネジメント協会代表理事）。

(2) 支援課題検討のための視点

はじめに、初犯で軽微な罪を犯した高齢者の支援では、どういうことが求められていて、どのようなことが重要だと考えられているのかを「法とソーシャルワーク」の視点から確認する。問題は何かという点から考えると、人びとが、このような行動をとる高齢者の行動が理解できず、原因についての解釈に明快なものがないということである。

タイプ①のように、犯罪として身近にリスクを感じるということではなく、高齢者への不可解な行動についての不安を感じているのであって、危険だから刑務所に入ってもらいたいと考えているわけではない。したがって、支援の目的は、受刑させないことであろう。その目的を達成するために必要なことは、刑事司法における犯罪処理段階でいつ、どのようにソーシャルワーカーとして関わるべきなのかということが重要になる。

つまり、支援の課題を検討するには、「刑務所に入らないための支援」と「事件処理段階におけるソーシャルワーク」の二点と考えられる。このような観点から次に現状の取組みとそこから明らかになっている問題点を明らかにする。

(3) 刑務所に入らないための支援

このような初めて軽微な罪を犯した人への受刑回避のための援助として、刑事司法の被疑者・被告人段階から福祉が関わり、社会的介入をする取組みが 2013 年から始まっている。検察段階での不起訴処分、裁判段階での起訴猶予であり、刑務所出所後の社会復帰支援を出口支援とするのに対して、刑務所入所前の社会復帰支援として「入口支援」と呼ばれている。接見、アセスメント、更生支援計画書の作成、居住環境の調整等をするというものである。

東京地方検察庁社会復帰支援室³⁴に採用されている松友は、その実績を次のように報告する。「起訴猶予処分者の社会生活支援は、116 日間で 320 件であり、男性が多い。全体の 85%がネットカフェで暮らしている、居場所のない人は 100%が定職業を持っていない、社会の中で孤立している。万引きで初犯といった人に検察段階で接触できれば立ち直り支援にも取りかかりやすい」（平成 25 年 4 月 15 日福祉新聞）。受刑のデメリットとして、龍谷大学法科大学院の浜井浩一教授は、「障害者や高齢者では刑務所で受刑することが更生につながらないケースがある。早い段階で社会に居場所を作ることが大事で、入り口支援の実績を積み上げながら社会全体で考えていく必要がある」と述べる。

上記からわかるように、軽微な罪を犯す人は少なくなく、罪を犯したその時に早急に支援に入ることによって立ち直りに影響する。その支援は個人のニーズと社会のニーズに対応するものである。だが、課題として、法の整備が立ち遅れているということがある。現場での混乱が見られる。例えば、取組みが社会福祉士と弁護士の協議書に基づいているため、それぞれの任務が明確でなく、決定権は司法にある。従って、社会復帰にむけて社会福祉士が作成する更生支援計画は、実際にそれを裁判で証拠として採

³⁴ 1013 年 4 月 1 日設置『軽微な犯罪で起訴猶予ないしは執行猶予になった人に対して社会復帰に向けた取組みを実施している。対象者は主に、知的障害者と高齢者、福祉施設や介護施設との連携、福祉的な支援につなげることで再犯を防ぐ。

用するか、しないかは弁護士や裁判官の判断次第である。また、更生支援計画作成のための客観的評価のための情報収集の時間は、刑事施設の規定により、短時間の一般面会である。さらに、ソーシャルワークの観点からは、裁判に更生支援計画をだすということは、検察や裁判長に最初から有罪との印象を与えてしまい、ソーシャルワーカーの倫理上、人権の問題にも関係するものになってしまう。

ソーシャルワーカーとしての役割として、これまで考えられなかった高齢者の行動に対して社会が理解できず不安を感じていることを前提にしたソーシャルワークの必要性がある。その際、ソーシャルワーカーとして求められているのが対象者の理解である。正確な情報を基にして、何が原因で高齢になって急に罪を犯したのかということの分析をし、社会へ説明していくことである。例えば、家庭問題か、社会の問題か、あるいは、認知症等の個人の病気の問題か、などである。社会に説明できる対象者理解をして上で、どのようなスタンスで関わったらよいのかということの検討が求められている。つまり、一度受刑すると再犯という負のサイクルに陥る可能性があり、犯罪の繰り返しにつながる、という危機意識を持ち、事件を起こした原因を知り、その生活問題解決の支援をすることが支援の目的である。

(4) 「再犯防止推進法」への入口支援の位置づけ

「再犯防止推進法」に基づく「再犯防止推進計画」(案)の中では入口支援を次のように位置付けている。「第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組(推進法第17条、第21条関係)。具体的には、「1. 高齢者又は障害のある者等への支援等 ③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施」において、高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施 ア 刑事司法関係機関の体制整備 法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や 社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援 の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援 や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討 法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援 の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する、法務省、厚生労働省が担当することになっている。

(5) 施策化の必要性

「再犯防止推進計画」への入口支援の位置づけに対して、ソーシャルワークの運用の課題として、2点指摘できる。1点目として、多機関を含めての連携である。2点目としては、釈放後の社会資源についてである。

1点目の「多機関を含めての連携」については、ソーシャルワークの目的である「刑務所に入所しないために」の課題を解決には、刑事司法と福祉の役割分担や協働支援のルール化をすることが必要である。つまり、先行的に実践されている警察庁、検察庁、裁判所、弁護士、社会福祉士が協働で取り組める枠組みの構築や施策化である。現在の入口支援は法務省と厚生労働省が主体となって検討され、解決をしている。上記3で確認したようにそれなりに実績は上がり、受刑は防げられているが、対象者のニーズに即しているかといえば、身柄釈放後の生活支援ができていないという課題がある。現在、弁護士や社会福祉士、民間有志によるボランティア的活動によって支えられている実態があり、活動を支える根拠としての施策が必要とされている。同様に、地域生活定着支援センターが出所支援後の再犯により、入口支援に関わる場合があるが、組織として根拠となるものがないことにより、支援の範囲が曖昧になっているという課題もある。また、起訴された場合、裁判所や弁護士会も関わることとなる。その際、決定のヒエラルキーが発生しうる。例えば、裁判所が関係する場合、ソーシャルワーカーとしてできることは限定される。つまり、入口支援の多機関連携には、裁判所、弁護士会、検察庁、保護観察所、警察、民間団体を含めたシステムが必要であると考えられる。

次に社会資源の不足の問題がある。検察段階での微罪処分には、保護観察所との連携施策があり、更生緊急法により、衣食住の支援が受けられるが、身柄拘束がなく起訴された者は更生緊急保護の対象とならない。この場合、裁判結果は裁判官の言い渡し後でなければわからないため、執行猶予になるとすぐに社会資源を利用しなければならない。現状のソーシャルワークでは再犯防止に向けての手段、財源、資源が不足しているという課題がある。ホームレスの人は、公園に戻らざるをえなくなり、孤立した高齢者は元の生活に戻り、なんら生活改善は行われぬ。その結果は、再犯罪の可能性につながる。

4. 刑事司法の関わりが優先される罪を犯した高齢者の支援課題

ここでは、「罪を犯した高齢者支援分類」④に該当する重大な罪を犯し、刑事司法の関わりが中心になる性犯罪高齢者の支援について取り上げる。刑事司法が優先され、保

護観察等の支援が付き、福祉的支援だけでは限界のある高齢者の社会復帰支援である。たとえ高齢者の罪であっても他人の人権と衝突する場合には、公共の利益が優先され、一定の刑事司法による制約により、生活が制限される。

(1) 事例と特徴

他の人に重大な被害を及ぼす犯罪としての性犯罪は、国民が身近に不安を感じる犯罪として、社会的関心が高い。一般に性犯罪は若者というイメージがあるが、近年、高齢者が増加している。性犯罪の少年の割合は低下傾向³⁵にある一方、近年の検挙人員における高齢者（65歳以上）の強姦、強制わいせつは、20年間（平成7年～平成26年）で6.3倍に増加している。（平成27年度版犯罪白書）。自身の性的欲求をコントロール出来ず、性犯罪を繰り返してしまう性犯罪は再犯率が高いとされ、平成17年より、法務省は矯正局と警視庁の連携施策として、性犯罪者の出所時に情報の提供が行なうという取り組みを始めた。「刑事施設の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ目的性略取誘拐及び強盗強姦等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰予定地等を情報提供する」（実施数は約10年間（平成17年～28年で1,580人）。社会的保護や被害者保護の観点から上記のような施策は程度の問題はあるとしても妥当な措置であると考えられる。

(2) 社会の人びとの認識

野村総研では性犯罪の出所者情報の提供に関連して、社会の人びと意識調査を行った（野村総研2005：1-21）³⁶。それによると、近年の日本の治安の悪化を懸念している人が多いことが明らかになった。「この2～3年、我が国の治安が悪化していると感じている人は89.5%いた」。さらに「人びとの性犯罪者の社会的管理についての解釈」として、「性犯罪前歴者の情報公開は約9割が情報を法務省以外にも共有されることに賛成している」。その結果、「今後、どんなことが起きると考えられるか」ということの人びとの予測として、監視が強化される社会になると感じている。だが、監視社会の評価としては、「積極的に推進すべきだとする人が32.9%、安全のためには仕方がないという人が34.2%、監視社会につながらないように制約を加えるべきだという人が27.8%」と別れている。制度を用いた結果として「どんなことが起きると考えられるか」については、「出所者の社会復帰が阻害されることに38.5%、犯罪者の人権やプライバシーの侵害についても23.3%の人が懸念している」。このような人びとの意見からは、性犯罪前

³⁵ 平成26年は、昭和60年と比べると、強姦が2分の1、強制わいせつが約3分の1になった。

³⁶ 「治安に対する意識調査」野村総合研究所広報部 2005年5月13日

歴者の情報公開は生活リスクを回避する手段として認めてはいるものの福祉的生活につながるものではないと考えていることが推測できる。

(3) 福祉的援助の限界

性犯罪者への福祉的支援については、ソーシャルワーカーにとってジレンマが発生する問題である。性犯罪は、住民へ直接被害与える。特に子どもの被害は深刻な問題である。子どもへの被害は刑事司法だけでなく、社会全体の責任でもある。したがって、人びとの問題の捉え方は、福祉的支援によって、社会生活が行われる場合、再犯は決して起こってはならないことと考えていると思われる。

一方で、ソーシャルワークの価値として、権利擁護がある。出所時の通報について、個人情報を守ることは権利擁護のひとつではないかとの考え方がある。情報は、その扱いによって本人の利益とも不利益ともなる。性犯罪という重要な情報が拡散すれば、本人は重大な不利益を被る。反対に情報制限の厳しさによって、社会復帰が疎外されることもある。個人を援助することと、社会の公共的利益を守ることの間で対立がおこる。社会の安全を保つための必要性と個人のプライバシーを比較して判断しなければならない。

秋元はソーシャルワーカーの職務について相矛盾する要素が併存していると述べる。例えば、「個人を援助することと社会の公共的利益のために活動することとの間の対立」である、とソーシャルワーカーの職務遂行時にジレンマがあることを示す。「相反しながらも、しかし社会的に望ましい目標の間で、社会的に受け入れられるバランスを打ち立てることが求められている」と十分な議論と社会的合意が必要であることを指摘する(秋元 2003 : 195 – 197)。

事例をもとに四類型に分け、罪を犯した高齢者の支援を罪種と司法と福祉という指標を用いて四分類した。対象者として的高齢者は、社会的バルネラブルな状態にしていることは共通しているが、その社会復帰ニーズはそれぞれに違う。それによって、支援の課題も当然違っているはずである。

小 括

本章では、罪を犯した高齢者への支援のあり方について検討し、課題を明らかにした。これまで、第一章「罪を犯した高齢者の実態」、第二章「社会復帰支援制度の現状」の説明で、罪を犯した高齢者は社会復帰が困難であることが明らかになっている。そこで、本章では、罪を犯した高齢者へ具体的に支援する場合、どのような課題があるのかとい

うことを公表されている事例を用いて抽出し、法とソーシャルワークのアプローチからからどのように支援すべきか、ということを検討した。

犯罪白書等の公的に報告されている事例から罪を犯した高齢者は概ね次の四タイプにわけられた。①窃盗等の軽微な罪を繰り返し犯す、主に社会福祉が対応するタイプ、②初犯で軽微な罪を犯した被疑者、被告人段階の高齢者支援で、検察庁や裁判所が関わるが福祉的支援が求められる高齢者のタイプ、③介護殺人等の重い罪を犯し、刑を満了して出所する高齢者で、福祉的支援が求められるタイプ、④性犯罪等の重い罪であり、刑事司法が主に関わる高齢者のタイプである。

アプローチとしての法(制度)とソーシャルワーク(実践)からは、タイプの違いによって制度が優先されるべきであったり、ソーシャルワークが重視されるべきか、であったり、あるいは、司法と福祉が協働で関わる場合の役割分担等が個別に具体的に示された。

結論としては、①の「軽微な罪を何回も繰り返す人」の社会復帰支援については、社会資源である社会保障の課題が明らかになった。罪を犯した高齢者の社会復帰支援では、どのタイプの高齢者にとっても社会保障制度の利用が必須である。累犯高齢者の特徴として、繰り返す受刑により、経済力、生活技術、心身機能、個人的社会資源などの低下という支援の問題点が示された。特に、最も必要とされる経済面での制度では、生活保護制度が充分機能していないということである。さらに、住居については、制度が罪を犯した高齢者に特化したものが少なく、健康で文化的な生活保障が満たされていないことが問題点として示された。したがって、法とソーシャルワークの視点からは、制度の不備をうめる生存権の保障のアプローチが必要であるということが明らかになった。

②の「初犯で軽微な罪を犯した高齢者」の社会復帰援助の課題については、目標は刑務所に入らないための支援である。だが、現在は、体系化された仕組みはなく、各々の機関が独自の方法で支援していることにより、福祉的支援が充分機能していないことが明らかになった。そこで求められていることは、公的、私的に関わる機関が有用にその力が発揮できるシステムであり、それを支える施策であることが課題として示された。

③の介護殺人の高齢者の支援の課題では、社会的孤立への地域の対応と高齢者の心身のケアとしての医療、心理を中心とした専門職組織の双方が必要であることが明らかになった。この類型の高齢者は受刑前に親族を殺人までするような追い詰められた生活を送っており、出所後も同じ家に戻り、一人で生活を続けなければならないという特徴がある。制度としての介護保険を基盤とした地域包括ケアが機能することが支援の課題と

なった。

最後に、④のタイプであるが、性犯罪等の重大な罪を犯した高齢者の支援の課題である。人権と社会正義を支援の原則とする社会福祉にとっては、社会の安全と個人の権利擁護の間で葛藤を抱えるという問題点がある。この類型の高齢者の支援については、現在、刑事司法の関わりが重要な部分を占めている。福祉的支援だけでは対応できないということが示唆された。

このように、罪を犯した高齢者の社会復帰支援は、個々の課題に対して、それぞれの制度、機関が関わり、それをソーシャルワークとしてどのように運用していくかということが重要な点であることが明らかになった。

最後に本章では、罪を犯した高齢者の社会復帰の課題を法や規範的な観点から確認したものである。したがって、この結果を実際の支援状況と対比させ、実証的に検討することにより、されに援助の課題がはっきりすると考えられる。当為的観点からの課題抽出と現場からの課題では相違があるだろう。どこが違い、どこが同じかを精査し、よりよい社会復帰支援のあり方の考察につなげる必要がある。

第五章 地域生活定着支援センターからの実態調査

第一節 調査対象者の所属機関の概要

1. 地域生活定着支援センター

調査対象者が所属している地域生活定着支援センターは、2009年度より「地域生活定着支援事業」として厚生労働省と法務省がタイアップして開始した。高齢又は障害を有する福祉的支援の必要な矯正施設退所者に、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰を推進することを目的し開始された。各都道府県に1カ所ずつ設置されはじめ、2011年度末に全都道府県に設置が完了した。さらに、2012年度からは「地域生活定着促進事業」と名称を変え、事業が拡大されている。

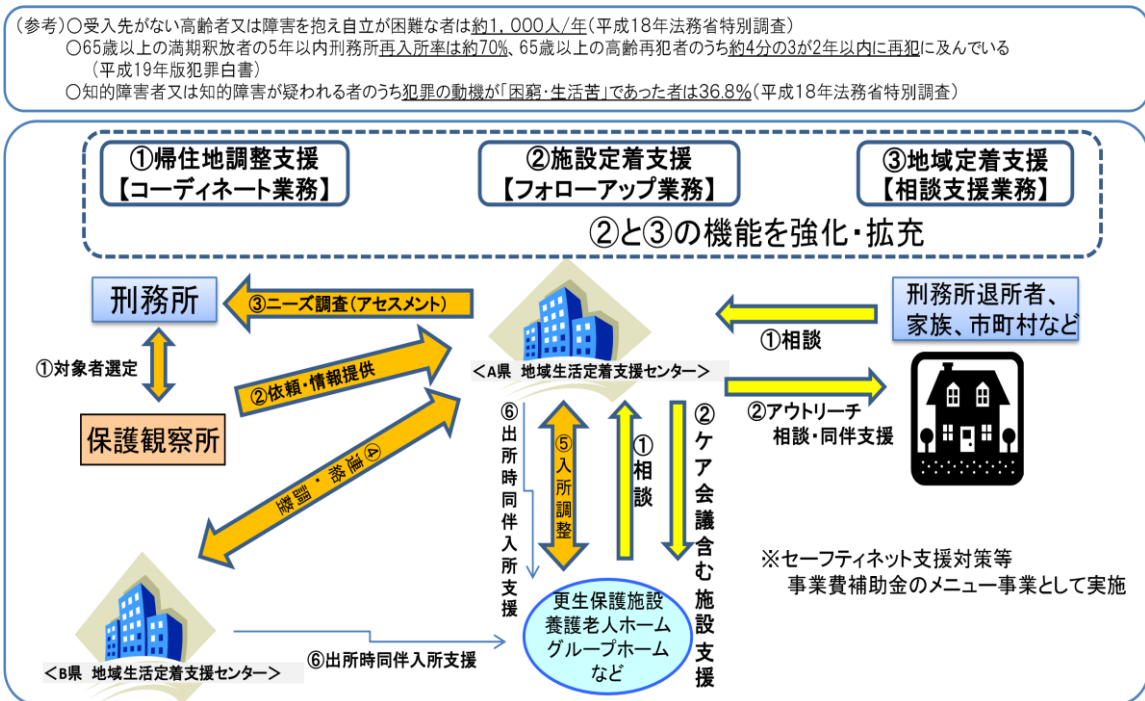
2009年から開始されたセンター（「地域生活定着支援事業」）も、政府の「犯罪対策閣僚会議」の総合対策を受けて、2012年からは「地域生活定着促進事業」となり、その目的を「高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する『地域生活定着支援センター』が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、... その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資すること」となった。それは、出所者の社会復帰を支援し、再犯を予防することによって、社会の安定を目指そうという目的のものである。支援センターは各県にあり、受託法人も違うため支援のアプローチはそれぞれ違う。下記は「地域生活定着促進事業」の概要をまとめたものである。

図表 5 - 1 地域生活定着促進事業概要

| | |
|---------|---|
| 事業名 | セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業 |
| 所 管 | 厚生労働省（社会・援護局）・法務省（矯正局・保護局） |
| 実施主体 | 都道府県（社会福祉法人、NPO 法人等に、事業の全部又は一部を委託可） |
| 事業目的 | 高齢又は障害により、福祉の支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する。矯正施設、保護観察所と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する。 |
| 支援対象者 | 親族等から適切な援助が受けられない高齢者、又は障害等を有するために自立困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者。 |
| 事業受託法人 | 社会福祉法人・NPO 法人等 |
| 事業内容 | a) コーディネート業務（入所中からの帰住調整 b) フォローアップ業務（出所後に入所した福祉施設入所中の継続的支援） c) 相談支援業務（地域に生活する矯正施設退所者への相談支援） d) 地域のネットワークの構築と連携促進業務 |
| 関係機関と連携 | 保護観察所・刑事施設等（刑務所・少年院）・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）・公共の衛生福祉に関する機関（福祉事務所・保健所・精神保健福祉センター等）・更生保護施設・更生保護団体等が連携、協働して事業を推進する。 |
| 事業費 | 各センター 1カ所年間 2,500万円（平成24年度より、支援の拡充・拡大のため増額） 10/10 国庫事業。平成28年より実績により傾斜配分。 |
| 職員配置 | 6名（社会福祉士・精神保健福祉士等）平成28年より予算により職員数の増減がある |
| 広域調整業務 | 矯正施設所在地のセンターは支援対象者が帰る県の帰住予定地センターと連携し、帰住支援をする。 |

厚生労働省通知「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」2009年4月1日付法務省保観第206号・社援発第0401019号と「『地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針』について」2009年5月27日付社援総発第0527001号をもとに筆者作成

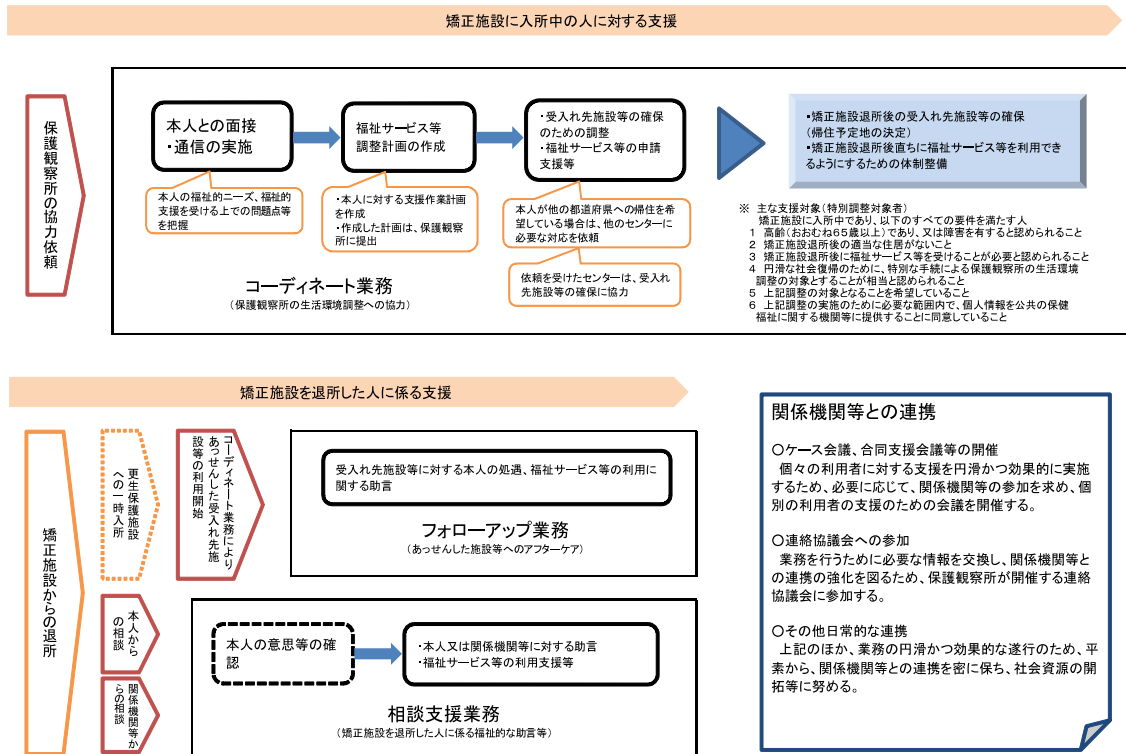
図表 5 - 2 地域生活定着支援センターの業務関係図



出典：法務省・厚生労働省（2008年9月9日）「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」

図表 5-3 地域生活定着支援センターの事業の概要

地域生活定着支援センターの事業の概要



出典：法務省・厚生労働省（2008年9月9日）「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」

2. 事業内容

(1) 実績状況

支援対象者は「障害や高齢により社会復帰が困難な福祉的支援の必要な人」と限定され、年間約1,000人を見込んでいる。事業実績は年々上がっており、高齢者犯罪者では、他の年齢層に比べて2年以内の刑務所再入所者が大きく減少している。

下記は、地域生活定着支援センターの平成27年度中の支援実績である。

図表 5-4 【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

(単位：人、かっこ内は平成 26 年度の実績)

■コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

| | | |
|-----------|------------------------------------|----------------|
| コーディネート業務 | | 1, 396 (1,385) |
| 【内訳】 | 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者 | 752 (743) |
| | 帰住地への受入れ調整を継続中の者 | 522 (529) |
| | 「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者 | 122 (133) |

■フォローアップ業務（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

| | | |
|-----------------------|--------------------|----------------|
| 矯正施設退所後にフォローアップを実施した者 | | 1, 862 (1,640) |
| 【内訳】 | 支援が終了した者（地域に定着した者） | 576 (484) |
| | 支援継続中の者 | 1, 286 (1,156) |

■相談支援業務

※相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上（電話相談のみは除外）

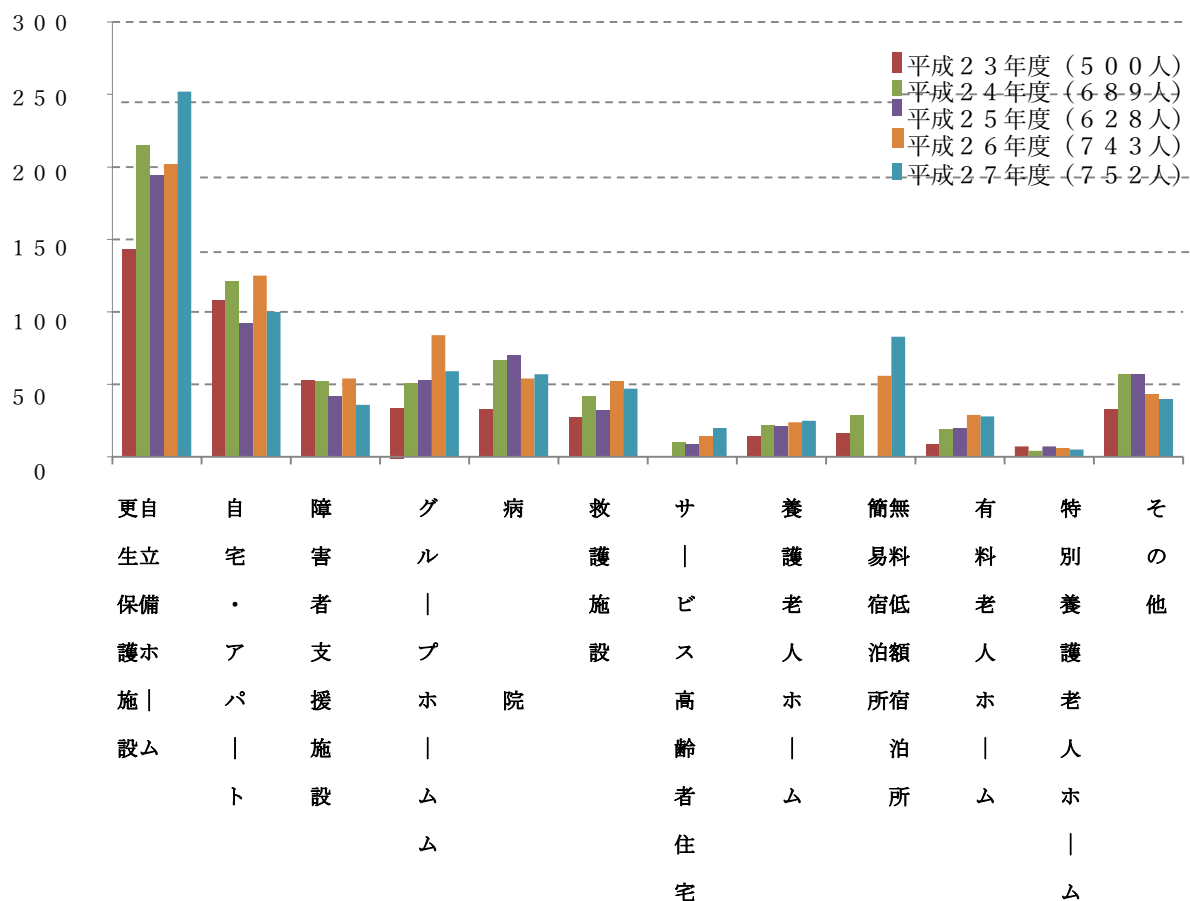
| | | |
|------------|----------|----------------|
| 相談支援を実施した者 | | 1, 232 (1,222) |
| 【内訳】 | 支援が終了した者 | 622 (604) |
| | 支援継続中の者 | 610 (608) |

厚生労働省資料「地域生活定着支援センターの支援状況（平成 27 年度中に支援した者）」

以下のグラフは、社会的に脆弱な罪を犯した人へ支援センターが調整した帰住先である。福祉施設への帰住者が少ないことが特徴である。最も多いのは、司法管轄である更生保護施設や自立準備ホームへの帰住である。だが、これらの施設は有期限の住まいであり、永住することはできない。また、施設のハード面では個室ではない所も多く、ソフト面では、就労が中心の支援内容となっているため、罪を犯した高齢者にとっては、一時的な住まいとなり、その後、長く住める住居が必要とされる。本人の心身に合わせ 地域での生活、あるいは高齢者用福祉施設が必要といわれている。

図表 5-5 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位：人)



厚生労働省 地域生活定着支援センターの支援状況（平成27年度に支援した者）

(2) 施策の課題

施策の課題としては、事業の不安定化がある。地域生活定着支援センター事業は2009年厚生労働省の事業として始められ、その財政的根拠は「セイフティーネット支援対策等事業費補助金」によって行われており、財政的な基盤や事業形態が安定しない。事業費の国庫補助率や地方負担分、委託先の変更等が毎年あり、その都度、事業規模や形態が変わる。例えば、2012年からは「地域生活定着促進事業」として、再犯防止を目的に

フォローアップ、相談支援事業を拡大して、予算が増額された。その3年後（2015年）からは国庫補助金が削減され事業規模が縮小されている。その際、コーディネートは福祉サービスや帰住地調整から必要だと考えられ、引き続き全額国庫補助とされているが、フォローアップ業務及び相談支援業務については地域の問題であるとして、地方自治体負担を導入した。地方負担分は、各業務量を勘案し、全体として1/4となったが、都道府県支出は任意であったため、各県によってバラツキが出てきた。

加えて、事業の不安定化の要素として、国は運営を自治体に委託し、さらに民間に委託できるようにしたため、さまざまな法人が受託していることである。法人体制や実績、方針等がそれぞれ違い、広域連携事業であるにもかかわらず、運営の仕方が違うということである。また、職員体制やそのスキルも異なり、業務の標準化が課題として指摘されている。このように、運用面での自治体間、支援センター間の格差が大きいことが課題となっている。

また、受刑中の福祉的支援の必要な人は多く、その選定には優先順位をつけざるをえない実状がある。法務省矯正局が実施した特別調査の結果によれば、平成25年において、600名程度の福祉的支援を要する人が特別調整の対象者に選定されず、また、刑事施設が実施する福祉的支援の対象ともならず適当な帰住先が確保されないまま釈放されている。

(3) 支援後の再犯

平成26年度「都道府県地域生活定着支援センターの支援に関わる矯正施設再入所追跡調査」全国地域生活定着協議会が行った。これは、地域生活定着支援センターの支援体制の充実と強化をめざして、現状を全国的データで確認し、支援上の改善点を明らかにするものであった。

「一般社団法人全国地域生活定着協議会」は地域生活定着支援事業の安定化や効果的な支援をめざして、全国の地域生活定着支援センターを統括している。そこでは、司法・福祉・医療等の関係機関の連携促進、社会への啓発事業、人材育成研修、政策課題検討、再犯防止のための全国のセーフティネットの構築等が目的とされている。特に、研究や調査は定期的に行われており、全国的な課題を総合的、包括的に把握し、各支援センター、社会、国の政策づくり等への資料となっている。

結果によると、最初の地域定着支援センター設置（2009年）から2013年末までに全国45支援センターがコーディネート業務と相談支援業務で支援した対象者は4,493人であり、そのうち4,120人（91.7%）は再逮捕も再入所もなく地域で生活している。

逮捕されたのは 373 人（全体の 8.3%）であり、そのうち矯正施設に入所になったのは 266 人（全体の 5.92%）であった。一般の犯罪者で刑務所に入り、出所から 2 年以内で再び入所する率が 18.5 だということから比べると罪名や年齢が違うもののかかなり再入所率は低い。結論としての再犯の要因は 4 つにまとめられた。①「高齢」、②「前科入所歴」、③「障害者福祉サービス非該当か利用なし」、④「介護保険サービス非該当」。①～④の詳細については、①の高齢者（38%）については年齢はいつているが元気な高齢者である。それなりに 社会経験も経ており、自分なりの生活の仕方を持っている人である。「お上に世話にはなりたくない」や「まだ働ける」と一般にいわれる認知の歪みがある人である。罪名は、窃盗と遺失物横領（自転車泥棒等）、詐欺（無銭飲食等）の軽微な犯罪であった。これらは 罪悪感も少なく習慣的になりやすい。②は 2 回入所の人は 35% である。③、④については 障害者福祉サービスや介護保険、年金という公的の制度から漏れた人である。再犯の要因分析から社会資源の不足や福祉サービスに該当せず、利用していないことがあげられている。

この調査では、さらに、再入所者の詳細を分析し、犯罪を繰り返さないための支援方法を検討した。事例として 251 名から 検討した結果、期間として、再び罪を犯した人の出所からの期間は半年から 1 年以内という結果がでた。一年以内になると 78% が再犯をし、そのうち 6 ヶ月以内が 66% であった。ここから言えることは出所から半年から一年が危険な期間であり、手厚い支援が必要だということである。

上記の結果からは、矯正施設への入所度数が増えるほど、次の犯罪への垣根が低くなることわかる。犯罪傾向が進まないうちに福祉的支援が必要だということである。再逮捕された人の約 1/3（303 人のうち 107 人）はセンターの介入等で矯正施設への入所にいたらなかった。犯罪傾向の進んでいない初期の段階の支援の有効性が示されている。

(4) 事業の評価

総務省は、平成 26 年 3 月、地域生活定着促進事業についての評価³⁷を行った。「福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する特別調整の適正かつ円滑な実施」として評価をしている。その中で勧告を受けたのは、①司法と福祉の連携強化の必要性、②満期釈放者への釈放前指導の強化、③満期釈放者への保護カード交付の適正化、が勧告された。具体的には、①については、対象者選定時における矯正施設、保護観察所、支援センターの連携がスムーズにいかず、調整期間がとれず、帰住先が未確定なまま出所した対象

³⁷ 「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書」

者がいた。

この勧告の改善措置として、関係機関の情報共有や連携の強化のために支援者の選定会議段階における関係機関の事前協議等のため、27年度からテレビ会議システムを活用し始めた。また、連携の滞りによる、特別調整対象者の選定漏れを回避するために平成28年4月から保護観察所も特別調整候補者をあげられるようになり、地域生活定着促進事業に地方更生保護委員会の関与が明文化された。地域生活②においては、出所前には作業は免除され準備指導が行われるが、房内でビデオ視聴のみの教育になっている実態を指摘したものである。社会的バルネラブルな罪を犯した人にとって社会適応のための教育は重要である。③については、更生緊急保護制度の利用についてである。これまでは、本人が希望する場合や特定の満期釈放者のみに公布されていた。だが、満期釈放者の多くは帰住先のない人である。

司法における生存権保障である保護カードは社会的バルネラブルな人には必要不可欠なものである。これは改善措置により、平成25年に35%だったものが、26年には43%に向上した。

第二節 調査内容

現在、罪を犯した高齢者の社会復帰ニーズについては必ずしも明確に認識できていないわけではない。それは、罪を犯した人への福祉的支援が近年に始まったものであり、刑事司法分野の対象者への援助の経験の積み重ねが少なく、支援方法については、現在試行錯誤の段階であるからである。例えば、どのような社会復帰のニーズや課題があり、その有効な対応方法はどのようなものかなどである。これらの問題を受け、厚生労働省と法務省は省庁の壁を越え、刑務所に社会福祉士を配置し、出所後、社会へすみやかに定着することを目指した。同時に、受け皿としての社会の方でも、福祉的支援のニーズのある受刑者に出所後直ちに、福祉施設等につなげ、地域での生活が可能になるように、各都道府県に一カ所ずつ「地域生活定着支援センター」（以下、支援センターという）を設置し、社会的バルネラブルな罪を犯した人への社会復帰支援を始めた。そこでの援助の目的は、刑務所を出所後に福祉サービス等を利用して、再犯をすることなく、地域社会で安定的に生活できるように支援するというものである。援助の手法としては、社会福祉実践としてのソーシャルワークである。

そこで、本章では、高齢者の社会復帰支援の実態を福祉的支援機関である「地域生活

定着支援センター」³⁸の実践から明らかにする。具体的には、支援者からの聞き取り調査を次のような内容をもとに実施した。①支援者は罪を犯した高齢者をどのように捉え、その支援のスタンスはどのようなものか、②社会復帰は何を目標にしているのか、③支援者が支援過程で困難だと感じていることは何か、である。ここから明らかにできると考えられることは、罪を犯した高齢者の実情、そして、地域に定着するためにはどのような課題をクリアすればよいのか、という有効な支援検討のための論点である。

第三節 調査の方法と結果

1. 倫理的配慮

調査対象となる支援者には、事前に調査の目的や内容等を口頭で伝え、了解を得た上で、調査日に書面による調査研究の趣旨や方法について説明した。又、調査対象者の権利や守られるべきプライバシーの確保、さらに、結果の公表については、事前に了解を得ることを説明し、了解を得た。東洋大学倫理審査会承認：2013年2月21日

2. 調査対象者

調査対象者は、各県1カ所ずつ配置されている「地域生活定着支援センター」(今後、支援センターという)に所属している職員である。人数は男4名、女6名の10名であり、年齢は26歳から69歳までである。バックグラウンドは7名が障害者支援経験者、1名が高齢者支援経験者、2名が一般企業勤務経験者等である。触法者支援の経験については、9名が支援センターの仕事についてから始まり、1名が支援センター開始前からボランティアで触法者支援を行っていた。職位はセンター長が3名、常勤職員6名、非常勤職員1名である。調査対象者の所属センターは東北(④・⑤)、関東・甲信越(①・②・③・⑥・⑦・⑧・⑨)、近畿(⑩)である。各県の支援センターの傾向として、関東・近畿等の大都市では、匿名性が確保されるという理由等により、矯正施設出所後の帰住希望が多く、住居の確保の困難、行政機関の受け入れの厳しさに直面することが多くなっている。一方、東北地方では、比較的住民同士が顔見知りの場合が多く、罪を犯した人が故郷に戻っても、地域での受け入れは難しく、家族や地域への支援も必要になっている傾向がある。

³⁸ 平成21年度から「地域生活定着支援事業として、刑又は保護処分執行のため矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院)に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等を対象に釈放後に必要な福祉サービスを受けることを援助する機関である。

図表 5-6 調査対象者

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 触法者支援 経験年数 | センター名 と地方 |
|----|----|------|---------------|--------------|
| ① | 男 | 56 歳 | 5 年 | A (関東) |
| ② | 男 | 57 歳 | 2 年 3 カ月 | A 〃 |
| ③ | 男 | 69 歳 | 2 年 3 カ月 | A 〃 |
| ④ | 女 | 26 歳 | 3 年 10 カ月 | B (東北) |
| ⑤ | 女 | 31 歳 | 3 年 10 カ月 | B 〃 |
| ⑥ | 女 | 57 歳 | 2 年 | C (関東) |
| ⑦ | 女 | 64 歳 | 2 年 | C 〃 |
| ⑧ | 女 | 57 歳 | 2 年 9 カ月 | D 〃 |
| ⑨ | 女 | 44 歳 | 2 年 6 カ月 | E (甲信越) |
| ⑩ | 男 | 31 歳 | 3 年 10 カ月 | F (中部) |

図表 5-7 調査期間

| |
|---|
| <p>実施時期：</p> <p>第一回： 5 名(①～⑤) 2013 年 2 月 22 日～ 2 月 27 日</p> <p>第二回： 5 名 (⑥～⑩) 2013 年 3 月 1 日～ 5 月 25 日</p> <p>時 間： 約 1 人 1 時間</p> <p>場 所： 守秘義務の確保できる事務所等</p> |
|---|

4. 調査の方法

調査方法は、質的研究方法を参考にし、半構造化面接による支援についての聞き取り調査である。調査対象者選定の理由は、我国においては、福祉的視点に立った触法者支援の現場の先行研究が少ないことから、支援者へのインタビューや参与観察を選択した。インタビューデータは逐語録に落とし、読みこんだ後、継続的に比較分析をし、領域で起こっている現象を説明した。具体的には、インタビュー対象者の了解を得て録音したデータ 10 名分の逐語録を、切片化して、キーワードを 170 抽出した。それをコーディングした結果、コードとして 13 が浮き上がってきた。さらに、ロジックツリーにより 6 つのカテゴリーが浮上した。それらを分析、検討し、リサーチクエスチョンに答えた。補足として、支援センターの開示可能資料内で各関係機関からの文書や研修資料等を参照した。

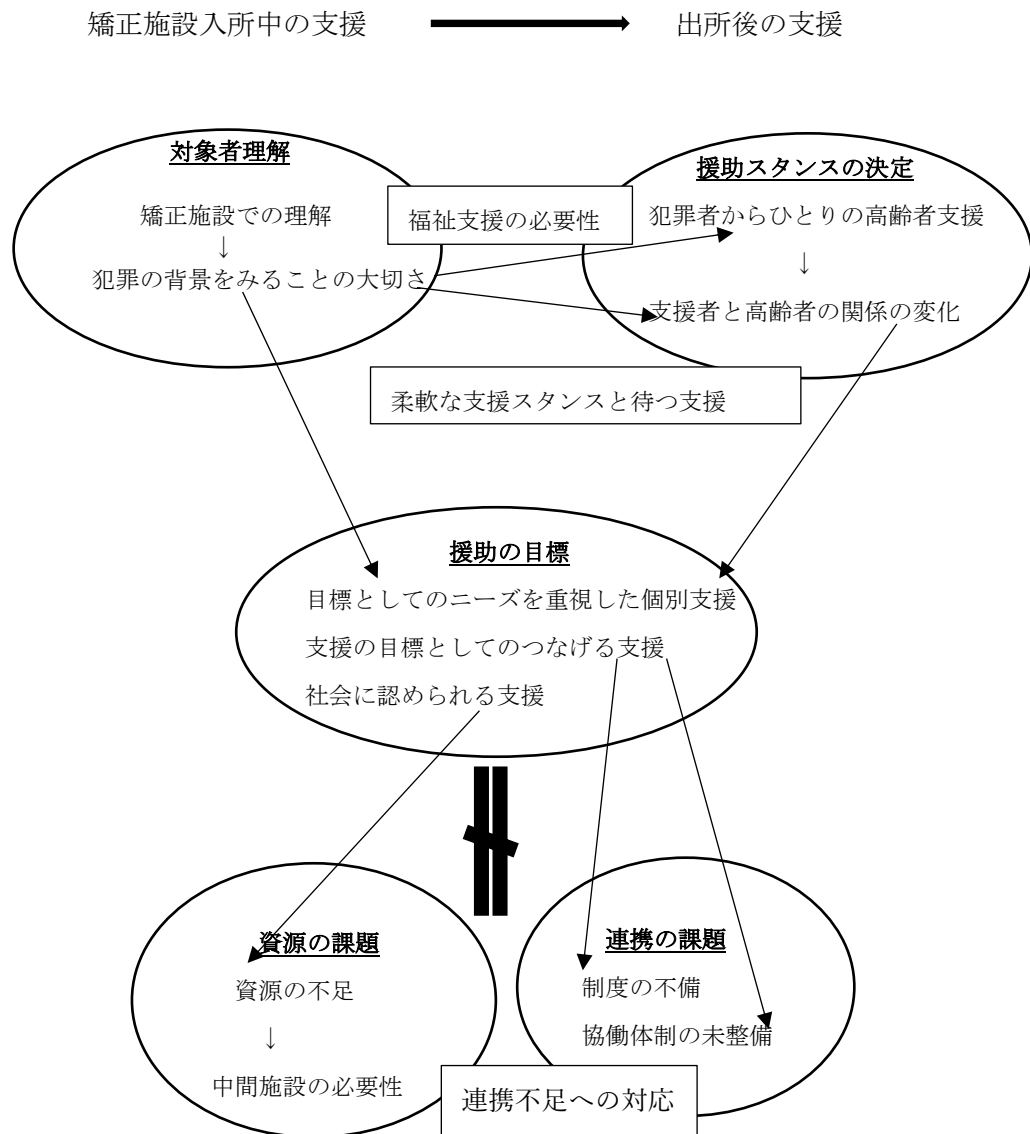
5. 語りからのコード・マトリックス

罪を犯した人の社会復帰支援の現場で行われている現象を明らかにするために、インタビューで語られた逐語内容をコード・マトリックスとしてまとめた。

6. 6つの概念カテゴリー

13 のコードを帰納的アプローチによりコーディングした結果は、①矯正施設での対象者理解、②援助のスタンス、③援助の目標、④連携の課題、⑤資源の課題、⑥連携促進活動の6つの概念カテゴリーに分類できた。次節以降で、カテゴリーの分析、検討を行う。

図表 5-9 コードとカテゴリーの関係



第四節 支援者の【対象者理解】の変化

本節では、対象者理解というカテゴリーについて、「矯正施設での理解」、「犯罪の背景をみることの大切さ」、「福祉的支援の必要な人であるとの理解」の3つのコードから説明する。なお、カテゴリー名は【 】で、コードは「 」で、逐語はイタリック対で表記した。支援者が罪を犯した高齢者を「福祉的支援の必要な人と理解する」プロセスにおいて、その後の支援スタンスや目標につながる変化を起こす。

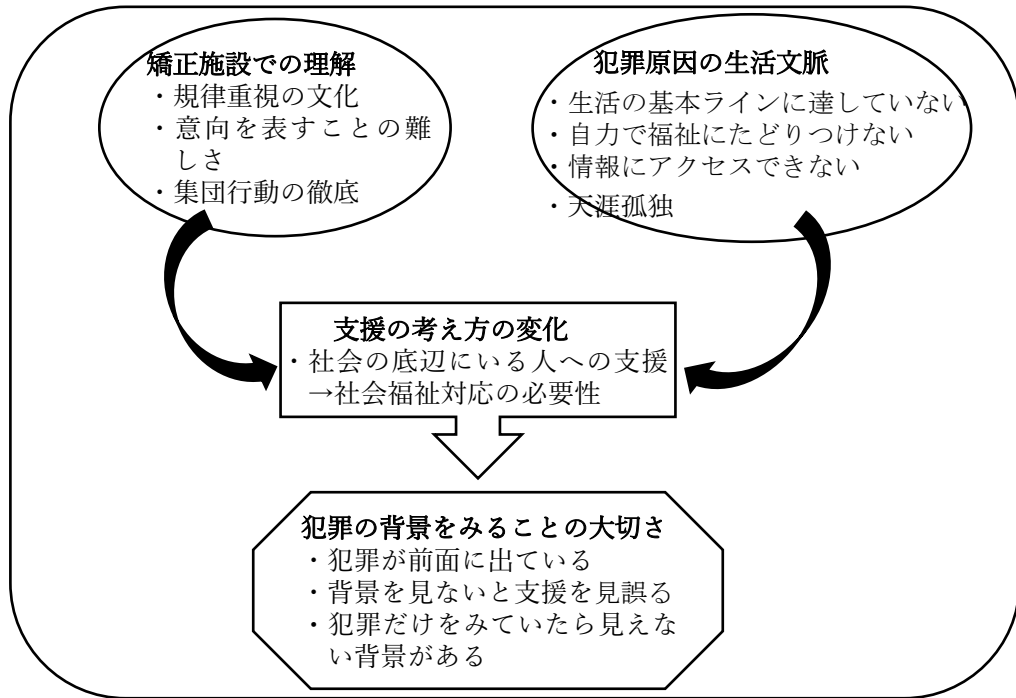
矯正施設にいる罪を犯した高齢者は地域生活定着支援センターからの支援を受ける前に、支援を受けることのメリット、デメリットを矯正施設の社会福祉士から説明を受け、その生活歴、犯罪歴、犯罪動機や要因等の個人情報について同意し、支援が開始する。それをもとに支援者は入所中から数回の面会を繰り返し、出所後の社会復帰に関わる。ここでは、そのプロセスの中で、福祉支援者にとって経験の少ない分野である触法者支援において、対象者をどのような人であると認識するのかということが述べられている。

矯正施設での支援を通じて支援者は、刑事司法に関わった高齢者への人間理解に進む。例えば、援助者としてどのように支援したらよいのか、何が求められているのか、何ができるのか、何を重要視すべきかを問うことによって、より深く高齢者を理解するようになる。

このプロセスにおいて、支援者は考え方の変化を起こすと考えられる。そのきっかけとなっているのが、事前情報と実際の高齢者のギャップの大きさであろうと考えられる。例えば、支援者は、犯罪歴重視の事前資料やこれまでの支援経験を通して、支援方針として、ある程度の見立てを用意していく。それが、矯正施設の中での高齢者の実際の生活を見て、直接話しをした結果、支援の見立てが覆されるということであろうと考えられる。罪を犯した人へのイメージと実際に面接した時の高齢者像の違いを確認したことによるものであろう。そこで、何か人の大きなところに関わる支援、という認識を持つ。つまり、矯正施設内の規律により、福祉的支援の基本であるニーズ把握が充分できないこと、多くの生活歴が悲惨なものであること、目の前にいる高齢者が心身共に脆弱であることなどから実情と見立てのギャップが変化の引き金になると考えられる。そこから、犯罪の背景をみないと支援が誤る、という危機感が生まれ、福祉的支援の重要性を実感することにつながるのであろうと考えられる。

図表 5 - 10

対象者理解プロセス



1. 罪を犯した高齢者について、「矯正施設での理解」

支援者は、矯正施設の面接で受刑中の生活と出所後の生活の希望を聞き取る。その際、矯正施設内での制限された生活を知り、*刑務所って人権ないなー*、という感想を持つ。同時に、*言葉の裏にある本人のプライドとか人間性に気がつかないといけない*、という自覚を持つ。この自覚は、人権や人の尊厳の価値を見直し、支援者としての援助の価値観の基盤やその後の支援の目標になっている。

また、犯罪時の生活状況として、*生活の基本ラインにさえ達していなく、必要な情報にアクセスできていない*、状況であったことを知り、福祉的支援の必要な人だと判断する。

- ⑥支援者：「刑務所って人権ないなーって思うんですよね。」人権ないですよね。名前なくって番号だし。懲罰なんかもね、社会から見たら良いことをしているんですよ。例えば、食事では、自分がお腹いっぱいだから、若い、元気な人に少しあげようとして、あげたら懲罰でしょ。ルール、決まり事、確かに、決まり事は守らなければいけないんですけど、どこまで？それでいいのかな、と思うんですよ。言葉遣いも威圧的で、ね。その人の気持ちとか、希望とか、刑務所ではまずない、こうしたい、ああしたい、ということが刑務所内ではないじゃないですか、「自分の言葉で語るということが慣れていない人で、そういうところからスタートしなければね。自分の気持ち言っていないんだよって。」
- ⑤支援者：「社会の底辺の人への支援ですよ。」生活の最低限の人に支援することなんですね。
- ⑦支援者：私たちってその人の内面を見てなんぼの仕事だから、言葉の裏にある本「人のプライドとか人間性に気がつかないといけない。」
- ⑥支援者：「飢え死にするか、自殺するしかない、ぎりぎりの状態で食べ物を万引きした人なんですね。」
- ⑧支援者：「自力で福祉にたどりつけない人で、必要な情報にアクセスできない人なんですよ。」
- ⑨支援者：「お金も家族も住む所もない、生活の基本ラインにさえ達していない人ですよ。」

2. 「罪を犯した高齢者理解の変化」

インタビューをした支援者は共通して、触法者というより、福祉的支援が必要な人あり、社会生活をおくる上で、高齢と犯罪経験という二重のハンディを持ち、生きにくさを抱えてきた人であると捉えている。刑務所に、高齢者という原因で入っているということを知った、自身が知らなすぎた、と罪を犯した高齢者への認識の変化を語っている。

それによって、支援の考え方が変わり、今までとは違う、今まで関わったことのない人で援助は人生の大きなところに関わっていく、という認識を持つ。

②支援者：支援の考え方が変わりましたね。よく知らなかったということがあります。対象者と接してみて、見方が変わるということでしょうね。刑務所に入っている人は何かずるくて刑務所に入っていると思っていたんですけど、障害(高齢者)で入っているということを知った、ということですね。私自身が知らなすぎた

⑥支援者：わりとあちこち(職種)動いてきたんですけど、今回はわからないということが多い。一人ひとり皆違うし、一回一回が初回、いつも始めてみたいな感じ、今まで関わってきた人(前職)と全然違う。身内がいなくて私にとって初めてですから。高齢者は長い間生きてきて、どういふうに(支援)すればいいんだろうか、おおきな所に関わっていく感じ、高齢だと、あと数年で「いままでいろんなことがあったけど、最後は良かったなー」って思えるような人生、そういう所に関われるというのは、今までとは違う。

3. 「犯罪の背景をみることの大切さ」

支援者は、援助の重要性として、表面的な触法に着目するのではなく、その人の生活背景や内面に着目している。暴力だけを見ていたら見えない、背景がある、というように犯罪の原因が生活の背景をみることによってわかると理解している。例えば、人に迷惑をかけると言っても自分だけなんだから、申し訳ないかと思う人がいない、などの天涯孤独という背景があるということを述べている。

①支援者：触法ということ自体が確かに犯罪なんですけど、その背景があるんですよ。そこをよく見ていかなければいけない。その辺に関わらないと見誤ってしまうんじゃないの？犯罪が前面に出ているけど、一般の高齢者や障害者と同じですよ。生まれてからの家庭的問題なんか、例えば、アルコール依存症なんか、飲む理由があるんですよ。

⑧支援者：若い頃から点々(住まい)とし、暴力団に入ったり、ホームレスを経験した後、行政の紹介で無低(無料低額宿泊所)に入ったけど、責任者に暴力振るわれて「暴力がすべてを解決する」と思い込んでいる。暴力だけを見ていたら見えない(背景がある)。

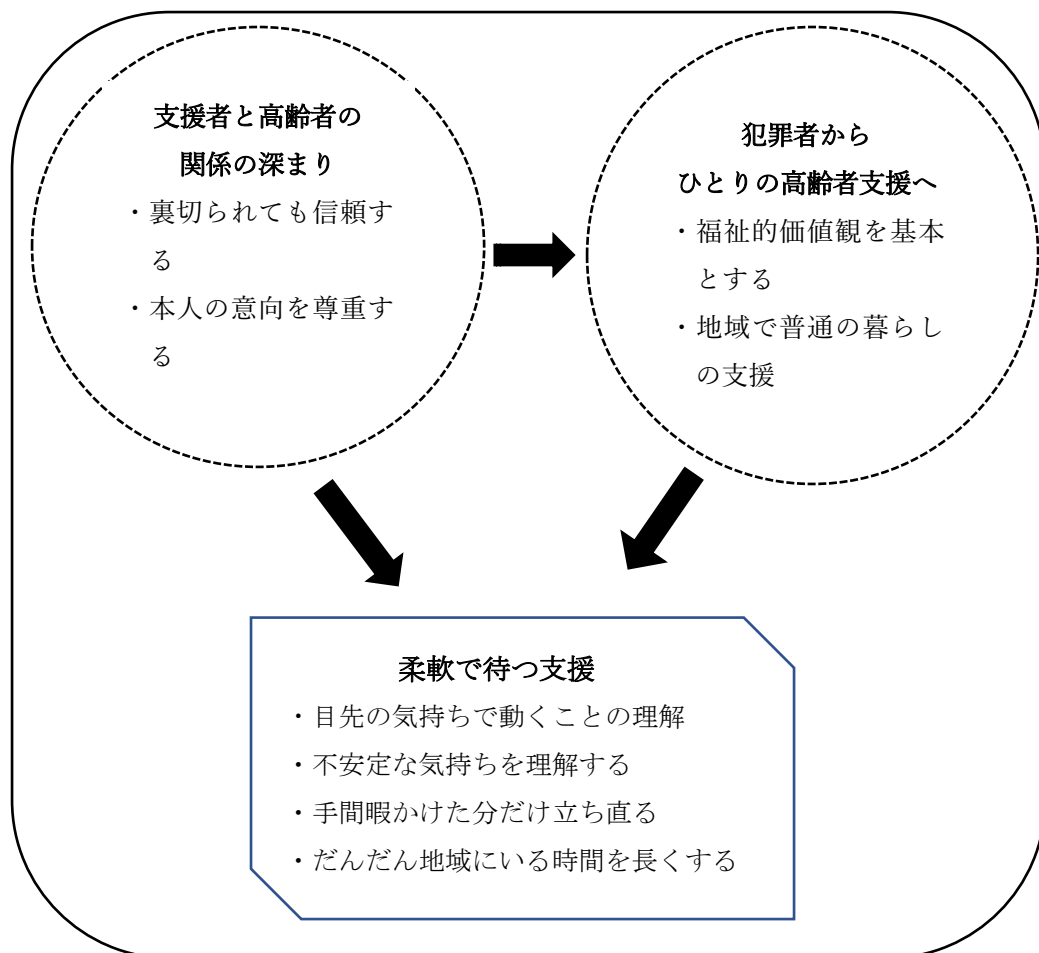
⑥支援者：今まで再犯罪を繰り返した人の話を聞くと、もう天涯孤独で、「人に迷惑をかけると言っても自分だけなんだから、申し訳ないかと思う人がいないし」、という話を聞くんですよ。

第五節 【支援のスタンス】の確立

支援者は、罪を犯した高齢者への直接の面接や気づきを通して【支援のスタンス】を確立する。その過程には、人間対人間の関わりを経験し、「犯罪者というよりひとりの高齢者」としての支援が必要であると認識する。実際の支援には、高齢者の弱さと強さ、失敗を認めたくえで人間としての存在確保、そのために待つということの重要性を理解する。

図表 5-11

支援のスタンスの確立



1. 「支援者と高齢者の関係の変化」

福祉的バックグラウンドを持つ支援者は、高齢者が犯罪に至った背景を重視し、本人の気持ち、を重視し、信頼関係をベースとした一人の人として関係性を結ぶことようにしている。援助過程で、裏切られること（再犯・失踪）もあるが人として信じる、関わりである。福祉の考え方を基本におき、福祉専門職は福祉専門職でいいという立場であり、そうしないと価値観の衝突がおきる、と述べる。

- ⑨支援者：最初は違和感あるんですけど、何回か合っているうちに人間対人間になっていく、そうすると相手（高齢者）も人間性を取り戻してくる
- ⑩支援者：わかりやすく言うと、高齢者なんか自分(支援者)のこと孫みたいに接してくるんですよ。そういう人はちらほらいますね。みかんとか、ドーナツとか出してきてね。嬉しくなりますよ。
- ⑤支援者：本人の気持ちを個別に確認して、刑務所より地域の方がいいと思ってもらえるようにしなければね、確かに、地域の方が生活しづらいですよ。でも、刑務所が居心地のよい場所だということ自体がまずいですよね。地域で生活することが刑務所で生活するよりいいって思ってもらうように支援しなければ、
- ⑥支援者：裏切られること（再犯・失踪）もあります、信じます。斜に構えると見えるものも見えなくなってしまう
- ⑥支援者：（行政で嫌な顔されても）「本人の希望ですから」って言うんですよ。いろいろな流れで他の場所に行くかもしれません、でも、まずは本人の希望です。だって、そういう人たち（罪を犯した高齢者）って、いままで自分の気持ちを言えなかった人じゃないですか。言うとなーだったり、ですよ。だから、自分の希望を言っているんだというところからスタートしないと、（高齢者の）存在そのものがね、もう、いてもいなくてもいいんだってことになってしまいます、だから、（行政に）やんわりとはっきりいいます。
- ⑨支援員：最初は不安だけだったんですけど、支援会議で「自分のことで、こんなに大勢の人が関わってくれて嬉しい」って。今は生活意欲がでてきている。
- ⑨支援者：自分に関わる人が出来たり、自分のテリトリーが出来たりすると戻らない（再犯罪しない）ですよ。今のところ再犯した人はいません。本人の意思を尊重する自己決定を重要視しています。

2. 「犯罪者からひとりの高齢者支援」へ

支援者は、福祉的価値観を重要視し、そこに司法との違いを見出そうとしている。触法に注目するより、一人の高齢者の支援と私は考える、そうしないと、自分の中で価値観が衝突してしまう、そういう思いを持ってやらなければ特殊な世界になってしまう、と述べる。したがって、その具体的支援は、朝起きて、日中出かけて、夜寝るといような、普通の生活の実現を目的にしている。

- ⑤支援者：レアなケースで犯罪が表面にでていけど、ひとりの人の支援ですよ
- ②支援者：触法者をずーと触法者として支援することは、例えば、保護司さんですよ。やはり、餅は餅屋っていうか、(そうしないと)結局負担がかかる。自分の中で価値観が衝突してしまう。そういう思いを持ってやらなければ特殊な世界になってしまう。特殊な世界の支援と考えてしまうと福祉の考え方ではなくなってしまう、ノーマライゼーションとういか、一人の人間として、地域の中で普通の生活をする支援ですね。例えば、朝起きて、日中出かけて、夜寝るといような、今まで対象者がしてこなかった、生活をするように支援する、そういう生活がありがたいなと思うように支援する。

3. 「柔軟なスタンスと待つ支援」

出所後の高齢者は受刑経験や社会に居場所がないこと、関わる人がいない等、地域での生活には揺らぎがある。支援センターの援助は始まっていても実質的に社会に自分の生きる場を見つけるには時間がかかる。自己判断による失踪や再犯罪という短絡的な行動をとりがちである。

支援者は、罪を犯した高齢者は、それまでの生活歴から社会生活への脆弱性と同時に生き延びるためのしたたかさを持っていることを援助過程で学ぶ。

つまり、支援のスタンスとしては、不安定な心情に配慮した緩やかな関わりによる、つかず離れずの柔軟な支援が必要だと捉えている。揺れる自立生活へ配慮しながらバランスを保つ支援である。これは、第四章の類型①の軽微な罪を繰り返す高齢者支援において、「信頼関係」を重視し、人と人の関係を大事にした個別支援の必要性と重なるものである。

- ⑤支援者：本人は今の気持ちで動きますよね。全部用意したら急にいなくなってしまうたり。
- ⑥支援者：本音と建前を使い分ける人がいて、今回みたいに「一生懸命やります。応援してくれる人は裏切りません」なんてたくさん言って、ぱっと変わってね(失踪した)。でも、その時はその言葉本当だと信じて、まーいつかは、信じてくれた人もいたんだって、わかってくれたらナーって思うんですよ。
- ⑤支援者：対象者には関わって欲しい時と放つといて欲しい時がある。口ではいわないけど。見極めを注意してやっています
- ⑦支援者：一度失敗すると『俺にはもう道がない』ってガラガラって崩れちゃう人たちですね
- ⑨支援者：一回で立ち直るなんて出来っこない、だんだん地域にいる時間を長くすればいい
- ⑨支援者：時間がかかるし、手間もかかるけど、かけた分だけ、その人は立ち直ります。

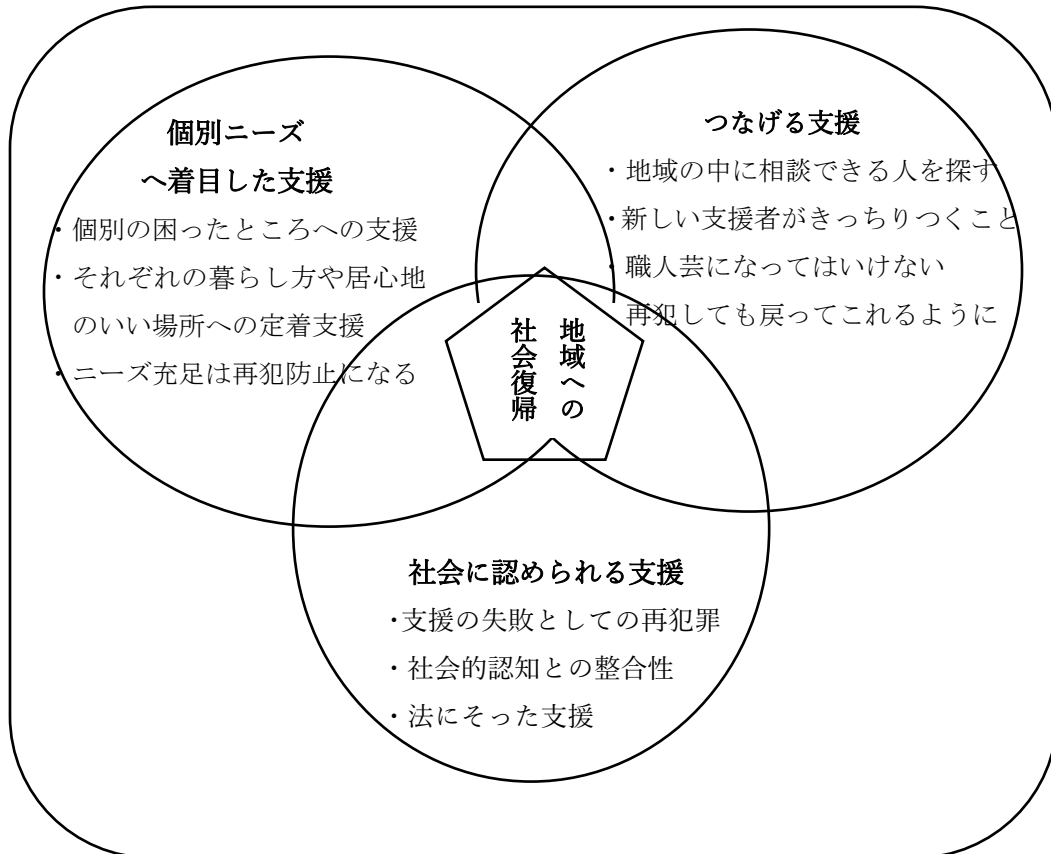
第六節 【援助の目標】について

本節では、【援助の目標】に焦点をあて、「ニーズを重視した個別支援」、「つなげる支援」、「社会に認められる支援」を分析・検討する。

ここでは、3種類の語りの関係は、福祉的支援、スタンスの必要性を認識した支援者は、高齢で罪を犯した人の個別ニーズを本人の納得した生活の仕方を中心に、必要な人や機関につなぐ支援をしている。だが、一方で、本人の希望はスムーズには地域に受け入れられない。そこで、支援者は社会に受け入れられるように法や社会規範に沿うような支援をすることになる。つまり、再犯防止を重視する支援とニーズを重視した個別支援のバランスをとる必要がある。再犯防止は支援者のジレンマになっていると思われる。

図表 5 - 12

「援助の目標」



1. 「ニーズを重視した個別支援」

支援者は、本人の意向をもとにニーズに沿った支援を目標としている。十人十色でそれぞれの暮らし方や居心地のいい場所があるはず、とその人にとって何が必要か、重要かということ個別に判断しているが、そこでは、本人に特性に合わせるということで、必ずしも高齢者施設というわけではない。この点は、第四章の課題検討の中でも示したように高齢者は長い間の生活習慣があり、福祉的生活とははずれても自分のなりの生活の仕方を選ぶ場合が少なくない。

個別ニーズの着目点は、今までと同じにならないためには、どこを支援すればいいか、本人のやり方やそれまでの失敗箇所をつかみ、同じ失敗を繰り返さないための支援方法を考える、と述べているように、過去の罪を犯した状況分析をしている。

- ②支援者：要するにニーズ、本人のニーズが満たされないからお金がないから物をとるか、仕事がないから罪を犯すとか、ニーズが欠けているから罪を犯すのですよね。仕事が欲しい人には仕事ができるように調整してあげて、友だちが欲しい人には友だちづくりを調整する。
- ⑧支援者：本人に合った受け入れ先の準備が必要、十人十色でそれぞれの暮らし方や居心地のいい場所があるはず、本人の能力にあった生活を送ることが必要だと思う。
- ⑨支援者：個別の困ったところを見つけることをやっている。早い話しがどこで困っていて、今までと同じにならないためには、どこを支援すればいいかと考えるだけ、本人のやり方、方法を調べる。どこでいつも転んで(犯罪を犯す)いるか、失敗する所が見えてくる。
- ⑩支援者：その人の人生にかかわるので、支援を受けてよかったなーと思ってもらえるようにすることですね。面接をするときに、どんなふうになりたいか聞くんですよ、長期目標というか、刑務所に入らないで本人が生活できれば、と思っ

2. 支援の目標としての「つなげる支援」

地域生活定着支援センターの業務のひとつとしてコーディネートがある。長期的な視点から地域生活を実現するためには、地域への関係機関、人へつなげることが重要になる。地域での生活の可能性を重視する語りもある。

具体的支援には、チームで、何人かの人の、あるいは外部の意見を聞いて、みんなで話し合う、一人ではバランスがとれない、思い込みとか、どんな支援が必要か、他の専門職につなぐとか、つなげるのが支援、として、他機関や人につなげるようにしている。

- ⑤支援者：今の業務は矯正施設から施設につなげるので、コーディネートですね
行政につなげたり、目の前のことをやるということですね。
- ⑥支援者：地域の中に相談できる人を探すとか繋ぐというのが定着(地域生活
定着支援センター)の仕事なんですよね。
- ①支援者：うれしいなーと思うのは、自分が関わった人に、新しい支援者がきっち
りつく時ですね。そういうスタイルや地域が出来た時、人から人につな
がたって感じますね。
- ④支援者：地域で2年間支援を受けながら再犯罪をした人がいました。(対象者)
は、異性関係のトラブルで東京へ行ってしまったんですけど、東京から
電話があったんです。相談する場所が(本人)に入ったみたいで、繋がっ
ていたなーって、嬉しかったですね。
- ⑥支援者：定期的な訪問を繰り返して、できるだけ「一人ではないんですよ、相談
相手がいるんですよ」ということを伝える。そうしないと、また、犯罪
を繰り返す。そういう役割を持たないとね。でも、今回、いろいろな人、
施設の人とかに関わってもらって応援してもらって、「そういうひとた
ちのために悪いことは出来ないって思えるようになりました」って、嬉
しいですよ。地域の中でひとりぼっちの人だったんです。
- ②支援者：チームで、何人かの人の、あるいは外部の意見を聞いて、みんなで話し
合う、一人ではバランスがとれない、思い込みとか、どんな支援が必要
か、他の専門職につなぐとか、つなげるのが支援。職人芸になってはい
けない、仕事の内容はだれでもできるようにする、そのためには自分の
考えを皆に話して、援助の共有化をするということで、センター(地域
生活定着支援センター)では、ノーマルな仕事ができるようにする。も
ちろん、援助のスキルとしては、社会福祉で、その人(対象者)の特徴と
か生活歴とかは配慮しますがね。新しい技術を創造しようということ
ではない、権利擁護とか、ソーシャルアクション、ネットワークとかね。

3. 「社会に認められる支援」と支援者のジレンマ

現状は、罪を犯した経験のある人を福祉で支える取り組みがまだ社会的認知され
ていない。そのような中で支援者は事業の目的である「再犯防止」を、再犯罪をと支援
の失敗という言い方はしないんですけど、事業所として失敗になるかもしれない、と捉
えている。再犯が支援センターの業務のひとつの評価軸になっていると考えられる。社

会の中に認められるものでなくてはいけない、でも簡単にはいかないとのジレンマがある。再犯をする、しないの決定は支援者の認識外のところで行われる。福祉的価値を中心に本人の意向やニーズを重視する支援では、限界があることを述べていると思われる。それらの不可避的、予測がつかない状況を考えて、法で決まった通りにしないと社会からは受け入れられない、という支援の選択につながるのであろう。

刑事司法と社会福祉の協働事業には、支援に対しての共通認識が求められていると考えられる。

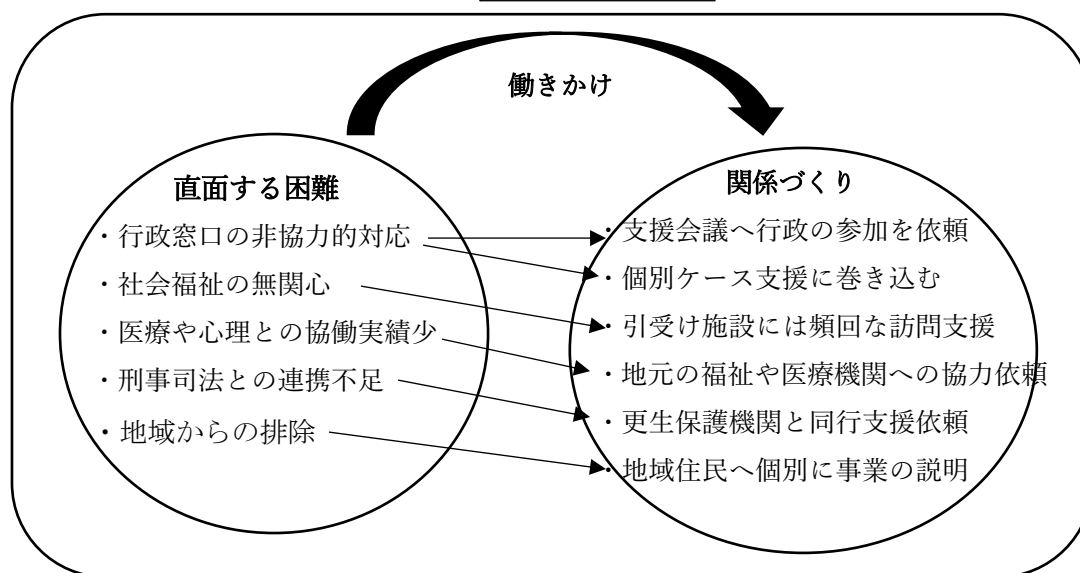
- ④支援者：再犯罪を支援の失敗という言い方はしないんですけど、事業所として失敗になるかもしれませんね
- ④支援者：税金の中で動いているので、社会の中に認められるものでなくては、やっぱりいけないと思うし、でも簡単にはいかない。
- ④支援者：法で決まった通りにしないと社会からは受け入れられない。
- ⑧支援者：罪を犯した経験のある人を福祉で支える取り組みがまだ社会的認知されていない。

第七節 【関係機関の連携と課題】

本節では、「関係機関の連携と課題」に焦点をあて、「協働体制の未整備」、「連携の促進」の二つの分析テーマから、コードとデータを示し、検討する。二つの分析テーマの関係からは、支援者が罪を犯した高齢者の社会復帰支援時に直面する困難とそれを克服しようとしている過程が示されている。

図表 5-13

協働体制の課題



1. 「協働体制の未整備」

関係機関の連携で支援者が課題として述べていたのは、「行政の無理解」、「社会福祉や医療との連携不足排」、「刑事司法との協働の壁」、「地域からの排除」の四点の内容に集約できる。協働体制の未整備により、行政、福祉、司法、地域から罪を犯した人の支援が受け入れられていないことが明らかになっている。それらの直面する困難に対して支援者は、個別事例を通して関係づくりへの働きかけをしている。

(1) 行政の無理解

支援者は本人の意向にそった援助をしようとしているが、それを阻む壁として行政があることが示されている。社会保障の要である地方自治体からの拒否については、どの支援者も課題として述べている。行政との関係は各県によって事情が異なるものの、国の社会保障制度すらスムーズに利用できないという支援の困難性が共通している。

行政の理由としては、財政的な問題がある一方で、地域の安全も考えての拒否も考えられる。他にも住む場所があるのに、なんでうち(の自治体)なんのか、という本音が他の市で社会資源を探した方がいい、などに現れている。所得保障としての生活保護や住宅保障としての住まいについての地方自治体からの拒否は、第四章の事例を基にした課題検討と重なるものである。

- ④支援者：支援の困難は行政がうんといわないことですね。うちの県は大きい市なので、生活保護受給者も多い。いきなり出てきましたではダメですね。
- ④支援者：行政から更生保護に市が関わる根拠がないと言われた
- ⑥支援者：自治体によって違いますね。結構嫌みを言われる。つい最近では、「なんでうち(の自治体)なんですか」っていうんですよ。本人が帰ってくる根拠がないって、そこで「本人の住民票があって、本人が帰りたい、ここに戻ってきたいとお話しをされているので」というと、「定着(地域生活定着支援センター)は、本人の希望だけで動くんですか、本人が帰りたいといたらその通りするんですか」っていうんですよ。確かに(その高齢者は)2カ月くらいしか住んでなくて「ここはきついなー」って思うんですけどね、、、
- ⑤支援者：「財政的な支援はするが他の市で社会資源を探した方がいい」って言われたり、、前に前科19犯の人がいて、出身地だったんですが、年齢的には高齢で、その出身地には若い頃までしかなくて、住民票もなくて、その方の時(行政から)「生まれた所だと言っても持ってこられても困る」なんて言われて。
- ⑦支援者：支援センターは(出所)半年前から帰住調整できるのに、行政が本人がいなければ受け付けてくれない。

(2) 社会福祉や医療との連携不足

地域生活定着支援センターでは、罪を犯した高齢者が出所後、速やかに受入れ先施設等又は福祉サービスが利用できるように支援することが目的である。したがって、福祉施設の入所調整や医療機関との連携は基本的な支援になる。

支援者からは、福祉施設や医療機関との連携が不足と述べられている。特に、支援者は、アディクション、医者や心理職、自助グループとの連携が必要だと考えている。また、元気な罪を犯した高齢者は介護保険の対象とならないため、高年齢でも福祉施設の対象者に該当せず、制度の狭間に落ち高齢者施設の入所の妨げになっている。

さらに、支援センターの母体である受託法人からも支援が受けられず、業務が支援センター内で処理しなければならない状況が語られている。

- ⑥支援者：元気な罪を犯した高齢者は介護保険の対象とならないので、福祉施設の受け入れ先がない。
- ⑨支援者：「うち(社会福祉施設)は枠がないからなんともできない」と言われるんですよね、そう言われれば「しょうがない」って言うしかない、
- ⑤支援者：出所後、冬に雪のために一人暮らしができない人のための生活支援センターに入所できた。でも、それは常備空いてはいない。たまたま定期的に夏だったんで入れた、偶然が重なって、でも、次の人は無理だなと思う。
- ①支援者：アディクション等、医者や心理職、自助グループとの連携がとれてない。関わってもらう必要がありますね。
- ④支援者：恥ずかしいことなんですけど、私たちの法人が理解がなくて、短期入所あるんですけど、一時的に受け入れてくれたらありがたいんですけど、、、 最初(受託)に手を挙げた前理事長が亡くなって、それからは後ろ向きで。この事業は予算が決まっていて、増えも減りもしない、プラスもマイナスもない、地域貢献というところでやっているという感じで、受け入れてくれないことはないんですが、かなり、ハードルが高いですね。

(3) 地域との関係と排除

地域からの排除は、それまでの過去の関係から、すごく迷惑をかけられたから「戻ってきてもらっては困る」、と排除される場合と、都市部のように、地域の安全が脅されるのではないかとの危機感からの排除がある。都会型では、高齢で罪を犯した人を犯罪者としてのステレオタイプなイメージで受け入れないと考えられる。

地域への社会復帰には、支援と同時に、地域の力と本人の力、つまり、当事者の努力が必要だということも述べられている。

⑤支援員：まだまだ偏見がある。地域の環境を守るために、触法者に触れたがらない。田舎に行けばいくほど閉鎖的な気がします。出身地でも拒否的なところがある。でも、地域の人に、それ(偏見)は違うんだよ、ということでもないし、でも、この事業を地域の人にも理解してもらわなければならないし、サポートしてくれる人を増やさなければいけないんだけど、それが、とても難しい。出かけた時に「こういう事業があるんですよ」と言うようにしている。少しずつささやき続けようかなと思うんです、それくらいしか出来なくて、支援を依頼された時、現地調査をするんですけど、その際、地域の人とお話しします。

⑦支援者：地域で生活しているといっても、地域の人との関わりはないですよ。私が行けば、いろいろ話しをするけど、そのほかの日はひとりですよ。

⑤支援者：すごく迷惑をかけられたから「戻ってきてもらっては困る」と言われて地域に戻れないんです。

2. 「関係機関との連携促進」

関係機関との連携の課題に対して、支援者は個別ケースによって、関係づくりを作っている。例えば、保護観察所には、施設に入所をお願いする時も一緒に行ってもらったり、行政に対しては、合同支援会議等の参加を行政に促す等、高齢者の実情を知ってもらう働きかけをしており、巻き込む、という表現を使って表している。このような活動は、個別ケースに直接関わってもらうことにより、罪を犯した人一般から一人の高齢者という認識が生み出されるきっかけになると考えられる。

②支援者：社会福祉だけでなく、心理と医療との連携ですね。K地区のI診療所なんかは貧困者へ対応していますから理解してくれますね。

⑤支援者：保護観察所には、施設に入所をお願いする時も一緒に行ってもらおう。

⑦支援員：うちの(地域生活定着)支援センターでは、合同支援会議等の参加を積極的に行政に促して、社会復帰のプロセスや結果を見せている。

⑦支援員：関わってくれる施設には、何度も訪問して、丁寧に関係を作って行くようにしている。

⑨支援員：難しいケースを役所の人と一緒にやって、立ち直ったケースがあったんですよ。役所の人でも達成感を感じるんですね、そうすると次にも繋がる、だから巻き込むことが大事かなとも思う。

第八節 社会復帰支援課題として【制度の不備】と【資源の不足】

1. 制度の不備

支援センターの所管が法務省と厚生労働省であり、縦割行政のため支援がスムーズにいかないという困難性を述べている。例えば、情報の共有ができないことや外出ができないことによる事前施設見学ができないなどである。また、司法管轄の更生保護施設には、支援センターが直接入所調整はできなく、支援の困難につながっていることがあきらかになっている。

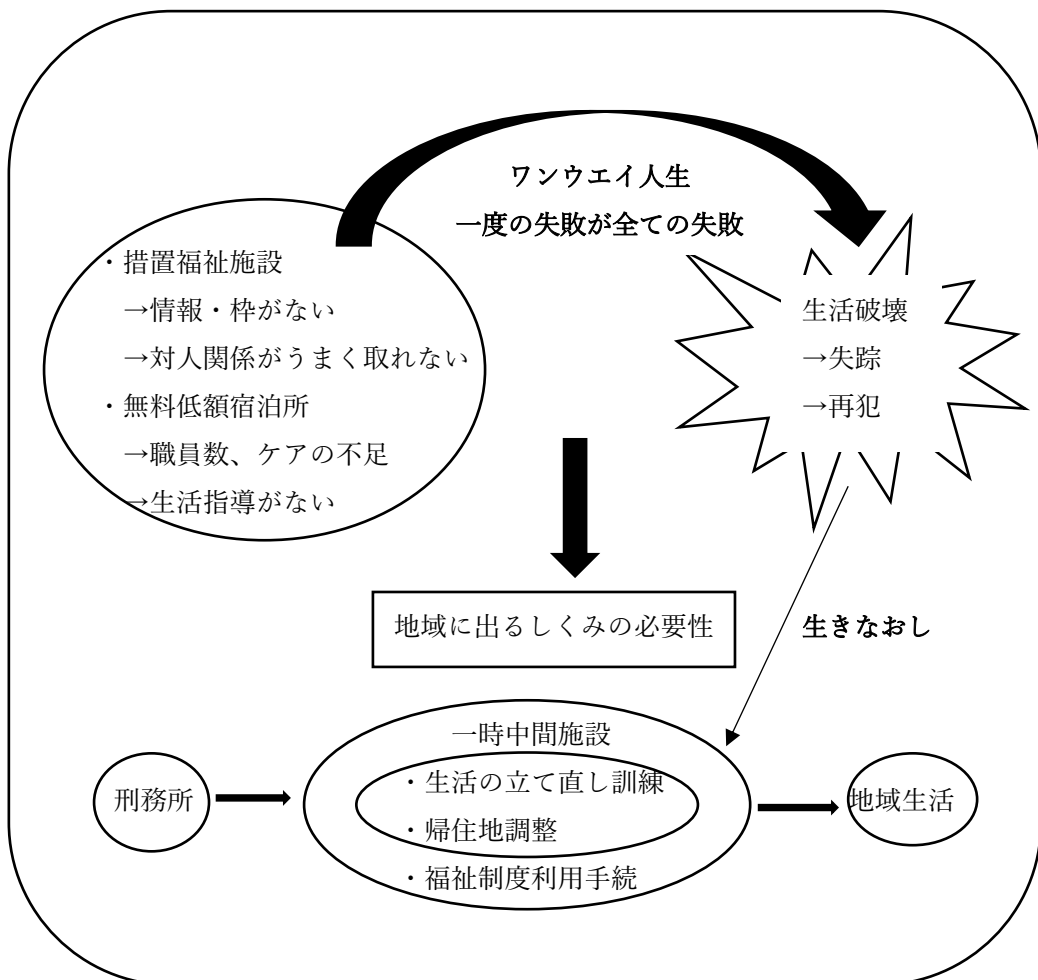
- ②支援者：司法と福祉の両方の制度の不備ですよね。縦割りっていうじゃないですか。刑務所を出た日に施設に入れられないというのもそうですよね。特に、認知症の高齢者なんて、見当識障害があるじゃないですか、やっぱり、認知症高齢者施設に入って、(刑務所)入所中から施設に連れて行って「ここで住まうのはどうですか?」って聞いて入所すれば、失敗する率が下がると思うんですよね。それが出来ない。出所日まで絶対に出さないじゃないですか。
- ⑧支援者：国の所管が法務省と厚生労働省に分かれていますので、(社会資源等の)情報の共有ができない。スムーズな支援の壁になっている。二省の中間組織や施設があればよいが、
- ⑤支援員：頼みの綱は更生保護施設なんですけど、そこも厳しいかなと思う。更生保護施設なんかは、刑務所の中で模範的な人が選ばれて入るのでね。うちの県の更生保護施設は町中にあるんですね、それで、施設長さんが近隣を気にしてなかなか受け入れてくれない。
- ⑧支援者：再犯防止が、センター(地域生活定着支援センター)の役割ではない。司法の下請けはやらない、丸投げは受けない、真に連携できることが相談を受ける条件にしている。

2. 資源の不足

支援者は、罪を犯した高齢者の支援をする過程で困難と感じていることとして、社会資源の不足について主に述べている。これは、関係機関の連携不足という結果でもある。社会資源の不足は、大都市、地方都市に関わらず支援者は課題として述べている。特に、支援者は住まいの確保の調整が困難であるということを述べている。これは、

前章で、罪を犯した人の社会復帰にとって出所後の住まいに問題があることが示されていたことを裏付けるものである。また、出所直後に入る中間施設の必要性については3センターの支援者が述べていた。具体的に2, 3カ月の中間施設が必要であり、それは、ただの時間繋ぎではなく、日常生活訓練のような教育が行われるような質の高さを求めるような意見であった。次の生活につながるものという意味であろう。

図表 5-14 連携の課題と資源の課題



- ⑤支援者：行先がないのが厳しい、高齢者の場合、環境さえ整えばいいというわけではない、施設に入れようと思っても対人関係がダメだったり、厳しいかな、と思う。中間施設に一回居てもらって、その間に調整するというように、生活支援ハウスに2カ月とか入れてもらって、その後、(高齢者)施設に行ってもらってやっているけど、。矯正施設を出たあと一回、どこかで訓練をしたあと、地域に出るしくみがあるといいなと思う。刑務所と地域の間のような、外国にはありますよね。フランスなんかは住宅福祉がありますし、生活保護にだけ頼るのではなく。
- ⑦支援員：(地域で生活する前に)一回、本当に施設が必要ですよね。それこそ、養護老人ホームとかの社会資源を使って、それから地域にというような、そういう流れを作って欲しい、定着(地域生活定着支援センター)が発信していかなくては。とっても必要なことですよね。
- ⑥支援者：本当に高齢者なんか無低(無料低額宿泊所)しかないんですもの。しかたないから、生保を受けて、無低に入って、3カ月くらい無低に入ってもらって、それからアパートに移ってですよね。でも、無低は施設の職員が少ないので、どこでもいいっていうわけではないですからね。せっかく定着につながっているのに、もったいないですよね。
- ⑨支援員：いきなり地域というのは難しい。高齢者施設とか救護施設(の情報)は、私たちは、(公的社会資源を)知らないじゃないですか。福祉事務所の窓口に行って、枠があれば、というところですよ。
- ⑨支援者：選択肢を増やしてあげることは大事。結局、皆(罪を犯した人)、ワンウェイで生きている人だから、「ここで失敗すれば俺には道がないんだって、ガラガラってなるでしょ。(生活がなげやりになる)、でも、選択肢を増やすことで、ここで失敗しても、こっちもあるんだ」ってわかれば、生きなおしができるでしょ。選択肢があればね。

第九節 小 括

本章では、罪を犯した高齢者支援を行っている支援員からのヒアリング調査結果をまとめた。小括では、結果の分析を中心にまとめる。支援者からは大きくわけて二種類の語りがあった。①支援者による罪を犯した高齢者支援スタンスの生成プロセス、②援助

環境としての関係機関の連携の不整備やそれともなう資源不足、であった。はじめに①支援者自身の援助のあり方の生成を確認し、次に②連携不整備による支援の課題を確認する。

1. 支援者による罪を犯した高齢者支援スタンスの生成プロセス

援助者は、罪を犯した高齢者支援の過程を通じて、援助観を確立していくというプロセスが見られた。支援センターの職員は基本的に、福祉的バックグラウンドを持ち、福祉的手法によって罪を犯した高齢者の支援に関わる。「対象者理解」では、矯正施設での面接で、一般社会での生活の違いに気づき、本人の意向やニーズを把握する段階から、これまでの対象者とは違う、という認識を示していた。その語りでは、犯罪の背景を見ないと支援が見誤ってしまう、というように、犯罪の背景にある生活歴を重視する必要性が示されていた。出所後の支援では、「支援のスタンス」として、信頼関係をつくりあげること、を中心に支援を行っており、表面化している犯罪者からひとりの高齢者への支援というように支援の考え方を生成していく。その結果の「援助の目標」では、普通の生活をおくること、と述べており、一般に考えられているような道徳的な生活を送るということとは違っている。さらに、目標達成までのプロセスでは、高齢者個人の気持ちの揺れを受け入れ、一回では立ち直れない、だんだん、地域にいる時間を長くすればよい、というように柔軟な立ち直りを待つという対応の必要性を述べている。

だが、一方で、支援者の援助スタンスや目標に対して、受け入れる社会からは、散々迷惑かけられた地元に戻ってきてもらっては困る、お金は出すから他の地域に行っていきたい、というような排除の実態に直面し、支援者は、社会の中に認められるものでなくてはいけない、でも簡単にはいかない、と高齢者の福祉的生活の実現と社会からの要望との間でジレンマを抱えているという状況が見えた。

このことから確認できた課題は、罪を犯した経験のある人を福祉で支える取組みが社会的に認知されていないということである。これは、第四章の「課題検討」の中で示されていた社会からの排除を裏付けるものである。

罪をおかした社会的バルネラブルな人びとの社会復帰支援が、社会から未承認という課題解決のヒントとして、支援者の対象者理解のプロセスが参考になるのではないだろうか。つまり、支援者自身が体験した罪を犯した高齢者との直接的な関わりの中で、生活背景を理解し、同じ人間としての接点を見出し、ひとりの高齢者として見る、その上で、社会復帰を待つ柔軟な関わりである。現在は、社会の人びとが矯正施設や罪を犯した人の実態をあまりにも知らなすぎる。生活世界が別で接点がなさすぎる。社会的排除

の課題を解決するためには、事実や相手を知ることから始めることが必要ではないかと考えられる。

では、次に、支援に関わる関係機関や人びとのお互いの理解、つまり、本章の調査から明らかになった二点目の課題である関係機関の連携について確認する。

2. 支援の協働体制の未整備と関係づくりの動き

支援者が共通に課題として述べていたのは、社会復帰支援時の関係機関の連携の未整備であった。それは、第四章の「支援の課題検討」の内容と概ね重なるものであった。例えば、「行政の無理解」では、第四章の「軽微な犯罪を繰り返す高齢者」の経済的支援の生活保護受給や住居確保支援の措置施設の利用困難性と重なるものであった。支援者は、支援の困難は地方行政がうんといわないこと、更生保護に関わる根拠がない、等と言われた経験を述べている。

支援者が述べている連携不足の深刻なものは、委託機関である保護観察所や受託機関である支援センターの本部である福祉法人との協働体制が不確かなことである。支援者は、最後の頼みの綱は更生保護施設なんですけど、施設長さんが近隣を気にしてうけいれてくれない、や、恥ずかしい話しなんですけど、うちの法人が理解がなくて、と困惑した表情で語っていた。本来、保護観察所や支援センターの母体である社会福祉法人は、脆弱な機関である支援センターのバックアップ機関であるはずである。

第4章の当為的観点からの支援課題では、「初犯で軽微な罪を行う高齢者」への受刑回避の支援の中で見られた。支援過程で弁護士や検察庁、裁判所との協働が重要になるが、現在、個々には協働が進められているものの体系だっているものではない。

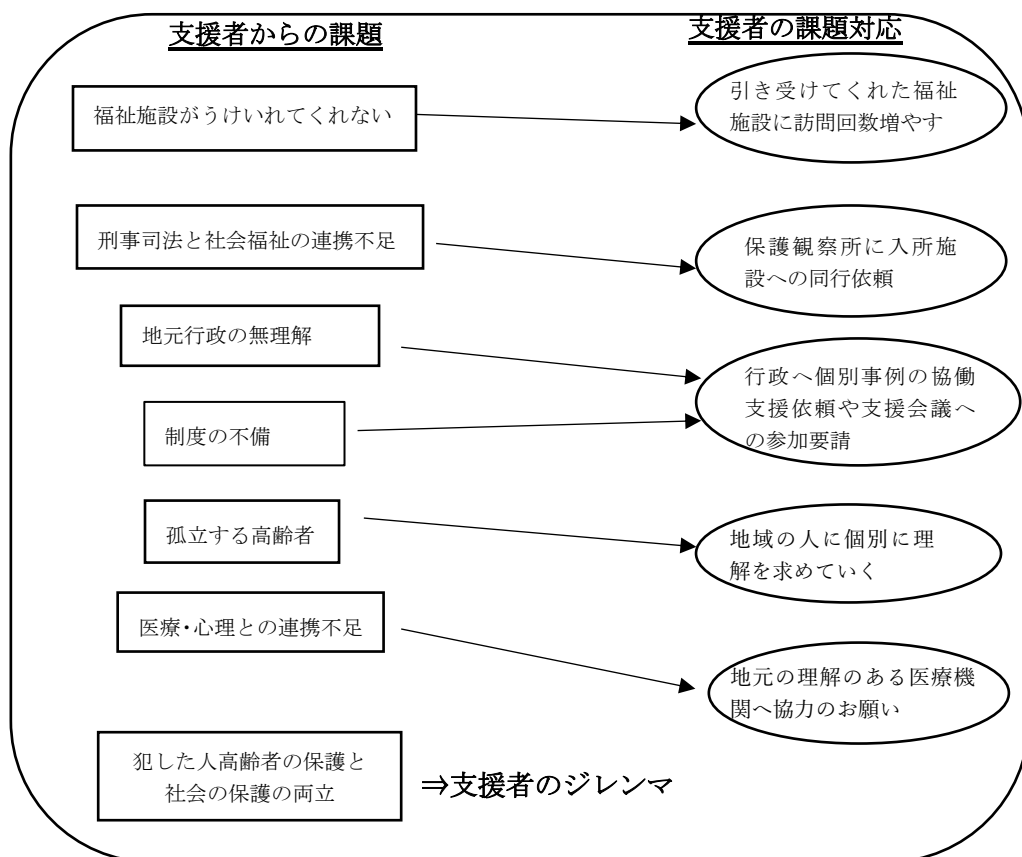
同様な課題として、第4章では「介護殺人等を犯した高齢者」のとして、出所後の自宅復帰が示されていた。その支援には医療、心理、地域住民、行政等、公私の関わりが必要であるが、現状は、包括的なケア体制が整っていないことが明らかになっていた。

上記のような関係する機関の協働体制の未整備は、相互に関連し、社会資源が利用しづらいという結果になっている。制度や施策があってもそれをつないで、高齢者の個別ニーズにつなげるための共通認識である。支援者インタビューからは、罪を犯した高齢者が社会から受け入れられず、地域の中でひとりぼっちなんです、相談できる人がいない、と孤立した状態が述べられていた。つまり、罪を犯した高齢者の社会復帰支援については支援の手法や考え方の共通認識等の共通基盤が必要である。

3. 支援の課題と解決に向けての支援者活動

支援者は、支援の困難に対して次のようなソーシャルワークを行っている。だが、その対応については、支援者が担当ケースによって個別に動いている傾向が現れている。このことは、支援センター全体として、あるいは、委託機関や受託機関の協働体制や援助システムがあるものではないと考えられる。その結果が、支援者が支援センターの事業目的である「再犯防止」と罪を犯した高齢者の保護との間に立って、共通した対応をとれず、支援者のジレンマとして現れているのではないかと考えられる。

図表5-15 支援者が明らかにした課題と対応活動



4. よりよい支援に向けての視点

最後に、今後のよりよい援助に向けて、どのような視点が重要であるかを整理する。第4章からは、罪を犯した高齢者への社会復帰支援に対して、法とソーシャルワークの

枠組みから必要とされるべき援助という観点から課題を明らかにした。加えて、第5章からは、実際の支援を通しての課題を明らかにした。これにより、現在、罪を犯した高齢者の社会復帰支援について解決しなければならないポイントが総合的に示されたと考えられる。示された課題は、第4章、第5章で重なる点が多くある。マクロレベルでは「制度の不備」とそれに伴う「社会資源の不足」、メゾレベルでは「支援に関わる関係機関の協働体制の未整備」や「地域からの排除」、ミクロレベルでは「支援の共通価値や認識の不足」にまとめられる。

「制度の不備」については、支援者からは「制度の縦割り」や「一律的すぎる制度」等の不備が語られた。これは、第4章で、生活保護受給における一律的な行政対応として、また、住まいの確保での制度の縦割りによる柔軟対応ができないこと等、社会保障の実体的運用の困難性に現れていた課題である。このことは、「社会資源の不足」につながり、社会復帰を困難にしていた。第5章の支援者のヒアリングからは、住まいの資源不足は生存権に関わる問題となっている状況でもあるとの報告があった。支援者からは、罪を犯した高齢者専用の一時帰住施設の必要性訴えられていた。ここでは、縦割り制度の改善や地方行政裁量の柔軟な対応が求められていることが明らかになった。

「支援に関わる関係機関の協働体制の未整備」については、第5章の支援者からは、刑事司法と社会福祉だけでなく、医療や心理、地域住民まで含んだ協働体制の必要性を述べていた。第4章からは、事例としての介護殺人の高齢者の地域生活の再建において、孤立する高齢者への住民の見守り等、インフォーマルな社会復帰に関わる機関の重要性が指摘されていた。ここから言えることは、地域での自主的な活動と公的な支援事業が重なりあって包括的、一体的に関われる協働の形が求められているということであろう。

「地域からの排除」された罪を犯した高齢者への支援のポイントとしては、第4章では、性犯罪や薬物事犯者の事例から課題が示されていた。どのように地域と共存していくかという点である。社会へ人びとへの不安感やリスクへの対応であり、罪を犯した高齢者個人の保護である。個人の保護と社会のリスクとのバランスが求められている。現在は、精神病院等への隔離であるが、他の対応方法はないものであろうか。法の求める目的と実際の支援の間でのジレンマである。類似の内容は第4章の入口支援からも明らかになっていた。食品等の万引きの高齢者へ再犯防止を目的に経済的充足のみの支援を行った時、高齢者は失踪してしまった。この対応については、支援者は社会から排除されている高齢者の周囲の人たちに個別に、地域の中で社会復帰の必要性、つまり、ソー

シャルインクルージョンの必要性を伝えていることが明らかになっていた。

支援の過程から生み出された罪を犯した高齢者をひとりの高齢者として、本人の意向や決定を重視した支援を行うために必要なのが支援の価値や理念の説明である。支援の価値は社会全体、支援者間で共有されている必要がある。なぜ、罪を犯した高齢者を社会が援助するのかということについて、納得が得られた時、社会との共存が可能となろう。刑事司法と社会福祉の間で、罪を犯した高齢者支援についての共通の価値が必要である。

第六章 海外の実地調査と文献調査からみた支援のあり方

本章では、罪を犯した人の社会復帰のあり方を検討するための参考として、海外の先駆的活動を参照する。取り上げる国は実地調査国としてデンマーク、文献調査国としてドイツ、イタリア、韓国である。各節では、以下のように論を進める。

第一節では、現地調査をしたデンマークの社会的背景を説明する。デンマークは、政策、援助実践において日本と対照的な取り組みを行っている国である。例えば、日本で問題となっている再犯罪が世界一低いと言われている。また、拘禁期間が短い。日本では、軽微な窃盗でも累犯になると3、4年の人は通常であり、その処遇方法では、完全拘禁である。北欧全体に開放処遇を行っているが、特にデンマークでは受刑後、半年をすると外出することを促進する。統一化された寛容政策を基本に受刑者の改善更生に独自の方策をとっている。加えて、日本と違う政策として、社会復帰支援の中心機関である刑事司法と福祉が統一された一機関で行われており受刑中から出所後まで一貫した目標や方針によって行われている。ここでは、なぜ、そのような処遇が可能で効果がでているのか確認する。第四章、第五章からは社会復帰の課題の要点が絞られてきている。それらの課題と比較、検討する意義は少なくない。

第二節では、デンマークの開放刑務所での聞き取り調査をまとめた。開放刑務所では、歴史的に成熟させてきた福祉政策を基に、罪を犯した人と国民の共生社会を目指した取り組みが行われている。成熟した民主主義を基本に、リスクと安全のバランスを、国民の合意を得ながら現実的な方法に基づいて保ち、取り組みを進めている。処遇の考え方の基盤にノーマライゼーションをもとにした犯罪者を社会的ニーズのある一市民との位置づけの実践があることを示した。

第三節では、矯正施設出所後の支援としてのコミュニティ・サービス・オーダーの取り組みを聞き取り調査によって行い、内容を報告した。コミュニティ・サービス・オーダーの実績と社会保障との関係を説明する。我国の参考になる点としては、社会復帰における刑事司法と社会福祉の一体的連携機関である一貫した支援、社会の安全とリスクを視野にいれが実験的取り組みの位置づけ、目指す目的が共生社会、であった。

第四節では、「その他の海外の取り組み」として、文献調査国としてドイツ、イタリア、韓国を取り上げ、前章で明らかになった日本の社会復帰支援の課題と比較・検討した。ドイツは、刑務所処遇において高齢者の心身状況や特性に合わせたプログラムを用意し、一般受刑者とは別に処遇している。イタリアは、高齢化が進んでいる(世界第二位)にも

かかわらず、刑事施設に被収容者に占める高齢者の割合が低いこと、韓国は、我国と罪を犯した高齢化の増加率や政策変更の時期、社会環境の変化が類似している

第一節 デンマーク刑事司法の背景

本節では、デンマークの社会的背景と刑事司法の歴史や制度を概観する。刑事司法制度は、歴史的に成熟させてきた福祉政策を基に、罪を犯した人と国民の共生社会を目指した取り組みが行われている。成熟した民主主義を基本に、リスクと安全のバランスを、国民の合意を得ながら現実的な方法に基づいて保ち、取り組みを進めている。

1. デンマークの基本情報と司法制度の概要

デンマークは、ヨーロッパの北西に位置する人口 551 万（2011 年現在）、面積 4,300 km² の小国である。自治権を有するグリーンランドとフェロー諸島と共に、デンマーク王国を構成し、国王を元首とする立憲君主制国家である。国王は国際関係において王国を代表し、神聖不可侵とされる。

デンマークの政治体制において三権分立がとられたのは、1849 年の絶対君主制から立憲君主制に変わり、自由主義憲法が制定されてからである。これにより、司法権は行政権、立法権から独立し、裁判所が担うことになった。政策においては、比較的強い福祉志向によって特徴づけられる。平等主義の精神を維持し、経済的・社会的平等の理念を保持している。

隣国のノルウェー、スウェーデンとは、北方ゲルマン系のスカンジナビア人という共通の先祖を持ち、類似の歴史・文化的背景を持ち、法制度においても重なる部分が多いと言われている。デンマーク法は、バイキング時代（7 世紀～11 世紀）に始まる口頭伝承による慣習法であった古スカンジナビア法に始まる。当時バイキングとして征服したイギリスを含めた近隣諸国を植民し、その国の法に与えた影響も大きいと言われている。国家レベルでの本格的な法典編纂は、1241 年のユラン法であり、それまでの慣習法を成文化したものであった。それは、その実効性においては不十分であったが、犯罪がそれまでの私権から刑罰制度の対象になるという契機になり、復讐の観念が変化した。1683 年には、絶対王政の確立により、デンマーク最初の統一法典「クリスチャン 5 世のデンマーク法」が制定された。現行デンマーク憲法は 1849 年発効し、その後、社会情勢の変化によって 1866 年、1915 年、1920 年、1953 年に憲法改正が行われている。

法体系の最高法規は憲法である。通常の裁判は、地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の3段階で、原則として2審制で行われている。地方裁判所は全国に24カ所あり、第一審裁判所である。取り扱う事件は、民事事件と軽微な刑事事件、および自白事件である。高等裁判所はデンマークの東西2カ所にあり、重罪事件(求刑4年以上)の第一審と地方裁判所からの控訴事件を所管している。最高裁判所は通常、高等裁判所が第一審(陪審事件)として扱った民事、刑事事件についての上訴を扱うが、量刑変更のみであり、有罪・無罪の判定の変更はしない。その他、特別裁判所として、海事・商事裁判所、特別再審査裁判所、国事裁判所がある。

裁判の原則は、(a)当事者主義 (b)公開主義 (c)口頭主義 (d)弁論主義、である。デンマークでは、刑事裁判において参審制と陪審制を併用している。参審制は、地方裁判所で職業裁判官と任期制の民間人により、求刑が4年未満の軽罪の否認事件において行われる。また、控訴による二審が、高等裁判所において参審制によって行われる。陪審制は、求刑が4年以上の重い刑の時に、高等裁判所の一審で行われる。

2. デンマークの刑事司法

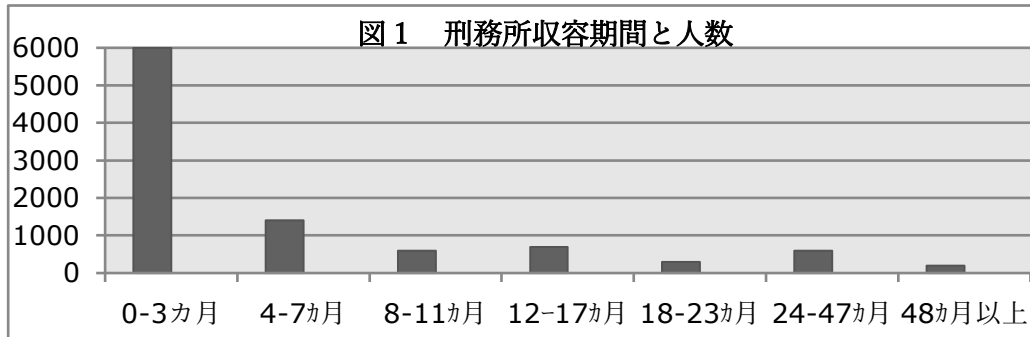
刑事司法は公法の一部門であり法務省が管轄しているが、裁判所は独立している。法務省の管理下には警察・検察・矯正保護局がある。

デンマークの最初の刑法は1866年に発布されたが、その後の大きな改正は、現行刑法の基になっている1930年刑法と1973年改正法である。1930年には身体刑や死刑、過酷な労働の廃止が明記された。1973年改正法では、それまでの矯正処遇や保安処分が見直された。1973年改正法以降の厳罰化により、1980年代からは刑務所の過剰収容が問題になり、早期釈放や社会内処遇が取り組まれるようになった。

刑事司法が処遇原則としているのが、「欧州条約」の人権及び基本的自由の保護や欧州評議会の「国連・犯罪防止と犯罪者処遇に関する会議」で採択された受刑者の保護の規定である。それらの処遇原則を基に、寛容政策を実施しているのだが、その基本原則としては、次の6点にまとめられる。①ノーマライゼーション、②開放的な処遇、③犯罪者の責任意識の涵養、④コミュニティと犯罪者の安全確保、⑤最小限の介入、⑥社会資源の最大限の活用。デンマークは我が国と同様に、比較的治安が良く刑罰は軽い。刑罰の種類は、罰金刑、電子タグ付き在宅拘禁、保護観察付社会奉仕命令、7日～30日の社会復帰を目的とした刑務所収容、1カ月から16年の禁固刑、殺人や重大犯罪に対する終身刑等である。複数の犯罪を行った場合は刑罰の重い刑が採用され、暴力や性

犯罪は、重大な犯罪と考えられ、ほとんどが刑務所に収容される。通常犯罪者は刑期の3分の2を過ぎると、仮釈放の対象になる。終身刑は、12年が仮釈放の目安になっている。最近の刑務所に収容される期間は下記のようにになっている。

図表 6-1 刑務所収容期間と人数

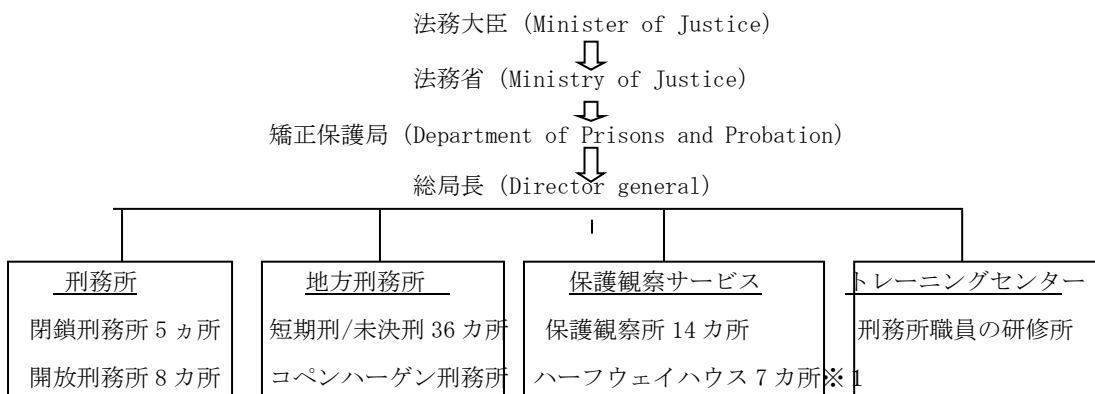


出典：KRIMINAL FORSORGEN “The Danish Prison and Probation Service 2011” の資料を基に筆者作成

3. デンマークの矯正保護サービス (Prison and Probation Service)

デンマークの矯正保護局は、刑務所と保護観察所が一体となっている法務省の一機関であり、処遇の目標を共有している。サービスの目的は犯罪を減らすことであり、これは警察・検察・裁判所と共有する。その考え方の特徴は、「刑務所は最後に行く所であり、受刑期間は出来るだけ短期間にする」「社会復帰を目標に多様な方策を用いる」というものである。³⁹ 組織は下記のようにになっている。

図表 6-2 矯正保護局組織図



出典：KRIMINAL FORSORGEN “The Danish Prison and Probation Service 2011” の資料を基に筆者作成
 ※1 ハーフウェイハウス：犯罪者が出所後、社会復帰を目標に一時的に居住する施設。有期で社会復帰プログラムを受ける場合や任意で居住を希望する場合がある。開放刑務所の次に行く場であり、遅い帰宅時間や家族が泊れる等、ルールが緩い。

³⁹ KRIMINAL FORSORGEN The Danish Prison and Probation Service 2011 -A brief overview-
http://www.kriminalforsorgen.dk/http://www.globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/Danish_Prison_and_Probation_Service_-_In_Brief.pdf

デンマークの刑務所はすべて国が管轄し、矯正保護局が管理している。開放刑務所は1933年、少年受刑者のために労働に重点をおき実施された。その後、1940年～47年の過剰収容対応として拡大された。2011年時点の一日当たり平均受刑者は、約4,100名である。(刑務所2,500名・拘置所1,400名・女性170名・少年20名)⁴⁰

裁判所により有罪の判決を受けると、一般には、開放刑務所に入るが、凶悪犯とされている性犯罪・薬物常習・強盗・殺人・放火等や、過去に開放刑務所から逃亡経験のある者は、閉鎖刑務所に隔離される。性犯罪者は、数は少ないが厳しく処罰される。常習性犯罪者や薬物常習者は、コペンハーゲンにあるヘルステッドベスター刑務所に収容され、改善処遇プログラムを受けることが義務づけられ、その後の状態を注意深く観察される。

第二節 開放刑務所の実態調査

ーホルセルド開放刑務所 (Statsfængslet ved Horserod) 視察を通してー

ここでは、デンマークの犯罪者の社会復帰の動向を、刑務所の開放処遇とデンマークでは歴史的に成熟させてきた福祉政策を基に、罪を犯した人と国民の共生社会を目指した取り組みが行われている。成熟した民主主義を基本に、リスクと安全のバランスを、国民の合意を得ながら現実的な方法に基づいて保ち、取り組みを進めている。

2009年に法務省は、「施設内処遇と社会内処遇の連携という観点から、改善・更生の見込みのある者は、刑務所から社会内処遇へ早めに移行することも考慮すべきである」とした。だが、刑務所からの早期出所は課題も多く、「社会の安全と犯罪者の改善更生」を実際にどのように運用するかということについては、はっきりした方向性は見えていない段階である。国際的には、1990年に国連で社会内処遇の在り方が議論され、犯罪者の再社会化において、非拘禁的措置の促進が目ざされ、社会内処遇の国連最低基準規則も採択されている(東京ルールズ)。⁴¹

⁴⁰ デンマークでは、刑務所に収容される期間が短く、約3分の2の受刑者が仮釈放で刑期より早くでる。開放処遇の刑務所が多く、受刑中もできるだけ、社会生活とのギャップを作らない処遇としている。例えば、積極的に家族と交流させ受刑中は社会復帰を目指し、調理、洗濯、買い物等をする。

⁴¹ 1990年8月、ハバナで開催された第8回「犯罪防止・犯罪者処遇国連会議」において、「被拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)が採択された。その後、世界各国で、重要な施策であるとの認識により、社会内処遇や非施設処遇の分野における国際的ガイドラインになっている。

1. 調査の概要

- ①期間：2012年1月29日から2月6日（9日間）
- ②内容：開放刑務所と保護観察所の実態や課題等を把握する目的で視察を行い、担当者からのヒアリング調査を実施した。
- ③訪問地：デンマークの首都地域にあるホルセルド刑務所（開放刑務所）（Statsfængslet vend Horserod）で、事務官・ソーシャルワーカー（Susie. Kjaer）・教官（Anina In-hye Krüge）・3名の受刑者にヒアリング調査を行った。（2012年2月2日）
- ④保護観察所：Direktoratet for Kriminalforsorgen Straffuldbyrdselskontoret
コペンハーゲン市内の事務所を訪問し、事務局長 Susanne Clausen と弁護士 Julie Bergholt Andersson からコミュニティ・サービスの実施状況についてのヒアリングを行い、事務局長作成資料を入手し、分析の資料とした。（2012年2月3日）

2. 刑務所概要

ホルセルド開放刑務所は、デンマークの首都コペンハーゲンから北に約30km、人口約46万人のヘルシンゲア（Helsingør）という移民の多い町にある。歴史的には、1917年にドイツから連れてこられたロシア人捕虜収容所として、最初に建てられた。第一次大戦後は、ドイツからの抑留者や孤児の収容所となったが、1943年には不可侵条約を結んでいたドイツ軍によって占領された。第二次大戦後の1947年に、法律で刑務所として位置づけられた。

現在、男女混合開放刑務所であり、外観は、門も塀もなく平屋の建物が点在しており、大きな農場のようである。3km²の敷地内には、開放棟（house of opened）・性犯罪者用の閉鎖棟（house of closed）・未決収容棟（house of remand）・作業棟・教育棟・管理棟・教会等がある。受刑者収容室は223あり、すべて個室である。全室禁煙、禁酒である。

収容者選択基準は、①刑期 ②過去の服役中における逃走の有無 ③開放施設での精神的プレッシャーに耐えうる能力（いつでも外へ出れる開放施設の方が、常時の自己コントロールが必要であり、ストレスがかかる）である。具体的には、比較的軽微な犯罪者・初犯者・刑期が4か月から6か月の累犯者、あるいは、近隣に家族がおり、出所近くになり移送されてきた者等である。女性は薬物中毒者が多く、半開放棟に収容される。

■ 教官より

デンマークの法律では、罪を犯した人は全員オープン刑務所から始めます。例外は、殺人です。でも5年の刑なら、オープン刑務所にこれる可能性はあります。判断は、家族形態、バックグラウンドなどをもとにオープン刑務所に行けるか判断されます。

職員数は現在、管理者4名、刑務官93名、事務員8名、教師4名、職業指導員22名、看護師2名、医者1名、心理士1名、ソーシャルワーカー7名である。開放刑務所の職員数は閉鎖刑務所の職員数の2分の1である。

3. 処遇についてのヒアリング

ホルセルド開放刑務所は社会復帰を目的に、前述した国の基本処遇方針に沿い、①ノーマライゼーション理念の実現、②収容者の自己管理の促進、③早期釈放とアフターケア、に重点を置いた運営を行っている。

(1) ノーマライゼーション理念の実践

デンマークでは、社会理念の一つであるノーマライゼーションの考え方が、犯罪者へも適用されている。犯罪者を社会的ニーズのある一市民と捉え、社会の中で普通に生活し、活動出来ることが、彼らの本来あるべき姿であるという考え方である。従って、刑務所収容者を可能な範囲で社会生活に近付け、外部社会との接触を保つようにし、スムーズな社会復帰に繋がるようにする。同時に、刑務所内は、出来るだけ一般社会の環境に近いように配慮される。開放刑務所のメリットへの質問に対しては、次のような回答が教官からあった。

オープン刑務所は、もっとも実際の社会生活に近いということですね。社会に近いからうまく社会復帰ができるということです。クローズド刑務所から出ると50%の人はまた再犯するけど、オープン刑務所から出ると再犯は23%という統計があります。理由は社会生活の準備ができることですね

我国では、刑務所内は閉鎖的処遇が中心になっており、外部との接触は制限されている。家族も例外ではなく、長期の刑務所生活により、有用な社会資源である家族・友人・職業・住居等が失われるという実情がある。

筆者の「日本には開放刑務所がない」ことを伝えると、次のような回答がソーシャルワーカーからあった。

日本のシステムと違うのは、刑罰の定義がちがうからだと思います。イギリスでの刑罰の定義も私たちと違って、人間の権利をとりあげるのが刑罰だとしていますね。ほとんどの国はそうとらえていますね。でも、私たちは刑罰というのは(権利をとりあげることではなく)、自由をとりあげることと考えています。それ以上の刑罰はありません。

(2) 自立生活に向けての処遇

一般に、刑務所生活によって、依存的態度になりやすいのは各国共通である。日本では調理・洗濯・掃除等は、それぞれ刑務所のルールに基づき、受刑者が役割を分担して行っている。作業については、与えられた仕事を真面目に行うことが良い受刑者と評価される。従って、刑務所生活が長くなると、出所後、生活力・自立心・判断力・責任感・自尊心が低下し、社会復帰が困難になる。

デンマークの開放刑務所の実態と日本の刑務所を比べると、社会復帰に向けての取り組みの違いが大きい。社会との関係を維持することを中心に、家族関係や社会関係の継続を重要視し、週末外出や面会時間等において、柔軟に対応している。例えば、収容者の部屋については、一般社会と同様に、ベッド・洋服ダンス・机・本棚・洗面台等が備品として備え付けられている。私物としての衣類や趣味の物等の持ち込みも可能である。各棟には、数人が集まって食事ができるキッチンがあり、収容者同士が調理をしたり、飲食を共にしたりできるようになっている。個人の部屋は施錠されないので、自由にトイレやシャワー室、キッチンに行くことができる。(夜間は棟の施錠は行われる)。

収容者は、出所後のための生活訓練として、生活を自分でコントロールするように働きかけられる。日々の生活の自己管理として、食品や必要雑貨等を自分で購入し、金銭管理訓練を行う。また、調理は、ダイニングキッチンで受刑者同士(4, 5人)が協働で料理を教え合う。

■ 教官より

受刑者同士は、一日中料理することは禁止されています。月曜日から金曜日の仕事以外の時間だけ。土日は家族と過ごすことができるようにしています。3歳までの子は、親と一緒に住めるようにしてあります。3歳から7歳までは、週末だけ親の所に泊まりに来れるようにしてあります。私たちは白い特別室って呼んでいるんです。

見学した際には、個人面会室と家族面会室が別に用意されており、家族面会室にはゆったりとしたソファ等が設置されていた。リビングルームのように、家族がくつろげるように配慮されている。面会時には、子どものおもちゃや菓子・軽食・飲み物等の持ち込みができるそうであり、飲食をしながらの面会が可能であるということであった。通常面会は週5時間許可され、特別な場合を除き、立会人がつかない。家族との関係が絶えないように、手紙やコイン式電も許可されていた。

(3) 重点を置いている教育プログラムと職業訓練

受刑者は、病気でないかぎり仕事か教育を自分で選ばなければならない。ソーシャルワーカーと相談しながら、関心のある作業か教育を選び、継続していく。

職員は、彼らが自立した生活能力が身につくように、教育的処遇を行う。教育プログラムは、教師が職員として配置され、一般教科(算数、読み書き)、言語教育(デンマーク語、英語、フランス語)、コンピューター操作等を行っている。治療プログラムとしては、①女性受刑者へのアルコールと薬物プログラム、②一般的な薬物プログラム、③認知行動療法、④ストレスマネジメントプログラム、⑤暴力抑止プログラム等が、外部から専門家が来て行われている。

職業訓練や教育の目的ならば、日中に外出が許可される。外出時は、足首に電子タグをつけ、刑務所内監視センターが行き先を把握する。

■教育棟見学時にソーシャルワーカーより説明

ここは勉強する部屋です。今、彼らは数学を勉強しています。来年、外の学校へ行ってテクニカルな技術を勉強しに行きます。彼らは自分の目標だけを考えて、他のころはあまり考えないでいいんです。いつも真剣に勉強しています。勉強をするか、仕事をするか、治療を受けるか、その中から自分で選べます。ここにいる彼らは、勉強を選んだんです。ここは、文部科学省に正式に認められた社会人学校です。成績や修了の証明書もちゃんと国からもらえるし。違いは刑務所にあるということだけです。刑務所用に特別のカリキュラムがあるわけではありません。ここは普通の学校で、みんな生徒。受刑者として扱われない。ここに特別にあるクラスというとメディエーションのプログラムやアンガーマネジメントプログラムね。メディエーションの先生は元受刑者。元受刑者との交流はよくあります。元受刑者のグループからはよく受刑者に講和をしに来ます。外の学校に行った時は、遅刻すると学校から連絡が入るようになっています。大概の受刑者は学校で自分が受刑者だということをクラスメイトに言いますね。

我国の違いとして、元受刑者の役割が大きいことである。我国では「悪風感染」として、受刑中も出所後も罪を犯した人同士の交流を禁止するが、デンマークでは受刑中に相談相手として面会に来たり、出所後の引受先となっている⁴²。受刑者からは、社会復帰へのイメージづくりとして、元受刑者とのミーティングや相談等が有効であるとされている。当事者団体の実践としては、メディエーション⁴³として犯罪加害者、被害者の関係回復が行われている。

■受刑者からの聞き取り

2カ月半ここにいます。1年間クローズド刑務所にいました。ここで、半年といわれているけど、ルール違反しないであればその半分の時間で出れます。あと、3カ月ということ。

今月は朝6時から5時まで外に出て、自営の会社を見に行きます。夜だけ、ここに来て寝るだけ。週末も出れるし。2人子どもがいます。ワイフは子どもと一緒にはいない。初めてのオープン刑務所だけど、ちゃんと自由の時間を使って仕事をすれば、完全に釈放される前に準備できる。僕のようにね。でも、皆できるわけではない。いいところだよ。ここは子どもも連れてこれるし。

酒を飲んだらクローズドに速攻もどされる。マリファナは隠れて吸う人がたくさんいるけど、酒のほうがかつい罰だよ。マリファナ見つかってもクローズドにもどらないけど、(酒を飲むと)罰として3週間に1度しか外へ出れなくなる。僕は子どもにも会えるし、家も売らないで済んでるし、お金も貯められる。でも、もし、帰りが遅れると罰がある。戻らなかったらもっときつい罰もある。

(4) 早期釈放支援

社会復帰支援担当者として、刑務所内にはソーシャルワーカーがいる。その業務は受刑態度を評価し、社会復帰に向かって更生プログラムの種類・外出時間・仕事探しの時期等を本人と相談しながら決定する。その際、人間的な接触と同時に、社会や本人のリスクの評価をする。また、外部の社会資源(就労・福祉・保健・医療)との調整等を行い、出所後の生活の道筋をつける。そのため、刑務所のソーシャルワーカーは、地域との連携を保つコーディネーターの役割をも担っている。担当地域は、全国 98 自治体を

⁴² デンマークで代表的な自助グループとして「KRIS-House」、「Clean-House」、「Care-House」がある。そこでは、社会復帰をめざして入所形態により、生活リハビリテーションが行われている。(www.kris-danmark.dk)

⁴³ メディエーションとは、問題の当事者双方の間に第三者が介入し、話し合いによってその問題への和解や歩み寄りを計る手段で、日本では医療など一部の業界を除いてまだまだあまり馴染みのない概念である。欧米では、訴訟に代わる有効な問題解決手段として広く認知されている。「事実」の解決よりもむしろ、当事者同士の感情面や人間関係の解決に注力する。日本での犯罪関係の取組みは、現在「修復的司法」として実践が積み重ねられている。

それぞれ分割して受け持つ。

■ ソーシャルワーカーよりの聞き取り

教育や治療をして出所したときに環境がよくて、犯罪を再度行わないことが私たちのポイント。でも、現実はそのうまくいかないときもあるけど、私たちはそこを目標にしています。

早期釈放において重要なのが就労である。刑務所内の作業は、社会に出て職業に就くための労働教育を行う。例えば、技術習得を目的とした家具製造・板金・大工・営繕・洗濯等の作業が、月曜日から金曜日までである。一週間に 37 時間は働かなければならず、仕事の選択は本人とソーシャルワーカーで決める。また、グループになって、地域に仕事(ガーデニング・大工・配達・掃除)に出かけ、賃金を得て出所後の生活資金にする。

■ ソーシャルワーカーより

外に仕事をしに行くこともあります。ゴミ拾い、ガーデニング、合金の仕事、配達の仕事などです。仕事をしてもらってお金を稼いでもらって、それで、刑務所の費用を賄おうとするけど、全然お金にならない。本人たちの生活費とかになるくらい。でも私たちは彼らが働いたお金で、報酬制度もつくっています。それは、食費だったり、働けば、はたらくほど食事がよいものが食べれる。

受刑者は最低一人、一週間で 400 クローネ(日本円で 7,500 円位)の食費がでます。それ以上働けばもっともらえる。食費は決まった額を支払うので、多く働ければ、貯金ができるようになっていきます。でも、働かないで週 400 クローネの人もある。働くのが嫌いというのが主な理由ね。刑務所を出られない人には、自室で出来る仕事を与えます。仕事は自分で決められません。来る仕事をするって感じですね。

4. 課題

開放刑務所の課題として、外出時のリスクがあげられる。2011 年のホルセルド開放刑務所の統計によると、外出が許可された受刑者のうち、約 0.1%が外で暴力を行い、2.8%が門限を守らずに、飲酒や薬物を使用して戻ってきている。また、開放刑務所内の犯罪としては、薬物の売買・売春・暴力等が発生し、課題となっている。マリファナの使用は、人目につかない所で日常的に行われている。また、作業を嫌がる受刑者も多い。視察中に、喫煙室で数名の受刑者が座り込んで話しをし、職員に仕事に戻るように注意されている光景が見られた。

■ 教官

独居室を7~8つ用意しています。刑務所のルールを破ったり人用です。ここに入れて一人きりにします。刑務所の決められた仕事をしなかったり、(外出時に)、行ったら行けないと決められた所(薬物販売エリア)へ行ったりするとルールを守らなかったとして3日間1人にします。罰という意味と、後は、仕事をするような励ましになるようにします。

職員が受刑者から危害を受けることもある。職員のリスクについて、ソーシャルワーカーSusie.Kjaerと教師のAnina In-hye Krugeにヒアリングを行った。身の危険を感じることはないそうだが、職務の基本的態度として次のように述べていた。「厳格さと柔軟さのバランスが大事である。受刑者と良い関係を持つように努力しながら、他方で規則を守ることには、厳格な態度を示す」。刑務所全体で、支援と保安のバランスを微妙に保ちながら、日々、実験的に開放刑務所の運営を行っていることが、今回の視察で確認された。

■ ソーシャルワーカーよりの聞き取り

4年ここで働いています。この前は7歳から16歳の子どもの学校にいました。これは、私が希望してなった仕事です。みんなに機会を与えられるからです。

職員は受刑者という関係を保つようにしているけど、注意しなければいけないのは、距離をおかないといけないということです。話しを聞いたり受刑者と信頼関係を持たなければいけないけど、近づきすぎるのは良くない。

筆者が、高齢で罪を犯した高齢者の状況について、職員に質問したが、デンマークでは、高齢受刑者については、社会問題になっていないということであった。

■ 教官より

(罪を犯す人は)デンマークでは若い人の方が多いです。高齢者の暴力はひどくなっているけど、数字は数えていません。他のヨーロッパの国に比べてデンマークはとても少ない方です。60歳以上とかはあまりいません。

デンマークは、日本や他の先進国と同じく高齢化という国家的課題に直面しながらも、社会の効率性と公平性の追求により国家の経済成長と社会保障の両立を実現してきている。その背景には、デンマークの政策イニシアティブと地域における市民参加型の社会システムがある。

第三節 デンマークの社会奉仕命令(コミュニティ・サービス・オーダー)⁴⁴

1. コミュニティ・サービス・オーダーの取組み

コミュニティ・サービスとは、新しい処遇形態としての社会内処遇の一形態として、犯罪者を一般社会の中で通常の社会生活をさせながら、行動の自由に一定の制限を加える遵守事項を課し、定期的なコントロールを加え、犯罪を起こさない生活に導くものである。

デンマークのコミュニティ・サービスは1992年に、「コミュニティ・サービス・オーダー」として刑法(第8章62条～67条)に規定された(Britta Kyvsgaard 2003:106)。導入の背景としては、イギリスの影響が大きい。コミュニティ・サービスは、1972年にイギリスで初めてを導入され、その後、欧米諸国に拡大していった。そのような中でデンマークも、刑務所の隔離政策のオルターナティブな政策として、1982年にデンマークの一部の地域で、パイロット事業として実験的に実施した。結果的に大きな問題が起きなかったことから制度化された。導入理由のひとつとして、犯罪者の刑務所過剰収容に伴う処遇改善問題と、その費用の増加があったと言われている。

コミュニティ・サービス・オーダーは拘禁刑の代替手段であり、刑罰の一形態である。具体的には、4ヶ月から2年の間に30時間から240時間、地域の公共機関(教会・福祉施設・図書館等)で、無報酬の奉仕作業(掃除・営繕・整理作業等)を余暇時間に行うものである。裁判所は、コミュニティ・サービス・オーダーを条件に執行猶予をつける。コミュニティ・サービス・オーダーの期間は、保護観察官の監督・指導・支援が行われ、定期面会や再犯防止カウンセリング、奉仕場所への訪問等がある。継続的に決められたルールを守ることが大切だと考えられているため、決められた期間の2/3以内で終わることはできない。その間、遅刻や休みがあると、保護観察官から指導が入り、ルールが守られない場合は、コミュニティ・サービス・オーダーを取り消され、刑務所で受刑しなければならない。

⁴⁴ Folketinget “How should we punish crimes” デンマークの弁護士会のホームページであり、国民からの意見交換の場としてインターネットに公開している。

1997年に適用範囲の拡大があり、現在は暴力犯罪者も対象になり、人数が増加している。さらに、2000年からは、飲酒運転の交通事犯に1週間程の拘禁刑とコミュニティ・サービス・オーダーを併用した判決が、裁判所から出されている。現在、非拘禁措置の政策から、その対象者は軽微な犯罪からより重い犯罪に拡大している。近年、毎年、年間約11,000人が有罪となり、その内、約4,000人がコミュニティ・サービス・オーダーを宣言されている。

2. コミュニティ・サービス・オーダーを支える社会保障

社会保障政策（生活保護・年金・失業給付・職業訓練等）は、犯罪要因や犯罪者の社会復帰に、少なからず影響があると言われている⁴⁵。福祉国家であるデンマークは、手厚い社会保障と柔軟な労働市場（フレキシキュリティ）を特徴としている。高福祉のリスクを「リスク・シェアリング」として、社会的に分ち合う仕組みを作り、高い経済成長を維持している。犯罪者の出所後の経済問題・就労問題に対しては、所得保障と就労支援をセットにした制度で対応している。例えば、受刑中に資格取得や就労準備のために、外部の職業訓練校へ通学する。あるいは、出所後に一般市民と同様に、所得保障を得ながら長期間の職業訓練を経て、就労を目指す。犯罪者の社会復帰に特化した就労支援としては、企業の社会貢献に基づいた、犯罪者の雇用促進の取り組みがある。⁴⁶

3. コミュニティ・サービス・オーダーの評価

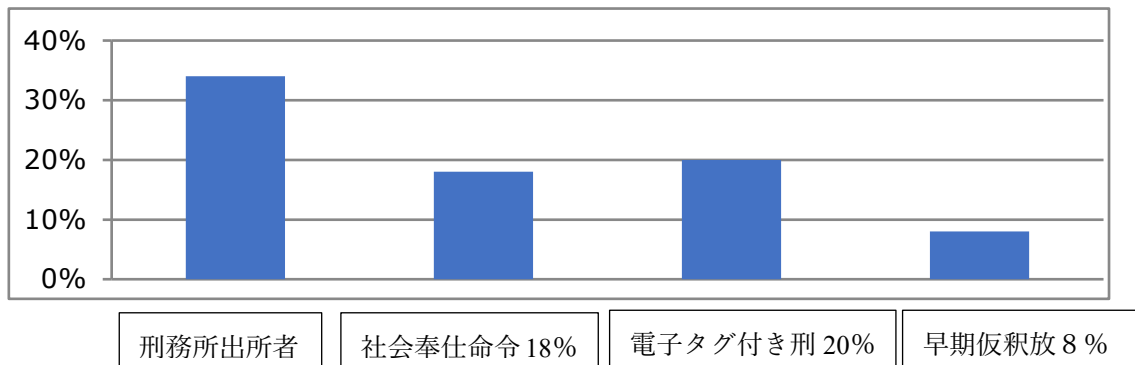
保護観察所調査室のSusanne Clausenはコミュニティ・サービス・オーダーの評価結果を次のように説明する。

再犯率の増減だけで、はっきりと成功か失敗かは言えません。ですが、はきりしていることはコミュニティ・サービス・オーダーが刑務所に入るより人道的であり、少なくとも犯罪者にとって、不利な面は出てきていません。大事なことは国民がコミュニティ・サービス・オーダーを支持していることです。コミュニティ・サービス・オーダーを受け入れた原因としては、10年間のパイロット事業が良かったのではないかと、国民の合意を得ながらゆっくりと進めた経緯があります。

⁴⁵ 平成21年度版犯罪白書では、窃盗は経済的な問題が再犯要因に影響し、窃盗犯に無職者の割合が多いことを指摘している。窃盗で再犯を重ねる人ほど、無職の割合が高くなると報告している。

⁴⁶ High:Five」。政府の融資・労働省の支援・王室の後援を得て、2006年に事業を開始した。一般企業に、出所後の犯罪者の雇用促進や就労継続支援を行っている。主に若者を中心に、受刑中から就職後の支援まで、多くの関係機関と連携しながら事業を行っている。再犯者の減少と、一人当たり約2,000万円の経費削減があるということで、各国から関心が持たれている。

図表 6-3 刑罰の種類による再犯率比較



KRIMINAL FORSORGEN “The Danish Prison and Probation Service 2011”⁴⁷ の資料を基に筆者作成

第四節 罪を犯した人との共存についての議論

デンマークでは、罪を犯した人の社会復帰について、国民の意見が議会に反映され議論されている。自分たちの安全な生活は自分たちで作上げるものであるとの認識が基になっている。また、自分たちの税金の使われ方を確認するという点でも関心が持たれている。2011年時点での8政党の議論が紹介されている。社会復帰支援には賛否両論の意見があることがわかる。

- ①左翼党デンマーク自由党(Venstre, Danmarks liberale parti)：すべての犯罪は迅速かつ効率よく起訴され、制裁措置がとられるべきである。
- ②社会民主党(Socialdemokraterne)：社会は犯罪行為を罰しなければならないが、その罰は効果的なものでなければならない。罪を犯した人が社会復帰でき、再度、罪を犯さないような社会復帰計画を立てる必要がある。
- ③デンマーク国民党(Dansk Folkeparti)：暴力やレイプに対しては厳罰化をすすめるべきである。深刻なものは将来的には加重行為として刑法を変更すべきである。
- ④急進左翼党(Det Radikale Venstre)：保護観察所と刑務所は予防措置と社会復帰に力をいれるべきである。
- ⑤社会主義民主党(Socialistisk Folkeparti)：教育、リハビリテーション、治療をき

⁴⁷ デンマークの法務省の矯正と保護局が一体化した部局の公的ホームページである。

ちんちん行うことで再び犯罪を繰り返す人生から抜け出せる環境を整備するべきである。法律は世論や感情ではなく、事実や研究に基づいてつくられるべきである。

- ⑥赤緑連合 (Enhedslisten) : 犯罪を起こすのは経済的な不平等や社会的な問題である
と考える。適切に対応された人は社会や人間に責任を持つようになる
と考える。
- ⑦自由同盟 (Liberal Alliance) : 罪の種類によって刑罰を変えるべきである。軽い罪
にはオルターナティブな刑を用い、重い罪には厳しく罰すべきである。
- ⑧保守党 (Det Konservative Folkeparti) : 暴力団や暴力的な犯罪には厳しく罰する
べきである。治安の悪い地域に警察官を多く配置すべきである。

日本では、2017年12月に「再犯防止推進法」が成立した。内容については第2章で述べたが、その導入過程で国民を含めた議論は行われなかった。議員立法で全会一致により可決した。犯罪は悪いことであり、再犯罪は防がなければならないという正論で反対の余地がなかったのだろうか、だが、その前にこの法律ができたことを国民はどれくらい知っているのだろうか。

第五節 司法と福祉の一貫した支援

デンマークの犯罪者の社会復帰の動向を、刑務所の開放処遇と社会奉仕命令に焦点をあて、今後の日本への示唆を確認してきた。結果として、次の3点にまとめられると考えられる。①社会復帰政策に基づいた刑事司法と社会福祉の一体的支援、②安全とリスクのバランスによる社会実験、③ノーマライゼーション理念による共生への取り組みである。文化や歴史、法制度が違うデンマークと我国を単純に比較することは出来ない。しかし、安全な社会と国民が安心して生活できることに関わる犯罪者の社会復帰への取り組みは、現在、両国の共通した課題である。

我が国とデンマークの犯罪者の社会復帰政策の違いとして、制度間の連携の違いがあった。デンマークでは、受刑から社会復帰まで、矯正保護局という一機関が担当している。処遇目標や社会復帰支援方針が、刑務所と保護観察所で共有され、社会生活を見据えた継続した支援が行われている。

日本では、矯正局と保護局が分割されており、縦割り行政によって犯罪者の社会復帰支援がスムーズに行われていない。その結果、制度の狭間に落ち、再犯を繰り返す人が少なくない。

そこでの目標となる理念は住民との共生を目的としたノーマライゼーションであっ

た。社会の安全とリスクを保持するために国民の合意を得ながら実験的に進めている実践が確認できた。これに対して、我国では、罪を犯した人の社会復帰支援について国民との話し合いの場が少ない。国の規模にもよるが、デンマークの取組みは、我国の今後の地域との関係づくりの示唆になる。

高齢犯罪者については、北欧全体を通じて、犯罪発生件数が非常に少なく、したがって、刑務所に収容されている高齢受刑者も少ない。デンマークの開放刑務所での聞き取り調査時にも、筆者の「高齢受刑者について」の質問には、刑務官、ソーシャルワーカー共、詳しい答えは返ってこず、かえって、なぜそのような質問をするのかと怪訝な顔をされた。刑事司法において、高齢で罪を犯す人は問題になっていないということである。高齢で罪を犯す人の各刑務所当たりの人数は、数人というのが現状である。例えば、フィンランドでは50歳以上の受刑者は全国で160人(人口約550万人)しかいない。

原因として考えられることは、「福祉政策の下で、高齢者が余裕のある生活を営むことが出来、犯罪に走る傾向が少ないことと、高齢犯罪者に対する起訴率が比較的低いことが原因するものであろうと考えられる」。(KAKEN 04041093「高齢化社会における法的諸問題に関する調査研究 1993年度 研究成果報告書概要」)

第六節 その他の海外の取組み状況について — ドイツ・イタリア・韓国の文献調査から —

1. ドイツの犯罪者処遇

ドイツと我国の関係では、介護保険を代表に刑事政策や社会福祉・社会保障など広い政策領域で、ドイツの法制度を参考としてきた。また、ドイツでは、早くから民法における成年後見制度の整備を進めていた事により、高齢化に対する法制度の見直しが図られてきた。更生保護については、ドイツの更生保護は日本と同様19世紀末から始まっている。また当初民間組織が釈放者の保護と社会復帰を支援する等の活動を担っていたが、公的な仕組みが整備されるのは第2次世界大戦後である。1969年の刑法改正によって、弾力的な仮釈放の導入等更生保護の質両面の拡充が図られた。また1975年の刑事訴訟法改正および同年の矯正法により、保護観察官と刑事施設のソーシャルワーカーによる社会復帰の指導が行われる事となる。1980年代に社会サービスの利用等を伴った今日の更生保護システムが形成され、現在、ソーシャルワークの役割は、刑事政策で明確に位置づけられている。更生保護と社会復帰支援においては官民の連携による保護観察の実際は日本と同様であり、保護観察官による対応に加え、日本の保護司に

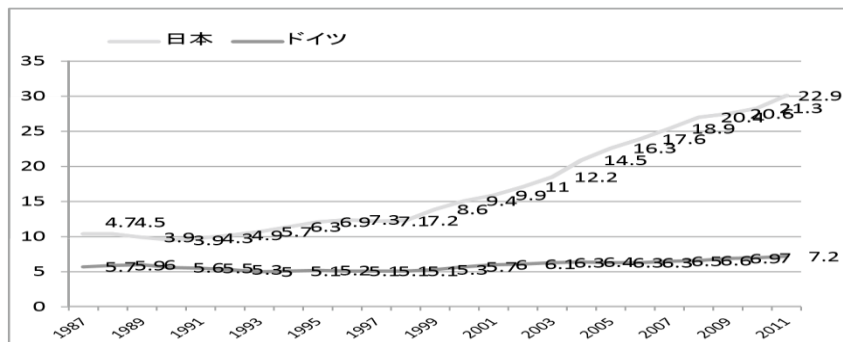
あたるボランティア職員がいる。

2. ドイツの高齢犯罪者の特性

ドイツでは、高齢者犯罪が量的に少なく、裁判までの段階でも、刑事処分を受けた場合でも特別の配慮がなされている(古川隆司:63)。ドイツの罪を犯した高齢者対応の特徴として、次の4点が言われている。①起訴猶予などの配慮、②裁判段階の量刑への配慮、③矯正における特別なプログラム、④年齢に配慮した更生保護プログラムや保護観察官(Bewahrungshelfer)による継続的な指導、および⑤社会福祉サービスとの連携である。(平成20年版犯罪白書)。

ドイツの高齢化率も我国と同様に高く、2050年には総人口の3分の1が60歳以上になると予想されている。ドイツの高齢者の犯罪は軽微な財産犯が多く、その処遇にはデンマークと同様に寛容である。検察段階での起訴猶予、裁判段階での執行猶予等で特別な配慮が行われている。また、受刑した場合でも、作業が免除され、矯正教育プログラムへの参加義務もない。医療面では入所前の医療が継続されるようになっており、健康保険を利用して、行刑病院で治療が継続される。従って、高齢の犯罪者は少ない。これはデンマークと類似している。刑法犯罪による全検挙人員に占める60歳以上の者の割合をみると、おおむねひと桁台を推移している。日本の刑法犯検挙人員の統計と対比してみると、日本では刑法犯検挙者のうち60歳以上の者の割合の増加が顕著であることがみてとれ、日本の状況が一般的でないことを示唆している。(ドイツの刑事司法統計では60歳以上が高齢者として扱われている)。

図表6-4 60歳以上の刑法犯検挙人員に占める割合の推移(単位:%)



古川隆司「ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応」 p 66

1970年より、高齢受刑者専門刑務所ができており、日常生活が社会での生活とかけ離れないことを目標にしている。ドイツの受刑者は、65歳以上については一般市民が労働の義務が免除されていることと同じ基準で懲役作業の義務がない。また、性犯罪者等を除くと、教育・職業訓練のプログラムを受ける義務もない。医療について、常駐の医師がいる刑務所があるほか、必要な被収容者は外部の医療機関で受診することができる。また、医療設備の整った刑務所への移送も行われている。なお健康保険制度は、刑事施設でも適用される。基本的に高齢者は年金生活者であるため、被収容者も年金を受給されている（法務省法務総合研究所 2008b）。

鷺見は現地調査を行い、以下のようにその実態を報告している。刑務所では高齢者専門チームにより、個人の特性に合わせたプログラムが実施されている。社会復帰に向けての処遇目標は労働市場への復帰ではなく「うまく歳をかさねていくこと」であり、彼らが若い受刑者より多くの休養が必要という前提のもとに、具体的に「記憶トレーニング、高齢者にふさわしい運動器具によるスポーツ、社会保障システムに関する情報提供」等、出所後、年齢相応に自立した生活を過ごすためのプログラムが実践されている。同時に出所後の社会生活に向けて外部から家族、知人、ボランティア等と積極的に接触させて、社会とのつながりをきらさないようにする。さらに現在、社会環境をどのように整備されるべきかの研究が進められている状況を報告している（鷺見 2010 : 39）。

鷺野はこれらの取り組みが、今後の日本の高齢受刑者の社会復帰支援に示唆するものとして、①日常生活を営む力の支援、②家族関係継続支援、③刑務所と社会の連携した支援体制、④高齢者特性を把握した支援、を示している。このような具体的な現地調査は我国で始まって間もない高齢受刑者の社会復帰支援に有用な視点を与える。

保護観察対象者については、特別なプログラム等は実施されていないが、孤独な年金生活者という認識のもと配慮されている。例えば、経験豊富な保護観察官の担当制や面接回数増加等の配慮がされている。孤独解消を目的としていつため、生活が安定していても面接は継続しているとのことである。これは、保護観察の指導・監督的対応ではなく援護に重点をおいた柔軟な処遇実践であろう。

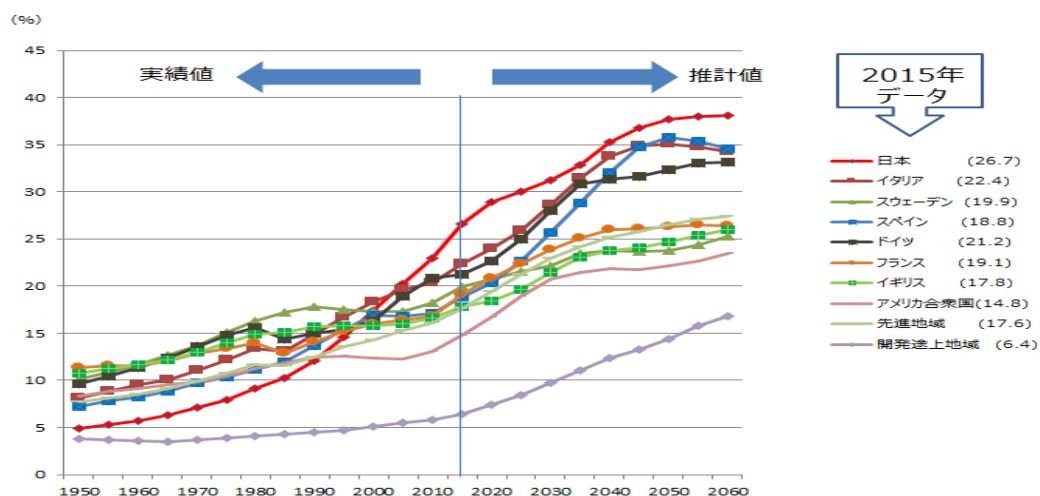
このように、ドイツでは矯正、保護の段階で高齢者に特化し、個別性に配慮した対応が行われている。一方、受け入れる社会では、帰住先のない高齢者の受け入れ先施設として老人ホーム、中間施設、教会等が機能しているが、出所者の3分の2は家族の元に帰る。

3. イタリアの罪を犯した高齢者への社会内処遇

イタリアについては、犯罪白書報告と刑事司法の研究者として現地に赴任した浜井浩一の文献報告を中心に確認する。イタリアの参考になる取組みとして、社会的に容れ難い罪を犯した高齢者や障害者へシステムとして地域にワンストップで社会資源の提供される仕組みがあるということである。

イタリアは日本と同様、一般人口における高齢化率が高い。先進諸国の高齢化率を比較してみる日本とイタリアは第一位、第二位の順位である。

図表 6-5 世界の高齢化率の推移



だが、高齢受刑者数は我国と比較して少ない(60歳以上の受刑者では、イタリアが4%で日本は16%)(浜井 2013:17)。この理由は、社会内処遇の高齢者が多いということである。社会内処遇については第三章で説明したが、拘禁に代わる措置の一つであり、在宅拘禁として、自宅若しくは民間の住居、又は公共の治療、支援及び受入施設において刑期を過ごすことができる制度である。対象となる受刑者の類型の中に「高齢者」及び「障害のある高齢者」が入っている。我国では、高齢者の場合、社会内処遇は少ない。その理由は、身元引受人や社会の受け皿が少ないことがある。それに対して、イタリアにおいて社会内処遇が優先される根拠として、憲法に刑罰の目的が再教育だと明記されていることがある⁴⁸。

支援の特徴は、「拘禁に代わる措置の制度を活用し、個々の特性に配慮した処遇として、高齢をひとつの特性としてとらえ、その問題性に適した処遇・支援を行うという理念が、具体的なものとして、制度の実施に携わる関係者間で共有されていることと報告されている」(法務総合研究所研究部 2017:151)。

イタリアの処遇の特徴を浜井は次のように説明する。「その基本は、司法、福祉、医療といった縦割り行政の弊害を排しつつ、施設収容からの解放と地域移行を目指し、ソーシャルワークを基盤に官民がネットワークを組んで自立支援をすることにある」(浜井 2013:2)。ここでのポイントは縦割り行政の克服と援助の基本がソーシャルワークである、ということであろう。つまり、社会的バルネラブルな罪を犯した人の援助が地域において、一体化した支援体制により、ソーシャルワークされているということである。イタリアの取組は、日本で課題となっている社会資源の不足を地域で創出している参考モデルである。

4. 我国と類似する韓国の罪を犯した高齢者支援の動向

韓国の高齢犯罪者の動向は、日本に類似している。高齢化が進み(アジアの主要国の中で日本についで二位)、同時に高齢犯罪者も増加し、課題が次のように明らかになっている。①高齢犯罪者の増加の速度が速い、②健康問題により、医療費負担の増加、③高い再犯率と短い再犯期間、④低い社会適応力と社会復帰の困難性、⑤複合的問題を抱える女子高齢犯罪者の増加、である(平成20年度版犯罪白書)。日本と同様に行刑法が2007年に全面改定されている。そこには、高齢受刑者処遇に関する特則が新設され、

⁴⁸ イタリア憲法27条:「刑罰は、人道の感覚に反する取扱いであることはできず、受刑者の再教育を狙いとするものでなければならない。」

年齢や健康状況等に配慮した処遇をしなければならなくなった。例えば、刑務作業の免除等である。日本においては、同時期に制定された処遇法（「刑事収容施設及び被収容者等の処遇法に関する法律」）には高齢者の特則はつかなかった。また、医療が国民健康保険の加入であるため、総合病院等での高血圧や心臓疾患等の高齢者特有の病気の検査が出来ることである。

受刑を回避する措置として検察段階で被疑者を起訴猶予にして保護観察所に委託する制度として「善導委託」（保護観察所善導委託付起訴猶予制度）がある。これは、高齢者に特化されたものではないが、保護観察官が善導教育、集団治療、相談等、適切な指導を実施している。これまでの高齢対象者の年齢は65歳から88歳まで幅広く運用されており社会内処遇の選択肢のひとつとなっている（平成20年度犯罪白書）。

犯罪の動機は、日本と類似し、窃盗については、生活苦が少なくない。それに対する出所後の支援としては、就労斡旋や日本の生活保護に該当する「国民基礎生活保障制度」がある。これは、入所中に手続き。受給決定が可能で、出所時には必要生活費が準備されている。これは、日本が本人の窓口申請によって手続きが始まり、決定まで数週間の期間を要するのとは違い、出所後の再犯罪のリスクが大きい時期に経済的安定が得られることで再犯防止にとって大きな意味がある。

第七節 考 察

我国の罪を犯した高齢者の社会復帰支援に示唆を得るべく、デンマーク、ドイツ、イタリア、韓国の現状をみてきた。日本との相違を含めて考察する。

1. 社会復帰政策における連携

我国においては、現在、罪を犯した人の社会復帰支援への司法制度と社会福祉制度、社会政策との制度間の連携が課題となっている。それは、矯正局と保護局が分割され、司法と福祉がそれぞれよって立つ制度が違い、縦割り行政として、犯罪者の社会復帰支援が効果的に行われていないという現実があるからである。その結果、対象者は、制度の狭間に落ち、再犯を繰り返す人が少なくないのは前述した通りである。例えば、福祉制度・就労支援制度・住宅制度・医療制度等の利用には、出所者自らが出所後、各機関を回り利用を開始しなければならない。煩雑な制度手続きが出来ない人等は社会復帰資源を利用が出来ないという課題となって現れていた。このことは、第四章の事例による社会復帰支援の課題として示され、日本では罪を犯した人の年齢に関わらず課題とな

っている。

加えて、連携体制の未整備による問題点は、支援者の問題ともなって現れていた。前章の支援者調査からは、刑事司法をはじめ関係する機関との協働体制が整備、体系化されていないことにより、支援者の個人裁量に負う部分が多くなり、問題の共有化がしにくいという課題が述べられていた。その結果、支援者は問題を抱え込み、孤立する場合があるということである。

デンマークでは、受刑から社会復帰まで、矯正保護局という一機関が担当している。処遇目標や社会復帰支援方針が、刑務所と保護観察所で共有され、社会生活を見据えた継続した支援が行われている。加えて、保健、医療、福祉の大部分が公的機関、公的財源で行われているため「統合的運営」が、比較的容易である。

韓国の罪を犯した人の経済的支援としての「国民基礎生活保障法」（日本の生活保護）の受給申請が矯正施設から地方行政に直接できるということは、司法と福祉の連携が確保されているということであろう。近年、行政の縦割りの弊害を克服するため融合行政の推進（2011年）を開始したことも影響していると考えられる。さらに、2013年からは、安全行政部による部処間連携マニュアルを整備している。融合行政とは、各部処が他の行政機関と共同目標を設定し、機関相互間の機能を連携し、施設・設備及び情報などを共同で活用するための管理手法を意味する。この方針に至った背景には、各部所にセクト主義が蔓延し、相互関連性がある業務に対しても互いに有機的な協業や役割分担がなされないために複合的な行政需要の増加に対する的確な対応ができず、その結果として行政事務の効率が低下し、重複した業務の処理のために予算を浪費している、などの問題が顕在化し、国民の批判の的となったためである」（文部科学省平成26年度委託調査 スポーツ庁の在り方に関する調査研究）。また、韓国の司法機関の高齢犯罪者等の生活苦や生計型犯罪については、事情を考慮した福祉的対応がとられている。例えば警察では、軽微な犯罪について「軽微犯罪審査委員会」を設置して、受刑につながらないような柔軟な措置をとっている。

ドイツの社会復帰支援の連携については、刑事政策に加えて、社会政策や民間組織が連携している。法務省法務研究所の調査では「①起訴猶予などの配慮、②裁判段階の量刑への配慮、③矯正における特別なプログラム、④年齢に配慮した更生保護プログラムや保護観察官による継続的な指導、および⑤社会福祉サービス」との連携が示されている。

だが、ドイツは連邦制国家であるため州内での連携はとれていても全国的には連携

は取りにくいことが予想される。「各州に司法省、検察局、裁判所等の司法機関があるため、各州がそれぞれ独自の刑事司法制度を実施している」(平成 20 年度版犯罪白書)。

我国の示唆として、これら、それぞれの機関が連携、協働して、犯罪を減らし、罪を犯した人も含めて、市民の安心、社会の安全が確保できる方策を考えていかなければならない。同時に、請け負った機関が責任を持つということも重要である。

イタリアでは、連携については、刑事司法機関、福祉機関、医療機関が入り、福祉的観点から協議がされる。医療機関の参加については、今後の我国の課題となろう。

考え方は、罪を犯した高齢者を犯罪者とはとらえず、生きづらさを抱えてきた一人の高齢者として援助するという見方である。方法としては、本人の意向を重視した援助の形であった。これは、前章の支援者の語られていた援助のスタンスと重なる部分である。

これらの各国の取組み状況から示唆されることは、デンマークの実践が示しているように支援機関の一本化である。支援の考え方の共通認識や手法としての共通基盤を共有する刑事司法と社会復帰機関の統合機関の必要性である。

2. 社会復帰と社会保障

日本の社会復帰支援機関の連携体制の不整備は罪を犯した人の不利益になっていることを前項で確認した。社会保障政策(生活保護・年金・失業給付・職業訓練等)は、犯罪要因や犯罪者の社会復帰に、大きな影響があると言われている。

福祉国家であるデンマークは、手厚い社会保障と柔軟な労働市場(フレキシキュリティ)を特徴としている。高福祉のリスクを「リスク・シェアリング」として、社会的に分ち合う仕組みを作り、合理的性を重視している。犯罪者の出所後の経済問題・就労問題に対しては、所得保障と就労支援をセットにした制度で対応している。例えば、受刑中に資格取得や就労準備のために、外部の職業訓練校へ通学する。あるいは、出所後に一般市民と同様に、所得保障を得ながら長期間の職業訓練を経て、就労を目指す。犯罪者の社会復帰に特化した就労支援としては、企業の社会貢献に基づいた、犯罪者の雇用促進の取り組みがある。ここでは、感情論ではなく、何が国にとって必要かというところに重点が置かれている。

ドイツでは、高齢受刑者は受刑中に作業をしない場合は、年金で生活するという一方で日中に趣味やスポーツも出来るということである。経済保障は日本の生活保護に相当する制度があり、その機関が責任を持って行うということである。就労支援については、日本のハローワークに相当する公共機関があり、就労斡旋をしている。特徴的なの

は、各機関はそれぞれ独立しているが、関係機関が責任を持って対応するため比較的円滑に問題解決が出来ていることを示している。

イタリアでは、精神障害者への社会復帰施策としての取組みが罪を犯した高齢者にも応用されており、主に医療的ケアが手厚い。例えば、認知症高齢者は保護施設に入所して必要なケアを受けることができる。他の疾病についても医療的な措置が必要な場合には、健康に関する権利が優先され、必要な治療等を受けることができるように配慮される。

韓国では、就労支援では一般受刑者と同様であるが、地方単位で就労あっせん委員会が立ち上がっており、その調整によって高齢者でも希望者は5割程度が就労しているということである。この下支えをしているのが、身元保証保険制度が雇用主の損害時に賠償する制度である。

日本では、2006年から、法務省と厚生労働省が連携して、就労支援・住居支援・福祉支援の各対策を開始している。例えば、就労支援として、ハローワーク職員が刑務所に出向き、受刑者へ就労相談・情報提供・就労プログラム等の提供を行っている。

また、更生保護就労支援では、受刑経験を知った上での雇用促進を目的とした、協力雇用主と出所者のマッチングをする施策を実施している。だが、一般社会の経済状態の悪化や社会の偏見等により、受刑経験者の雇用確保は、現実的には困難な状況である。特に、職業知識や経験の少ない出所者においては、不安定雇用が主であり、生活を維持するだけの収入を得ることが難しい。「2007年版矯正統計年報」によれば、2007年の新受刑者の64.9%は無職であった。

日本とドイツ・イタリア・韓国と社会復帰における社会保障を比較すると、高齢者に特化した制度が日本にはないということであろう。デンマークにおいては、もともと高齢者の犯罪については寛容であり、蓄積された高齢者福祉で対応しているとのことである。海外においては、高齢者は受刑対象外の取り扱いであることが明らかになった。

3. 地域での社会復帰支援

日本の罪を犯した高齢者の再犯罪の増加の原因のひとつとして社会に居場所がないということがある。イタリアとデンマークに共通する政策基盤として、英国の社会福祉政策の理念となっているソーシャル・インクルージョンがある。社会的に孤立しやすかったり、社会的に排除される可能性のある人々を、社会的なつながりの中に内包し、社会の構成員として支えあうことということを目的とするものである。

特に、イタリアでは、地域社会での社会復帰支援の取組みが憲法(第 27 条)⁴⁹を規範として行われているということで、刑事司法の中に「犯罪は社会の問題である」との認識が共有されており、拘禁等の社会的排除では問題は解決できなく、福祉的支援を伴ったソーシャル・インクルージョン的アプローチがソーシャルワーカーによってとられている(浜井 2013 : 90)。

その実践例として浜井は、イタリアの地域活動を報告している。地域での罪を犯した人を含めた社会的に不利益な立場にいる人びとに公益的立場から組織的に支援している取組みを報告している。地域内で、「持続可能・ネットワーク・人の成長」をキーワードとして地域で支援「社会協同組合」を紹介している。重要なことは、この活動が法律(法律 381 号、1991 年成立)に規定され、地域で包括的に行われているということである。さらに、その事業は地域の状況やニーズに合わせて規模や内容が異なり、組合員はサービスの提供者にも利用者にもなり、その数は、全国に 5,000 以上あるということである。ここで、日本に参考になることとして、活動が地域で包括的に行われており、国のバックアップがあり、参加する人が支援の受け手にも、提供者にもなるということである。

4. 個人の保護と社会の保護への示唆

海外の取組みと日本の状況の共通した課題となっていたのが、社会の安全と個人の保護の調整をどう取るかということである。日本では、地域生活定着支援センターの支援員からの支援のジレンマとして、罪を犯した高齢者を犯罪者としてではなく、一人の高齢者としてその意向を第一に支援するというスタンスと施策の目的である「再犯防止」を重視するとの間のものであった。事例からの課題抽出では、性犯罪者の個人情報の関わりで社会の保護を優先すべきか、個人の保護を重視すべきかで課題となっていた。

(1) デンマークの実践

デンマークでは、犯罪に対して刑事司法の目的である社会の安全を目指しながら、長い歴史の中で培われた個人の人権や尊厳を大切にしたい取り組みが実践されている。国民の犯罪者への社会復帰の基本的な考え方は、福祉的理念としてのノーマライゼーション理念に基づいた、「共生」・「統合」という価値観や人間観が中心になっているが、それは保護するという意味ではなく、同じ市民としての義務(税納付等)を果たすべき

⁴⁹ イタリア憲法 第 1 編 市民の権利及び義務 第 1 章 市民関係 第 27 条 3 「刑罰は人道的取扱いに反するものであってはならず、受刑者の再教育をめざすものでなければならない」

だという give and take の合理的な考え方が基本にある。「受刑者は罪を償った後、社会に帰ってくる。いずれ彼らと共生しなければならぬ。社会の一員として役割が果たせるようにして戻ってきてもらいたい。犯罪者を社会の負担としない」という共通認識である。自由と責任という言葉キーワードに、犯罪者を「排除するのではなく、社会生活を共にする」という考え方である。犯罪者に求められていることは、犯罪という個人が個人に行った害悪を、社会の問題として、被害者個人への謝罪と同時に社会へ謝罪をするという、社会の一員として責任をとるということである。

具体的な規準として、デンマークの矯正保護局の犯罪者の処遇に対するものとして「厳格さと柔軟さ」である。リスクと安全のバランスを微妙に取りながら、新しい取り組みを実験的に進めて行く方針である。それは、開放刑務所の中で、小さな罪は日々起こっているが、修正をかけながら問題に対処していることや、社会奉仕命令で社会生活の保障と同時に厳密に規則を守らせるという指導からも明らかである。犯罪というリスクと当事者の尊厳のバランスを、どのようにとるかを模索している。

(2) ドイツの実践

ドイツには、高齢犯罪者に人としての尊厳の保障に配慮した柔軟な刑罰が実施されている一方で、社会のリスクを回避するために人権侵害になると指摘されている制度がある。ドイツの刑法典では、国民を犯罪から守るために、再犯のおそれが高い者を刑の執行後においても施設に収容することを可能とする保安監置の制度が定められている。

保安監置における収容は、性犯罪や暴力犯罪を理由として過去に有罪判決を受けている者が再犯を行い、犯罪への性癖を有することから社会にとって危険となるおそれが高いと総合評価により判断される場合に、その者に対する判決において刑と併せて命ぜられるものである。これは、欧州人権裁判所によって、欧州人権条約(2)の規定に違反するとの判決等(2009年12月)が出ている。だが、要件は緩和されてきているが、存続しており、今後、ドイツでは新たな保安監置制度を構築しなければならない。この意味するところは、個人の人権に配慮すると同時に国民を犯罪から守るために社会のリスクを重視しているということであろう。

(3) イタリアの実践

イタリアでは、罪を犯すことを個人のモラルの問題ではなく、市民が社会的困難を抱えることによって犯罪が生まれるという認識によって支援が行われていた。罪を犯した人たちは、地域で立ち直るべきだという考え方で実践を制度的に整備し、地域の人

の協力を得ながら積極的に進んでいる。だが、イタリアにおいても、社会の保護は重要な問題と捉えている。ドイツと同様に社会に対する危険性という観点からの保安処分がある。社会に対する危険があると判断された場合は、定期的に監視され、終生系ぞ継続する場合もある。このように、社会は寛容である反面、犯罪への危険には敏感である。その基準はどこにあるのであろうか。

(4) 韓国の実践

韓国においても同様である。2007年に制定された矯正施設の処遇法では、高齢者の処遇における特別の処遇を条文で位置づけ(第54条・第57条)ながらも、同じ高齢者でも最近増加している性犯罪者には、再犯防止対策として「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」(2007年制定)と「性犯罪者の情報登録・閲覧制度」の拡大がされている。人権侵害の指摘を受けながらも社会秩序を維持するために必要だとの意見が大勢を占め、決定された。世論調査によれば、国民の8割近くが公開制度を支持した。このように罪を犯した人と社会との共存は多くの課題がある。

社会の保護と個人の保護という課題は、日本も含めて正解はない。だが、海外の取組みから参考になったことは、実験をする勇気である。失敗を伴うかもしれない社会的実験を行っている点が共通していた。だが、その過程では、個人と社会人びと双方の人権の保障を中心とした国民間での議論が重ねられている。今回の海外の取組み情報、実践をもとに国民の合意の得られる方法を作りあげ、福祉的支援の原則である「人権と社会正義」の両立ができる共生社会を創り上げることが求められている。

終章 罪を犯した高齢者の社会復帰のあり方の考察

本論文では、高齢者がなぜ何回も軽微な犯罪を繰り返すのか、出所後、社会の中で穏やかに安定した普通の生活ができるにはどのような援助があればよいのか、これまでの刑事司法だけの関わりでよいのか、福祉が関わるとするならば、司法と福祉の関わりはどのようにすべきか、等の問題意識のもと、社会復帰支援のあり方について総合的に検討してきた。白書や客観的なデータに基づいて社会復帰の課題を明らかにし、これまでの刑事司法や社会福祉の知見や支援現場の実態、海外の同行を参考に分析、検討をおこなった。

結果として、考察すべき支援のあり方のポイントは、①社会復帰支援についての共通価値や基盤の必要性、②支援機関の包括的連携体制の必要性、③高齢者支援についての社会的合意の必要性、としてまとめられることが明らかになった。そこで、終章で、上記の3点に絞り、罪を犯した高齢者の社会復帰支援のより良いあり方を考察し、今後の支援のポイントを示す。最後に、残された課題として、本論のポイントが具体的な運用の可能性について論じる。

第一節 ソーシャルワークを基盤とした支援の必要性

1. 援助の共通価値としての「ひとりの高齢者としての支援」

現在、罪を犯した高齢者の社会復帰支援は刑事司法と社会福祉の協働によって進められている。だが、本研究によって、双方の間に、支援に向けての共通した価値や理念が不足していることが明らかになった。第五章の支援者調査の結果からは、制度や施策上は再犯防止が支援の目的になっているが、実態としては、その目標は共有されていないことが示された。支援者は福祉的価値・原則である「すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する」(ソーシャルワーカーの価値と原則)を実践し、高齢者を犯罪者として対応するのではなく、一人の高齢者として支援していた。つまり、罪をみるのではなく、人を見ているのである。したがって、支援の目標は高齢者の生活再建を重視し、その過程で再犯罪は起こるかもしれないという考え方である。するかどうかは、後の問題ととらえている

この支援スタンスは、海外の取組み事例の中で見られた。デンマークでは刑務所の処遇として、「受刑者というよりひとりの人間として」対応が行われており、イタリ

アでは、社会復帰実践の中核の考え方として、犯罪を「個人のモラル」の問題としてみないということが示されていた。その結果は、犯罪の減少として示されていた。

ここから言えることは、罪を犯した高齢者の社会復帰支援のスタンスや援助観は、犯罪をみるのではなく、人への援助という価値がより良い支援につながるのではないかということである。

イタリアでは、再犯は人と環境の相互作用でおきると捉えていた。つまり、人は一つの要因で罪を犯すということではなく、複合的な機会が偶然に重なり、社会のルールに反する行動をとる。したがって、犯罪を行うことは、誰にでも起こりうる可能性があるということである。ゴードン・オルボード(Gordon Willard Allport)⁵⁰は次のように一般人が犯罪を起こす可能性を述べている。「私たちは誰でも、心の奥深くに悪の種を抱えている。それが表に出てくるか、背景に退くかは、その人が置かれている人間関係と社会関係に深く関連すると考える。加えて、『魔がさす』偶然が重なった時、犯罪が引き起こされる。根っからの悪人はいない。」(加藤・水藤 2013:i)。犯罪をこのような観点からとらえたとき、同じ人間としての支援が可能になる。

デンマーク大学名誉教授である犯罪学研究者、ニルス・クリスティは多くの犯罪者を見ている中で「モンスターのような犯罪者に私は出会った事がない。どの犯罪者だって、近づいてみれば普通の人間なんです。生活環境を整えれば、必ず立ち直ります。全ての人間は人間である」と述べる。(未来への提言「犯罪学者 ニルス・クリスティ ～囚人にやさしい国からの報告～」2009年8月 NHK 放送)

2. 地域生活に向けての生活リハビリテーションの必要性

地域生活支援として、イタリアでは社会復帰をリハビリテーションと捉えている。「リハビリテーションの目標や意味はサービスの境界をはるかに超えるものがある。なぜなら、リハビリテーションという仕事は、そこにある社会資源を活用して、個人が市民としての権利を行使するために自分を守り維持する能力を回復させること、また個人にも社会にも力と権利をとり戻させることであるからだ」(浜井 2013:55)。

「社会復帰」という言葉は、英語では「Rehabilitation」となる。その意味は、加「もとの状態に戻す」、「失われた機能を回復する」である。もともとリハビリテーションという言葉は、医学に導入されたものであり、退院時の医療的・福祉的援助としては、社会復帰プログラムや訓練、福祉サービスという形で提供されている。そこ

⁵⁰ アメリカの心理学者である。専門はパーソナリティ研究である。心理学者のジークムント・フロイトは兄である。

に関わる機関や事業は、医学的治療・教育的・職業的訓練・社会的・心理的・経済的資源提供まで含む広い概念である（社会学辞典）。この意味で、罪を犯した高齢者の社会復帰を考えると、刑務所等の入所により、通常为社会活動が制限された状態で一定期間を過ごした後、一般の社会生活へ戻るプロセスにおいて、社会復帰プログラムや訓練、福祉サービスという形で支援が行われるべきということになる。

支援者インタビューからは、出所後、一時帰住先にて生活訓練等を数カ月行い、その後、地域生活に戻ることに有用性が述べられていた。長い受刑による社会環境への変化への対応、それまでの自己流の生活スタイルの見直し、心身状況の確認、福祉サービスの準備等の生活リハビリテーションの期間をとることは、高齢者が社会へソフトランディングしていくためのステップとして有効であろう。

ドイツでは、高齢者専門刑務所の中で、生活のリハビリテーションがおこなわれていた。目標として、「うまく歳をかさねていくこと」とし、出所後の生活準備をしていた。そこには、彼らが若い受刑者より多くの休養が必要であるという特質を重視し、記憶トレーニング、高齢者にふさわしい運動器具によるスポーツ、社会保障システムに関する情報提供等、出所後、年齢相応に自立した生活を過ごすことを目的にしたものである。

イタリアのリハビリテーションの概念に沿って、日本の罪を犯した高齢者の社会復帰（リハビリテーション）を考えると、「罪を犯した高齢者個人が市民としての権利を行使するために自分を守り維持する能力を回復させること」となり、それは、「高齢者にも社会にも権利と取り戻させること」につながる。それは、一般の高齢者に保障されている日本の高齢者福祉の理念である「人生の最期まで、個人として尊重され、その人らしく暮らしていける」（厚生労働省「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」）を保障することになる。

第二節 支援の協働体制としての包括的援助の必要性

1. 連携体制の未整備

本節では、罪を犯した高齢者の社会復帰に関係する機関や人の連携が機能不全であり、社会復帰ニーズ不充足が起きているという結果から、より良い支援に向けての考察をする。

本論文の研究目的のひとつとして、「支援の前提となっている司法と福祉の連携の形を検討し、実際の支援にはどのような協働が有効かということをも明らかにする」という

ことがある。それは、これまで前提として述べられている司法と福祉の連携について具体的には、はっきりせず、どのように連携したらより良い支援になるのかという問題意識から発したものである。その応答として、本論文では、次のように論を進めてきた。

刑事司法と社会福祉の関係については、第3章で、整理、確認した。そこで明らかになった刑事司法と社会福祉の連携については、戦前に現在と同様に、刑事司法と社会福祉(社会事業)は、協働して罪を犯した人への援助を行っていたことであった。だが、その時の連携は制度化されているものではなく、民間篤志家がリーダーシップをとって実践していたものであった。現在のように刑事司法と社会福祉の連携の必要性が言われるようになったのは、世紀変わりの司法制度改革に起因するところが多いことを明らかにした。実務的に連携が求められるようになったのは、2009年に立ち上がった社会的バブルネラブルな罪を犯した人へ福祉的サービスを提供する「地域生活定着支援センター」事業の中でであった。そこで、本論文では、地域生活定着支援センターの支援員に刑事司法と社会福祉の連携についてインタビューを行った。その結果からは、制度上の連携はとれているが、実態としての連携は充分機能していなく、課題が多いことが述べられた。制度の連携と実態の連携とは別に考える必要がある。

しかし、実態としての刑事司法と社会福祉の連携の未整備は罪を犯した高齢者の社会復帰ニーズが充足できないというところにつながる。連携が充分機能しないことには、罪を犯した高齢者の社会復帰は実現しない。結果として、再犯罪につながるということになる。では、具体的に連携の未整備は罪を犯した高齢者の社会復帰にどのように影響するのであろうか。次に、その点を説明する。

事実上は福祉的支援者の個別裁量に任されていることが課題として明らかになった。例えば、刑事司法内の矯正局と保護局が分割され、司法と福祉がそれぞれよって立つ制度が違い、縦割り行政となっていること、また、社会福祉制度内でも対象者ごとに支援機関が分かれており、制度間の連携は課題となっていることが示された。

2. 連携不足による影響

刑事司法と社会福祉の連携が充分機能していないことの影響は少なくない。例えば、援助の協力依頼としての地方自治体や福祉施設への対応では、刑事司法と社会福祉が協働で対応すれば社会保障の受給や出所後の住まいの確保の困難が緩和される可能性がある。また、支援者が支援に行き詰まった場合、刑事司法と社会福祉の視点で解決にあたれる。さらに、司法と福祉の連携の不足は他の関係機関の協働体制へのアプローチにも影響していると考えられる。現在は、縦割り制度により、罪を犯した高齢者自身が

福祉制度・住宅制度・医療制度等の利用のために各機関を回り利用を開始しなければならない。このことは、煩雑な制度手続きが出来ない人等は社会復帰資源を利用が出来ないことになる。社会保障政策（生活保護・年金・失業給付・職業訓練等）は、犯罪要因や犯罪者の社会復帰に、大きな影響があると言われている。刑事司法や社会福祉、他の支援機関の実体的連携や協働がないことによるデメリットは罪を犯した高齢者自身が負うことになる。

現在、罪を犯した高齢者の個別事情やニーズを考慮して司法(刑事司法)と福祉(ソーシャルワーク)が協働の形を作り上げていく作業が必要だと考えられる。刑事司法と社会福祉の連携が核になって、地域の支援体制を作り上げることが求められている。

3. 支援機関の一元化の必要性

それらの課題を海外の取組等を参考にすると、デンマークでは、刑事司法と社会福祉が一元化した組織として、矯正局と保護観察所が一体的な機関となり、罪を犯した人への社会復帰支援を行っていることが明らかになった。例えば、罪を犯した人の援助機関は一元化され、矯正保護局として、刑務所と保護観察所が一体となっている。それは、法務省の一機関であり、処遇の目標や情報を共有している。その考え方の特徴は、「刑務所は最後に行く所であり、受刑期間は出来るだけ短期間にする」「社会復帰を目標に多様な方策を用いる」というものである(KRIMINAL FORSORGEN A Programme of Principles 2016)。特に、デンマークの刑務所では、社会関係継続を社会復帰支援の重点においている。長期の社会からの隔離は社会復帰の阻害になるとの考え方である。例えば、刑務所内のソーシャルワーカーは入所時から出所後の生活の道筋をつける。外出時間・仕事探しの時期等を本人と相談しながら個別の更生プログラムを作成し、それを実行に移すために外部の社会資源（就労・福祉・保健・医療）との調整等を行う。これは、罪を犯した人の処遇の基本原則である「受刑者はできる限り通常の生活を送るべきである」というノーマリゼーションに基づいたものであるが、この理念は刑務内でも外でも共有しており、ソーシャルワーカーは両方に関わりを持つ。したがって、社会復帰支援計画は入所した時から、出所して社会に落ち着くまで継続される。

ここから言えることは、矯正局と保護局の一元化である。例えば、保護観察所の中に社会復帰支援局の創設などである。制度に関わる問題なので、今後の課題になるであろうが、現在の縦割り制度では、犯罪者の社会復帰支援が効果的に行われない。

4. 地域でのケアシステムの必要性

司法と福祉機関の連携を核とした他の支援関係機関とのつながりによる地域でのケアシステムの構築も罪を犯した高齢者へのより良い社会復帰支援には必要であろう。前述したように、罪を犯した高齢者は、さまざまな生きづらさを抱えながら生活している。その援助には、生活の場である地域で、生活困難のニーズを多角的に捉え、柔軟な援助の仕組みが必要であろう。

有効とされる関係機関としては、居住地の市町村を中心に保護観察所、刑務所、病院、地方公共団体や公共の衛生福祉に関する機関、社会福祉協議会、精神保健福祉センター、ハローワーク、更生保護施設、さらに地域の民生委員、住民等である。保護司は地域の事情に精通し、家族関係を考慮しながらの社会復帰援助者であり、保護観察中は定期的な面接により、出所後の環境の変化にアドバイスができる。また、当事者グループは仲間として支え合える。

関係者の役割としては、対象者の生活全体を視野に入れた 経済保障、医療、福祉サービス等の充足である。例えば、更生保護施設では福祉への移行準備をしながら関係機関との調整が可能であろう。法テラスは、生活再建に向けた多重債務の処理や偽造結婚や養子縁組による被害の処理等の相談機関となる。これらの機関がそれぞれに協働して、社会の一員として生活出来るように援助する。その際、地域の特性に配慮した援助方法の共通化をはかり、住民を巻き込んだネットワークの強化も必要とされる。

だが、これらの機関はあくまで、それぞれの独立した機関であり、それをつなげる核となる制度や機関が必要である。そこで、重要な機能として考えられるのが、前述した司法と福祉の一体的機関である。これにより、援助方策が共通化され、支援者は共通認識や価値をもって罪を犯した人に対処できる。

また、昨年(2016年)制定された「再犯防止推進法」を市町村単位で具体化するための計画である「再犯防止推進計画」(2017年10月4日、再犯防止推進計画検討会より発表)は地域の福祉機関の指針になり、地域で包括的なサービスを提供する窓口になる。すでに、罪を犯した人の社会復帰支援のネットワークの要として地方自治体の実践が報告されている⁵¹。「一部地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャルインクルージョンのための取組みが実施されつつある。」(推進計画案 第7)。このように具体的

⁵¹ 「再犯防止推進法計画案」第7 地方公共団体との連携強化等のための取組。「…刑事司法手続きを離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。」

な動きを始めている地方自治体もある。

また、地域の動きとしては、介護保険と関係させて推進されている地域包括ケアシステムと連動させて、高齢者への日常生活の見守りがある。このシステム内ではフォーマル、インフォーマルの社会資源が活用できる。例えば、現在、東京都墨田区で取り組まれている生活困窮者支援の「ふるさとの会」の実践では、介護保険と地域のインフォーマルサービスを組み合わせて、社会的に排除された高齢者の自立生活につなげている。対象者の中には、受刑経験のある高齢者が多く含まれていると言われている。「ふるさとの会」の理事である宮本太郎は、「生活支援体制の基本的視点」として「生活の張り合いを得る居場所の確保」（宮本 2009：viii）として、人びとが誰かに存在を認められること、つまり承認の重要性を指摘している。このように罪を犯した高齢者にとって、地域で様々な支援を受けながらも周囲から承認されているという感覚の得られる援助が必要であろう。

第三節 社会的合意に向けての議論の必要性

1. 日本の現状

罪を犯した高齢者を犯罪者の最終的な目標である地域生活へ定着するという点について現在、社会的合意ができていないことが課題として明らかになった。支援者インタビュー調査からは、地域の人との関わりがないことによる地域での孤立が語述べられていた。罪を犯した高齢者は出所後、地域で隠れるように生活するために、匿名性を求めて都市に集まることや地域住民が更生保護施設の排除を訴えるのがその例であろう。

しかし、この結果は、罪を犯した高齢者、社会の双方にとってマイナスであることは明らかである。地域との共存のポイントは、「地域の犯罪者理解」と「犯罪者の責任意識の涵養」であろう。罪を犯した高齢者が地域で福祉的生活を継続できるようにするためには、地域とのコンフリクトを解決しなければならない。

罪を犯した高齢者を社会が受け入れられる形を作り上げることは、現在、求められている共生社会の実現に途をしめすことになる。罪を犯した高齢者が安心して生活ができる地域になるということは、これまで、社会の中で排除されていた他の生活困難を抱える人も同時に生きていきやすい社会ができることにつながる。

2. 地域との共存の実験

我国と海外の取り組みの中で、大きく異なる点として、地域住民の犯罪者への理解

である。デンマークでは、支援機関がリスクも視野にいれながら、国民とのコンセンサスを重視して慎重に社会復帰支援策を進めている実践があった。「犯罪者の責任意識の涵養」については、刑務所内処遇方針として「厳格さと柔軟さのバランスを基本としながらも、規則を守ることには、厳格な態度を示す」としていた。

デンマークでは、福祉的理念としてのノーマライゼーション理念に基づいた、「共生」・「統合」という価値観や人間観が中心になっているが、それは同じ市民としての義務(税納付等)を果たすべきだという give and take の合理的な考え方が基本にある。

「受刑者は罪を償った後、社会に帰ってくる。いずれ彼らと共生しなければならない。社会の一員として役割を果たせるようにして戻ってきてもらいたい。犯罪者を社会の負担としない」という共通認識である。自由と責任という言葉キーワードに、犯罪者を「排除するのではなく、社会生活を共にする」という考え方である。犯罪という個人が行った害悪を、社会の問題として捉え、その中で、被害者個人への謝罪と同時に社会へ謝罪をするという、社会の一員としての責任の取り方を、犯罪者に求めている。

具体的な規準として、デンマークの矯正保護局の犯罪者の処遇に対するものとして「厳格さと柔軟さ」がある。リスクと安全のバランスを微妙に取りながら、新しい取り組みを実験的に進めて行く方針である。それは、開放刑務所の中で、小さな罪は日々起こっているが、修正をかけながら問題に対処していることや、社会奉仕命令で社会生活の保障と同時に厳密に規則を守らせるという指導からも明らかである。犯罪というリスクと当事者の尊厳のバランスをとることの議論が国民の間で行われていることが参考になるだろう。

3. 社会内処遇の動向

国際的な傾向として、地域との共生を重視するために、拘禁から社会処遇へという流れがある。1990年には、国連で社会内処遇の在り方が議論され、犯罪者の再社会化において、非拘禁的措置の促進が目指され、社会内処遇の国連最低基準規則が採択されている(東京ルールズ)⁵²

社会内処遇は、監視と援助の二側面を持つものであり、運用によっては、有効な社会復帰資源となる。だが、この社会内処遇には反対意見もある。社会内での見せしめにな

⁵² 1990年8月、ハバナで開催された第8回「犯罪防止・犯罪者処遇国連会議」において、「被拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)が採択された。その後、世界各国で、重要な施策であるとの認識により、社会内処遇や非施設処遇の分野における国際的ガイドラインになっている。

るのではないか、地域の安全は保障されるのか、などが批判としてあがっている。

デンマークでのコミュニティ・サービス・オーダーの評価としては、コミュニティ・サービス・オーダーが刑務所に入るより人道的であり、少なくとも犯罪者にとって、不利な面は出てきていない。加えて、大事なことは国民がコミュニティ・サービス・オーダーを支持している点がある。国民の合意を得ながらゆっくりと進めることが重要である、とされている。これは、罪を犯した人が刑務所で隔離されているよりは、社会との関わりが重要であるということを国民が判断したこと示している。

4. 社会との合意に向けての実践

罪を犯した高齢者の社会復帰の方法は正解がひとつというわけではなく、試行錯誤しながら時代、社会にあった方法を国民の合意を得ながら作りあげなければならない。デンマークの実践からは、失敗することもあることあるだろうが実験的に試していくことの必要性が報告されていた。

また、罪を犯した高齢者が地域社会の中で、住民と共存できる支援のあり方の検討は我国だけの利益ではない。世界一の高齢化社会である我国の実践例は、今後、高齢化が進む他の先進諸国の参考になるとも考えられる。

同時に、社会に対しても同じメッセージは発信され、支援の合意がえられやすいということにつながる。

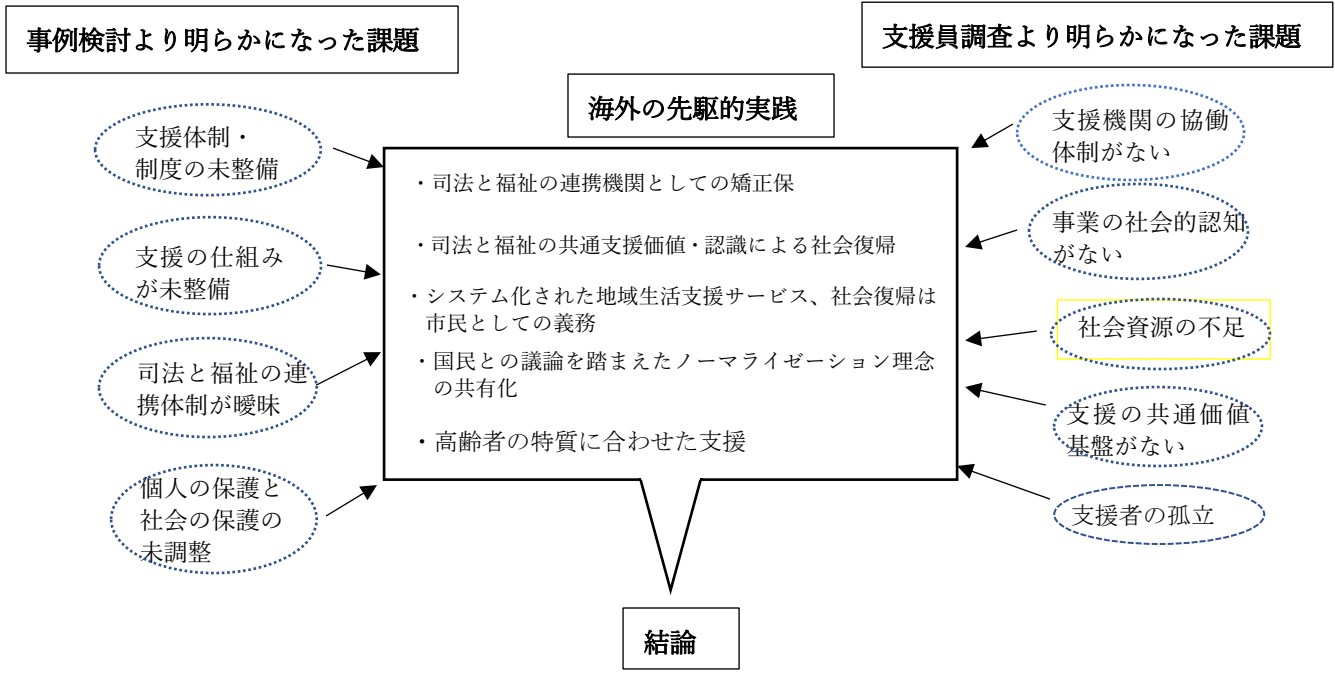
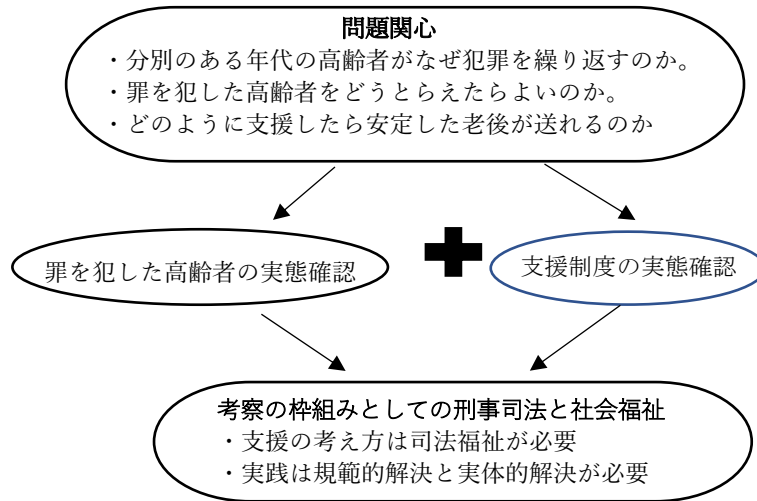
第四節 今後の展望と残された課題 ー具体的支援に向けてー

本論文で明らかにした罪を犯した高齢者へのより良い社会復帰のあり方は、支援の課題を広く抽出し、福祉的観点から総合的に検討、考察したものである。社会福祉の立場からの支援を考える時、今後の展望として、罪を犯した高齢者と社会が共存できる福祉社会を実現するために、個人の権利擁護と社会正義を実現することを目的とするソーシャルワークの実践が期待される。それに向けての本研究の課題として、本論文が罪を犯した高齢者の立場からのニーズや課題、社会の人びとの意見を十分に反映されていないということが残された。現場や当事者性を重視する社会福祉では、研究が机上の空論ではなく、実際に有効に機能することが求められている。その点からいうと、本論文での現場の支援員からの実際の声が適切に分析、検討でき、支援に役立つようなものになったかは、課題として残るが、今後、支援者、当事者、地域の人びと、それぞれのニーズや意向に沿った現実的な援助方法を探求していく。

今回の研究は、その足がかりとなると考える。今回、明らかにした支援のポイントである①社会復帰支援についての共通価値としての「ひとりの人としての支援」、②支援機関の連携体制としての「司法と福祉が核となった地域での包括的支援」、③高齢者支援についての「社会的合意にむけての議論の時と場の設定」等を土台としてさらに研鑽を積み、福祉社会を実現していくことが研究の目的である。

幸いに、政府のイニシアティブである「再犯防止推進計画」が地域で実施される。平成 30 年度から 34 年度末までの 5 年間で政府が取り組むべき課題として 115 の施策を公表した。計画には、「就労・居住の確保」「保健医療・福祉サービスの利用促進」など 7 つの重点分野を設定してある。今後、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進を定めるよう努めなければならない(地方再犯防止推進計画)。このように罪を犯した人への社会復帰支援の制度・施策は着実に進められている。今後、求められる研究は、作られた施策をいかに実効性のあるものにしていくかということである。今後の残された課題とする。本論文の全体をまとめると次のような図表になる。

図表 7-1 罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方の考察



罪を犯した高齢者の社会復帰のあり方の考察

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| ①支援の共通価値について | → 犯罪者からひとりの高齢者としての支援 |
| ②司法と福祉の連携について | → 司法と福祉の一体化した支援機関 |
| ②支援の協働体制について | → 地域社会による包括ケアシステム |
| ③罪を犯した高齢者支援の社会生活について | → 社会的パルラブルな人への福祉的支援の社会的合意の取組み |

おわりに 謝辞

本論文は筆者が東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程に在学中の研究成果をまとめたものである。東洋大学社会学部社会福祉学専攻教授秋元美世先生には指導教官として本研究の実施の機会を与えて頂き、その遂行にあたって終始、ご指導を戴いた。ここに深謝の意を表す。東洋大学社会学部社会福祉学専攻特任教授野村豊子先生は、現在、副査としてご助言を戴くとともに本論文の細部にわたりご指導を戴き、一方ならぬお世話になった。ここに感謝の意を表す。東洋大学社会学部社会福祉学専攻稲沢公一先生には、第五章のヒアリング調査についての方法、分析、表現について有益なご助言を戴いた。ここに謝意を表す。明治大学法科大学院教授平田厚先生には、刑事司法と社会福祉について有益なご助言を戴いた。感謝の意を表す。

本研究の調査の実施に際しては、地域生活定着支援センター職員の皆様のご多忙中にもかかわらず、聞き取り調査に協力していただいた。また、デンマークのホルセルド開放刑務所のソーシャルワーカーと教官、保護観察所の事務局長と弁護士には、歴史的背景の違いも含めて、デンマークの罪を犯した人への社会復帰の取組みを説明して頂いた。ここに、感謝の意を表す。

最後に、遅々として進まない論文作成を暖かく見守り、励ましてくれた幸代と雅代に感謝をする。

参考・引用文献

- 相澤育郎（2010）「中間処遇について－法制審議会・更生保護施設検討会を中心に－」
龍谷法学 第43巻1号 pp147-175
- 赤羽忠之（1981）日本教育法学会 編「教育権と学習権」『青少年の人権と司法福祉. 講座教育法』 第2巻 総合労働研究所, 203-231
- 秋元美世（2003）「社会福祉と法の理論」『現代社会福祉の争点』 中央法規
- 秋元美世（2008）「ソーシャルワーカーのための法学」有斐閣
- 秋元美世（2010）「社会福祉の利用者と人権」有斐閣
- 秋元美世・平田厚（2015）「社会福祉と権利擁護－人権のための理論と実践」
有斐閣アルマ
- 阿部彩（2011）「弱者の居場所のない社会－貧困・格差と社会的包摂」講談社
- 今福章二（2013）「更生保護と刑の一部の執行猶予」
JAPANESE JOURNAL OF OFFENDERS REHABILITATION No3
- 岩田正美（2000）「社会福祉ニーズ論再考－」右田きくえ・秋山智久・中村永司編
『社会福祉の理論と政策』中央法規
- 岩田正美・中谷 陽明・小林 良二・稲葉 昭英（2006）「社会福祉研究法－現実世界に迫る14レッスン」有斐閣アルマ
- 岩田正美（2008）「社会的排除－参加の欠如点不確かな帰属－」有斐閣
- 岩田正美（2010）2009年度学会回顧と展望「原理・思想部門」社会福祉学会
- 岩田正美監修（2010）リーディング 日本の社会福祉「第5巻 社会福祉の権利と思想」
日本図書センター
- 岩田正美（2016）「社会福祉のトポス 社会福祉の新たな解釈をめぐって」有斐閣
- 伊藤富士江編（2010）「司法福祉入門」上智大学出版
- 伊藤康一郎（2015）「犯罪者処遇総説」『罪と罰』第53巻1号 日本刑事政策研究会
- 稲沢公一（2002）「援助者は『友人』たりうるか－援助関係の非対称」有斐閣
- 稲沢公一（2015）「援助者が臨床に踏みとどまるとき」誠信書房
- 内野正幸（1992）「人権のウラとオモテ」明石書店
- 太田達也・警察政策研究センター（2013）「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」
警視庁・慶応義塾大学 矯正統計年報 平成18年度 法務省
- 大橋充直（2002）「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」『罪と罰』第40巻1号

- 刑事政策研究所
- 岡村重夫（1977）「全訂社会福祉学(総論) 柴田書店
- 岡村重夫（2000）「社会福祉原論」 全国社会福祉協議会
- 岡本茂樹（2013）「反省させると犯罪者になります」新潮新書
- 加藤久雄（1981）『改善処分の研究—社会治療処分を中心として—』慶応通信 pp262-303
- 加藤博史・水藤昌彦（2013）「司法福祉を学ぶ：総合的支援による人間回復への途」
ミネルヴァ書房
- 加藤幸雄（2012）「司法福祉とは」『司法福祉』日本司法福祉学会編 生活書院
- 加藤幸雄・森久智江・水藤昌彦（2016）「司法の期待に福祉はどう応えるのか ～福祉の
自律性と司法との連携～」独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 加藤博史（2011）「2010 年度学会回顧と展望 理論・思想部門」社会福祉学会 第 52 卷
第 3 号
- 金子絵里乃(2012)「ソーシャルワークにおける主体性の最高 —価値の変遷をたどる」
『対論 社会福祉学5 ソーシャルワークの理論』中央法規
- 川村匡由（2011）「司法福祉論」ミネルヴァ書房
- 木下毅（2001）「大陸法系—ロマン法族・ドイツ法族・スカンジナビア法族」法学新報
第 108 卷/5・6 号 pp1-21
- 栗坪千明（2015） 「回復支援施設における「刑の一部執行猶予制度」利用者の受け
入れについて」特定非営利活動法人 析木 DARC
- グレイザー・B.G.・A.L.ストラウス著 後藤隆・大出春江・水野節夫訳（1996）
「データ対話型理論の発見 —調査からいかに理論をうみだすか—」新曜社
- 刑事立法研究会編（2007）「更生保護制度改革のゆくえ」現代人文社
- 刑事立法研究会編（2012）『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社
- 更生保護編（2013）「第 63 回“社会を明るくする運動”」更生保護協会
- 厚生労働省（2013）社会援護局総務課「社会・援護局関係主管課長会議資料
平成 25 年 3 月 11 日」
- 厚生労働省通知（2009）「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福
祉に関する機関等との連携の確保について」平成 21 年 4 月 1 日付法務省保観第 206 号・
社援発第 0401019 号 平成 21 年 4 月 1 日（2009）
- 厚生労働省通知（2009）「『地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針』に
ついて」平成 21 年 5 月 27 日付社援総発第 0527001 号
- 厚生労働省（2013）社会援護局総務課 「社会・援護局関係主管課長会議資料 平成

25年3月11日」

厚生労働省通知（2009）「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」平成21年4月1日付法務省保観第206号・

社援発第0401019号 平成21年4月1日

厚生労働省（2013）社会保障審議会 「生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」

児島亜紀子(2002)「誰が『自己決定』するのか ―援助者の責任と迷い」有斐閣

小島まな美(2016)「あかし更生保護フェア」法務省矯正局

小長井賀興（2011）「更生保護の視点から犯罪者処遇を考える

―犯罪者の地域への再統合― 法學新法 117（7/8）297-328

小長井賀興（2013）「犯罪者の再統合とコミュニティ―司法福祉の視点から犯罪を考える―」成文堂

小長井賀興（2013）「犯罪者の更生と社会への再統合に関する一考察」東洋大学

斉藤寿（1971）「資料デンマーク憲法」『法学論集』駒沢大学（8）76-99

酒井邦彦（2012）「女性と犯罪（動向）研究部報告48 法務総合研究所

佐藤博史（2001）「北欧の『当事者主義の参審制』に学べ」財団法人日弁連法務研究財団
坂田周一(2014)「社会福祉政策」有斐閣アルマ

志村健一（2004）「ソーシャルワークリサーチの方法」

志村健一（2008）「講座 グラウンデッド・セオリー ―アクション・リサーチの理論と
実際―」ソーシャルワーク研究 第34巻 No1 相川書房

白井京(2007)「韓国における性犯罪者の再犯防止対策―情報公開と位置追跡電子装置―」
国立国会図書館調査及び立法考査局

社会福祉士養成講座編集委員会（2011）『更生保護制度』中央法規

繁田實造（1975）「受刑者と一般社会 - 施設内処遇と社会内処遇における接点の問題」
刑法雑誌 第20巻3・4号 pp397-416

ジョック ヤング(2007)「排除型社会―後期近代における犯罪・雇用・差異」洛北出版

関龍太郎（2008）「デンマークの高齢者福祉政策をささえるもの」 国立社会保障・
人口問題研究

田島良昭研究代表（2009）厚生労働省研究報告書「罪を犯した者の地域生活に関する研
究」 財団法人日本障害者リハビリテーション協会

田島良昭研究代表（2013）「平成26年度にむけた地域生活定着支援センターに関する要望

- 書」一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会
- 立岩真也(1987)「FOUCAULTの場所へー監視と処遇：監獄の誕生を読む」
社会心理学評論第6巻 pp91-108
- 立山龍彦(1993)「高齢化社会における法的諸問題に関する調査研究」KAKEN
- 田中成明(2005)「法への視座転換をめざして」有斐閣学術センター
- 塚本重頼(1978)「デンマークの裁判制度」法の支配 第36号 pp111-114
- 津 富 宏(2009)「犯罪者処遇のパラダイムシフト 長所基盤モデルに向けて」
社会学研究 第34号
- 土井政和・刑事立法研究会(2007)「更生保護制度改革のゆくえ」現代人文社
- 土井政和(2012)刑事立法研究会編「非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望」
現代人文社
- 中島隆信(2011)「刑務所の経済学」PHP 研究所
- 日本司法福祉学会編(2017)「日本司法福祉学会規約」『司法福祉学研究』15 生活書院
- 日本弁護士連合会司法改革推進センター(1998)「デンマークの陪審制・参審制：
なぜ併存しているのか」現代人文社
- 一般社団法人日本社会福祉学会編(2012)「対論 社会福祉学4 ソーシャルワークの思想」
中央法規
- 一般社団法人日本社会福祉学会編(2013)「対論 社会福祉学5 ソーシャルワークの理論」
中央法規
- 野村豊子(2000)「ソーシャルワーク・入門」有斐閣アルマ
- 野村豊子(2006)「高齢者の『生きる場』を求めてー福祉、心理、介護の現場から」
ゆまに書房
- ハートレーディン 福土正博訳(2012)「ニーズとは何か」日本経済評論社
- 萩原康生(1996)「更生保護の戦後50年——官民協働の歴史 罪と罰33(4)」
日本刑事政策研究会
- 浜井浩一(2009)「2円で刑務所、5億で執行猶予」光文社新書
- 浜井浩一・津島昌寛(2012)「社会調査(世論調査)の理論と仕組み
ーTrust in Justiceの調査結果からー」季刊刑事弁護 No70
- 浜井浩一(2013)「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦 隔離から地域での自立支
援へ」現代人文社
- 平田厚(2002)「知的障害者の自己決定権」エンパワメント研究所

- 平田厚（2012）「権利擁護と福祉実践活動—概念と制度を問い直す」明石書店
- 廣井亮一編集（2006）「司法臨床の枠組み」『現代のエスプリ 司法臨床』至文堂
- 廣井亮一（2008）「司法臨床の方法」金剛出版
- 福永桂也（2011）「生きる術としての支援の獲得体験」司法福祉学研究 11
日本司法福祉学会
- 福原宏幸編（2010）「社会的排除／包摂」についての概念整理」、内閣府「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム第2回会議資料
- 藤本哲也(2010) 「海外の社会内処遇の変遷について」更生保護と犯罪予防 第43巻
第152号 pp.7-28
- 藤本哲也（2013）「新時代の矯正と更生保護」現代人文社
- 藤原正範（2006）「司法福祉学の本質と対象領域に関する考察」日本司法福祉学会
- 藤原正範（2012）「日本司法福祉学会編『司法福祉』合評会」司法福祉学研究 12
日本司法福祉学会
- 藤原正範(2017)「司法福祉に学としての確立を目指して」司法福祉学研究 17
司法福祉学会
- 古川孝順（2008）「社会福祉研究の新地平」有斐閣
- 古川孝順（2009）「福祉ってなんだ」岩波書店
- 古川隆司（2013） 「ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応」 追手門学院大学
- 古都賢一（2012）平成24年度事業評価書「地域生活定着促進事業」厚生労働省
社会・援護局総務課
- 法務省刑事局付検事（1958） 「被拘禁者処遇最低基準規則」 法務省矯正局
- 法務省（2003） 「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ」
行刑改革会議
- 法務総合研究所研究部編（1995）「平成7年版 犯罪白書 一薬物犯罪の現状と
対策一」 日経印刷株式会社
- 法務総合研究所研究部編（2001）「平成13年版 犯罪白書 ～増加する犯罪と
犯罪者～」 日経印刷株式会社
- 法務総合研究所研究部編（2003）「平成15年版 犯罪白書 ～変貌する凶悪犯罪とその
対策～」 日経印刷株式会社
- 法務総合研究所研究部編（2007）「平成19年版 犯罪白書 ～再犯者の実態と対策～」
日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編(2008a)「研究部資料 55 ドイツにおける高齢犯罪者の実情と処遇」法務総合研究所

法務総合研究所研究部編 (2008b)「平成 20 年版 犯罪白書～高齢犯罪者の実態と処遇～」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2009)「平成 21 年版 犯罪白書 ～再犯防止施策の充実～」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2010)「平成 22 年版 犯罪白書 ～重大事犯者の実態と処遇～」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2012)「平成 24 年版 犯罪白書 ー刑務所出所者等の社会復帰支援ー」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2013)「平成 25 年版 犯罪白書ー女子の犯罪・非行ー グローバル化と刑事政策ー」日経印刷株式会社

法務総合研究所研究部 (2013)「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」
法務総合研究所研究部 52 法務省

法務省法務総合研究所編 (2014)「平成 26 年版 犯罪白書 ー窃盗事犯者と再犯ー」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2015)「平成 27 年版 犯罪白書 ～性犯罪者の実態と再犯防止～」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2016)「平成 28 年版 犯罪白書～再犯の現状と対策の今～」日経印刷株式会社

法務省法務総合研究所編 (2017)「平成 29 年版 犯罪白書 ー更生を支援する地域のネットワークー」日経印刷株式会社

法務研究 (1956)「保護観察におけるケースワークについて」報告書 第四集
第二号法務研修所

法務省法務総合研究所 (2015)「犯罪白書 (平成 27 年度版)」時事通信社

法務省法務総合研究所 (2016)「犯罪白書 (平成 28 年度版)」時事通信社

法務省 (2017)「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」研究部報告 56
法務総合研究所研究部

法務省 (2014)「法務所だより あかれんが」法務省 法務省大臣官房秘書課広報室

法務省 ()「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」法務総合研究所研究部
報告 56

- 細井洋子（2012）「高齢犯罪者の概要と課題」犯罪と非行 No173 日立みらい財団
- 松澤伸（2001）『機能主義刑法学の理論ーデンマーク刑法学の思想ー』信山社
- 松澤伸（2000）「デンマークの刑事裁判と陪審制・参審制」立教法学 55 号 pp309～347
- 松友了(2014) 「東京地方検察庁における入口支援の現状と課題」日本司法福祉学会第 16 回大会報告 司法福祉学会
- 三宅孝之（2014）「社会内処遇としての医療観察制度の純化 —司法から福祉への処遇視座の転換にむけて—」島根大学法文学部法経学科
- 水藤昌彦（2016）「特集 のぞみの園における矯正施設を退所した知的障害者への支援 知的障害のある犯罪行為者への対応：これまでの展開とこれからの課題」 12 NEWALETTER のぞみの園
- 宮本太郎(2009)「生活保障 排除されない社会へ」岩波新書
- 宮本太郎編(2014)「地域包括ケアと生活保障の再編」新しい「支え合い」システムを創る 明石書店
- 三毛美代子（2002）「ソーシャルワークの調査方法としてのグラウンデッド・セオリー・アプローチ『ソーシャルワーク研究』第 27 巻 No4 p18-27
- 村井誠人編（2009）「デンマークを知るための 68 章」明石書房
- 森本正彦(2011)「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導入にむけて」参議院事務局企画調整室
- 森山武市郎（1941）「司法保護事業概説」[慧文社](#)
- 安田恵美（2017）「高齢犯罪者の権利保障と社会復帰」法律文化社
- 山岡規雄（2009）「デンマーク憲法概説」レファレンス 59 巻 2 号 pp49-59
- 山口幸男（2005）「司法福祉論」ミネルヴァ書房
- 山本譲二（2008）「獄窓記」新潮文庫
- 湯浅誠（2008）「反貧困—『すべり台社会』からの脱出」 岩波書店
- 湯浅誠（2012）「日本における社会的包摂の推進」 国立社会保障・人口問題研究所
- 湯原悦子・平野隆之・上田晴男・佐藤彰一・竹内俊一・田邊寿（2013）「権利擁護の領域における司法福祉実践」日本司法福祉学会
- 鷺野明美（2010）「ドイツにおける高齢受刑者の処遇について」『司法福祉学研究』 10 25-42 日本司法福祉学会
- 渡辺富久子（2011）「ドイツにおける保安監置をめぐる動向 —合憲判決から違憲判決への転換—」 海外立法情報課 海外の立法
- 渡辺洋三(2003)「法とは何か」岩波新書

和田清 (2014) 「提言 薬物依存のある刑務所出所者等 の支援に関する当面の対策」
薬物地域支援研究会

英語文献

Barney G. Glaser and Anselm L. Strauss (1995) *Awareness of Dying*, Aldine Publishing Company, New York. (=2009, 木下康仁翻訳「死のウェアネス理論と看護 - 死の認識と終末期ケア-」 医学書院)

Barney G. Glaser and Anselm L. Strauss (1967) *The Discovery of Grounded Theory : Strategies for Qualitative Research*, Chicago Aldine Publishing Company. (=2000 後藤隆・大出春江・水野節夫訳「データ対話型理論の発見 調査からいかに理論をうみだすか」新曜社)

Kyvsgaars Britta (2003) *Criminal Career The Danish Longitudinal Study*, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS

Georg K. Storup (1968) *TREATING THE 'UNTREATABLE' -Chronic Criminals at Herstedvester*, (=1973, 小沢禧一訳「異常犯罪者の社会復帰」東京大学出版会)

Lars Bo Langsted, Peter Garde, Vagn Greve (2011) 「Criminal Law In Denmark. 」
Third Revised Edition Wolters Kluwer

Clausen, Susann (2007) *Samfundstjeneste-viker det Jurist-og Okonomforbundets Forlag*

Suzy Braye and Michael Preston-Shoot (2016) *Practising Social Work Law Association with BASW*

ウェブサイト

Folketinget “How should we punish crimes”

<http://www.ft.dk/demokrati/partier/partiernespolitik/detMenerPartierneOM/Retsvaesen%20og%20domstole/Hvordan%20skal%20vi%20straffe%20forbrydelser.aspx>

(2012年5月10日)

KRIMINAL FORSORGEN “The Danish Prison and Probation Service 2011 -A brief overview-”http://www.kriminalforsorgen.dk/http://www.globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/Danish_Prison_and_Probation_Service_-_In_Brief.pdf (2012年3月8日)

The Danish Ministry of Justice, JUSTISTMINISTRY <http://www.justitsministeriet.dk/>

(2012年5月6日)

KRIMINAL FORSORGEN “A Program of Principles for Prison and Probation Work in Denmark”
http://www.google.co.jp/search?sourceid=navclient&hl=ja&ie=UTF-8&rlz=1T4SKPB_jaJP359JP359&q=32.+A+Program+of+Principles+for+Prison+and+Probation+Work+in+Denmark (2012年5月6日)

DANMARK STATISTIK <http://www.dst.dk/da/Statistik.aspx> (2012年8月15日)
High:Five <http://www.highfive.net> (2012年11月30日)

Ministry of Justice “A Program of Principles for Prison and Probation Work in Denmark”
<http://www.justitsministerier.dk> (2012年8月15日)

法務省(2016)「再犯の防止等の推進に関する法律の施行について」

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html(2017年9月1日)

法務省(2012)「再犯防止に向けた総合対策」http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html(2017年9月1日参照)

法務省(2014)「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 平成十七年五月二十五日 法律第五十号」(http://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000050&openerCode=1, 2017.11.8)

野村総合研究所広報部「治安に対する意識調査 2005年5月13日」

<http://www.nri.com/jp/event/nr/pdf/nr20050513.pdf#search=%27%E9%87%8E%E6%>
(2017年10月5日)

朝日新聞「高齢になると怒りがコントロールできなくなる？」http://www.asahi.com/and_M/living/SDI2016120238191.html (平成28年12月6日)

政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201406/1.html>
(2017年12月24日)

法務省資料 「検察庁 入口支援の取組み」

<http://www.moj.go.jp/content/001237210>. (平成29年12月25日)